

- (各地方ノ事情ヲ考慮シテ適當ニ合併ヲ行ヒ強力ナル組合トシテ活動ヲ期スルコト)
- 三、本所規約第五十二條ニヨル本所經費分擔金ニ關スル件  
(實施ニ就テハ當局ニ於テ研究シ適當ナル方法ヲ講ズルコト)

各府縣提出案

- 一、茶業機關雜誌統一發行ニ關スル件 (宮崎縣)  
(福岡縣案ト合併シ實行方法ハ中央會ノ考慮ニ俟ツコト)
- 一、國立茶業試驗場支場ヲ九州ニ設置ノ件 (同上) (熊本縣案ト合併シテ可決)
- 一、農林省ニ茶業專任技師設置ノ件 (同上) (可決)
- 一、千葉縣ノ茶業組合規則停止ヲ解除セラレムコトヲ主務省ニ建議スル件 (埼玉縣)  
(京都案ト合併付議シ茶業規則停止解除ノ件主務省ニ建議スルコト)
- 一、愛知縣ニ對シ茶業組合規則施行方ヲ農林大臣ヘ陳情スルノ件 (京都府)
- 一、中央會議所ニ於テ茶業雜誌發行ノ件 (福岡縣)
- 一、九州ニ於ケル玉綠茶ノ規格ヲ統一シ輸出ヲ促進セシムルニ最モ適當ナル方策如何 (佐賀縣) (提出者缺席ノ爲保留)
- 一、荷票制度ヲ撤廢シ合法的賦課方法ニ改ムル妙案承リタシ (奈良縣) (保留)
- 一、九州茶業發達ノ爲メ國立茶業試驗分場ヲ設置セラレムコトヲ其ノ筋ヘ建議ノ件 (熊本縣)
- 一、後進地ニ於ケル茶ノ増産改良研究事業ニ對シ中央會議所ヨリ相當助成セラレン事ヲ要望ノ件 (同上)
- 一、(原案修正可決)「事業ニ對シ」ノ次ヘ「政府及」ノ三字ヲ加ヘ)
- 一、農業動産信用法ニ關スル件 (靜岡縣)
- 一、(本案實施ニ關シテハ中央會ニ於テ更ニ審議ノ上當局ニ意見具申ツナスコト)
- 一、政府茶專賣ニ關スル件 (同上)
- (稅制整理ノ一トシテ當局ニ於テ研究セラレツ、アルヤニ聞クモ之ガ實施ハ業界ニ重大ノ關係アルヲ以テ十分調査考究シ當局ニ意

見ツ具申スルコト)

- 出席者 △農林省久木元猛 △東京府田口傳右衛門、吉濱代作、小泉修造 △京都府丸山徳次郎、池田傳 △神奈川縣田中林藏 △埼玉縣市村高彦 △奈良縣福井勘治郎、日浦實太郎 △三重縣小森久郎 △靜岡縣宮本雄一郎、山田長司、△滋賀縣地平春吉 △熊本縣森本利三吉、稻垣政太郎 △鹿兒島縣樋渡次右衛門、重村篤爲 △高知縣楠本忠太郎 △福岡縣堤未次 △長崎縣柏木登 △愛媛縣森岡半五郎 △宮崎縣階川良一、古山丈夫、堀地重義、岡本英雄、岩切義秋 △中央會議所中村圓一郎、栗谷喜八、三橋四郎次、尾崎元治郎、山口忠五郎、榎葉幸藏、野呂興之助、桑原善助、池田萬藏、樋渡次右衛門、加藤徳三郎、鳥居久作、竹下仁三郎、土田友一、松浦三策

第十三回

昭和十年四月十六日熊本縣會議事堂に開會、中村會頭議長席に着き前回決議事項の處理に關し、三橋理事より左の如く報告説明す。

報告事項 一、第十二回會頭並組長會議決議事項報告ノ件

- △茶業機關雜誌統一發行ノ件——各府縣事情ヲ異ニスル爲差當リ統一困難ナリ △農林省ニ茶業專任技師設置ノ件——本省ニ要求中ナルモ急遽ノ實現ハ困難 △國立茶業試驗場支場ヲ九州ニ設置ノ件——同前 △茶業後進地ニ於ケル茶ノ増産改良研究事業ニ對シ政府及中央會議所ヨリ相當助成方ノ件——農林省ハ別トシ中央會ハ特殊ノ事情ノモノニハ助成スベシ △茶業組合規則停止解除方ヲ主務省ニ建議ノ件——愛知縣等ヲ建議スベシト考ヘ研究中 △農業動産信用法ヲ茶ニ適用ノ件——差向キ困難 △茶ノ政府專賣ニ關スル件——同上
- 二、其他 △中央會議所英譯名ノ件 從來 *Japan Central Tea Association* トシタガ、今後 *The Nippon Tea Association* ト改ムベシ △國際茶委員會ノ輸出茶統制決議ニ日本茶參加方勸誘ノ件紅茶ノミニシテ綠茶ハ含マズ、印度、セイロン、ジャバニ於テ目下輸出ヲ制限シツ、アリ、日本茶ハ未ダ數量僅少ナルモ、外務省ニ就テ種々協議ノ結果ハ研究ノ必要アリ、米國茶業組合會頭ヘクト氏ノ如キハ參加シテ割當ヲ取ルツ良シトセズヤト云フ、將來統制ニ就テ研究ノ必要アリト思惟ス

右第一項に對し久木元農林局長は農林省の方針を説明して考慮を約し、その他の件については二三の質問應答ありて之を承認したる後、熊本縣經濟部長松島源造氏は同縣關屋知事の祝辭を代讀し且つ地元縣茶業會頭として一場の挨拶をなし



引續き各提出議案の協議に入り、中央會提出案に對しては、靜岡縣宮本氏の意見により、議長指名の委員に附託することとなり、議長は

△京都丸山徳次郎(委員長) △三重小森久郎 △靜岡宮本雄一郎 △宮崎縣地重義 △熊本森本利三吉

の五氏を指名し、委員は別室に於て委員長を互選し答申案並に要望事項を決定して之を本會議に報告他の議案と共に決定後、臺北茶商公會を代表出席した。同會囑託陳清波氏より内臺茶業者間の聯絡強調に關する意見あり、鹿兒島縣の鯉坂氏は同縣前會頭故樋渡氏に對する申慰金精算を報告、中村會頭の挨拶を以て閉會、同夜水前寺江津花壇に於ける晚餐會に臨み翌日散會した。提出議案及び答申事項並に出席者氏名左の如し。

中央會提出案

一、茶樹病蟲害驅除劑トシテノ亞砒酸使用禁止ニ關スル適切ナル取締法方ニ關スル件

(理由) 各國ノ輸入茶検査ノ實情ニ鑑ミ本邦輸出製茶ニ亞砒酸含有ノ有無ハ輸出増進上多大ノ影響アルヲ認ム故ニ亞砒酸使用禁止ニ有効適切ナル取締ヲ攻究スル要アリト認メラル

右答申案 △指導ヲ周到ニシテ亞砒酸ヲ使用セシメザルコト △現行規約ヲ勵行シテ取締ヲ嚴ニスルコト △製茶取引前ニ検査ヲ行フコト △製茶ノ検査ヲ徹底セシムル爲メ國營検査ヲ勵行スルコト

要望事項 (一)栽培法ニ關スル研究ヲナスコト (二)害虫ニ關スル研究ヲナスコト (三)天敵ニ關スル研究ヲナスコト

(四)代用藥品ニ關スル研究ヲナスコト (五)簡易檢出法ノ研究ヲナスコト

各府縣提出案

一、九州茶業發達ノ爲メ國立茶業試驗場ヲ設置セラレンコトヲ其筋ニ建議ノ件 (熊本縣)  
一、輸出紅茶ノ生産統制ニ關シ製造設備ヲ指定シ製品ノ取締ヲ要望スルノ件 (鹿兒島縣)

(理由) 最近國産紅茶ノ急激ナル海外進出ハ誠ニ國家ノ慶事ト謂フベシ、然ルニ昨年ニ於ケル生産ノ亂脈ナリシハ將來ノ發展上深受トセラル、今ニ於テ嚴重ナル取締ヲ行ヒ粗悪品ノ生産ヲ阻止セザレバ再ビ往年ノ歴史ヲ繰返スニ至ラン、此際中央會議所ニ於テハ完全ナル製造設備ト原料の條件ヲ具備セザルモノ、紅茶製造ヲ禁ズルガ如キ規定ヲ設ケ之ガ勵行ヲ期セラレ度シ

一、農林省ニ機械製茶設備獎勵ノ擴張ヲ要望スルノ件 (同上)

(理由) 農林省ハ昭和七年七月機械製茶設備ノ獎勵ヲ開始サレ茶業振興上裨益セル處多シ、然ルニ之レガ助成ハ一縣一ヶ所ニシテ將ニ興ラントスル九州各縣ノ茶業ニ對シテハ餘リニ僅少ナリ、一層之ヲ擴張シ必要ナル府縣ニ對シテハ指定個所ヲ増加サレムコトヲ要望ス

一、農林省紅茶原種園ヲ九州ニ設置方請願ノ件 (同上)

(理由) 近時茶樹品種ニ關スル研究進ミ優良品種ノ種苗ヲ得ムトスル要求大ナリ、而シテ育種上九州ハ天然ノ要素ヲ具備シ短期間ニヨク其ノ目的ヲ達シ得ルヲ以テ九州ニ國立紅茶原種園ヲ設置シ府縣及富業者ノ要求ニ應ジ原種配布事業ヲ施行セラレタシ

一、農林省ニ専任茶業獎勵技術官ノ設置ヲ要望スルノ件 (同上)

(理由) 既ニ數次ノ會頭會議ニ屢々議決提唱セル問題ナリ、最近ノ情勢ハ輸出ノ激増各府縣茶業ノ伸展ニ伴ヒ統制上其必要一層迫切ナルモノアリ、本會議ノ決議ヲ以テ速カニ之レガ實現ヲ期セラレタシ

一、釜炒製玉綠茶ノ輸出増進ニ關スル件 (佐賀縣)

(理由) 茶業組合中央會議所ノ御盡力ニ依リ近時本邦茶ノ輸出ハ著シキ躍進ノ境地ニ在リ、釜炒製玉綠茶又其ノ餘慶ニ漏レズ新販路地向輸出茶トシテ此等需要地ノ嗜好ニ合致スルモノ、如ク然シテ其ノ餘澤ハ大量取引トシテ實現セラレ我等茶業者ハ齊シク欣ビニ堪ヘズ、然レ共過去ノ取引ノ實情ヲ見ルニ生産數量少キ上ニ釜炒製玉綠茶生産各縣夫々個々ノ立場ニ於テ此等取引ニ應ジツ、アルヲ以テ數ニ於テ購買者ノ要求ニ速キ隔リアリ、更ニ實ニ於テモ亦區々ニシテ輸出増進上支障少シトセズ、今回九州各縣釜炒製玉綠茶生産縣ノ各位御集合ノ機會ニ本問題ニ就キ研究ヲ重ネ輸出増進上ノ支障ヲ除去セント欲ス

一、茶業組合並茶業組合聯合會議所技術員設置費ニ對シ國庫助成方要望ノ件 (宮崎縣)

(理由) 茶業組合並同聯合會議所々屬ノ茶業技術員ノ活動如何ハ茶業ノ進展上重大ナル關係アルハ實言ヲ要セザル處ナリトス、然ルニ之ガ技術員設置費ノ金額ヲ組合員負擔トシ指導獎勵ノ萬全ヲ期スルハ農村窮下ノ狀勢ニ鑑ミ困難ノ實狀ニアルヲ以テ之ガ技術員設置ニ對シ相當額ノ國庫助成ノ途ヲ講ゼラレンコトヲ要望ス



出席者 △農林省久木元猛 △東京府茶業組合會議所會頭池田万蔵、書記小泉修造 △京都府茶業組合會議所會頭丸山徳次郎、書記飯田格 △大阪府茶業組合會議所會頭山本太市郎、理事港昭 △神奈川縣茶業組合會議所會頭中林蔵 △埼玉縣茶業組合會議所會頭市村高彦 △奈良縣茶業組合會議所會頭山字蔵 △三重縣茶業組合會議所會頭小森久郎 △靜岡縣茶業組合會議所理事宮本雄一郎、囑託渡邊三 △鹿児島縣茶業組合會議所會頭藤坂貞盛、理事石井吉次、技手田中伸吉 △長崎縣茶業組合會長兼井淳二 △高知縣茶業組合會長森田俊吉 △福岡縣茶業組合副會長堤米次、副會長一今井孝 △佐賀縣茶業組合副會長並木莊四郎、技手員小島廣 △宮崎縣茶業組合技師堀地重義、理事岩切義秋 △熊本縣茶業組合聯合會議所會頭松島源造、副會頭森本利三吉、理事武田熊夫、同有備貞三、技手兼書記飯塚和吉、縣農林技手内田晋一 △茶業組合中央會議所會頭中村圓一郎、副會頭栗谷喜八、理事三橋四郎次、評議員尾崎元次郎、山口忠五郎、佐藤幸藏、野呂興之助、桑原善助、池田万蔵、堤米次、理事加藤徳三郎、囑託技師宮地鐵治、取締員竹下仁三郎、書記土田友一、後藤卓二 △臺灣臺北茶商公會陳清波

## 第二 全國茶業者大會

大正七年の靜岡大會 全國茶業界の權威者を一堂に集めて、茶業に關する當面の重大問題を議し、夫々解決の鍵を與へた、所謂全國茶業者大會は、從來屢々各地に開かれて居る。即ち明治十六年には神戸に於て製茶共進會の開かるゝを機とし、全國茶業集談會を開き、其決議を以て政府に對し、粗製濫造の匡正方を建議し、政府はこれに基き翌十七年茶業組合準則を發布してこゝに組合結成の素地をなしたものであるが、其後、生産改良又は海外販路擴張等の必要に應じ、隨時全國大會を開き來つたがその主なるもの丈にても、明治二十二年大阪市の有志大會、同二十九年及び三十二年の伊勢山田市の大會、三十五年の靜岡、三十六年の大阪、三十八年及び四十二年四十四年の靜岡等何れも茶業當面の問題に對する全國當業者の切實なる叫びを擧げて居るが、其後、明治は四十五年を以て最後の扉を鎖し、大正年代

に入るや、間もなく世界大戰勃發、日本の經濟界は異常の活躍を示したが、物價勞銀の昂騰により、製茶經營の苦難時代を現出、機械による粗製の非難は、需用地なる米大陸に起り、之が對策については、大に我が茶業當局を苦しむるに至つた。

こゝに於てか、久しく中絶の姿に陥つて居た全國茶業者大會開催の必要を感じ、本會議所主催となり、大正七年六月二十日靜岡市追手町メソヂスト教會堂に於て開會した。全國よりの來會者六百三十二名、相澤中央會理事開會を宣し、北川靜岡縣茶業聯合會議所副會頭地元會頭に代りて歡迎の挨拶をなし、大谷中央會頭登壇來會者の勞を謝し、書記朗讀の同大會主意書に補足して

國富の増進は内産業の發達と外販路の擴張に待たざるべからざるは萬口の一致する處、而かも戰後經濟界の變遷は之を遂行するには餘りに困難である、其産業貿易の發展を期し、不利克復後の經濟戰に最も必要の武器は信用である。此信用を得んが爲めには我茶業に於ても生産家商人共に一致是に當らざるべからざるに近時目前の利に眩惑して粗悪茶の製造輸出を敢てし爲めに米國政府の日本茶に對する輸入の禁止規則の追加増補となるに至つた。是れ日本茶業者の一大恥辱である。我が當業者は此際大に覺醒して日本茶の信用を恢復し戰後の經營に重きを置き茶業百年の計を樹立せねばならぬ。

と述べて議事に移り、靜岡殿岡巖石氏の發議で大谷會頭を議長に推し、左の決議案を附議す。

決議案 我が茶業が、他業に先して、安政六年貿易の端を拓きてより、正に六十年、明治十七年組合準則の發布と共に、又 他業に先んじ、全國當業者打つて一丸となり、茶業組合を組織してより茲に三十有五年を閲したり。此の間、時に盛衰なきに非ず一高一低幾多波瀾曲折を見たれども、常に當業者の一致協力に依り萬難を排して克く對米貿易上根柢深き信用を扶植して以て近年に造びしに、偶々慘禍降りなき歐洲の戰亂は貿易界に變動を來たし、我が製茶貿易上前古未曾有の好況を誘致して、殆ど獨占の地歩を有するに至らしめしに意驕り心弛み、目前の利に眩惑して永遠の計を忘れ、需要多きに從つて粗製茶、殊に木等夥多なる粗悪茶の輸出を敢てしたるを以て、大に我が茶の聲價を傷け、遂に米國政府をして、製茶輸入の取締規則の増補追加に依り、一層嚴密の取締を勵行せしめ、嗣へ米國は戰時經濟政策の必要施設として數々輸入制限令を發し、近く、我が茶に對し制限を加ふるの議起ると



得へらる。定に我が茶業界多事多難にして、富業者の富に最警戒を要すべきの年なり。然るに今年既に業に市場に現れたる製茶を  
観るに、昨年のそれに比し尙も改善の跡なし、此の勢の移るに任せ前年の轍を履むに於ては、我が業の衰退將に近きにあらむ。實  
に之れ危急存亡の秋なり。

今に於て全國富業者各極然として振起し、心を一にして力を協せ時弊を矯正するの途を講ぜずんば、嗚呼此の危機を如何にすべき  
抑々粗製粗造茶輸出の因に就いては、賣手買手相互其の責を負ふべきものなれども、賣手即ち生産家は先づ第一に其の責に任ぜ  
ざるべからず。生産家側は於て初めより取引信用に深く顧念して粗製茶を市場に出すことなくんば、如何に買手の無謀と雖も粗茶  
の輸出に由なかるべく、翻つて假令生産家が故意に粗製の茶を市に上すとも買手即ち商人側は於て、對外信用の上より斷然排斥し  
て顧みざる時は、生産家として譽ひ其の製茶の品質を向上せしむべきなり。

此の故に、富業者中一二背信的行爲に出づる者ある時は、忽ち延ひて全般の名譽を傷くるに至るべく、富業者各自の利害休戚は  
即ち繋つて一般の利害休戚にある事を追次相諍の間と雖も銘記して忘るる事なく、一般富業者戸々相警め人々相戒め誠心誠意各自  
其の守る所を嚴にし、誓つて新業革新の實を擧げざるべからず。

一、茶園主は頗らく茶園の愛護を以て茶業持久の計となし、殊に専ら生業賣を事とする者は自園採取の生業の良否如何が製茶の品  
質上に其大の影響を及ぼすものなることを覺り、苟くも遠く富業者に及ぼす禍根胚胎の因たるべき粗造の原料は、今後、斷然賣  
却せざるべく。

二、生産家は頗らく、我が綠茶固有の特質發揮を以て眼目とし、各自の生産に關る製茶の良否は、直に日本茶の名譽に影響するも  
のなることを牢記し、現時物議を無しつゝある木竿の混入を根絶せしむべきは勿論、苟くも品質を低下せしむる因となるべき製  
法に伴ふ惡弊は、今後斷然廢止するに努むべく。

三、製茶取引商は頗らく我が製茶の聲價保持を以て主眼とし、其の取引に當り嚴密に留意し明かに信用を毀損せしむる因となるべ  
き製茶は、今後斷然之れを市場より排斥するに努むべく。

四、生産家にして兼ねて茶商たる者は頗らく、賣買兩ながら其の範を示すを以て理想とし、取引上の信用に留意して其の生産並賣  
買に従ふべく。

五、茶業組合、聯合會議所、中央會議所の役員、製茶検査所長、製茶取締員、製茶検査員、其の他製茶取締に關する職員は頗らく  
各々規約に準據して今後一層嚴密の取締をなし、苟も未國検査官の派査に觸れて拒絶せらるべき種の製茶と認めたる場合には逐

帯なく之れが摘發檢單に努むべし。

然り而して、茶業者の製造又は賣買に關する準則として終始、茶業組合中央會議所規約第九條各號を遵守すべきは勿論、

一、米國政府の標準茶に比し、葉枝、木竿、古木竿等（木質の草類）の浮物、又は浮渣の生ずべき葉枝等を粉木としたる物、屑類  
及塵埃等の混入多量なる場合

二、米國政府の標準茶に比し、黄葉、古葉、結葉、損葉等の混入多量なる場合

三、茶葉原料として採取せる刈落茶を良茶に混淆したるものは、同條項に該當するものなるを以て、今後其の製造賣買は當然嚴禁  
すべく、若し製茶及検査に當る吏員が、特に前掲の製茶を發見したる時は、同條第十號に依り今後嚴密の取締を勵行し、粗造不  
正の講ある製茶輸出の途を杜絶するに努むべし。

此の際、此の時、普く全國茶業者の輿論に訴へ、富業者の結束を固うし、共に、速かに茶業界多年の積弊を除去して、本邦  
茶の聲價を發揚せしめ時運の奮せる絶好の機會を捉ふる事に歩調を整へ銳意奮進し以て遺憾なきを期す。

右決議す（大正七年六月二十日）

同案に對し、殿岡氏は「製茶の改良に道德觀念を織込むは元より必要だが、決議案中、粗造茶の罪を生産家に嫁するが  
如き字句あるは其意を得ず、是れ寧ろ商人が生産家を誘惑するものと云ふべきである」と突込めば、大谷會頭は

粗造茶の製造輸出の責は、生産家商人共に元より輕重はないが、この爲めに輸出茶の滅亡を來すが如き事であつた場合、商人は直  
にその業を他に轉じ得べきも、生産家は多年育成の茶樹を抜き去ること容易の業でなく、其苦痛は生産家に最も大であるから之を  
注意したるのみである。

と辯明し、立花兵吉氏は、人格ある検査員をして検査を勵行せしむべきを高調し、繁田武平氏規約による検査の勵行を  
主張し、同案を議長指名十三名の委員附託となすべき動議を提出、多數にて之に決定、大谷議長は左記委員を指名す。

殿岡巖石、伊藤市平、繁田武平、河部野利忠、初見周吉、小森久郎、藤田政次郎、岡本耕一、伊藤仙太郎、岡部住藏、上田榮吉、  
宮本雄一郎、遠藤彌三郎

こゝに遠藤彌三郎氏提出の左記建議案も同一委員に附託と決し會議は休憩となる。



建議

現時我が茶業界の情況に鑑み相製粗茶取締の施行に關し特に左の各項に改訂するものを茶業組合中央會議所規約第九條第十條に依り直訂せられん事を中央會議所會頭に建議す

- (一) 米國政府の粗茶に比し煎茶、木草、古木草等(木質の質類)の浮物又は浮渣の生ずべき煎茶等を粉末となしたる物、屑類及塵埃等の混入多量なる場合
- (二) 米國政府の粗茶に比し黄葉、古葉、枯葉、損葉等の混入多量なる場合
- (三) 茶葉原料として採取せる刈落茶を良茶に混入したるもの

午後再開、仲小路農商務大臣、道家農務局長、赤池靜岡縣知事及世良農商務局等臨席、大谷議長は是等來賓の臨席を謝し、決議並に建議案の調査を附託せる委員の報告を促す、委員長伊藤市平氏より「決議及建議案共に機宜に適應するものにて只木草を木草と改めたる外二三字句を修正して原案を是認した」と報告し、更に委員十三名を代表して左記建議案を提出した。

建議案

(一) 外國へ輸出茶の検査を政府に於て施行せらるゝ事 (二) 國立製茶試驗場を大正八年度政府に於て設立せらるゝ事 右本會の決議により茶業組合中央會議所より主務省へ請願せられんことを望む

大正七年六月二十日

大谷議長は右委員會報告並に追加建議案を一括して議場の意見を問ひ、滿場異議なく之を決し、各機關に訴へて之が實現を期することとし、席を仲小路農相に譲る。農相登壇左の演説を試む。

仲小路農相訓諭演説

本日全國茶業者大會に於て茲に御一同に御目に懸かることは甚だ自分の欣ぶ處であります。只今大會會頭よりの談がありました通り近來各種の事につきまして甚だ多忙を極めて居りますが、今回開會せられ、此の大會は極めて重要な會合ではあるし、是非何とか練習して出席をいたす様にといふ大會會頭より屢々御話があり、私も亦今日の場合此の茶業者大會は實に重要なことであると存じ、茲に寸閑を割いて出席をいたしましたのでございまして、直に又今日歸京をいたさうと考へてゐる次第であります、私がこの重

要な會に出席し、諸君のお集まりの席に於て卑見の一端を申し上げますのは甚だ欣幸といたす所であります。

我が製茶貿易は種々なる變遷を経て參つたのであります、殊に最近の大戦亂以來は、我が製茶貿易も種々世界の情勢の變化に伴ひ心配をいたすことも一再ではなかつたのであります、現に昨年の如きも我が製茶貿易は誠に都合好くは參つたが、之を輸出いたす船舶に少なからぬ不便を感じたこともございまして、これは只だその一端でございまして、兎にも角にも今日はこの世界大戰亂に遭遇いたして居る爲に、輸出入共に平時を以て論ずる譯には參りませんで思ふに任せることが少くないのであります、併し我が國に於て此の如くに種々の點に不便を感じますと共に、我が貿易上の英國として最も親密なる英國を初め其の他の諸邦に於ても是等船舶の關係その他種々の點に於て云ひ難き多くの不便もあるものであります、幸にして我が製茶貿易は此の如く數回種々の波瀾に揉まれつゝあるにも拘らず、今日迄はまづ萬事が都合に參つて、好い立場になつたのであります、別けて昨年よりかけて本年に到つては製茶に於ける一般の利益は甚だ宜しい情況である當局大臣として私は御一同の爲に甚だ喜ぶ次第であります。

併しながら世の中は何時如何なる變化が來ぬとは申されませんが、始終好天氣ばかりは續くものではなくして、何時風雨の日に際會いたすことがあるかも知れない、一面に都合が、好景氣だ、と云つてゐる時が、餘程用心をいたすべき時ではないかと存ずるのであります、誠に、古い言葉ではあります、世の中に油斷ほど恐るべきものはない、得意の場合に多く生じ勝ちになるのは此の大敵であります、我が製茶貿易は最も親密なる關係の英國へ誠に都合好き状態に於て輸出が行はれて參つたのであります、然るに茲に甚だ悲しむべきことは、貿易上斯く都合の好い品物について、茲に甚だ面白からぬ、甚だ忌はしき情況の一端を見たことは御同様と共に自分に於ても甚だ遺憾に存するのであります、目下の戦時中の状態は何れかと申さば變態であります、戦争が終局の曉に於て到來すべき情況が常態に於ける我が貿易の關係であります、されば目前戦時中に於ける情況に對して攻究考慮するのは當然であります、さりながら寧ろ大なる攻究を遂げて大なる希望を有することは戦後永久に亘るべき我が貿易の關係であります、殊に我が製茶の事業に於て最も然りとします。

果して然らば今日海外貿易を健全ならしめ堅實なる貿易状態を持續せしむるについて、先づ第一に考慮すべきは云ふ迄もない我が信用を博する點に重きを置くべきであるかと存じます。決して一時目前の利益に眩惑することなくして、我が得たる地歩は益々之を確實にいたし、將來いよいよ繁昌隆盛の境界に達せんければならぬのであります、この目的を達するの必要ある事は何處までも彼我意思の疎通に併せて我が信用を増大し安じて取引の出來るといふことにいたすが要義でございまして、只だ斯かることはあるまい、それほどまで考へずともと云ふ者があつたならば、それこそ所謂來らざるを頼んで我が持つある所を以て頼むものではない、



簡単に申さば油断は大敵の基であらうと存ずるのであります、何處までも我れは我れとして將に盡すべき所を盡し、所謂赤心を以て人の胸中に置くといふ、その誠心誠意がなくてはならぬと存じます、而してこの誠意誠意は何人か之を感動せざる者がありませう、我が貿易上最も親密なる關係を以てゐる米國に於ても必ず深く我が誠意のある所をよく諒せらるゝであらうと思ふ、果して然らば我が將來に亘つて堅實なる貿易の状態は全くこゝに胚胎をいたすといつて宜しいのであります、貿易事業感にして我が生産品の賣行多くなれば、その生産についての多量を生産することは當然であります、生産についての多量ならんことを望む結果としては茲に機械を利用するといふ情勢に向ふも亦當然であります、要は文化に伴うて機械使用日一日その多きを増すは當然であります、併しながらこの機械の使用につきましても、自ら綿密にして慎重なるを必要とするのであります、これによつて所謂濫造の結果を生じましたならば、これは機械に對する過當なる使用とは申されぬ、又生産多額を要するが爲に多くの物についてその收穫を多くせんことを望み、その結果若し又濫用濫用の結果を生じ永く禍根を他に胎すことがあつては甚だ遺憾であります、故に我が製茶の貿易隆昌を告げ生産多額を要すると共に此の一點に對して一層心を用ひ、一人親切を旨とし所謂天與の物をして益々その處を得る様にして參るが自然天地の理道になつて、その享くる慶福は容易に盡きざることとなるのであります、私は外は海外貿易に關することを、内は生産増殖を計ること、その道こそ異なれ、取るべき點は一つであつて、天地に通じたる誠意を以て天地の事物に對し、之を親切に扱ふ、飽くまで善良堅實を圖つて進むことが、全く將來永久の隆盛繁昌を期する基であります、私は總ての物に於てこの點は飽くまで徹底をせしめたいと思ふのであります、況や我が製茶の如き海外貿易品として重要な地位に立つものは尙更なことでありませう、今日多忙の際にも拘らず遠くこの地に罷出で卓見の一端を申述べやうと存じたのは全くこの結果であります、只今私の面前に於て諸君の決議を拜聴いたしましたしてこの決議の趣意その他の事項は、今日當地に參る汽車中に於て詳しく拜承いたしました、而して當席に參るや滿場一致非常なる熱心を以て決議せられた、私は實にこの點に對して慶ぶのであります、決議の趣意は全く自ら進んで我が海外貿易に對して信用の基礎を植付けんとするの趣旨であります、この點は私の欣ぶ所であります、次に二々條の建議案何れもこの建議については夫々手順を纏られて而して私共の手許に達する日もあることと存じます、で他日當と考慮をいたし成るべく諸君の御趣意に叶ふ様に努力いたす積りであります、併しながら検査の事といひ各種のこと此の根本に於ては自治自警、自ら治め自ら警む、この精神が飽くまでも必要であります、この精神あつてこそ始めて又他より助くる事となるのであります、これは他力に任すより寧ろ根本に於ては自力を基とし、自ら之を助けて、而して他も亦之を助けて、共に之を大成せしむる、この道理も古今決して論りはないと存じます、私は何れこの建議が本省に到着いたした時は、各種の點をよく考慮いたして

成るべく茶業者御一同の爲に堅實にして堅固なる將來の基礎を開く爲に努力をいたさうと存じます、今日この席上に出まして御一同に御目に懸かりました事は私の永く記憶いたす所でありませう、こゝに一言私の所見を申述べて、御挨拶に代へる次第であります、續いて赤池知事登壇左記告辭を朗讀す。

赤池知事告辭

本日茲に全國茶業者大會を開催せらるゝに方り任を本縣に承くるの故を以て一言所懐を述ぶるは本官の寔に欣幸とする所なり、製茶は縣下生産物の大宗たるのみならず就中再製茶は其の製造、其の輸出實に本縣を以て全國茶業の中樞となすが故に茶業の盛衰消長は縣民の經濟利害に至大の關係あり幸にして時局以來斯業は極めて順調に發展し海外市場に於て克く印度支那茶の如き勁敵を屈倒し大いに名譽を博し常に實利を收めたるは眞に慶賀の至に堪へず、然りと雖も或むべきは盛時にあり現時茶業界は機械の發明と利用とにより製造の方法を改め其能率を高め著しく生産額を増加し以て海外の需要に應じ國富を増進するを得たり、機械の效能甚だ大なるも利用其當を得ざれば所謂粗製濫造の弊を生ぜん又支那印度の競争品を屏息せしめたるは寧ろ船腹問題の救す處にして戦時變局の一現象たるが如き須く當業者の三思すべきものにして一時の好況に押れて粗茶を輸出し噴騰の悔を胎すなきを要す、殊に米國の状態米人の感情は最も注意すべく今年大に標準茶の規則を云爲するが如き其眞意那邊に存ずるかを熟視せざるべからず、此の秋に方り茶業組合中央會議所茶業大會を開き緊要の事項を講し以て當業者の自覺を促し斯業の隆昌を計らんとするは寔に機宜を得たるものと謂ふべし庶幾くは當業者諸氏能く現時内外の形勢に鑑み詳究審議適切の方策を講じ戮力協力相警め相獎めて斯業の改善發達を圖り以て永く海外市場の優勝者たるを期せられんことを。

右終りて大谷中央會頭來會者一同に謝辭を宣す、當日の出席者は埼玉外七縣知事代理、全國中央會議員繁田武平氏等三十九名の外當局者、府縣聯合會議員各郡市組合長、新聞記者其他有志五百餘名に達した。

静岡に續く熊本大會

戦時對策の茶業に及ぼす影響を検討し、之が打開策を講ずるための全國茶業者大會は大正七年六月の静岡大會に引續き同年十月十八日熊本市公會堂に於て之を再びされた。其來會者三百餘名、來賓道家農務局長、太田熊本縣知事、前田正名翁、佐柳市長、林商會會議所會頭其他百餘名臨席、主催者側は大谷中央會頭以下各



役員多數其席に列し、相澤中央會理事起ちて大要左の如き開會の挨拶を述ぶ。

茲に本年重ねて全國茶業者大會を開くに至つた所以のものは、歐洲戰亂勃發以來、貿易の好調と戰時輸送の關係上船腹に大不足を來し、製茶の輸出にも少からぬ打撃を受け居る一方、我國内の製茶が甚しき粗製濫造に流れ、爲めに米國に於て嚴重なる取締を受け、特に木草混入茶の排斥峻烈にて、日本茶は恰かも戰時禁制品の如き取扱ひを受けて居る。若しこの儘にて推移せんか我輸出茶は米國にその影を没するの虞れがある、これ本大會を開いて當業者の一大覺醒を促さんとする所以である。

之に對し地元の熊本縣聯合會議所阿部野會頭の挨拶並に希望ありて、大谷中央會頭登壇左の如き演説を試む。

本年六月の静岡大會に於て、我々茶業者としての製茶全般に關する改善及精神決議をなしたが、其後我が輸出茶を見るに劣悪甚しきものがある。市場に於ても、再製業者の手許に於ても之を發見する。米國政府が木草又は浮物混入の故を以て輸入禁止の規定を設けたと云ふも無理からぬ事である。今其現狀を觀察するに、一番茶は兎に角として、二番三番に移るに従つて粗悪甚しく昨年の晩期と同様のものを出すのではないかと憂慮に堪へざるものがある。本年若し米國に於て禁止の厄に遇はざれば我國の製茶輸出は全滅の運命に陥るの外はないであらう。この故に政府當局を始め中央會議所に於ては是等の弊賣矯正に最善を盡し、曩に静岡大會に於ける二番茶前の精神決議の如きも、その實行を促すに外ならなかつたのである。

元來茶そのものは物質であつて精神がない。只之を製造する人間の精神によりて物質の善惡何れともなり得るものである。従つて當業者の精神にして立直らざる内は、何時まで待つても矯正は望み得ない。若し萬一之が爲めに、製茶の國際貿易が杜絶するに於ては、我々は祖先から預つた業務を破壊する結果となり、祖先に對して何と申譯が立つであらうか。既にその運命が目前にまで迫つて居るのだ、いよ／＼さうなつて、祖先の墓の前で涙を揮つたとて、モウ六萬十菊の詩を免れぬ。而かも六萬十菊は來年になれば又芽が出るものであるが、一旦失つた貿易は再び之を取戻すことは容易の業ではない。今日茶を製造するものは、先づその茶を摘採すると云ふべき所を、茶を刈り取ると云ふ。實に驚くべきことである。日本茶貿易開始當時は、茶の葉は三枚目よりは摘まず而かもよく精選して製造したものである。然るに今日、一番茶より早くも柴草の如く刈取り、二番三番四番までも繰返し／＼茶の樹を賣め立てる。之では茶園も亡びる一方であり、出來た茶は當然劣悪を免れない、一體茶は之を飲ませてその味により信用を獲得すべきに、自家の飲料は別に良茶を保存し、劣悪茶を輸出に振向けるとは何たる事か、そつといふ精神が第一に間違ひである、我國民は口を開けば戰後の經營といふ。戰爭はまだ本當に終つたのではない、戰時中に於て既に斯の如き恐るべき貿易上の信用問題

が起つて居るではないか。戰後經營などと後の事を考へる前に、目前の危機を如何にして救ふか、我が製茶當業者は大にこゝに心を致さなくてはならない。

熱血を注いだ激勵演説の後、大會の主旨を朗讀せしめて降壇せんとするや、來賓席の前田正名翁は、やをら起ちて大谷會頭の手を握り、力をこめて打振ること三度び、さて開口一番。

國家は土ではない又天でもない唯人によりてのみ成立つものである。國家に人なければ必ず亡ぶ、こゝに大谷翁の如き熱血の人ありて始めて國家の産業起り國力旺ぶるのである。本日茲に參集の茶業者諸君は、國際的に諸君の双肩にかゝつた一大責務を自覺し之が打解に全力を集中すべきである。

と前田翁一流の警醒演説を試み、これにて議事に入り大谷會頭を議長とし、左記決議案を上程す。

決議案

茲に、茶業組合中央會議所が、六月二十日、静岡に開催したる全國茶業者大會に於て、當業者一般誓を宣し新業革新の實を擧ぐるの精神決議をなしたるも、其の後、我茶業一般の狀況は毫も決議の精神に副はず、依然粗製茶其跡を絶たざるの有様であり。

今に於て當業者一般誠然として悔悟し根本的に其精神を改むるにあらざれば、我業の運命は自然廢滅に陥るを免れざるべし。最近、米國政府最高検査官デュー・エフ・ミツネル氏より、茶業組合中央會議所宛、懇篤なる忠言に添へて寄せられたる米國政府大藏省前年度『統計年報摘要』は我製茶前年度の不成績を的確に表示するものにして、今更の如く我當業者の短見淺慮なりしを痛嘆すると同時に、對米信用之れがために甚しく毀損せられたるを千秋の恨事とせざるを得ず。

本年度我輸出茶の米國検査成績果して如何。是れ、頗る憂慮に堪へざる所なり。現時、内には、木炭採取に忙殺せらるゝあり、外には先頃、彼の嚴法に觸れて拒絶の厄に遭ひたるものありとの風聞あり。今後、此の類の續出すること猶前年の如しとせば、日本製茶に對する信用は愈々益々減はれむ、誠ニ我茶業の危機と謂ふべし。

新業盛衰の岐路に立つ此の現下の危機に於て、當業者唯目前の利に趨るを知つて百年の計に想到する事なく、逡巡現狀を株守して移らざれば、戰亂終熄後、開始せらるべき激烈なる經濟戰に於て、我茶の勁敵のため排擠せらるべきは當然の理數にして、早くも現時に其の兆を認めつゝあり。

今や新業の死活は、一に繫つて當業者一般、眞に現下の憂を憂とし此の危機を救ひ、克く戰後の經營を完うする確手たる覺悟を有



するか如何に存せり、是を以て、當業者一般須らく異常の大決心を以て誓つて左掲二項を遵守し違背なきを期せずんばあるべからず  
 一、大正七年六月二十日全國茶業者大會に於ける精神決議の趣旨を體して悖らざる事（速に此の危機を救ひ、克く戦後の經營を完  
 うするため、當業者一般飽足、該決議の趣旨貫徹に努めざるべからず）  
 二、茶樹刈取葉を良茶に製造するを嚴禁する事（茶葉根の宿る所實に此に在るを以て、今後、斷然廢止するにあらざれば、遂ひ  
 に製茶の改善を圖る事を得ざるのみならず、其の極、茶園は荒廢に歸し茶業は自然衰運に陥る事明かなり）  
 右決議す（大正七年十月十八日）

右決議案は時弊矯正の鐵案として滿場拍手を以て之を迎へ即決可決となし、次で長崎縣溝田文吉氏外四名の提出に係る  
 左記建議案を附議す。

建議 茶業組合規則の施行を停止されたる各縣の内茶業組合中央會議所に於て之が復活の要あるを認めたる諸縣に對し速に同規則  
 の施行あらん事を本會の決議に依り其筋に請願せられんことを望む。  
 提出者 溝田文吉、川上平吉、兒玉伊織、阿部野利恭、上野千代吉

同案に對しては渡邊（新潟）伊藤（静岡）其他二三諸氏の質問あり、當局之に答へて原案を可決し正午休憩、午後は道  
 家農務局長、太田知事、春藤内務部長等臨席、大谷座長より局長一行の遠來を謝し、道家局長登壇左記農商務大臣の祝  
 辭を代讀す。

祝辭 今回茶業組合中央會議所主催の下に全國茶業者大會の開催せらるゝに當り全國の有力なる當業者各位に對し一言するの機會  
 を得たるは本官の欣幸とする所なり

抑々製茶は本邦輸出貨品中の一巨擘たるのみならず國內に於ける需用も亦巨額に達し斯業の消長は直に國民經濟に至大の關係を  
 有す隨て之が改良發達を圖るは本邦經濟上の現狀に鑑み殊に急務なりと信ず義に歐洲戰亂の初に於ては其本邦製茶貿易に  
 及ばず影響甚だ憂慮に堪へざるものありしも幸にして昨大正六年の如きは其の輸出額實に二千二百萬圓の多きを算し未曾有の盛況  
 を見るに至れり然れども此の如きは主として時局の影響に由るものにして我競争國に於ける船腹の不足及運賃の暴騰等に基く一時  
 の現象に外ならず是を以て戦後に及び尙能く此の趨勢を促進せしめむと欲せば今後益々製茶の品質を改良し價格を低廉ならしむる

の愈々急なるものあり今後益々栽培並に製造の技術を發達せしめ取引其他事業の經營法を改善し以て此の目的を達成するは各位  
 一般の銳意努力に由るの外なき所なり。

殊に此の機會に於て本官の忌憚なき希望を述べ以て當業者各位の覺醒を求めむとするは粗製濫造の防止即ち是なり素と本邦製茶の  
 米國に歡迎せられつゝあるは品質優良なりとの特質を有するが爲めなり然るに近來市場の好況及需用の増進に伴ひ茶葉を濫獲し粗  
 製濫造を顧みざるの弊を生じ現に昨年如き米國より不正粗製茶として輸入を拒絶せられしもの、中本邦の輸出に係るもの其の九  
 割以上を占めたりといふ、當業者各位が進んで實業道徳を振興し此の如き弊風を一掃するにあらずんば本邦製茶は商品として今後  
 其信用を失墜し貿易の不振を招くに至るべし、固より此等の弊害を矯正するの目的を以て茶業組合中央會議所は曩に其の臨時會を  
 開き規約を改正すると共に製茶の輸出検査を施行することとなしたるに因り今後不正粗製茶の輸出を取締るに於て効果少からざる  
 べきを信ず然れども粗製濫造を防止するは根本よりして先づ當業者の良心を覺醒せしむるの要あるが故に本大會に於ても此等弊害  
 の矯正法に關し十分なる意見を交換し適切有效なる方法を講究し協力此弊を防止して益々品質の改善を圖り本邦製茶貿易發展をし  
 て遺憾なからしめられんことを望む、即ち希望する所を述べ以て祝詞となす

大正七年十月十八日

農商務大臣 山 本 達 雄

右に次いで太田知事の祝辭、大塚農商務次官其他の祝電朗讀等ありて議事を終了、講演會に移り、宮地農商務省技師、  
 臺灣總督府山田秀雄氏、鹿兒島高等農林學校教授谷口熊之助氏等の講演ありて午後四時散會、それより市内靜養軒に於  
 て特別招待の宴があり、主なる來賓及有志の出席百餘名、阿部野利恭氏の挨拶、道家農務局長の謝辭あり、席上更に意  
 見を交換し意義ある大會を終つた。

試驗場廢止反對の大會 昭和六年若槻内閣に於る緊縮政策の犠牲として静岡縣牧野原國立茶業試驗場廢止の  
 閣議決するや、廢止反對の運動は全國に起り同年十一月第十回全國會頭會議に於ては、全國各府縣の茶業團體を集結し  
 て之を徹底せしむることを決議し、同年十二月十六日午前十時五十分より東京赤坂溜池三會堂に於て全國茶業者大會を  
 開くに至つた。主催は中央會議所で、農林省より間部彰、久木元猛、佐藤錦藏の三氏臨席、各府縣の茶業代表者百七十



餘名列席、三橋中央會理事開會の辭を述べ、中村中央會頭主催者としての挨拶宜しく満場に推されて座長席につき、國立試験場廢止反對運動の方策に關する會議に入る。中央會竹下仁三郎氏本大會の議案並に提出の決議案を朗讀し、之に對し  
 △静岡縣山口忠五郎 △三重縣小森久郎 △埼玉縣市村高彦 △京都府丸山徳次郎 △茨城縣瀬谷司之介 △奈良縣山澤兵一郎 △長崎縣溝田文吉

の七氏各々起つて熱烈悲壯なる贊成演説を試み、最後に宮本雄一郎氏は、決議案の即時決定、及び之が實行委員を擧げ關係三省に陳情すべくその人選は座長に一任するとの動議を提出して満場に贊成、原案通り可決確定、十一時半休憩同三十五分再開、中村座長より左の如く實行委員を指名し十一時四十分午餐の爲め再び休憩す。

◆實行委員 △静岡縣尾崎元次郎、山口忠五郎、宮本雄一郎 △長崎縣溝田文吉 △鹿児島縣井上知治 △三重縣小森久郎 △奈良縣山澤兵一郎 △京都府丸山徳次郎 △東京府池田万藏 △埼玉縣市村高彦 △茨城縣瀬谷司之介

かくて午後零時四十分再開、中村中央會頭より、同問題の今後に對する希望挨拶があつて盛會裡に閉會、前記の實行委員は居残つて中村會頭、栗谷副會頭、三橋理事の各役員と共に運動方法を協議し、請願書を作成、當日の決議書を添えて即日新内閣の犬養首相、山本農相、高橋蔵相を各官邸に訪問、試験場の存続方を陳情し、翌十七日も再び三省を訪問次官、秘書官に面接同様熱心に陳情した。その結果遂に新内閣の方針として、試験場は從來のまゝ存続することゝなつたのである。各省大臣に提出した請願書、決議書、並に同大會の出席者数は左の如くである。

請願書 前内閣ニ於テ茶業試験場廢止ノ儀有之候趣仄聞致候處同試験場ノ廢止ハ別紙決議ノ通り我國茶業ノ盛衰ニ影響スル所極メテ重大ナルヲ以テ何卒特別ノ御詮議ヲ以テ同場廢止ノ儀御中止相成度全國茶業者大會ノ決議ヲ以テ此段奉請願候也

全國茶業者大會代表

昭和六年十二月十六日

茶業組合中央會議所會頭

中村 圓 一 郎

決議書 國立茶業試験場ハ飽ク迄之ヲ存置シ一層擴張ヲ計リ本邦茶業ノ振興ヲ期ス

(理由) (一)長クモ 聖上陛下産業御觀察ノ爲メ昨年静岡縣下へ行幸ノ際、特ニ茶業試験場ニ御臨幸アラセラレ詳細御覽ヲ賜ハリ全國茶業者ハ聖恩ノ優渥ナルニ感激シ、欣喜雀躍斯業ニ對スル意氣大ニ揚レリ、然ルニ僅カニ一年ヲ經過セル今日突然之ガ廢止ニ遇ハハ其失望落膽極メテ大ニシテ斯業ノ發展ヲ阻害スルコト極メテ大ナリ。(二)從來政府ノ茶業上ニ施設セララルル處ハ極メテ薄ク茶業試験場ノ施設ハ其ノ唯一ノモノナリ、然ルニ今之サヘモ廢止セララル、ニ至ラバ、政府ハ全然茶業ヲ輕視シ、最近漸ク更生發達セントスルノ氣運ニ向ヘル我國ノ新業ヲ根底ヨリ衰頹セシムルニ至ルベシ。(三)大正八年茶業試験場ガ設置セラレシ以來、各種ノ研究ト有爲ノ技術者養成ニ専念シ爾來各府縣ニ於テモ多クノ研究機關相次テ設置セラレ今ヤ生産改良上大ニ見ルベキモノアリ、然ルニ是ノ根幹タルベキ茶業試験場ヲ廢止セントスル如キ茶業ノ發展ヲ阻止スルノ最毒ト云フベシ。(四)今ヤ我が製茶法ニ革新ヲ要スルノ一轉機ニ際合ス、我國ノ製茶ハ從來ノ未加兩國ヘノ輸出ノ外既ニ露國、モロッコヘノ輸出ニモ着手シ尙ホ其他ヘノ新販路ヲモ求メザルベカラズ、而シテ此等諸國ニテ需用セル製茶ハ從來我國ニテ製造スルモノトハ著シク其製法ヲ異ニシ特殊ノ研究ヲ要シ、特ニ此ノ新販路用製茶ト内地需用茶トノ關係ハ製造技術上極メテ重要ナル研究要目ナリ、故ニ此等ノ研究ヲ怠ランカ海外新販路ノ擴張ハ到底望ムコトヲ得ザルベシ。(五)政府ニ於テハ我國ノ紅茶製法ニ一改革ヲ加ヘ、近年漸次増加セントスル紅茶ノ輸入ヲ防遏シ進シテ海外ヘ輸出スルノ必要ヲ認メラレ昨年ヨリ其研究ニ着手セラレ既ニ數萬ノ資ヲ費シ將ニ相當ノ成績ヲ擧ゲントスルニ際シ國立茶業試験場ヲ廢止スルハ餘リニモ不合理ト云フノ外ナシ。(六)製茶ノ品質ハ茶樹ノ種類ト密接ノ關係アリ、世界産茶國中從來最モ勢力アリシ支那茶ガ漸次不振ニ陥リ印度、セイロン、ジャバ等ガ大ニ發展セルハ茶樹ノ品種ニ關スル處極メテ大ナリ、故ニ我國將來ノ茶業發展上品種改良ノ研究ト良品種増殖トハ極メテ重要ナル事項ナリ、而モ之レ長年月ヲ要スル大事業ニシテ國家ノ力ニ依ルニアラザレバ到底實行シ難キモノトス。

以上ノ理由ニ依リ國立茶業試験場ノ存在ハ極メテ必要ニシテ之ガ廢止ノ如キハ如何ニシテモ吾等茶業者ノ絕對ニ忍ブ能ハザル處ナリ、依テ之ヲ存置シ更ニ一層ノ擴張ヲ計リ國民的飲料ニシテ重要輸出品タル我が製茶ノ發展ヲ期セントス。

右決議ス

△各府縣出席者數 東京府三十四名、京都府八名、大阪府二名、静岡縣五十二名、神奈川縣三名、長崎縣一名、埼玉縣二十一名、茨城縣二十一名、奈良縣三名、三重縣五名、滋賀縣一名、石川縣一名、熊本縣二名、鹿兒島縣二名



### 第三 各種茶業者大會

全國茶業者大會以外、各所に於て數府縣聯合の各種大會が開かれ當面の重要事項を協議し居るが、その主なる會合を摘録すれば左の如くである。

**九州茶業大會** 第一回九州茶業大會は、大正六年三月二十五日福岡縣八女郡福島町會議事堂に於て開會、農商務大臣代理世良屬、福岡縣知事代理城嶋理事官、福岡縣參事會員添田雷太郎氏其他熊本縣茶業組合長、阿部野利恭、岐部才四郎の兩氏以下十九名、長崎縣十七名、鹿兒島縣三名、宮崎縣一名、福岡縣二十名出席、開會前左記各縣委員を選出した。

熊本縣阿部野利恭、清田文吉、長崎縣津和、森三四郎、福岡縣早川壯次郎、甲樹市衛門、許斐文吉、戸上一郎、佐賀縣、松本虎作、宮崎縣稻垣政太郎、鹿兒島縣川上平七、高市久郎

定期開議大石塚磨氏を議長に推し、福岡縣知事代理城嶋理事官、農相代理世良屬の祝辭ありて議事に移り熊本縣茶業組合聯合會提案の

△本秋十月九州製茶品評會を熊本市に於て開催する事、次回の大會を長崎縣に於て開く事 △九州製茶の品位を向上せしめ併せて其統一を圖るため毎年聯合會議所主催を以て研究會を縣順次に開催すること △次年度の大會に於て九州の茶業に功勞ある人並に當業者の表彰を爲すこと △九州各縣に於て製茶業並に之に關聯し其縣聯合會議所の關知する事業の企圖せらるゝ場合は豫め各縣聯合會議所に通達し勉めて相當の連絡を保つこと △佐賀大分兩縣茶業組合の復活を其筋並に茶業組合中央會に請願する事

を附議決定して午餐休憩、午後講演會を開き世良屬(九州の茶)熊本縣手嶋技手(熊本縣の茶業)宮崎縣稻垣技手(宮崎縣の茶業)鹿兒島縣高市技手(鹿兒島縣の茶業)福岡縣城嶋理事官(福岡縣の茶業)諸氏の講演あり終つて一同八女郡生産品評會を參觀した。

### 關西茶業大會

大阪、京都、奈良、三重、滋賀、岐阜、兵重二府五縣聯合の茶業者同盟會は、大正七年二月五日奈良市菊水樓に開催、出席者四十六名、その主なるは奈良縣知事代理田端技手、羽田勲業課長、杉本奈良縣茶業聯合會議所會頭伊藤技手、伊藤小左衛門、市村市太郎の諸氏で定期三重縣代表野村四郎三郎氏座長席につき宣言及び會の目的を朗讀したる後、『關西茶業者は一致團結關東茶業者に對抗して、發展を計る』旨を決議し、各府縣の幹事左記十七名を指名散會した。

△三重木村平一郎、樋口正太郎、館熊吉、野村四郎三郎 △京都木村小兵衛、中村藤吉、松尾基平治、渡邊辰三郎 △兵庫神戸不

### 關西茶商同盟會

大阪、京都、滋賀、三重、奈良、兵庫、岐阜二府五縣の製茶輸出業者を以て成る茶商同盟會は、大正八年二月山田市に於て總會を開き、出席者五十餘名、茶業中央會に對し左記陳情書提出の件を議決した。

△米國市場に於る日本茶は浮業及木幹葉等の混入甚だしきに依り往々輸入を禁止せらるる事あり之が矯正を計るには重要な各集散地に於て検査を勵行し其改善を計られたき事 △近來機械製茶發展の結果往々硬葉を摘採し粗製に流るの弊あるを以て早摘製法を奨励せられたきこと △中央會より米國へ派遣せらるゝ販路擴張員の通信は往々遅延し時機を失するの嫌あり今後一般當業者へ迅速周知の方法を探られたきこと △近來物價及勞銀の騰貴に伴ひ製造費の膨脹を來し收支償はず爲に斯業の發展を阻害されんとするの慮ありこの際最善の努力を以て價格の向上を計り發展を期せられたきこと △近來鐵道貨物の停滯甚だしく延て寸刻を争ふ茶業に在りては輸送遅延の爲め蒙る所の損害甚大なるを以て斯業の爲め鐵道院に向つて速達の方法を講ぜられんことを陳情されたきこと

### 九州三縣茶業會議

福岡、熊本、長崎三縣茶業の幹部員會は、大正八年十一月二十一日福岡縣八女郡福島町に於て開會、阿部野熊本縣茶業聯合會頭、手島同縣技手、溝田長崎縣聯合會々頭、上野福岡縣聯合會理事、宮原同縣技手その他出席、九州茶業の發展策につき意見を交換し、具體的問題につき協議を遂げた。其の協定事項左の如し。

△大正九年度に於て九州茶園品評會を開くこと(熊本縣に一任) △九州茶市場株式會社を組織し再製茶業を經營し内地滿蒙に販



路を開くこと △中央會議所の委託を受け紅茶の品質研究をなすこと（研究所を置き優良製法、折衷製、肥料と品質、各産地の試験） △九州茶の統一と精製茶の取締りを厳にすること △各縣茶業技術員會を明年一月熊本縣内に開くこと △鹿児島、宮崎、大分諸縣の同意を求むること

全國茶業有志大會

埼玉縣茶業組合聯合會議所主催全國茶業有志大會は、大正九年十一月十四日川越町高等女學校講堂に開會、大谷中央會頭、相澤理事、中村貴族院議員、松浦代議士其他各府縣茶業關係有志二百餘名出席、池谷埼玉會頭開會を宣し、相澤理事を座長に推し、別項の議案並に諮問事項を附議し、左記委員に附託となる。

繁田武平(埼玉) 渡邊喜一(新潟) 海野孝三郎(静岡) 木津慶次郎(三重) 桑原善助(京都) 降山市兵衛(長野) 大原重右衛門(滋賀) 木村駒次郎(茨城) 田口傳右衛門(東京)

休憩中農商務省伊藤農産課長の講演あり、賈食後も宮地國立茶業試驗場長及大谷會頭の講演あり、委員會の報告に基き議案第四項は宿題とし、諮問事項は國立茶業試驗場に委託して研究發表することに決定、閉會後山屋樓の懇親會に臨んだ。

協議事項

△明治四十二年農商務省告示第二百四十四號を以て茶業組合規則の施行を停止せられたるもの内左の三縣を解除復活せらるゝ條其筋に建議するの件(新潟縣、千葉縣、富山縣) △埼玉縣茶業組合聯合會議所提出 △茶の飲用を奨励し内地の販路を擴張し以て國民的飲料たらしむるの件(同上) △茶業組合中央會議所規約第一條中「外國貿易の發展」の次に「と内地販路の擴張」の八字を挿入の件を中央會議所に提議するの件(同上) △茶業組合法の制定を其筋に建議するの件(同上) △茶業組合規則の施行を停止せられたる府縣の復活方に關する件(新潟縣提出)

諮問事項

△第一、茶園栽培問題 製茶品質の佳良を期する爲良好なる茶葉の生産を圖る最主要なる方法如何 △第二、製茶技術問題 茶葉更新の一轉機に方り如何なる方法に依らば製茶技術上機械使用によつて日本綠茶固有の形狀及香味を具備する品質佳良の各種製茶を得べきか。

關西茶業者大會

關西二府六縣茶業者大會は、大正十年一月二十日大阪市商品陳列所に於て開催

△中央會費料を大正十年度より内國茶に賦課廢止申請の件 △三番茶四番茶の製造廢止方を中央會議所に陳情し大正十年より實

行する件 △静岡縣へ買入する製茶荷票料を撤廢又は軽減方建議の件

を附議決定し、二府六縣の聯合會議所會頭を實行委員に擧げ、中央會議員をして農商務省に陳情せしむる事に一決した。

關西茶業會頭會議

京都、大阪、滋賀、奈良各府縣茶業聯合會頭會議は大正十四年六月廿五日京都府伏見町澤文で開會、三重縣會頭も参加し、中央會計畫の五ヶ年繼續對米日本茶大宣傳と荷票料改正の件を承認、七月一日より改正荷票を實施することを議決した。

全國茶商組合協議會

第一回全國茶商組合協議會は大正十四年九月十八日京都市日本赤十字社支部内に開會 京都秋山覺次郎氏開會を告げ、同じく京都の渡邊辰三郎氏を座長に擧げ規約中第四條本部を東京市に置くことを一先づ撤去して單に支部を各府縣に置く事に改め、第五條の役員會長一名は其位とし副會長二名、理事十名を副會長三名、理事三十名に増員して規約制定を決し次で協議事項に移り

(一)内地販路擴張を圖る件 (二)製茶荷造單位をメートル法に依るの件

を附議し、第一項は中央會に請願する事とし、第二項については京都林屋氏提出の理由を述べ、單位を一キログラムに制定したいと謀つたが重要問題文に議論百出遂に決定を見るに至らず、已むなく第二回に持越しことになつた。尙ほ規約中の本部を何れに置かにかについては静岡市を有力なる候補地として交渉を進めたが、之に對し静岡市の内地茶商代表等は静岡は茶の特産地で産額も全國の八割を占めては居るが、經濟關係其他の事情が本協會の事業遂行に適せず、本部は矢張り東京、大阪、京都などの大都市に如くなしと力説したが、三都並に各地其本部の所在地たることを避けるので已むなく一時會長の所在地なる東京市に假本部を置き追つて決定することとして協議を終り、來賓京都府知事、農林省農産課長の祝辭演説、大谷中央會頭の祝辭(加藤參事代讀)其他の祝辭祝電ありて閉會、同夜中村樓に於て京都聯合會主催の招待會が開かれた。同會役員氏名並に各府縣出席者數は左の如くである。



□役員 △會長山本嘉兵衛(東京) △副會長渡邊辰三郎(京都) 市川榮治郎(大阪) 水上房吉(静岡) △理事池田萬藏、大橋清右衛門、岡安正助、菊地惣藏、吉濱清三郎、橋本龜太郎、野崎傳兵衛(以上東京) 杉本忠義、山本太一郎、今井淺吉、柴谷太郎兵衛(以上大阪) 小山繁吉、高田伊之助、河村頼三、笹野徳次郎、金子山三郎(以上静岡) 池田留次郎(奈良) 繁田金六(埼玉) 中島末次郎(三重) 五十川源左衛門(岐阜) 菅晋次郎(神戸) 大浦貞次郎(滋賀) 森本利三吉(熊本) 森傳三郎(宮崎) 中村末吉(鳥根) 秋山豊次郎、林屋新兵衛、中村藤吉、松本茂左衛門、七條七之助(以上京都)

□各府縣出席者數 東京八、埼玉二、茨城二、山形一、秋田一、長野一、新潟二、岐阜二、三重二、滋賀九、静岡九、大阪一四、奈良六、兵庫三、鳥根一、熊本一、宮城五

二府六縣茶業會頭會議 京都、大阪、奈良、兵庫、三重、岐阜、滋賀、和歌山二府六縣茶業組合聯合會議所會頭會議は、大正十五年六月十五日京都府茶業聯合會議所に於て開會、玉井(京都) 大浦(滋賀) 山澤(奈良) 市川(大阪) 藤井(兵庫) 紅村(三重) 五十川(岐阜) 池田(和歌山) の各會頭その他出席玉井會頭の挨拶ありて協議に入り刈落番茶荷票を本茶と區別して二種とすることに改正方建議すること、並に中央會議所に對し専任技術者任命方促進建議の件、次回開催地の件等を決定散會した。

九州茶業大會 佐賀縣茶業組合主催の下に、九州製茶品評會を兼ね昭和四年八月九日より十一日まで同縣嬉野町小學校に開催、地元佐賀縣を初め鹿兒島、宮崎、熊本、福岡、長崎、大分各縣より多數の出席あり品評會への出品茶五百餘點、二千五百斤に達した。各縣代表の審査員は農林省茶業試驗場前田技師を中心に審査し、且つ大會出席者の協議が進められた。その第一日は

- △茶業研究機關の連絡提携に關する件(宮城縣提出) △茶樹栽培に關し九州地方に於て特に注意すべき事項如何(鹿兒島縣提出)
- △茶樹栽培に關し種子選擇上如何なるもの系統を遊ぶべきやその調査の結果を承りたし(佐賀縣提出) △茶業研究機關に於ける特殊的研究事項に關する件(宮崎縣提出) △茶園標準施肥量査定に關する件(熊本縣提出) △摘採の適期調節方法に關する件(宮崎縣提出)
- △露園輸出向製茶再製工場設置に關する適切な方策如何(佐賀縣提出)

等の問題を討議し第二日には各縣より多數の茶業者出席左記提出問題を審議した。

- △茶園を所有する者は自家用と雖も茶業組合に加入せしむる様茶業組合規約を改正せられんことを其筋に建議すること(鹿兒島縣茶業組合聯合會議所) △九州茶業振興會設立促進に關する件(熊本縣茶業組合聯合會議所) △九州製茶再製會社設立の方策に關する件(熊本縣茶業組合聯合會議所) △メートル法實施に關する對策如何(同上) △各縣に於ける茶業經濟に關し實際の調査を互報する件(佐賀縣提出)

第三日には製茶品評會褒賞授與式を舉行した。その主なる受賞者左の如し。

- ◇一等 (手揉製煎茶) 熊本縣宮原丁藏、鹿兒島縣大迫孫太郎(機械製煎茶) 宮崎縣百田孟一、鹿兒島縣小原弘志、宮崎縣森傳三郎(蒸煎製茶) 佐賀縣山田壽時、岡笠次藏、長崎縣川本祐七、熊本縣菊地忠吾
- ◇二等 小原國廣、製茶販賣組合谷口末吉、山上清吉、新坂共同製茶所(以上鹿兒島) 渡邊孝行、福岡國太郎、原口久四郎 熊本) 日高岡、南崎千藏、日高樫次、甲斐幸重、七ツ山製茶組合(宮崎) 藤崎市藏、古賀儀一郎(福岡) 林哲市、宮崎縣次、水尾久助、今村市松(佐賀)

關西技術員協議會

岐阜縣茶業組合聯合會議所主催關西二府六縣茶業技術員協議會は、昭和四年十一月八日岐阜縣廳會議室に於て開會、左記議案に就いて協議した。

- △茶業試驗場に病蟲部を設置方要望の件(滋賀縣茶業提出) △關西二府六縣管外移出製茶荷物の検査及取締方法統一要望の件(同上) △茶葉捲疊驅除方法如何(奈良縣提出) △茶業組合中央會議所に對し標準茶を設定し毎月數回宛取引相場を公表せられんことを要望するの件(同上) △機械製茶の合理化を計る上に於て機械の運用を最も有利ならしむる方法(奈良縣茶業提出) △番茶の定義を與へしむる様中央會に建議の件(同上) △副業獎勵規則に依り獎勵金を交付すべき法人に茶業組合を指定せられんことを農林大臣に建議するの件(京都府茶業提出) △茶業改善發達上必要なる試驗研究にして地方の試驗研究機關に於て行ひ難きもの、又は未解決の事項等を具體的に掲げて茶業試驗場に於て試驗研究せらる、様要望するの件(同上) △共同製茶經營の普及發達に對する適當なる指導獎勵方法(岐阜縣茶業提出) △荒廢茶園改植に對する適切な指導獎勵方法(同上) △寒地に於ける茶種子の蒔付に當り直根切截の可否(同上)



尙要九日同所に關西二府六縣茶業組合聯合會議所會頭會議を開催、左記提出問題に就いて協議した。

- △奈良縣茶業提出 (一) 全國會頭會議開催の件 (二) 自動車輸送取締の爲め中央會議所専任検査員設置方を中央會議所へ建議する件 (三) 番茶に対する荷票料金軽減方の件 (四) 茶荷物運送に關する件
  - △大阪府茶業提出 (一) 内地販路擴張宣傳實施方を中央會議所へ建議の件
  - △京都府茶業提出 (一) 茶業組合中央會議所荷票料金軽減方陳情の件
- 右に次で、昨年宿題となつた左記案を決定した。

- 一、全國茶業技術員會議に招集する指針員旅費の件
- 二、(一) 關西二府六縣聯合製茶大量品評販賣會開催の件 (二) 自動車輸送取締員設置の件

九州茶業協議會

熊本縣茶業聯合會議所主催にて昭和四年四月八九の兩日同縣々會議事堂に開會、來賓講師農林省技師岡田幸生氏、國立茶業試驗場前田技師、中央會議所宮地技師の外、長崎、福岡、大分、宮崎、佐賀、鹿兒島の各縣技術官茶業聯合會議所關係技師、並に上村熊本縣農林課長、岡田農事試驗場長、宮原技師其他當業者百五十餘名出席、稻内商工課長、齋藤知事の挨拶、岡田技師の農林大臣告辭代讀、溝田氏の祝辭ありて協議に入り、各縣提出の左記問題を討議委員附託となしたる後岡田、前田、宮地三技師及溝田文吉氏の製茶貿易其他に關する講演あり、第二日は前日委員附託となつた各件につき宮原委員長の報告あり別に茶業振興會設立の件を合せて可決、協議終了後農事試驗場茶業部及び出水町河邊氏の製茶工場、茶園等を視察した。

熊本縣提出

- △第一、九州茶業發展上特ニ協定若クハ施設ヲ要スベキ事項ニ關スル件 (一) 茶業發展上必要ナル施設ニシテ參考トナルベキ事項ハ之ガ交換ヲ圖ルコト (二) 製茶取締及検査ニ付キテハ之ガ連絡ヲ圖ル事 (三) 九州茶業振興會ノ組織ニ努ムルコト (四) 不良製茶機械ノ使用ニ付キテハ之ガ取締ヲ嚴ニスルコト (五) 特色アル製茶ノ生産ニ付キテハ相互ニ連絡ヲ保チ之ガ伸暢ヲ圖ルコト (六) 茶業組合規則施行停止ノ大分縣ニ對シ連ニ之ガ解除ヲ本會ノ決議ヲ以テ其ノ筋ニ建議スルコト (七) 茶業獎勵上専任技術員設置及經營機械工場設立ニ對シ相當ノ國庫補助ノ途ヲ講ゼラル、様其ノ筋ニ建議ノ件 (八) 聯合製

茶品評會ヲ開催スルコト

- (九) 聯合製茶製茶會ヲ開催スルコト (十) 製茶ノ販路ニ付キ共同視察及調査ヲ行フコト (十一) 九州各縣聯合茶業關係技術員會ヲ開催スルコト △第二、茶業ノ共同經營ニ對シ適切ナル獎勵指導ノ方法ニ關スル件 (一) 肥料ノ共同購入、共同配合等ヲ獎勵シ經濟的肥料ノ供給ヲ圖ルコト (二) 茶園ノ新設又ハ整理更新等ヲ獎勵シ優良ナル原料ヲ廉價且ツ多量ニ生産ヲ圖ルコト (三) 病虫害ノ共同防除ヲ獎勵スルコト (四) 製茶機械設備ノ新設ハ之ガ改善ニ對シ助成ノ途ヲ講ズルコト (五) 機械製茶工場ニハ技術ニ堪能ナル者ヲ設キ製造上ノ指導ヲ行ハシムルコト (六) 製造ハ自國自製ニ誘導スルコト (七) 製造助成品ノ共同購入ヲ獎勵スルコト (八) 共同販賣ノ幹旋又ハ助成ヲ爲スコト (九) 當事者ノ共同經營ニ關スル智識及技術普及向上ヲ圖ルト共ニ精神的調育ヲ行フコト (十) 茶業ノ綜合的經營ヲ實施スル爲メ單位基礎團體ノ設置ヲ獎勵スルコト (十一) 茶業經營上工場ノ設備肥料ノ購入等ニ要スル資金ヲ低利融通スルノ途ヲ講ズルコト (十二) 優良ナル茶業ノ共同經營ニ對シ選奨スルコト △第三、製茶販路擴張ノ方策ニ關スル件 (一) 需要地ニ於ケル製茶消費ノ狀況ヲ視察調査スルコト (二) 需要地ニ於ケル製茶取引ノ慣習及運賃、諸掛ノ調査ヲ行フコト (三) 出荷組合設立ヲ計リ製茶ノ出荷ヲ獎勵スルコト (四) 製茶ノ出荷ニ對シ助成ノ途ヲ講ズルコト (五) 需要地ニ於テ各種ノ機會ヲ利用シ九州茶業宣傳ヲナスコト (六) 性良シ製茶ヲ廉價ニ供給シ九州茶業價ノ發揚ニ努ムルコト (七) 九州製茶再製會社設立ノ實現ヲ期スルコト

佐賀縣提出

- △第一、製茶品評會ヲ九州各縣聯合ニテ開催ノ件 (一) 昭和四年度佐賀縣ニ於テ八月下旬若クハ七月上旬ニ於テ開催ノコト (二) 費用ハ主催縣ニテ負擔スルコト

大分縣提出

- △第一、九州ノ樞要地ニ國立茶業試驗場ヲ設立セラレシコトヲ其ノ筋ニ要望ノ件 (一) 本會ノ決議ヲ以テ其筋ニ要望スルコト

宮崎縣提出

- △第一、九州各縣聯合製茶製茶會並ニ製茶品評會開催ニ關スル件 △第二、對露製茶貿易ノ進展ニ件ヒ九州茶業ノ採ルベキ方策ニ關スル件 (一) ロシヤ向製茶ノ製造加工ニ付研究スルコト (二) 適當ノ個所ニロシヤ向製茶蒐集ノ機關設置ニ付キ研究スルコト (三) 中央會議所ニ對シロシヤ向製茶トシテ九州産茶ヲ使用セラル、様本會ノ決議ヲ以テ要望スルコト △第三、茶業經營上必要ナル資金融通ニ關スル件 (一) 産業組合法ニ依リ製茶ノ販賣利用組合設置ヲ圖リ低利資金融通ノ途ヲ講ズルコト △宮崎縣茶業振興會提出 △第一、九州各縣聯合大量製茶品評會開催ノ件 (一) 適當ノ時期ニ於テ開催スルコト

尙佐賀縣の希望により茶園改善増殖獎勵方法に關する各縣の狀況を聴取した。



**珈琲輸入税増率陳情** 珈琲の國內侵入著しく、殊に昭和十年初頭に當りては、國內の珈琲業者が輸入税撤廢運動を起しその勢ひ熾烈を加へ來れるのに鑑み、關西二府六縣茶業組合では、八月二十九日京都府茶業會議所に於て組合長會議を開き、之が對策を協議の結果、全國茶業組合に檄を飛ばし、この勢ひを阻止する爲め、珈琲輸入税の増率に關する請願書を取纏め、大藏、外務、商工、農林、拓務各省に提出することに決定、各府縣の陳情委員は九月十一日東京、茶業組合中央會議所に集合、左の如き陳情書を提出、政府當局の諒解を求めた。

**珈琲輸入税増率請願書** 近年我國經濟界ノ不振極メテ深刻ニシテ下級民ノ生活苦ニ悩ム狀態ハ到底想像シ能ハザル所ニシテ之ノ原因ハ財界ノ不振ニアルコトハ論ヲ俟タザル所ナリ然ルニ我國建國以來農ヲ以テ國ノ基トシ所謂農業立國ナルニモ不拘農村ノ疲弊甚大ナル今日政府當局モ農村振興ニ對シ最大ノ努力ヲ拂ヒ之ガ施設ニ關シテハ種々對策ヲ講セラル、モ今以テ好轉ヲ見ザルハ尚ニ遺憾ノ至ニ堪ヘズ、前述ノ如ク現今ノ我國ハ内ハ經濟難局ニ直面シ外ハ外交難局ニ遭遇シテ國民ノ異常ナル決心ト努力ト緊張トヲ要スル非常時ノ秋ニ當リ均シク日常生活ノ改善ト自力ニ依ル更生ニ努力シ以テ將來ニ曙光ヲ求ムベキハ當然ナルニモ不拘、生活ノ改善ハ豫期スル如ク行ハレズ例令近年我國ニ於ル珈琲ノ需用ハ頓ニ増加シ輸入額ハ明治末期ニハ僅カニ一ヶ年三百七袋（一袋百斤強入）位ノ輸入ニ過キザルモノガ逐年増加シ昭和八年度ニハ四萬五千袋（四百五十萬斤強）ノ多キニ達シタリ尙ホ逐年其輸入量ノ増加趨勢ヲ以テスレバ、今後十年後ニ於ケル珈琲ノ輸入量ハ實ニ莫大ナル額ニ上ルベキハ火ヲ見ルヨリ明カニシテ之ガ爲ニ我國固有ノ飲料タル製茶ハ年々減少シ遂ニ輸入飲料ノ爲メニ驅逐セラル、運命ニ遭遇スベシ國家ノ爲メ誠ニ憂慮ニ堪ヘズ。

一方我國ニ於ケル製茶業者幾百萬ノ將來ヲ思フ時、轉々憂愁ノ情禁ズルヲ得ズ是レ珈琲ノ輸入額激増ト其低率トハ看過シ得ザル所ナリ。

現今珈琲輸入業者ニ依リテ唱導セラレ居ル處ヲ見ルニ彼等一部少數利益ノ爲ニ現行珈琲輸入税率ヲ引下ゲ若クハ其撤廢ヲ當局ニ請願セリト聞ク我等ハ實ニ其舉ヲ意外トスル處ナリ。

抑々日本茶ハ古來我國民ノ生活ニ於テ將又健康保持上密接ノ關係ヲ有シ、且ツ經濟的ナル事等ニ至リテハ周知ノ事實ナリ而モ現在ノ我國民生活改善並ニ農村救済上ヨリ見レバ我等ハ一日モ早ク珈琲輸入税率ヲ紅茶輸入税同様ニ増率シ以テ我農村民救済策ヲ樹立セラレンコトヲ請願スルモノナリ。

試ニ現行珈琲輸入税率ト紅茶輸入税率トヲ比較スレバ次ノ如シ。

△珈琲ノ輸入税率ハ	和百斤ニ對シ	金二十圓三十八錢	△紅茶ノ輸入税率ハ	同上	金百十八圓九十三錢
元來珈琲ハ紅茶ト同種類ニ屬スベキモノナリ、故ニ珈琲ニ對シ速カニ紅茶ト同額ノ輸入税ヲ課スルヤウ改正セラレ、以テ日本紅茶及日本紅茶ノ産業發展ニ資シ更ニ幾百萬ノ農民生活安定ノ爲善處セラレン事ヲ謹テ請願ス					

昭和十年八月二十九日 各府縣茶業組合聯合會事務所會頭名

#### 第四 府縣囑託検査員打合せ

大正戦時景氣の日本茶に對する影響は、勢力原料の異常なる騰貴により機械製茶の勃興を促がし、殊に摘採鋏濫用の結果木莖の混入甚しく、海外需用地に於ける非難轟々として盡きず、大正九年の經濟恐慌後の茶業不振は一時そのドン底に陥り、北米に於ける不正茶の輸入禁止から、日本政府の木莖取締訓令など官憲の力を中心となし、茶業中央會議所の機能を最大限に活用して各府縣の茶業團體と氣脈を通じ、検査取締を勵行すると共に、一面生産各層に呼びかけて品質の改善運動を起したが、更にその徹底を必要とし、大正十四年度中央會の定時會に於て、製茶の検査違約處分及び賦課徴收に關する事務の執行を左記各府縣の聯合會議所及茶業組合に囑託して細胞的に効果を收むべきことを決議直に之を實行した。

東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、埼玉、茨城、奈良、三重、静岡、滋賀、岐阜、和歌山、愛媛、高知、福岡、熊本、宮崎、鹿児島、岡山

右検査事務囑託と同時に、静岡、三重、京都、大阪の各聯合會議所に費用を交付して特に輸出茶の検査を勵行せしめ、以て海外需用地の信用恢復に努力し、その實際的效果を收むるため、同年即ち大正十四年を第一年として右囑託検査員打合せを開き、各府縣に於ける取締検査の統一を計ることに決し、五月四日静岡縣茶業會議所に於て各種の打合せ協議を



なし、引續き毎年之を開會、昭和二年、及び五年には別に全國技術員を集めて生産改良指導の方面にも協議の範圍を廣めたのである。

**第一回打合會** 大正十四年五月四日静岡縣茶業組合聯合會議所に開く、協議事項は左記の如くで、この内第一の取締検査關係事項中規約第一條の茶業者の解釋に就ては、最近、星、森永等の各商會が小容器に詰めた茶を販賣して居り、是等を茶業者として組合に加入せしむべしとの説が現はれたるより提出されたもので、結局主務省に於て明確なる解釋を下すまでは、各府縣の實情に照らし大體茶業者と見做して取締るべきものであらうといふことになり、規約第十二條の解釋は、貿易上衛生上支障なき限り常識判斷を以て適宜に處理すること、又二府縣以上に跨がる違約處分については同年四月二十七日各府縣地方長官宛農務局長通牒の精神に準じて取扱ふ事、茶素原料認定の場合に従來の如く石油又は石灰乳を投入することなどを決定、検査事務については一段徹底を期することを申合せて散會した。

各協議事項並に出席者は左の如くである。

**協議事項**

- 一、製茶ノ取締検査及處分ニ關スル事項 (一) 茶業組合規則 第一條ニ依ル茶業者ノ解釋 (二) 本所規約第十二條各項ノ解釋 (三) 本所規約第十九條ノ保證金ノ程度内定ニ關スル件 (四) 二府縣以上ニ亘ル違約處分法ニ關スル件 (五) 茶素原料ヲ認定スル場合ニ於テ執ル可キ措置ニ關スル件 (六) 本所規約第二十三條ニヨリ検査ニ合格シタル製茶荷物を再検査ヲ要スル場合ニ關スル件
- 一、統計及諸調査報告ニ關スル事項 (一) 統計様式ニ關スル件 (二) 報告物及其ノ報告期限ニ關スル件 (三) 聯合會議

所豫算形式ニ關スル件

- 一、會計事務ニ關スル事項 (一) 賦課金徴收ニ關スル件 (二) 荷票貼用ニ關スル件

**出席者氏名**

- △東京市小泉修造 △京都府池田傳 △大阪府港昭 △長崎縣坂井千造 △埼玉縣淺野茂太郎 △茨城縣田中米吉 △奈良縣池田華太郎 △岐阜縣森光之助 △石川縣新宅一郎 △和歌山縣土肥豊 △福岡縣樋口四郎 △宮崎縣田中利一 △岡山縣濱田敏 △中央會館尾崎副會頭、静岡縣藤田要之助、加藤、西郷兩參事、竹下取輪員、石原書記 △静岡縣佐川恭三郎、矢島賢

榎、橋村敬一 △農林省久木元猛

**第二回打合會**

大正十五年五月一日午前十時前年同様静岡縣聯合會議所に開會、農林省本多事務官、久木元猛前田農林省技師、矢島静岡縣屬、各府縣検査員二十餘名出席、尾崎副會頭の挨拶に次で、検査取締其他左記事項につき熱心打合を行つた。

**協議事項**

- 一、取締検査ニ關スル事項 (一) 茶業取締ニ關スル省令改正ノ件(協定) 大正十三年八月農商務省令第十七號第一條第一項中大正十四年十一月二十日農林省令第二十八號ヲ以テ改正シタル事項ノ解釋ニ就テハ農林省改正ノ精神ニ基キ事實問題トシテ當分文化茶(京都林屋製造)ヲ限り適用シ差支ナキ事、以上ノ外他ノ條項ニ就テモ取扱上統一ヲ期スベク協定セリ (二) 本所規約及規程改正ノ件(協定) 大正十五年三月本所第四十九回定時會ニ於テ改正シタル精神ニ則リ取扱上統一ヲ期スル事 (三) 本所規約中第五章第六章第十章ノ各條經費分擔金賦課金徴收規程製茶検査施行細則ノ解釋及取扱方ニ關スル件(協定) 規約第五章第十二條第一項ハ茶業取締ニ關スル大正十四年十一月農林省令第二十八號改正事項ニ符合セザルモ其取扱上當分文化茶ノミニ對シ特別例外例ヲ用ヒ他ハ嚴重取締ヲナス事、同第二項ノ製茶ニ物料ヲ用ヒテ色澤ヲ附シタルモノ云キノ解釋ニ對シ前年打合會ニ於ケル協定ハ衛生上無害ニシテ貿易上支障ナキ限り可成寛大ノ處置ヲ採ル事トシタルモ此ハ着色物料ノ如

各種茶業重要會議

何ヲ問ハズ絕對不可ナリト解釋スルツ妥當トシ以後之ガ方針ニ

ヨリ取締ル事トナセリ同第十八條及經費分擔金賦課金徴收規程第四條中「茶業組合規則ヲ施行セザル府縣ノ居住者ニ製茶ヲ賣買ハハ譲渡スル事ヲ得ス」ノ賣買ハ賣渡ノ意義ニ依リ取扱フ事、第十章第五十八條ノ適用ニ就テモ亦同シ

本規約改正ニ付テハ本所ノ考慮ヲ煩ハス事

- 一、本所ノ事業及統計調査ニ關スル事項 (一) 大正十五年度本所豫算内容ニ關スル件 (二) 各府縣茶業統計及報告ニ關スル件 (三) 各府縣豫算形式ニ關スル件(協定) 以上三項ハ各聯合會議所若クハ組合ニ本所事業施行方針及其豫算内容ヲ徹底セシメ又茶業統計及調査報告並ニ豫算形式統一方ニ付各所屬會議所若クハ組合ト提携正確迅速ヲ期スル事
- 一、會計ニ關スル事項 (一) 賦課金徴收及納入方ニ關スル件 (二) 荷票貼用方ニ關スル件(協定) 以上二項ハ各府縣ニ於ケル賦課徴收金ノ回收ガ兎角延滞勝チニテ決算上差支ノ場合少カラザルニヨリ納入期日動行ヲ期セラル、繰各會議所若クハ組合ト協力スル事



一、研究事項 本項ハ之ヲ宿題トシ本年七月末日迄ニ各自意見ヲ具シ本所ニ通報スル事

第三回打合會 昭和二年四月一日開會、左記の如く取締検査及び各府縣統計に關する事項其他を附議決定した出席検査員二十二名。

製茶採取及検査ニ關スル事項 (一) 本所規約改正ノ件(協定) 新設規約第十二條ノ二ニ則リ該當事件發生ノ場合ハ當業者ヲシテ連ニ其ノ手續ヲ履行セシムルハ勿論(聯合會議所若クハ組合經由)其物件ニシテ取扱上疑義アルモノハ直チニ見本ヲ本所ニ提出シ決定ヲ求ムルモノトス。各府縣聯合會議所若クハ茶業組合管内ニ於テ製茶ニ非ザルモノヲ現ニ製茶トシテ又ハ製茶ニ粉ヲハシキ名稱ヲ附シテ販賣サレ居ル實例アラバ各現品(四半斤罐)壹點ヲ添ヘ販賣者ノ住所氏名ヲ明記シ可及的詳細ノ報告ヲナスコト改正規約第十八條及第五十七條ニ對シテハ別ニ説明ヲ要セサルヘク各條文ノ意義精神ヲ遵奉シ職務執行上遺漏ナキヲ期スルコト (二) 經費分擔金賦課金徵收規程改正ノ件(協定) (イ) 本改正規程ハ舊規程ニ比シ荷票料ノ賦課精神及方式ニ變更ヲ來シ組合事務執行者並ニ當業者ニ多大ノ注意ヲ要スルヲ以テ兼ニ各聯合會議所若クハ茶業組合並ニ本所検査員ニ交付シタル製茶荷票種類及料金並ニ貼附方法ニ據リ關係組合及當業者ニ可及迅速ニ周知セシムル方策ヲ採リ検査取締上其他支障ナカラシコトヲ期シ又聯合會議所若クハ組合ニ於テ此ノ種ノ賦課金ヲ徵收スルニ方リ本所ノ荷票ヲ併用スル場合ハ別ニ其ノ種類料金併ニ貼附方法ヲ最モ簡明ナル印刷物トナシ同様關係組合及當業者ニ之ガ使用概念ヲ速ニ普及セシムルコト (ロ) 本所ノ荷票ヲ交附スル場合ハ其荷票面ノ空處ニ必ス聯合會議所若クハ組合ノ捺印ヲ要ス (ハ) 改正規程第四條ニヨレハ如何ニ少量ノ製茶荷物ニ對シテモ第一種荷票ヲ貼付スルヲ原則トスレドモ本年二月本所定時會議ニ於テ本改正案議決ノ際「壹貫匁以下ノ製茶荷物ニ對シテハ本條ニヨル賦課金ヲ免除スルコトアルヘシ」トノ附帶決議トナリ居ルヲ以テ其ノ取扱ニ就テハ從來ノ關係等ヲ考慮シ壹貫匁以下ノ茶荷物ニハ地方ノ事情ヲ斟酌シ荷票ヲ貼付セシメサルモ差支ヘナク隨テ此種移入茶荷物ハ特ニ出荷者故意ニ賦課金ヲ課リタル形跡アル場合ノ外差押等ノ處置ヲ取ラサル事 (三) 本所規約ニヨリ製茶トシテ取扱フベキモノ、標準ヲ定ムル件(協定) (イ) 茶葉ヲ摘採シテ製造加工シタルモノ(碾茶、綠茶等モ含ム) (ロ) 製茶ノ粉末ヲ適當ナル方法ニヨリ固メタルモノ(文化茶、板茶、紅磚茶等) (ニ) 他物ニ製茶ヲ混シアル場合ニハ常識的ニ茶ナリト直感スルモノ但シ疑義アルモノハ見本ヲ本所ニ提出シテ決定ヲ求ムルモノトス (四) 昭和二年度標準茶ニ關スル件(協定) 前年度標準茶ニ比シ格合ニ於テ約二割ノ向上ヲ見一般製茶品質ノ改善ヲ期セラレタリ検査取締上

深甚ノ注意ヲ蒙ル詳細現品ニ就キ承知セラレタキコト (五) 検査狀況及違反事件報告ノ件(協定) 検査員服務規程ニヨル趣旨ヲ履行セラレタシ偶々全然此種ノ報告ニ接セサルコトアリ注意アリタシ違反事件報告ハ毎年十二月末其年内(曆年)分ヲ取纏メ報告アリタシ

一、本所事業及各府縣統計ニ關スル事項

△昭和二年本所經費豫算ニ關スル件(説明セル事業ノ内容ニヨリ本所ノ事業遂行ヲ助成シ當業者ニモ機會アラバ説明セラレタシ) △各府縣茶業統計ニ關スル件(茶業組合員數、茶樹作付反別、産額統計ハ必ズ報告例ノ様式ニヨリ正確、詳細且迅速)

第四回打合會

昭和三年四月四日東京本所事務所に開會、囑託検査員二十二名出席、松浦會頭、三橋理事列席前年度検査狀況報告後、三年度事務に關する諸般の指示及研究協議を遂げた。提出事項左の如し。

指示事項

一、本所規約改正ノ件 第五十一回定時會議ニ於テ増補改正シタル規約第四十五條ノ二及第四十七條ノ二ニ就キ決議録ニヨリ説明ヲナシタリ

二、本所經費分擔金賦課徵收規程ニ依ル荷票取扱方ノ件 (イ) 本年度販外移出荷票ハ取締上便宜ノ爲其形式(貼付年月日荷主氏名欄新設)ニ改訂ヲ加ヘタリ一般當業者貼用ノ際遺漏ナキヲ期セシムルコト (ロ) 府縣ニヨリ本所荷票ヲ併用スルモノト然ラザルモノトアリ取締検査上併用スル方都合ナリ故ニ特別ノ事由ナキ限り各検査員ハ併用實施ニ付臨場當該聯合會議所又

各種茶業重要會議

ニ報告アリタシ偶々様式ニヨラサルモノアリテ全國的統計作成上ニ支障ヲ來スコトアリ注意アリタシ) △茶樹作付反別報告 中新開茶園ノ分ハ五ヶ年ヲ以テ全茶園ニ繰入ルコト及見積茶園ハ大體畦長二百五六十間ヲ以テ一反歩ト計上セラレタシ △聯合會議所、茶業組合ノ豫算及規約改正報告ノ件(各府縣聯合會議所昭和二年年度經費豫算及規約規程ノ改正、管内各郡市茶業組合昭和二年年度經費豫算並ニ規約規定ノ改正セルモノハ至急取纏メ報告アリタシ) △聯合會議所及中央會議所荷票ヲ併用セズシテ單獨ニ荷票ヲ發行スルモノアラバ本所並ニ各府縣ニ其ノ見本ヲ送附セラレタシ

ハ組合ニ對シ諒解ヲ得ルニ努ムル事。本所荷票ヲ併用セズシテ單獨ニ荷票ヲ發行スルモノハ其見本ヲ毎年度初メニ本所及關係各府縣ニ送附スル事 (ハ) 茶業組合事業トシテ試驗研究等ノ爲製造シタル製茶ヲ拂下ゲ處分シタル際偶々見本ニヨリ入札シタル他府縣居住者ニ落札ノ場合之方發給(出荷者聯合會議所若クハ茶業組合)茶荷物ニ對シテハ本所發行府縣外移出荷票ヲ貼用セザルモ差支ナキ事(附) 組合事業ハ法規ニ示ス如ク營利ヲ目的トナスモノニ非ザルヲ以テ可及的管内當業者ニ拂下ゲ斯カ

三、昭和三年度標準茶及承認件目ニ關スル件 前年度最低標準



茶ニ比較シ格合ニ於テ約一割ヲ引上ゲタレバ取締検査上深基ノ注意ヲ拂フベク努メラレタキ事、前年度中本所規約第十二條ノ二ヨリ承認ヲ與ヘタル四件目ニ對シ各現物見本ヲ提示シ其内容及取扱ニツキ説明シタリ

四、本所事業及各府縣統計其他報告ニ關スル件 (イ) 昭和三年度本所事業ト經費豫算、本年度實施スベキ事業ト内容ヲ定時會議ニ基キ説明シ各検査員ハ之ガ遂行ノ助成ニ努メ又當業者ニ對シテハ機會アル毎ニ周知セシムベキ事 (ロ) 各府縣茶業統計報告、本所ノ定ムル報告例ニ因ラザルモノ又ハ時期ヲ遲滯スル向アリテ統計製作上支障尠カラズ今後ハ正確迅速ニ實行ヲ期セラレタシ茶樹作付反別報告中見積取扱方ニ付テハ前年ノ例ニヨル事 (ハ) 聯合會議所又ハ茶業組合ノ豫算並ニ規約改正報告、本件ハ前年指示事項ノ一ナルモ未ダ實行ノ件ハザルモノアリ聯合會議所又ハ茶業組合及其管内ニ於ケル各都市市組合當該年度ノ經費歲入出豫算並ニ規約規程ノ改正サレタルモノハ遲滯ナク本所ニ報告スル事 (ニ) 前年度検査狀況及違反事件ノ報告、各府縣本所囑託検査員(宮崎縣、兵庫縣、兵庫縣、京都府)ヨリ各自口頭ヲ以テ報告セシメ尙書面ニ依ル手續ヲ要スルモノハ此際至急提出セシムルコト、セリ

協議研究事項

一、製茶取締検査ニ關スル件 (イ) 茶業取締ニ關スル大正十三年八月農商務省令第十七號及茶業取締取扱方ニ關スル大正十

四年四月農務局長ヨリ關係地方長官ヘ依命通牒ニ對スル取扱方ノ件(協定) 本項中前段省令各條ノ疑義ヲ糺シ從來ノ慣例ニヨリ統一シタル取扱ヲナスコト、シ後段農務局長通牒ニ對スル取扱ニ關シテハ主トシテ規約違反事件及違反物件處分ノ取扱ヲ可及的迅速ニシ關係聯合會議所又ハ組合間ノ協定ヲ要スル場合ハ雙方遲滯ナク協議ヲ進メ遺憾ナキヲ期スル事 (ロ) 本所規約第五章、第六章、第十章、及製茶検査施行細則取扱ニ關スル件(協定) 第五章中第十二條第四項(製茶ニ他物ヲ混シタルモノ)ハ取締検査施行上不便ノ場合アルヲ以テ之ガ改訂ヲ希望スル所ナレドモ尙調査研究ヲ遂ゲ本所ニ於テ適當ナル處理ヲ取ルコトトス (ハ) 自動車荷馬車又ハ舟楫ニヨル製茶荷物ノ府縣外移出取締ノ件(協定) 發送地ノ關係當業者ニ對シ不正不良茶及荷票不貼付等荷モ規約違反トナラザル様茶荷物取扱上ニ注意ヲ促シ之ガ勵行徹底ヲ期シ又到着地ニ於テハ荷受人ヲシテ其都度届出ヲナサシメ倉庫検査ヲ行フ事 (ニ) 鹽化コバルト水分檢定紙ノ使用普及ニ關スル件(協定) 本件ハ製茶指導取締検査上頗ル有効ナルモノナルニ拘ラズ之ガ使用普及ニ至ツテハ未ダ遅々トシテ困難ノ狀態ニ在リ此際各検査員ハ製茶乾濕測定上常ニ鹽化コバルト検査紙ヲ使用シ當業者ヲシテ製茶ノ乾濕程度向上改善觀念ヲ助長シ使用方法ヲ知悉徹底セシメ一面規約違反ノ防止ニ努ムル事

二、研究事項 取締検査上ヨリ見タル本茶ト番茶トノ區別 各

府縣囑託検査員ヨリ研究資料トシテ持寄りタル各種ノ番茶見本數十種ニ就キ比較研究シ意見ノ交換ヲ行ヒタルモ尙充分研究ノ餘地アリ今後ヨリ多クノ番茶見本蒐集ヲナスト共ニ各番茶ノ名

第五回打合會

昭和四年四月一日東京農林省會議室に於て開催、農林省より農林技師岡出幸生、農林屬久木元猛、中央會より三橋理事、加藤、西郷兩參事、宮地技師、竹下取締員の諸氏、各府縣囑託検査員東京小泉修造氏外廿二名出席、左記各項につき研究協議を遂げた。

指示事項

- 一、本所規約改正ノ件 本年度ヨリ改正實施スベキ規約第十八條ノ二及ビ之ニ關聯スル同第十九條並ニ第五十八條中一部追加改正シタル點ニ就キ第五十二回定時總會決議ノ精神ニ基キ取扱方ヲ指示シタリ
- 二、本所規約第十二條ノ二ニ依リ承認ノ件 前年度中標記ニ該當承認ヲ與ヘタル販茶及茶業者ニ於テ販賣差支ヘナキ旨特ニ本所ガ同意ヲ表明シタル松葉茶ニ就キ現品見本並ニ解説書ヲ指示シ其取扱ノ統一ニ關シ説明ヲナシタリ
- 三、各府縣茶業統計其他報告ニ關スル件 (イ) 現行報告例ニ依ル各事項ニ對シテハ可及的迅速ニ各自報告スルコトニ努メ尙本年度本所彙報編纂ノ内容改善上必要ヲ認メ更ニ臨機其項目ヲ追加シ各府縣ニ於ケル茶業者使用機械ノ種別臺數及原動力(各種別馬力數)摘採法使用個數、電熱使用機械臺數等正確ナル統計ヲ調査シ各府縣ヨリ報告ヲ需ムルコト、ナリタルヲ以テ充分

各種茶業重要會議

稱並ニ其出所意義及製造方法等提出者ヨリ可及的詳細ノ解説報告書ヲ得テ引續キ本所ガ考究ヲナスコトトシ留保シタリ

當該府縣聯合會議所若クハ茶業組合ヲ督勵シ之レト協力シテ完結ヲ期セシムルコト、ナセリ。各府縣聯合會議所若クハ茶業組合ニシテ本所發行ノ荷票ヲ發行シテ經費ヲ徴收スルモノハ毎年度始メニ於テ本所及各府縣關係筋ヘ其見本ヲ提出セシムル様努メシム (ロ) 各府縣本所囑託検査員(宮崎縣、神戸市、京都府)ヨリ各自口頭ヲ以テ前年度所管検査狀況及違反事件ニ對シ詳細報告ヲ爲サシメ尙書面ニ依ル手續ヲ要スルモノハ此際至急提出セシムルコト、ナセリ

協議研究事項

- 一、本所規約第五章、第六章、第十章及製茶検査施行細則取扱ニ關スル件 (イ) 第五章第十八條ノ二中「前條」トアルヲ「第十二條、第十三條、第十四條及第十八條」ト改メ本條ノ意義ヲ擴張シ製茶取締検査施行ニ便シ又更ニ茶業組合員ニシテ製茶荷物ヲ移出セントスルトキハ其都度所轄聯合會議所若クハ茶業組合ニ届出デシムル様適當ニ規約ノ改正アリタシトノ希望アリ



(ロ)規約第十五條ニ依ル本所設定標準茶ヲ全國共通ノモノトシ各府縣聯合會議所又ハ茶業組合設定ノ標準茶ヲ全廢統一シ尺度ヲ一ニシテ検査施行上展義ヲ生ズルコトナカラシメ度希望意見アリ (ハ)製茶検査施行細則第四條中第一項並ニ第五項ヲ削除改訂シ番茶俸茶其他之ニ類似ノモノニシテ當然本茶ト其形態ヲ異ニスルモノノ検査施行上該各項ノ適用ニ對シ支障ヲ除去セラレタシトノ多數意見アリ(協定)A、B、C、何レモ尙調査研究ヲ遂ゲ本所ニ於テ適當ニ處理スルコトトス

二、府縣外移出茶容器並ニ衛造統一ニ關スル件 (協定)現在

### 第六回打合會

静岡縣茶業聯合會議所に於て茶業講習會を兼ね昭和五年四月四日より三日間開催囑託検査員二十四名出席、農林省久木元屬、佐藤鍾藏、中央會三橋理事、宮地技師、竹下取締役等臨席、三橋理事より五年度に於ける豫算並に事業施行方針の詳細なる説明ありて協議に入り各検査員より四年度検査状況の報告をなし、午後久木元屬の茶業關係法規講演ありて第一日を終り、翌五日は久木元屬の繼續講演、國立茶業試驗場出村技師の不正茶鑑定法、製茶化學大意講演、六日は竹下取締役の本所規約第五、六、九、十章及經費分擔、賦課金徵收規程、検査施行細則の解説、宮地技師の講演等ありて閉會した。協議事項並に講習の要目左の如し。

### 指示事項

一、事業施行方針 第五十三回定時總會決議ノ精神ニ基キ本年度事業施行方針並ニ經費分擔金賦課金徵收規程改正ニ伴フ取扱方ニ就キ指示シタリ

### 検査状況報告

ニ於テハ急速實施困難ナル點多キアリ尙ホ研究ノ餘地アルモノトシ留保セリ

三、囑託検査員講習會開催ノ件 本所囑託検査員ノ能率ヲ向上シ取締検査ノ運用ヲ圓滑敏速ナラシムル爲之ガ必要ナル法規、規約ノ解釋並ニ違反事件處理等ニ直接關係アル實地研究等ヲ統一會得スル爲メ本所ニ於テ講習會ヲ開催セラレタキ多數ノ希望意見提出アリタリ(協定)本所ハ其趣旨ニ同意ヲ表シ實現ニ對シ考慮スルコトトナセリ

一、昭和四年度中検査状況ノ報告 各囑託検査員ヨリ前年度ニ於ケル各管内一般検査ノ状況ヲ報告セシメ、報告書ニ依ル手續ヲ要スルモノハ此際至急提出セシムルコト、セリ

講習項目

△茶業關係法規ノ解説其他(所要時間六時間) 講師 農林省屬久木元屬氏 △不正茶ノ鑑定及製茶化學ノ大意(所要時間三時

間) 講師 農林省茶業試驗場技師 出村要三郎氏 △製茶乾煎檢定ニ關シ簡易取扱方法(所要時間一時間) 講師 本所囑託技師 宮地鐵治氏 △本所規約第五章、第六章、第九章、第十章及經費分擔金賦課金徵收規程、製茶検査施行細則ノ解説並ニ檢

査服務上取扱ノ統一其他(所要時間三時間) 講師 本所取締役 竹下仁三郎氏

一般打合 講習事項ニ對シ質疑應答ヲナシ検査上一般協議打合ヲナシタリ

### 第七回打合會

昭和六年四月七日東京本所事務所に開會、各府縣囑託検査員廿二名出席、農林省久木元屬、粟谷本所副會頭、三橋理事職員等列席、各検査員より受持管内の状況を報告したる後、三橋理事より六年度事業施行方針規約の改正並に之に伴ふ各種の運用に關して指示する處あり提出事項に對して研究協議を遂げた。附議問題左の如し。

### 指示事項

昭和六年度事業施行方針

一、規約改正並ニ之ニ伴フ運用ニ關スル件 第五十四回定時中央會議決議ノ精神ニ基キ昭和六年度事業施行方針ヲ指示シ、且ツ規約改正ニ伴ヒ輸出茶統制實施ノ趣旨、並ニ輸出茶審議會規程、同審議規程及製茶検査施行細則中改正點ヲ説明指示シタリ

### 検査状況報告

一、昭和五年度検査状況ノ報告 各囑託検査員ヨリ前年度ニ於ケル各管内一般製茶検査ノ状況ヲ報告セシメ、報告書ニ依ル手續ヲ要スルモノハ此際至急提出セシムルコト、セリ

協議事項

△茶業規則並ニ關係法規及本所規約、諸規程運用統一ニツキ打合協議ノ件 △規約第十二條ノ二ニ依リ他物混合茶ニ對スル承認ニ關シ取扱方針研究協議ノ件

### 第八回打合會

昭和七年四月七日東京事務所に開會、農林省より湯河元威、久木元猛、佐藤鍾藏の諸氏を迎へ各府縣囑託検査員二十二名、本所中村會頭、粟谷副會頭、三橋理事、職員等列席、中村會頭の挨拶ありて粟谷副會頭座長席に就き議事に入り、三橋理事より第五十六回定時會議事項の説明指示あり、竹下取締役は規約規程の改正並に其運用に關し、宮地技師は製茶乾煎検査法につき共に詳細説明し、各検査員より受持管内の前年度検査状況の報告を聴取したる後、協議事項を討議決定した。附議問題左の如し。



各種茶業重要會議

指示事項

一、昭和七年度事業施行方針及規約改正並ニ之ニ伴フ運用ニ關スル件 第五十六回定時中央會議決議ノ精神ニ基キ昭和七年度事業施行方針ヲ指示シ、且ツ規約第十五條ノ二、第十二條第四號及經費分擔金賦課金徵收規程、旅費規程等ノ改正點並製茶検査施行細則ニヨリ取扱運用ニ就キ説明指示シタリ

検査狀況報告

一、昭和六年度検査狀況ノ報告 各囑託検査員ヨリ前年度ニ於

〔五八〇〕

ケル各管内一般製茶検査ノ狀況ヲ報告セシメ、騎書面ニ依ル手續ヲ要スルモノハ此際至急提出セシムルコト、セリ

協議事項

△茶業規則並ニ關係法規及本所規約、諸規程運用統一ニツキ打合協議ノ件 △自動車輸送ノ製茶取締ニツキ研究協議ノ件 △規約第十二條ノ二ニ依リ他物混合茶ニ對スル承認ニ關シ取扱方針研究協議ノ件

第九回打合會

昭和八年三月二十八日午前十時より東京事務所に開會、三橋理事より指示事項の説明ありたる後、前年中管内検査狀況並に違反事件の報告、茶業規則、中央會規約の運用統一法、自動車輸送の取締等に就き協議打合をなした。その提出事項左の如し。

指示事項

一、昭和八年度事業施行方針及規約改正並ニ之ニ伴フ運用其他ニ關スル件 第五十七回定時中央會議決議ノ精神ニ基キ昭和八年度事業方針ヲ指示シ、且ツ規約第十五條ノ二、及ビ旅費規程等ノ改正點並製茶検査施行細則ニヨリ取扱運用ニ就キ説明指示シタリ

検査狀況報告

一、昭和七年度検査狀況ノ報告 各囑託検査員ヨリ前年度ニ於ケル各管内一般製茶検査ノ狀況ヲ報告セシメ、騎書面ニ依ル手續ヲ要スルモノハ此際至急提出セシムルコト、セリ

協議事項

△茶業規則並ニ關係法規及本所規約、諸規程運用統一ニツキ打合協議ノ件 △自動車輸送ノ製茶取締ニツキ研究協議ノ件 △各府縣茶業聯合會議所及各縣茶業組合ノ電報略號制定ノ件

第十回打合會

昭和九年四月五日開會、中村會頭、三橋理事、加藤參事、竹下製茶取締員其他各府縣囑託検査員二十三名出席、久木元、佐藤兩農林省屬、出村茶業試驗場技師等列席、中村會頭座長席に就き一場の挨拶をなし、三

橋理事より定時會決定の内容を説明し、竹下取締員より規約改正に關する取扱運用を詳説、宮地技師より組合創立五十年記念全國製茶品評會規定及び之が取扱に對する説明ありて左記協議事項を附議決定した。

指示事項

一、昭和九年度事業施行方針及規約改正並ニ之ニ伴フ運用其他ニ關スル件 第五十八回定時中央會議決議ノ精神ニ基キ昭和九年度事業施行方針ヲ指示シ、且ツ規約及製茶検査施行細則等ノ改正點並製茶検査施行細則ニヨリ取扱運用ニ就キ説明指示シタリ、尙昭和九年度臨時施設事業ノ一タル茶業組合創立五十年記念第七回全國製茶品評會規程並ニ之が取扱ニ關シ詳細説明ヲナシ趣旨ノ徹底ヲ計リタリ。

第十一回打合會

昭和十年三月二十三日東京事務所樓上に開會、前年度に於ける各府縣製茶取締検査狀況の報告を爲さしめたる後、十年度事業施行に關する指示及研究協議を遂ぐ。その概要左の如し。

指示事項

一、昭和十年度事業施行方針及規約、規程改正並ニ之ニ伴フ運用其他ニ關スル件 第五十九回臨時中央會議及第六十回中央會議決議ノ精神ニ基キ昭和十年度事業施行方針ヲ指示シ、且ツ規約及輸出茶審議規程、本所規約第十五條ノ二ニ依ル輸出茶審議規程並ニ製茶審議規程及ビ製茶検査施行細則等ノ改正點並検査施行細則ニヨリ取扱運用ニ就キ説明指示シ趣旨ノ徹底ヲ計リタリ

検査狀況報告

各種茶業重要會議

検査狀況報告

一、昭和八年度検査狀況ノ報告 各囑託検査員ヨリ前年度ニ於ケル各管内一般製茶検査ノ狀況ヲ書面ニヨリ至急報告セシムルコト、セリ

協議事項

△茶業規則並ニ關係法規及本所規約、諸規程運用統一ニツキ打合協議ノ件 △自動車輸送ノ製茶取締其他ノ件

協議事項

一、昭和九年度検査狀況報告ニ關スル件 各囑託検査員ヨリ前年度ニ於ケル各管内一般製茶検査ノ狀況ヲ書面ニヨリ至急報告セシムルコト、セリ

〔五八一〕



扱上ニ就キ詳細説明シ尙昭和十年年度標準茶設定及移輸出荷票ニ

關シ見本ヲ提示シ取締検査施行上ノ參考ニ供シタリ

### 第五 全國茶業技術員打合會

#### 第一回會議

昭和二年十月二十七日より三日間、牧野原農林省茶業試驗場に於て開催、出席者は

農林省茶業試驗場、東京、大阪、京都、兵庫、長崎、埼玉、茨城、奈良、三重、静岡、滋賀、岐阜、石川、和歌山、愛媛、高知、熊本、宮崎、鹿児島、岡山、福岡

各府縣の技術者五十名、山本農林大臣の諮問案及中央會議所其他提出の協議事項左の如し。

#### 農林省諮問事項

茶業ノ經營改善上必要ト認ムル事項並之カ普及上適切ナル指導方法如何

(理由) 茶葉摘採ノ應用ト製茶機械ノ利用トハ茶業ノ經營ヲ著シク有利ナラシムルニ至リタルヲ以テ適當ナル方法ニ依リ新業ノ發展ヲ期スルハ農村ノ振興貿易ノ發展上最モ有効ナル一方法タルヲ失ハス然ルニ現時ニ於ケル當業者ノ茶業經營ノ實狀ヲ見ルニ茶園ノ肥培管理ノ方面ニ於テ或ハ製茶生産ノ方面等ニ於テ依然トシテ舊態ヲ脱スルニ至ラス改善ノ急ヲ要スルモノ尠ナカラスト認メラル之レ本件ヲ諮問スル所以ナリ

#### 本所提出協議事項

(一) 茶種子ノ改善、供給及貯藏ノ方法如何 (二) 茶園ニ於テ最モ適當トスル標準畦幅如何 (三) 新植茶園ニ於テ一條播ト二條播トノ何レヲ獎勵スヘキヤ (四) 茶樹ノ施肥量ヲ増加

セシムル方法如何 (附) 各府縣ニ於ケル肥料施用ノ狀況 (特ニ肥料ノ用量並肥料ノ種類ニ付テ) 如何 (五) 綠肥用作物栽培ノ獎勵方法如何 (六) 茶葉摘採上缺應用ノ利用並缺使用ニ伴ヒテ注スヘキ事項如何 (附) 各地缺摘ノ狀況及將來ノ見込如何 (七) 生葉ノ蒸熱改善實行方法如何 (八) 機械製茶ノ向上發達ヲ圖ル爲メ特ニ當業者ヲシテ注意セシムヘキ事項如何 (九) 機械製茶講習 (傳習會ヲモ含ム) 會ヲ有効ナラシムル方法如何 (附) 各地ノ講習實況如何 (十) 製茶ニ木炭ノ混入ヲ防止スル方法如何 (附) 缺摘ヲナシテ製茶後木炭ヲ攔別スルト、木炭攔別ヲ要セサル採摘探ヲナストノ努力、費用ノ差異如何 (十一) 製茶ノ適當ナル貯藏及荷造方法如何 (附) 各地ノ貯藏及荷造方法實況如何

茨城縣提出事項 茶樹寒害防止並寒害後ノ適當ナル處置方法 奈良縣提出事項 茶樹凍害(霜害) 如何

豫防法並對策如何 △簡易ニシテ品質ヲ損セザル露芽ノ製造法如何 △紅茶ノ品質改善上適當ナル製造法如何 滋賀縣提出事項 △茶樹ノ病蟲害ニ最モ有効ナル豫防、驅除ノ

方法如何 △病蟲害ノ豫防驅除ニ關スル施設、獎勵ノ良法如何 奈良縣提出事項 △茶ノ消費ヲ一層増加セシムヘキ技術上ノ良法如何

#### 第二回會議

昭和五年十一月十三日より三日間、静岡縣牧野原農林省茶業試驗場に於て開會、出席者は三府二十縣六十三名、

中央會ヨリ松浦、栗谷正副會頭、西郷、加藤兩參事、宮地技師、竹下取締員、土田、石原書記、本省ヨリ間部農産課長、岡出技師、久木元、並木、佐藤各屬、農林省試驗場ヨリ安藤場長外全員、静岡縣ヨリ丸尾茶業部技師其他列席

栗谷副會頭開會の辭を述べ、松浦會頭の挨拶、農林省岡出技師の農林大臣祝辭代讀あり左記事項に就き同技師説明す。

△試茶を含有する藥劑は絶対に茶園に撒布せざる様注意せられたし △製茶生産費調査報告の件 △茶發芽其他豫想報告及び茶業統計期限通り報告せられたし △茶業技術員名簿作製につき毎年四月一日現在にて必ず報告ありたし △發明に關する内報を乞ふ △紅茶及曬茶の研究

席上當時來朝中の露園茶師シェーニング氏は西郷參事の通譯でロシア輸出綠茶及紅茶に關する意見を述べ、次で農林大臣の諮問案を上程久木元屬の説明に對し、堀池(宮崎)北村(鹿児島)宮原(熊本)其他諸氏の質問並に意見發表ありて中央會及各府縣の提出案に移り説明質問ありて第一日を終了、翌十四日も引續き協議、提出案全部を四部に分ちて左の委員に附託、午後委員會を開いて意見の交換を行つた。

◇第一部(農林省諮問案、中央會提出案五) (宮崎縣提出案) △委員丸尾、内田(以上静岡) 外十五名△參加農林省岡出技師、佐藤屬、堀中央會囑託 ◇第二部(中央會提出案一、二、三) (高知縣提出案) △委員久保田(静岡縣茶業聯合會) 橋村(静岡縣農務課) 外十五名△參加國立試驗場高橋技師、桑原、今井技手 ◇第三部(中央會提出案四) △委員淺田(京都) 外六名△參加出村國立試驗場技師 ◇第四部(中央會提案六) △委員龍巖三、小泉武雄(以上静岡縣茶業聯合會) 外五名△參加農林省久木元、並木屬、竹下中央會取締員



かくて十五日は午前中間部農林省農産課長の挨拶ありて、前日附託となつた各部委員長より委員会の結果を報告、何れも原案通り決定、午後研究事項の發表があつて三日間に渉る討議を終了した。なほ十六日には各府縣茶業試驗事項の打合せを行つた。

農林大臣諮問案及其答申、中央會、各府縣其他の提出案、研究事項左の如し。

農林大臣諮問案

一、本邦製茶ノ輸出増進上製茶生産ノ改良ニ注意スベキ事項並ニ之ガ指導獎勵上採ルベキ方策如何  
(理由) 輸出茶ノ生産改良ヲ圖リ良質廉價ニシテ消費地ノ嗜好ニ適合セル製品ノ供給ニ努ムルハ最モ有力ナル輸出増進ノ一方策タルヲ失ハズ而シテ最近米國及加奈陀等ニ於ケル製茶需要ノ推移及露西亞其他ノ新販路ニ於ケル製茶消費ノ實情等ニ鑑ミルトキハ之ガ生産ノ改良ニ付キ特ニ攻究ヲ要スベキ事項尠カラズト認メラル是本件ヲ諮問スル所以ナリ

右諮問答申

甲、製茶生産ノ改良ニ關シ注意スベキ事項

一、生葉ノ生産改良ニ關スル事項 生葉ノ生産改良ニ關シテ左記事項ノ勵行ヲ期シ生葉收量ノ増加品質ノ向上均一及生産費ノ節減ヲ圖ルコト (イ) 優良品種ノ選抜又ハ育成ヲ圖ルト共ニ茶園ノ肥培管理ヲ懇切ニス (ロ) 摘採ニ注意シ特ニ硬葉摘ヲ避ケ木莖及古葉ノ混入ヲ防止スルコト (ハ) 病虫害其ノ他災害ノ防除ヲ行フコト

乙、指導獎勵上採ルベキ方策

一、生葉ノ生産改良ニ關スル事項 (イ) 集團的實地指導園ヲ設置シテ合理的茶園經營ノ指導ヲナシ其ノ指導ハ團體指導ヲ主トスルコト (ロ) 肥料ノ共同購入、共同配合ヲ獎勵シ安價ニシテ優良ナル肥料ノ供給ニ努ムルト共ニ經濟的施用法ノ

指導ヲ行フコト (ハ) 茶園ノ間作施肥ノ栽培及ビ敷草ヲ獎勵スルコト (ニ) 優良品種ノ育成及ビ普及ニ對シ助成ノ途ヲ講ズルコト (ホ) 茶ノ摘採ノ適當ナル使用法ヲ普及獎勵スルコト (ヘ) 病虫害其ノ他災害ノ共同防除ヲ獎勵スルコト (ト) 病虫害防除劑トシテ砒素劑ノ使用ハ絕對ニ之ヲ禁止シ石灰硫黃合劑ノ使用ニ付テハ其ノ時期及ビ方法ヲ過タザルコト

丙、一般的事項

適當ナル研究機關ニ於テ製茶ノヴキタミシ及ビ其ノ他特有成分ニ付キ十分ナル研究ヲ遂ゲ本邦綠茶ノ特殊性ヲ一層發揮セシムル様努力スルコト

中央會議所提出案

(一) 製茶ノ共同經營ヲ合理的ナラシムル上ニ於テ特ニ注意スベキ事項並ニ之ガ指導獎勵ニ關シ適切ナル方法 (二) 摘採ノ使用ノ利害並ニ之ヲ使用スル場合ニ於テ注意スベキ事項 (三) 荒廢茶園及老衰茶樹ノ原因並ニ處理ニ關スル件 (四) 製茶ノ機械製造ニ於ケル經濟的單位工場ノ規模並其ノ工場ニ於ケル最適切ナル設備 (五) 製茶生産費ノ低減ヲ圖ル上ニ於テ特ニ注意スベキ事項 (六) 製茶ノ内地取引改善ヲ要スル事項並其ノ實行上適當ト認ムル方法

各府縣提出案

(一) 未成熟園ニ於ケル肥料試驗實施上施肥料ノ基準ニ關スル各種茶業重要會議

件、成熟ニ達スル迄ノ幼茶園ニ於テ肥料試驗ヲ實施スル場合ハ之ガ施肥量ノ基準ハ何レニ置クヲ適當ト認ムルヤ (二) 茶葉摘採期間延長ニ關シ適切ナル方法ノ件、摘採ノ使用ハ著ク摘採期間ヲ短縮シ爲ニ生葉消化量ニ對シ比較的多額ノ製造設備ヲ要スル狀勢ニ在ルヲ以テ何等カノ方法ニ依リ摘採期間ヲ延長シ生葉ノ出廻ヲ調節スル事ハ最モ緊要ナリト認ム(以上宮崎縣農事試驗場提出) (三) 製茶ノ經營上資金ヲ最モ有效ニ利用スル方法並ニ之ガ運用上特ニ注意スベキ事項(高知縣提出) 茶業研究機關ニ於ケル試驗並ニ調査成績發表事項(口頭發表ノモノ) ◇京都府茶業研究所 △茶園荒廢ノ原因並ニ恢復方法ニ關スル研究ノ經過(所長、地方農林技師 田邊貢) △製茶工場ノ設備方法ニ關スル研究(地方農林技師 淺田美穂) ◇静岡縣立農事試驗場茶業部 茶樹體內ニ於ケル炭水化物(澱粉及砂糖)ノ消長ニ就テ ◇静岡縣茶業組合聯合會議所 現在ノ紅茶ニナル迄(技師 久保田一郎)



### 第六 内臺聯合茶業大會

大規模なる會合 内地臺灣聯合の茶業者大會は、臺灣始政四十周年記念博覽會を機とし昭和十年十月二十五日を以て臺北市公會堂に於て開會された。右につき内地より渡臺參列したる人々は。

- △農林省事務官小山田光一 △東京府聯合會頭池田万藏、書記小泉修造 △京都府聯合會頭丸山徳次郎、同技師川井勘治郎 △大阪府聯合會頭中井龜松 △大阪市茶業組合長出石宗之助 △神奈川縣聯合會頭田中林藏 △埼玉縣會頭市村高彦 △茨城縣會頭瀨谷司之介 △奈良縣會頭高森榮三 △三重縣會頭小森久郎 △靜岡縣聯合會理事宮本雄一郎 △賀茂組合長金刺平八 △田方組長佐藤國二郎 △駿東沼津組長渡邊純重郎 △庵原清水組長加瀬澤森太郎 △靜岡組合議員河村鐘三 △安倍議員石上數雄 △志太議員大塚甚之助 △榛原組長大石仙作 △小笠原理事兒玉泰一 △周智組長石黒源吉 △磐田南部組長大橋赤兵衛 △磐田北部組長内山洗平 △濱名濱松議員名倉三郎 △縣製茶業副組長渡邊廉一 △再製議員原崎源作 △岐阜會頭森秀一 △和歌山幹事和田爲次郎 △熊本副會頭森本利三吉 △鹿兒島會頭藤坂貞盛 △石川組長稻葉長平 △兵庫副組長菅藤太郎 △長崎副組長森下重格 △福井副組長佐藤八左衛門 △岡山副組長淺尾富太郎 △愛媛組長森岡牛五郎 △高知組長森田俊吉 △福岡組長土居章平 △愛知縣代表富田重助 △佐賀副組長並木莊四郎 △宮崎組合理事岡本英雄 △中央會頭中村圓一郎、副會頭栗谷喜八、理事三橋四郎次、議員山口忠五郎、同野呂慶之助、同堤米次、參事加藤徳三郎、取替員竹下仁三郎、書記土田友一、同戸塚政慶 △靜岡聯合會囑託瀧恭三、書記田中敬三 △靜岡茶業青年團代表水上金三郎、同宮坂秀雄 △靜岡縣技師丸尾結六

の諸氏で一行は十月十九日神戸出帆の大和丸、同二十一日出帆の瑞穂丸で臺灣に向ひ、臺灣代表と會し、二十五日は慰靈祭、茶業功勞者表彰、茶業大會に臨み、夜は同地蓬萊閣の大懇親會に出席、二十六日から博覽會及び臺灣各地の視察を遂げ思ひ／＼に歸任した。大會の次第左の如し。

物故功勞者慰靈祭 二十五日午前九時三十分より執行、祭壇中央には『臺灣茶業物故者之靈位』の位牌を安置し、茶商公會其他より寄進の花環供物を飾り、主催者側奥田協會長の祭辭あり僧侶の讀經後、奥田會長の燒香に次で

遺族總代寺門一、郭双龍兩氏を始め、來賓森農林參與官、保田臺銀頭取、中村中央會頭、中瀬殖産局長等の燒香があつて十時祭事を終る。參列者は三百餘名、臺灣茶業の光輝ある歴史は、祭壇上の物故功勞者によりて一段と美しく彩られたるの觀があつた。

功勞者表彰式 午前十時三十分より臺灣茶業宣傳協會の主催にて舉行、内臺各方面の來賓其他關係官民五百餘名參列、係員鈴木氏開式を告げ、奥田協會長式辭を朗讀して功勞者官廳側下茂産業主事外四名、民間側壽屋社員田邊一郎氏外三十二名の代表者下茂、増田兩氏に對し表彰狀及記念品を贈呈し、來賓中瀬殖産局長、松岡臺北市尹、中村中央會頭の祝辭、下茂、増田兩氏の代表答辭あり、岩田氏閉式を告げて十一時一同感激裡に終了した。

内臺聯合茶業大會 午後一時より開會、内地の茶業關係者中村中央會頭以下五十餘名、臺灣側三百餘名出席來賓には。

- 外相代理加藤書記官、農相代理森參與官、拓相代理宮本書記官、中川臺灣總督、平塚長官、野口臺北州知事、佐治新竹州内務部長、松岡臺北市尹、中瀬殖産局長、三卷臺北商工會副會長、臺北商業協會會長幸顯榮氏代理其他諸氏

臨席の下に、君が代の國歌合唱後、岩田理事開會の辭を述べ、奥田協會長の挨拶に次で、來賓祝辭となり

- 外相（加藤書記官代理）農相（森參與官代理）拓相（宮本書記官代理）中川總督、野口知事、佐治内務部長、松岡市尹、中村中央會頭、臺北商工會長、同商業協會長
- の祝辭及び岡田首相其他の祝電を發表し、少頃後議事に移り、岩田理事の發議にて中村會頭を座長に推し、座長の推薦で、奥田會長議長席に着き、大會書記に古澤協次、百成成行氏を任命、先づ内地側提出議案
- △内臺茶業協會設立の件 △臺灣に於る茶業中央統制機關設置方要望の件 △滿洲國の製茶輸入關稅を我國に對し特に低減方要望の件

を附議し古澤書記その理由説明書を朗讀し、更に内地側會員より詳細なる説明を附加し、續いて臺灣側提出議案

各種茶業重要會議



△臺灣茶業協會設立の件 △滿洲國輸入日本茶關稅に關する件 △輸出紅茶の品質統制強化に關する件 △次回内臺茶業大會開催に關する件

を附議し、書記の説明書朗讀あり、更に前同様提出案者側會員の補足説明を以つて、委員附託となすに決定、奥田議長より内地側中村圓一郎氏外九名、臺灣側大島卓二氏外十九名を委員に指名し、委員一同が別室に於て決議案文を審議の間、會場にては、臺北帝大教授山本亮博士の『學窓より見たる内臺茶業』と題する講演あり、斯くて二時間の後、委員會が擧まつたので午後四時二十分より再び本會議に返り、大島委員長より委員會の経過報告並に決議文の朗讀あり、滿場一致之に賛成委員會案を可決し、滿洲向茶關稅問題については、その實現促進を圖るため、内務、外務、拓務、農林、商工の各大臣及び對滿事務局長、滿洲國財政部大臣、駐日滿洲國大使宛決議文を電請することとし、最後に中瀬殖産局長の挨拶があつて四時四十分會議を閉ち、同夜蓬萊閣に於て大晚餐會を開き、それより内地側關係者は臺灣各方面の視察を行ひ茶業を中心に内臺の産業的聯絡を密接にし大なる貢獻を殘した。

決 議 文

- 一、内臺茶業協會設立の件 (第一號議案内地側提出)
  - 本件に關しては本大會に於てその設立を適切且つ緊要と認むるも臺灣茶業の現状に鑑み議案第二號第三號に依る臺灣茶業協會設立を待ち之と茶業組合中央會議所とを以てその組織内容を審議せしめ速かに之が實現を期す
- 一、臺灣に於る茶業中央統制機關設立方要望の件 (第二號議案内地側提出、第四號と一括決議す)
  - 近年内臺茶業關係益々密接の度を加ふるに至り相互に聯絡協調するの必要切なるものあり、就ては此の際速かに茶業關係者を糾合せる臺灣茶業協會を設立して内臺間の聯絡協調を圖らんとす
- 一、滿洲國の製茶輸入關稅を我國に對し特に低減方要望の件 (第三號議案内地側提出、第五號議案と一括決議す)
  - 日滿兩國の親善關係と最近に於ける滿洲國に對する内臺茶の輸出状況とに鑑み、同國現行製茶輸入關稅の低減方を日滿兩政府當

局に請願し之が目的の貫徹を期す

- 一、臺灣茶業協會設立の件 (第四號議案臺灣側提出、第二號議案に一括)
- 一、滿洲國輸入日本茶關稅に關する件 (第五號議案臺灣側提出、第三號議案に一括)
- 一、輸出紅茶の品質統制強化に關する件 (第六號議案臺灣側提出)
  - 最近内地及臺灣に於て著しく紅茶の生産増加し、之が輸出の進展を見つゝあるも國際情勢の現状に鑑み、製茶品質の向上統一は喫緊のことに屬す、依つて内臺略同等の輸出標準茶を制定して海外市場に於ける商權の確保を期す
- 一、次回内臺茶業大會開催に關する件 (第七號議案臺灣側提出)
  - 内臺茶業大會は兩地茶業者の意志を疏通し協調聯絡を圖るに最も適切なるを以て次回大會を開催することを決議す、但し場所日時については兩者委員の協議に俟つものとす

奥田臺灣茶業協會會長挨拶

此の度始政四十周年を記念する臺灣博覽會開催の機會に於て茲に内臺聯合茶業大會の開催を企圖したるに、農林大臣、拓務大臣代理並に總督閣下を始め來賓各位の御臨場を辱ふしたるのみならず、本島側は素より内地よりも斯く多數の參會を得て本會に一段の權威と光彩を放つに至つたことに對して、島内側會員の總意として先づ深甚の謝意を表するものであります。思ふに本島茶業史上最古の歴史と過去現在並に將來に於て恐らく輸出貿易産業として、既にその王座にある茶業に對し今後の發展を圖り、輸出産業として外國茶と拮抗しよく海外市場に商權を堅持するためには、先づ茶業者の完全なる一致協力を必要とするは、各國製茶輸出制限案を通じて見たる現下の國際情勢を洞察しても思ひ半ばに過ぎるものがある。謂つて臺灣茶業の現状を一瞥するに、世界市場に於ける製茶嗜好の趨勢と各産茶國に於ける製造技術の向上は、臺灣茶業に甚大の刺激を與へ從來その生産額の大半は烏龍茶として輸出されて居たものが、最近紅茶の有望性を確認せられるやうになり、茲に本島茶業界は包種茶を加へ、三者鼎立の形でそれ／＼特色ある品質と異なる市場に輸出されて居るを以て、昭和九年の輸出だけでも數量一千四百萬斤、價格九百萬圓を占め本島に於ける總輸出貿易價額の約三割に相當する次第で、而も七十年前から既に海外に紹介せられ今日に及んで居るが、最近數年間の國際情勢の急激なる變異に伴ひ、臺灣紅茶の内進進出並に滿洲國獨立に依る内地及び臺灣茶の對滿輸出の躍進、更に進んで世界茶界の最新勢は印度其他の先進茶産國が協調して品質の向上と販路の擴張を圖り、他面生産制限其他の施設



により種々發展策を講じて居るなど内外の情勢に鑑みる時は、内地及び臺灣茶業者間に於る經濟的乃至精神的融合聯絡の必要いよ切なることを痛感するもので、本大會を開催するに至つた所以も亦こゝに在る。會員各位におかれては、よく本大會開催の主旨を諒とせられ、各提案事項につき慎重審議を練り、議論を盡され充分有意義ならしめんことを切望するものである。茲に本大會の成功を確信して一言御挨拶を申上げる次第である。

中村中央會議所會頭祝辭

本日茲に内臺聯合茶業大會を開會せられ、不肖又其席に列して親しく臺灣に於ける茶業關係者各位と會同し膝を交へて、日本茶業の振興發展の方策を協議計畫するを得るは頗る欣幸とする所なり。惟ふに臺灣も内地も等しく我が帝國の版圖にして之を外國より見れば二者區別するに非ざるや論なし。唯從來其製茶の品種に於て内地は久しく綠茶のみを製造し、臺灣は烏龍茶、包種茶を主としたるをもつて彼我相懸隔する所なかりしも、近時紅茶と滿洲向き製茶の製造勃興するや、臺灣と内地とは其事業次第に近接し從つて其關係交渉又漸次緊密を加ふるに至れり。抑も臺灣は氣候風土の天恵豊かにして品種の研究と整一の長所を有し、内地は土地の廣からざるは集結栽培をもつて補ひ、天恵の足らざるは努力をもつて充しつゝあるが故に製茶の品種と價格とは各々長短あり、之等今後其栽培製造並に經營方法等にあつては互に研鑽して品種の精良と價格の低廉とを圖るべきも、海外輸出に於ては相提携して其販路を擴張し其利益を擁護せざるべからず、此秋に當りて本大會を開會せるは頗る時宜に副へる施設として誠に慶賀に堪えざるものあり、庶幾くは兩者全く對稱を圖いて相識し、長短相補ひ力を協せて日本茶業の發達と隆昌とを加ふるの策を決せられんことを、聊か所懐を叙して祝辭に代ふ。

民間總督三好君の横顔

内臺茶業大會に、内地茶業の一隊を率ゐて出席した、茶業中央會頭中村圓一郎氏は臺灣に於ける茶業功勞者の隨一人として臺北市榮町二丁目辻利商店三好德三郎氏を挙げ、大會より歸來その徳と功とを讃へ左の如く語つて居る。

臺灣茶業今日の隆盛を致さしめたのは、元より總督府の指導獎勵と一般茶業者の熱誠努力に待つ處大であるが、全局茶業者の先頭に立ち來を率ゐて一步は一步よりその根柢を固めた功勞者に三好德三郎君のあることを忘れてはならない。臺北市榮町二丁目にある辻利茶店と云へば、在臺内地人の茶舗として最も古く且つその信用の秀でたること、足一たび臺灣の地を踏んだもの、均しく首肯する處であるが、この老茶舗こそは、三好君の努力と功勞との一大結晶なのである。

三好德三郎君の嚴父德次郎氏は京都宇治町の名だゝる茶業者で、宇治茶の開発に力を盡し、昭和二年産業功勞者として勲授褒章を

賜はり、次で従六位に叙せられたが、彼の茶業の先達辻利右衛門氏の弟で、三好家の養子となつて居り、德三郎君はその長男として生れて居る。德三郎君は少年にして既に大志を抱き長じて政治に奔走、當年政界の巨人伊藤松方その他の知遇を得たが、竊かに思へらく、政治の基は民力の涵養にあり、國民富みその生活の安定を得て始めて一國の治政揚る。民力の涵養は實業の振興を指いて他に之れ無しと、先づ父の實業なる伯父の辻家に入り製茶改良研究に没頭し、輸暇出で、前田正名翁の麾下に奔りて産業振興の遊説に力を致した。かくして君は、本邦産業の大綱に通ずると共に、製茶の栽培、製造に關する廣汎なる知識を吸收して以て他日の飛躍に備へたのである。

明治二十九年露國皇帝戴冠式の盛儀あり、我國よりは山縣有朋公大使として參列差遣せらるゝに當り、君は之を以て日本茶を海外に紹介するの好機となし、前田翁に語り、宇治茶業者を説いて、露國皇帝並に要路の大官及參列の各國大使に日本茶を献上贈呈の議を決し、進んで山縣公に其盡力を乞へるに、公も其熱意に感服し、調進の戦茶を携へて悉かに露國に乗り込み所期の如く献上贈呈の勞を執つた所、その反響頗る大にして日本綠茶の名之より各國に知らるるやうになつた。同三十二年、大正天皇が未だ皇太子にてあらせられ、京都に成らせられたる御、特に拜謁の光榮に浴し、市内の御遊覽には供奉さへも仰せ付けられるといふ恩命を蒙ふしたのである。

日本茶の海外進出が君の宿望であつたことは、前述露國への宣傳運動によりてもその一端を知ることが出来るのであるが、更に君は、明治三十二年、青春二十六歳を以て、我が新販國の臺灣に向つて茶の進出を企圖し、偶々樺山文相、奥田次官、前田翁等の京都に來るに會し、語るにこの事を以てし、その翼賛を得て、當年の總督兒玉大將、後藤民政長官に對する懇篤なる紹介狀を齎らし、總督、總督、長官に面接、大志を披瀝して其容るゝ所となり、こゝに君の臺灣茶業がその第一歩を踏み出したのであつた。

君は先づ臺灣の現狀を精密に調査したが、島内の茶業は未だ極めて幼稚であつて、根本的に大更改を加ふるにあらざれば到底將來の産業として大をなす能はざるものを知つた。併し君は決して失望しなかつた。そこで君は改善の資料を得るため支那本土に渡り、香港、廣東、福州、廈門等各地の茶業本場を視察し、栽培製茶販賣等仔細に調査し、幾多の新資料を掴みて歸來、三十五年二月、始めて臺灣茶業改良の根本計畫を發表して、總督府の施設に便する所多大であつたが、之と共に臺灣茶の海外販路獲得に關し、内地の大谷嘉兵衛、山本龜太郎（神戸）兩氏に書を送り、内地臺灣合同の製茶會社設立の議を説き、一面在米の友人をして臺灣茶の宣傳を行はしめたのである。

君は又臺灣の事情が内地に知られないのは遺憾であるとなし、畢竟之は内臺兩者の隔意なき協力に依るの外なきを看破し之を實現



すべく、三十六年第五回内國勸業博覽會が大坂に開かるゝを機會に、臺灣紹介に乗出すこととなり、總督府を説いて會場内に臺灣館を開設し、協賛會を組織して全臺灣の各種物産を出陣し、更に臺灣民を内地に旅行せしめて融合と啓蒙を圖り大に得る所があつたのである。この事ありてより以來、總督府は内地各種の博覽會には必ず臺灣館を特設して、物産紹介と内臺人の融和とに力を致すやうになつた。

斯くの如く君は臺灣の開發と内地との聯絡融合に功勞甚だ多く、大正十二年 攝政宮殿下御渡臺に際し、産業功勞者として特に勲授褒章を授けられ、拜謁賜餐の恩命に接し、更に昭和三年 今上天皇の御即位御大典には勳五等に敘せられ瑞寶章を賜はつたのであるが、この外君は臺灣總督府よりは實業功勞者として、陸軍大臣よりは軍事功勞者として表彰を受け銀盃を下賜され、日本赤十字社よりは有功章を、大日本武徳會、愛國婦人會よりは一等有功章を授けられ、今度の内臺聯合茶業大會に於て茶業功勞者として最高の表彰を受けたのも當然の事である。而して君は現に臺灣總督府評議員其他重要な幾多の公職を帯び、辻利茶店としては優良なる内地綠茶を臺灣に紹介し、出で、ては臺灣茶の海外進出に當つて居るのである。

三好君が至誠國家を思ひ、獻身的に産業開發に盡して居ることは以上を以てその一端を知ることが出来やう、自分は君とは久しく親交を得て居たが、今度の渡臺で更に舊交を温め、且つ内地と臺灣の茶業進展に關し胸襟を披いて思ふ存分に語り合つたことは如何にも本懐の至りである。君は船既に六十歳を過ぎて居るが、體健壯者を凌ぎ國家への御奉公を念として敢て犬馬の勞を厭はない處が如何にも堂々として居る。臺灣では、三好の名を呼ぶより『民間總督』といふ方が通りがよい程で、この巨人を中心として開拓に猛進し得る臺灣茶業は如何にも惠まれて居ると思ふ。

### 第十一章 茶業組合中央會議

#### 第一 大正三年以降の會議内容

中央會議は年々東京に招集され、春の定時會に於ては決算豫算其他重要案件を議決し、別に必要に應じて臨時會を招

集、役員選舉、規約改正其他緊急の案件を議決して居る。彼の大正十四年度を以て花々しく開始した、對米加大宣傳の廣告運動に關する豫算並に特販委員會制定の際の如きは、大正より昭和初頭にかけての重要會議として、永く我が茶業界に記憶されるべきものであらう。左に大正三年春の定時會以來各年次順を追ふて臨時各會議の梗概を收録す。

#### 第三十五回定時會

(大正三年二月二十五日召集二  
十七日終了農商務省會議室)

開會前會頭大谷嘉兵衛氏起つて『未だ議員定數に満たぬが、この間の少時間を利用して所感を述べたい』とて茶の品質問題に關し、堂々左の如き演説を試み、大に感銘を與へた。

#### 大谷會頭演説

近年の茶況を見るに憂慮に堪えぬものが多い、それは云ふまでもなく粗製濫造の結果であつて、實に茶業の存廢興亡に關する重大問題で、これは諸君と共に熟慮研究、以て今後の維持發展を期せなければならぬ。

明治四十四年に着色茶禁止の法令が出た時に一般富業者は誠心誠意改善に努力の結果開港以來、二三年を除き毎年着色茶を輸出した弊習をどうやら嘔止めて無色の純粹な茶を送るの機運に向つたのは甚だ喜ばしい。一體『着色』といふことは、悪い茶を良く見せるといふ一の偽法であつて、この着色が進めば進む程粗製が甚しくなるし、粗製が甚しくなれば着

色しなくてはおけなくなる。これは自然の勢ひであるが、吾々の最も憂ひとするは、米國が何故に日本茶の輸入を禁止するやうになつたかの原因、即ち日本富業者の魂の置所が如何に亂れて来たかといふ所にある。

明治十二年頃から粗製が甚しくなつて、諸君と共に色々心配したが十五年にはアメリカ政府に於て粗製茶の輸入禁止令を發布するに至つた、これは全く吾々の到らぬ處から起つたもので誠に情けない次第である、その後茶業組合が出来たが、今度は年々課税問題が現はれて心配は堪えなかつたこれは官民一致の努力で漸く撃退した、それから三十年には標準茶見本を造ることになつた、この見本より實際の商品が悪いといふことになると同業者の恥のみでなく國家の恥と云はなくてはならぬ、それから四十四年には着色茶の絕對禁止令が出たのである。

業が大きくなると、着色するに最初の耳掻き位では間に合はなくなる。そうして一年おいて明年になつてあけて見ると化粧物になつて居る、……色が浮く……、こんな事情から粗製になり着色するやうになる、この着色を四十四年に禁止されたのだが、着色の源は粗製に發して居るのだから、この法



令は甘んじて受けなければならぬ。が併し、着色といふことは誰れが敢へたか、夫れは支那である、我國では最初は色をつけることはしなかつた、純粹な無色茶であつたが、産額が増加するに従ひ退々粗製になり、その「アラ」をかくすために着色の必要を生じて来た。私は茶に色を着けることは、茶業の將來に悪影響を及ぼすであらうと最初から考へて居たが四十四年になつてそれが實現して着色禁止になつた。そこで諸君を始め官民一致努力の結果、見事にこれは廢止することに成功した。かく一齊に見事な結果を得たのは組合創始以來始めての事であつて、團體の力の眞の現はれといふべきである。然るにそれも東の間で、段々下物が需用されるに従つて又々粗製品が續々輸出されるやうになり、年々不況を來し、爲めに粗製は益々その弊を助長し、その勢ひ消々底止する所を知らざる運命に陥りつゝある。この粗製品の濫造輸出は我茶業界の信用消長に重大なる關係がある、是れ全く我等の死活問題である。私は一昨年來各地方に出張して右の経緯を説きし、何とかしてこの弊風を脱却すべき最善の方途に出づべきことを訴へておいたが、幸に各方面の共鳴を得て幾分づつ改善に向ひつゝあるが未だ充分とはいへない。即ち本年は昨年より相當に向上するではあらうが、併しまだ「危いかな」を感じざるを得ない。この點大に諸君の奮起を要する。若し諸君に妙案良策もあらば充分に開陳して欲しいが、私の一番恐れるのは機械の濫用である、機械の濫用は茶業の前途を亡

ぼすものである。然らば機械使用を止めたらよからうといふ人もあらう、成程止めればよい、しかし機械使用について最も悲むべきは、機械を頼りにして摘採期を延ばし茶葉を硬化せしむる悪弊である。私はこの點が憤慨に堪えない、畢竟この悪弊が茶業の廢滅を來す結果になるのだ、私はこれ等の内面的事情をよく知つて居る、それは機械があるために、機械のみを力とし、摘採を二日も三日も延ばし、一週間も延ばせば製産量が増加する、こんなことで昔の宇治茶のやうなものがどうして出来やうか。宇治茶のやうな良茶を賣つてこそ、初めて日本茶であると威張ることが出来るのである。元來一番茶といふものは、大抵八十八夜前後に摘むことになつて居る、そこを越しては香も味も光澤もなくなり、葉が大きくなるから切り刻まなければならぬ。といふのが今日の實際状態である。この悪弊を除くことは何でもない事のやうであるが、併し事は生産家によつて行はれることで、仲々改善が六ヶしい。思ふてこゝに到れば日本茶の將來は實に寒心に堪えないものがある、願はくば諸君の努力によりこの悪弊を根本から除去したいと思ふ。次に生産家と機械との關係であるが、善惡を顧みずして機械に頼ることは大に考へものである。茶は自分の業である國家の産であるから飽くまで「親切に忠實に」の心を以てその業を大切にしなければならぬ、勿論茶は無敵のもので、親譲り子譲り孫譲りといふ様に、祖先より代々傳へられた大切な

世襲財産といふべきものである、これを辨へずして知らずやうな事が萬一にもあつたならば、獨り我が茶業界の損失ばかりでなく國家の財源を潤らすもので誠に由々しき事である。そのこれを失ふと失はざるとは、その人の心の置方によつて決するものである、これを失つては祖先に對して相済まぬ、ツマリ吾々は心の戦ひに打勝たねばならぬのである。日本茶を良くするか悪くするか、粗製にするか良製にするか、皆これ茶業者の魂の置處によつて決するのである。即ち良日本茶の製出によつて、茶業の振興を計り國家經濟に資することは吾々に課せられた大なる義務である。飽くまでも親切忠實に、善の戦に進軍しなければならぬ。諸君は昔の事は御存じないかも知れぬが、明治二十年頃までは、「日本茶」といつて中々よかつた、それが段々悪くなつたのは機械製造によるのである。こゝに松下君も居られるが……只機械製造そのものがヤタラに悪いといふのではない、機械の應用を誤まるのが悪いのである。殊に機械使用の裏面には誠に情けない事情が潜んで居るのである。それは何であるかといへば、繰返していふ如く摘採期を無暗欠損に延ばしても機械があるからよいといふ機械を頼みにするといふことである。私は何よりもこの點を恐れる。今後はこの弊風が改まらないとすると日本緑茶の將來は實に危く、需用者は次第になくなり輸出は出来なくなる、諸君はこの問題の改善に充分の努力を願ひ

たい。更に一言を附加すれば、販路の擴張と、生産の改良との關係である、この二者は共に相俟つて行ふべきもので、販路を擴張せんがためには生産の改良が急務である。昨年一昨年の茶は實に悪かつた、若し本年もまた同様であるならば、私は日本茶の前途にはもう望みがないと斷言する、諸君は呉々もこの事を御承知願いたい。それから紅茶の事であるが、この紅茶の研究は一日も怠つてはならない、ツマリ紅茶は綠茶の後繼ぎになりはせぬか、若しそうなれば誠に結構な次第で、日本在來の綠茶が今日の如き危險に遇つて居るとき、一層研究の必要があらう。紅茶は、米、英、露何れの國でもこれを飲まぬ國はない、所謂世界的のものであるから充分研究を要するのである。しかし、紅茶が世界的であるからといふて綠茶の研究改善を等閑に付することは出来ない。だから私の考へでは、紅茶の研究には相當の機關即ち研究所の如きものを設け、こゝで充分研究し漸次各地に及ぼしたが宜しからうと思ふ、今一時に、此處でも彼處でもやるといふのは元より不得策である。この紅茶に反して綠茶は、その顧客は米國のみであるから、米國に於て日本緑茶の聲價が落ちたとすれば、もうそれで茶の海外貿易は廢滅に歸する、その米國では一番茶を好み、二番茶を望まない、若し二番茶が可けないとなれば經濟上重大の關係であるからこゝが大に研究を要する問題である。元來茶は一度植付けると永久無限のものであつて、



世の在る限り國のある限り永劫限りない事業である、この大切な國家的事業を吾々の代になつて失ふたならば、祖先傳來の商賣……事業を失ふたならば吾々は誠に祖先に對して相済まぬ、國に對しても申譯がない。この世襲財産を減らすの罪は誠に輕からずと思ふ。然らばこの急務を如何にして救ふか私は立派に救ひ得ると思ふ、その救ふ道は、只精神的に改善するといふことである。

凡そ職をするには武器がなければならぬ、商賣をするには品物がなければ出来ない、先立つものはこの武器であり品物であつて、その武器即ち品物が破れたり太刀が鈍らであつたりしては職は出来ぬ、商賣も品物が粗製濫造であつては外國へ行つて太刀打が出来ない、ツマリ以上の事を要約すれば生産の改良を充分にする、今日の場合茶業の興廢存亡は、その責任一に懸つて生産家の双肩にありと信ずるのである。深く諸君の省慮を望む次第である。

中央會議所豫算にある販路擴張費の如きも、成るべく無理な處に使ひたくない、有望なる方面に働かしたい、そしてその効果を充分に獲得したい。餘り先へへばかり進むことをせないで、蒔いた種を失はぬやうに足許から固めて行きたい足許が固まつたらそれから秩序的に段々と足並を揃へて確實に進軍するといふ方針を取りたい。かのパナマ運河開通記念の博覽會は近く米國で開かれ、合衆國、加奈陀、メキシコ、南米、歐羅巴の諸國もこれに賛同され、各國人が多數香港に

集まるについて、日本の組合も立派な喫茶店を設けて大に宣傳したい希望で、本年度から着々計畫しなければならぬ、幸に諸君の賛成を得て、大正四年には充分良果を精ばせたいと思つて居る。この喫茶店を土臺として日本茶の眞味を明かにし、各個人をして日本茶に親ましめ、年々歳々秩序的に進んで行きたい、これが私の日本茶に對する現在の切なる念願である。

右演説の後正副議長の選舉に入り、初見周吉氏の動議で相澤喜兵衛氏を假議長に推し、同様初見氏の動議により投票を用ひず議長に大谷嘉兵衛、副議長に大原重右衛門兩氏を推薦決定し、明治四十五年大正元年度經費決算へ歳入出八四、〇八一圓五六錢五厘の認定會に移り、當局の説明あり、栗谷喜八氏の動議で、議長指名左記七名の委員に附託審査することに決す。

殿岡巖石、吉永仁藏、宮本彌次郎、小森久郎、岸川理一、國部住藏、橋本馬吉

右決算に附隨して、同年度中の業務報告をなしこれを認定して、『大正三年度經費豫算』(四六、〇七〇圓)を附議し、理事海野孝三郎氏豫算の内容を説明したるに對し議員の質問あり濱田隆氏の發議で、議長指名左記十一名の審査委員に附託す。

伊藤市平、濱田文吉、藤田政次郎、木津慶次郎、伊藤仙太郎、

岡本精一、中村圓一郎、中村清治、笹野徳次郎、繁田武平、岡野利兵衛

尙ほ、『同年度販路擴張別途經費豫算』(四三、五〇〇圓)及び『販路擴張委員會規定』等總て同一委員に附託審査の上二十七日を以て、何れも原案を決定したが、同定時會に於て農商務大臣山本達雄氏の訓示演説、西藤氏の北米視察講演あり、松浦五兵衛氏の發議で『昨年の三十周年大會に會頭大谷嘉兵衛氏の表彰が洩れて居るから適當の方法を以て表彰することを評議員に一任する』ことを決定した。この定時會に於て決定した決算豫算以外の主なる要件は左の如くである。

製茶販路擴張委員會規定

- 第一條 製茶販路擴張ニ關シ施設經營ヲ爲シ之ヲ施行スルタメ委員會ヲ組織ス
- 第二條 委員ハ十五名以下トス
- 但シ委員ハ名譽職トス
- 第三條 委員ハ茶業組合中央會議所會頭ニ於テ重ナル産茶府縣ノ茶業組合聯合會議所會頭ト協議シ之ヲ囑託スルモノトス
- 第四條 委員中ニ正副委員長ヲ置ク委員長ハ茶業組合中央會議所會頭ヲ以テ之ニ充ツ副委員長ハ委員中ヨリ互選ス
- 第五條 委員會ハ委員半数以上出席スルニ非レバ開會スルコトヲ得

茶業組合中央會議

トヲ得ズ

- 第六條 委員會ノ決議ハ出席委員過半数ヲ以テ決ス
- 第七條 販路擴張ニ關スル經濟ハ別途會計トス
- 但シ雜收入アリタル時ハ之カ支出ニ充シルコトヲ得
- 第八條 委員會ハ別ニ施行細則ヲ定ムルモノトス
- 國庫補助ニ關シ政府ニ交渉ノ件
- 國庫剩餘金處分問題會議ニ於テ審議中ナルヲ以テコノ機ヲ逸セス運動陳情ヲナシ、茶業ニ關スル補助金交付ノ實現ヲ期スル爲メ、委員ヲ會頭指名トシ經費ハ評議員會ニ諮ルベシトノ決議ヲナス

御大典ニ外國費賣日本茶接待ノ件

中村圓一郎氏ノ希望トシテ、三年秋舉行ノ御即位大典ニ參列セラルル諸外國貴賓ニ對シ本邦製茶ノ接待ヲナスノ件更に報告要件として大正二年五月一日より三十日間靜岡市に設置の養成所に於て、全國産茶府縣より有爲の青年を集め製茶技術員たる技能を修得せしめ、郷黨の指導啓發に任せしめたことを報告した、その修業者三十四名、何れも將來を囑望されつゝ製茶の第一線についた。養成所規定と修業者左の如し。

製茶器械研究並製茶技術員養成規定

- 第一條 製茶技術員養成所ハ當分靜岡市鷹匠町一丁目ニ置ク
- 第二條 養成期間ハ大正二年五月一日ヨリ同三十日迄トス



- 第三條 養成所へキ人員ヲ三十名トシ左ノ割合ニヨリ募集ス  
靜岡縣六名、三重縣三名、京都府二名、他ノ府縣一名宛ト  
ス、若シ應募セザル地方アル時ハ適宜他ノ地方ヨリ募集員  
ヲ増加スルコトアルベシ
- 第四條 練習生ニハ期間中滞在諸費補助トシテ其技能ニ應ジ  
獎勵ノタメ若干ノ日當金ヲ支給スルコトアルベシ
- 第五條 養成所ニハ教師一名助手一名若クハ二名、庶務兼會  
計係一名ヲ置ク
- 第六條 教授時間ハ毎日午前五時ヨリ午後五時迄トシ休憩時  
間ハ別ニ之ヲ定ム
- 第七條 五月一日ヨリ同月二十日迄茶ノ製造設備應用法ヲ  
教授シ二十一日ヨリ三十日迄茶樹栽培法、再製法(内外用  
共)等ヲ口授シ且ツ實見セシメ其要領ヲ心得セシムルモノ  
トス
- 第八條 茶ノ製造設備應用法ハ日々教師ノ指導ニ從ヒ練習  
生各自之ヲ自習ス 栽培法ハ本所編註技術員ニ西ヶ原、牧  
野原兩試驗所ヨリ講師ヲ聘シ之ヲ口授シ且ツ牧野原其他適  
當ノ茶園ヲ實見セシム 再製法ハ適當ノ技術ヲシテ口授セ  
シメ其實際ヲ見聞セシム
- 第九條 養成期間中央會議所會頭臨時臨時場シ精神修養上必要  
ノ訓練ヲ爲シ其他有力ナル實驗家ノ講演ヲ乞フ事アルベシ
- 第十條 製造法ハ採切ヲ主トシ最モ進歩セル各種ノ製造法ヲ  
採用スルモノトス

- 第十一條 練習生ハ監督者ノ指揮命令ニ背クコトヲ得ズ
- 第十二條 製茶器械ノ最モ善良ト認ムルモノ數種ヲ使用シテ  
之ヲ試験ス
- ◇講習生氏名 △三重藤森鐵治郎、林政右衛門、村田末吉、  
村田香吉 △奈良池田幸太郎、冬木龜太郎 △岐阜福島永  
太郎 △高知山本八郎、大井武美 △埼玉宮本武平 △愛  
媛山之内源六、北源太郎 △茨城木村雅壽、渡邊幸一 △  
石川高野友三郎 △千葉兼坂榮 △鹿兒島古市常吉、唐仁  
原菅夫 △和歌山寒川信之丞、久保文治、山東龜之助 △  
福岡堤謙藏 △靜岡村松英一、小泉武雄、海野久太郎、漆  
畑辰藏、藤田計次郎、佐藤金次郎、榎本金藏、鈴木啓次郎、  
△岡山丸吉佐一 △福井栗田勝治郎、八木太吉 △滋賀藤  
野幸太郎

第三十六回定時會

(大正四年二月八日召集十  
日終了農商務省會議室)

大谷嘉兵衛氏議長席につき開會を宣し、先づ「大正二年  
度經費決算」(收支總額九〇、二八〇圓五九錢五厘)を附  
議し、小林清次郎氏の動議で、議長指名左記七名の審査  
委員に附託す。

殿岡巖石、阿部野利恭、青永仁藏、宮本彌次郎、小森久郎、  
小林清次郎、初見周吉

右決算に附隨する『大正二年度業務報告』を認定し、更  
に事後承諾を求むる件として、決算中豫算外支出組合創  
立三十周年記念大會費六千六百六十七圓九十錢五厘及び  
製茶五十貫目品評會費五百三十三圓七十九錢の増額支出  
及び豫算超過支出數件總て同一委員に附託審査の上十日  
之を認定した。次に『大正四年度經費豫算』(總額四六、  
一一〇圓)を附議し伊藤市平氏の動議で、議長指名左記  
十一名の審査委員に附託す。

伊藤市平、野呂巽之助、木津慶次郎、伊藤仙太郎、岡本耕一、  
松浦五兵衛、中村圓一郎、中村清治、繁田武平、溝田文吉、  
岡野利兵衛

右の外、『四年度豫算修正案』及び『四年度別途會計製  
茶販路擴張費豫算』(總額四三、五〇〇圓)も同一委員に  
附託し、次で規約改正、農商務大臣諮問案、その他内規  
改正等に關する議案を附議し、是亦議長指名にて

大林雄也、鈴木辰次郎、大原重右衛門、笹野徳次郎、柿彌十  
郎、栗谷喜八、村松力太郎

七名の委員に附託し、夫々委員會を開き、意見を纏め本  
會議に報告して承認した。豫算及規約は原案通り、諮問

案答申は新に之を作成した。内規、諮問答申其他承認を  
求めたる件左の如し。

現行規約修正案 (別項規約變遷中ニ收録)

本所内規一部修正案

第二十六條ノ旅費日當ヲ左ノ如ク更正スルコト

種目	名稱	役員及囑託	檢査所長 書記及檢査員	臨時雇及小使
日當	一日	參圓	貳圓	六拾錢
宿泊料	一泊	貳圓	壹圓五拾錢	六拾錢
旅費	一里	八錢	八錢	六錢
車馬賃	一里	貳拾錢	貳拾錢	拾五錢
但車馬賃ハ汽車、汽船ニ頼ラザル處ノミニ給ス				

農商務大臣ノ諮問ニ對スル答申

諮問第一、着色茶其他不正粗惡茶ノ改良及取締ニ關シ今後一  
層留意改善ヲ要スル事項如何

◇答申 (一) 當業者精神ノ改善ヲ圖ルコト (二) 政府ニ

於テ製茶ノ輸出檢査ヲナスコト (三) 生産家ノ製造場及  
再製工場ノ取締ヲ一層嚴重ニスルコト (四) 從來停止シ  
アル各縣ニ對シ充分ナル取締法ヲ設ケラレタキコト

諮問第二、茶業ノ利益ヲ増進スル爲メ今後一層茶業ニ關スル  
共同經營事業ノ普及ヲ圖ル必要ナキヤ若シ其必要アリトセ

バ最モ適切ナル共同經營事業ノ種類及之ガ普及ノ方法如何  
◇答申 (一) 共同經營事業ノ普及ヲ圖ルハ最モ必要ナリト



認ム然ルニ其方法又ハ種類ニツイテハ充分研究ヲ要スルヲ以テ親シク之ガ調査ヲ遂ゲ追ツテ答申セントス

諮問第三、茶業組合ノ活動ヲ圖ル爲メ都市茶業組合ハ漸次合併シテ府縣ヲ區域トスル組合ニ改造スルヲ適當ト認ム之ニ對スル意見如何

◇答申 (一) 産額多キ地方ノ如キハ其必要ヲ認メザルモ小産額若ハ組合員少數ノ都市ニ在リテハ其ノ地方ノ狀況ニ依リテ合併スルノ必要ナルヲ認ム

茶業組合中央會議所製茶試驗場無償受領ノ件

滿場一致ヲ以テ大谷嘉兵衛君ノ寄附ヲ受領ニ決ス。

理由 曩ニ大谷嘉兵衛氏ヨリ借用シアル靜岡縣安倍郡有度村ノ茶園約三町五反ハ向氏ニ於テ我ガ茶業ノ進歩世ノ大勢ニ鑑ミ將來益紅綠茶研究ノ緊切ナルヲ感ヒラレ之ヲ本所ヘ無償ニテ寄贈セントコトヲ申出デラレタリ右ハ新築ニ對シテ最モ篤志ナル次第ニシテ我ガ茶業ノ現況ニ見ルモ寔ニ必要ナルコトト信ズ依ツテ之ヲ本所ニ受領シ一層試驗研究事業ノ規模ヲ擴張セントス。

但シ本所ニ於テ試驗研究ノ不用ナル場合ニハ該地全部ヲ無償ニテ同氏ニ還付スルモノトス。

尙右ノ外承認、選舉、報告等ノ件左ノ如シ。

承認ノ件 梅一シ一商會ニ係ル試驗金徵收訴訟費用ハ豫備費又ハ借入金ヲ以テ臨時支出スルコト

大谷會頭表彰ノ件 昨年ノ決議ニ基キ本所役員、中央會議員

各聯合會議所會頭之ガ發起人トナリ適當ノ方法ニ依リ普ク全國ニ勸誘シテ相當ノ物件ヲ以テ表彰スルコト

役員選舉 △會頭大谷嘉兵衛(第二候補加納久宜) △副會頭尾崎伊兵衛(第二候補深井友郎) △理事相澤喜兵衛(第二候補紫田武平) △評議員大原重右衛門、中村圓一郎、柿岡十郎、笹野徳次郎、栗谷喜八(第二候補伊藤市平、伊藤仙太郎、岡野利兵衛、伊藤六治郎、岡部住藏)

因ニ同定時會には時の内閣總理大臣大隈重信侯、農商務大臣河野廣中氏、道家農務局長等臨席、大隈首相、河野農相はそれ〴〵訓示演説を試みて居る。

第三十七回定時會

(大正五年二月十五日召集十) (七日終了農商務省會議室)

大谷議長開議を宣し、尾崎副會頭相澤理事番外席に在り西派遣員北米の視察談を試み、道家農務局長臨席して農商務大臣の訓示を代讀す。例により『大正三年度經費決算』(總額四六、一二五圓四〇錢五厘)は小林清次郎氏の動議により議長指名左記審査委員(七名)に附託す。

殿岡嗽石、清田文吉、吉水仁藏、宮本彌次郎、小森久郎、小林清次郎、初見周吉

同年度別途會計賬路擴張費決算(七八、一五九圓五九錢五厘)及桑博日本喫茶店經費決算(五三、七六二圓三二錢)

も同一委員に附託審査の上認定した。桑港博日本喫茶店には非常に力を入れたのでその成果は頗る大なるものがあつた。右決算並に事業報告に次で、『大正五年度經費豫算』(三三、八七〇圓)を上程し、中村清治氏の動議により議長指名左記十一名の審査委員に附託す。

伊藤市平、野呂與之助、木津慶次郎、伊藤仙太郎、岡本耕一、松浦五兵衛、中村圓一郎、中村清治、紫田武平、岡野利兵衛、岡野利兵衛

豫算案に對しては多少の修正を施してこれを可決したが同時に『別途會計賬路擴張經費豫算』(四五、五〇〇圓)を附議し、同一委員に附託審査の上決定す。

昨年の定時會に對し農商務大臣より諮問せられたるもの、内第二項につき、本年の諮問案と共に、左記委員(笹野徳次郎氏動議)に附託調査研究の上答申した。その内容左の如し。

◇委員 紫藤章、大林雄也、宮地鐵治、村松猪太郎、大原重右衛門、石垣長右衛門、柏井治、笹野徳次郎、柿岡十郎、栗谷喜八、山下辨哉

諮問(昨年)第二、茶業ノ利益ヲ増進スル爲メ今後一層茶業ニ關スル共同經營事業ノ普及ヲ圖ル必要ナキヤ若シ其ノ必要アリトセバ最モ適切ナル共同經營事業ノ種類及之ガ普及ノ方法如何

◇答申 茶業家ノ利益ヲ増進スルタメ茶業ニ關スル共同事業ノ普及ヲ圖ルハ最モ必要ナリト認ム而シテ適切ナリト認ム

ベキ共同經營事業ノ種類及之ガ普及ノ方法ハ凡ソ左ノ如シ (共同經營事業ノ種類) △共同製造 △共同販賣 △茶業ニ關スル材料ノ共同購入 △茶樹病蟲害ノ共同驅除 (同普及方法) △講習講話ニ依リ獎勵スルコト △中央政府、縣當局及茶業組合ニ於テ適當ナル獎勵ヲ加フルコト △適當ナル方法ニヨリ相當ノ補助ヲナスコト △優良ナル共同事業經營者ヲ表彰スルコト △優良ナル共同事業成績ヲ調査シ之ヲ印刷ニ付シ參考トシテ廣ク配布スルコト

諮問第一、昨年ハ製茶貿易旺盛ニシテ勢ヒ下等茶ノ輸出例年ニ比シテ多カリシガ如シ果シテ然リトセバ之ガ本邦製茶ノ製産及貿易ニ及ボスベキ影響如何又若シ其下等品ノ輸出ヲ海外製茶販路ノ擴張上不利ニナルコトアリトセバ將來之ガ輸出ヲ制限スル必要ノ有無及之ニ對シ今後探ルベキ方針如何

◇答申 昨年下等茶ノ輸出例年ニ比シテ多カリシハ畢竟消費地ニ於ル需給ノ關係上、下等茶ノ需用多キニ因ルナルベシ、然リト雖モ餘リ供給ノ多カリシ爲メ日下其賣行不振ニ陥リタルモノノ如シ其ノ權衡ヲ失スルコト今日ノ如ク甚シキニ於テハ終ニ本邦製茶將來ノ信用上又ハ發展上ニ惡影響ヲ及ボスコト敢テ言フ俟タズ之レ大ニ考慮ヲ要スベキコトナリト認ム、依ツテ生産者ニ對シテハ茶樹ノ栽培法ニ徹



芽ノ摘採ヲ獎勵シ器械ノ器用ヲ矯正シ精神的改善ヲ要ス又  
下等茶ノ輸出ニ付テハ相當ノ制限ヲ設クルノ必要アルベシ  
乃チ適當ノ方法ヲ講ジ輸出茶ノ検査ヲ行フガ如キハ最善ノ  
方法ナルベシト信ズ

結閣第二、近時地方ニ依リ製茶機械ノ増加ニ伴ヒ茶葉ノ生産  
ト茶ノ製造ト互ニ分業トナルノ傾向ナキニ非ザルガ如シ、  
果シテ然リトセバ其狀況及得失並ニ之ニ對シ今後注意スベ  
キ事項如何

◇答申 大産地中殊ニ静岡縣下ノ産地ノ如キハ茶葉ノ生産ト  
茶ノ製造ト互ニ分業トナルノ傾向アリテ其狀況年一年増加  
スルガ如シ而シテ之ガ實際ノ得失ヲ査スルニ概シテ粗製ノ  
弊ニ陥ルモノノ如シ故ニ今後茶栽培者ニ對シ製造販賣ノ共  
同經營ヲ獎勵シ一般富業者ニ對シ警告、指導ヲナス等ノ方  
法ニヨリ弊害ノ防止ニ努ムルヲ適切ナリト認ム

結閣第三、本邦製茶ノ内外商取引ニ關シ改善ヲ要スル事項及  
之ガ改善ノ方法如何  
◇答申 製茶ノ商取引ニ於テ中間商人多數ノ手ヲ經ル爲其弊  
ナキニ非ザルモ亦之ニ伴フテ生産者ハ日々生産シタルモノ  
ヲ居ナガラニシテ速カニ販賣シ得ルノ便宜アルノミナラズ  
之ガ爲割合高價ニ販賣シ得ルノ利益モ之レナキニアラズ之  
ヲ他ノ物品販賣ノ方法ニ比スレバ比較的弊害少キガ如シ然  
レドモ生産販賣其他ノ共同團體ノ設立ニ依リ弊害ヲ除去シ  
利益ヲ増進スルノ方針ヲ採ワテ進ムヲ最モ緊要ナリト認ム

右詰問答中ノ外、左記國立製茶試驗場設置の要望を會頭  
より農商務大臣に提出の件、尾崎伊兵衛氏外二十二名よ  
り建議案として提出あり十七日滿場一致決定した。

建議書

國立製茶試驗場ヲ適當ナル地域ヲ選定シテ新タニ設定セラレ  
ン事ヲ本會ノ決議ヲ以テ其ノ筋ニ請願セラレンコトヲ望ム  
(理由) 製茶貿易ノ重要ナルコトハ更ニ言フ俟タズ政府ニ於  
テモ西ヶ原ニ試驗場ヲ設ケ茶ノ製造及栽培ニ意ヲ用ヒラル  
ト雖モ近時人文ノ發達新業ノ進歩ニ伴ヒ機宜ノ施設ヲ必要ト  
スルモノアリ惟フニ茶樹ノ種類選擇及栽培、綠茶ノ製法、紅  
茶及紅綠磚茶ノ試製等尙大ニ研究ヲ要スルモノアリ特ニ近年  
茶樹病蟲ノ被害甚ラズ之ガ驅除ノ法ヲ講ズルガ如キ加フルニ  
製茶器械ノ新案年々續出スルヲ以テ之ガ比較研究ヲナス等其  
他緊切ナル施設ヲ必要トスルモノ甚シトセズ故ニ今回製茶ノ  
大産地ニ於テ適當ナル地域ヲ選定シ國費ヲ以テ國立製茶試驗  
場ヲ設置セラレンコトヲ希望スル所以ナリ

右の外、桑博派遣員に慰勞費として二千五百圓を豫定し  
その處理方を評議員會に一任することなどを決定した。  
尙ほ報告案件は

大正四年度製茶品會、同年度紅茶研究場事業、製茶技術員養  
成所事業、製茶販路擴張委員會事務。  
等總て細に入り微を穿ち報告書中に詳記して提出承認さ

れた。

第三十八回定時會

(大正六年二月十六日召集十  
八日終了農商務省會議室)

先づ議長選舉を行ふ爲め尾崎伊兵衛氏を假議長とし、伊  
藤市平氏の動議により、議長指名にて大谷嘉兵衛氏重任  
に決し、次で副議長は新議長大谷氏の指名で大原重右衛  
門氏と決定議事に入り「大正四年度經費決算」(總額六  
一、三六五圓五九錢六厘)を上程、番外理事者の説明あり  
て遠藤彌三郎氏の動議により議長指名左記七名の審査委  
員に附託す。

殿岡巖石 溝田文吉、吉永仁藏、村松猪太郎、小森久郎、河  
波野松太郎、初見周吉

右決算に附隨する大正四年度の業務に關する報告をも認  
定し次で「同年度別途會計製茶販路擴張經費決算」(收  
入一三一、九一五圓五二錢支出一一八、八二七圓二四錢四  
厘剩餘金一三、〇八八圓二七錢六厘)も右同一委員に附託  
し、海外販路擴張事業の概要として「桑博日本製茶店經  
費決算」(自大正四年四月一日至五年三月三十一日所要  
額九三、五六五圓七四錢五厘剩餘金五、五〇七圓九二錢)  
を加へて報告、次に「大正六年度經費豫算」(總額二一九、

一〇〇圓)「同年度別途會計製茶販路擴張經費豫算」(五  
五、五三七圓四四錢)を上程し遠藤彌三郎氏の動議により  
議長指名左記十一名の審査委員に附託す。

伊藤市平、野呂與之助、木津慶次郎、伊藤仙太郎、岡本耕一、  
松浦五兵衛、繁田武平、河部野利恭、岡野利兵衛、佐野徳次  
郎、岡部住藏

當日は農商務大臣仲小路廉氏の訓示、海外派遣員西農氏  
の販路擴張運動の報告あり、更に左記の案件を附議す。

一、坂三郎、木下七郎、故伊東熊夫三氏退職謝意ヲ表スル件  
は伊藤市平氏提出、滿場一致其處理を評議員會の決定に  
一任する事とし。

一、工場法施行除外例ニ關シ農商務大臣ニ左記請願書提出ノ  
建議案

は中村圓一郎氏外二名より提出した。

請願書

製茶再製業者ハ本年度ヨリ明治四十四年御發布ノ工場法第一  
條ニ依リ同法ノ適用ヲ受クル事ト相成候處再製茶業ハ其營業  
期間極メテ短ク而モ其間繁忙加フルニ其作業タル頗ル輕易ナ  
ルヨリ何人ト雖モ之ニ從事スルコトヲ得ルガ故ニ之ニ從事ス  
ルモノハ殆ド皆日儲ノ子女ニシテ全ク他ノ工業ト撰テ異ニス  
ルモノニ有之若シ此適用ヲ受クルニ於テハ再製業者ノ困難甚  
シク延イテ日本茶業ノ衰微トナリ隨ツテ製茶貿易ノ減退ヲ來



スヤ明カナリ就テハ工場法第三條第二項ノ規定及工場法施行規則第三條第一項ノ例ニヨリ一日ノ就業時間ヲ十四時間ニ延長相成候様特別ノ御詮議ヲ以テ御取計被成下度茶業組合中央會議ノ決議ヲ以テ左記理由ヲ具シ此段謹シテ請願仕候也(會頭名、仲小路農商務大臣宛)理由書略

請願書

明治四十四年御發布ノ工場法ハ本年度ヨリ施行セラレ候處我製茶ハ元來農家ノ副業ニシテ其従業期間ハ季節モノナレバ種メテ繁忙加フルニ使用スル男女ハ總テ農業者ナレバ其作業ハ頗ル輕易ナリ故ニ全ク他ノ工業ト其撰ヲ異ニスルモノニ有之若シ本法ノ適用ヲ受クルニ至リテハ茶業者ノ困難甚ク延イテ我製茶業ノ衰微トナリ隨テ其貿易ノ減退ヲ來スヤ明カナリ就テハ工場法施行令第一條ニ掲ゲル除外例ニ依リ特別ノ御詮議ヲ以テ工場法ノ適用ヲ除外被成下度左ニ理由ヲ具シテ茶業組合中央會議ノ決議ヲ以テ此段謹シテ請願仕候也(會頭名、農商務大臣宛)理由書略ス

右の請願書は遠藤彌三郎氏の動議により議長指名左記九名の審査員により調査研究の結果、字句に多少の修正を行ひて決定、左記実行委員をして請願せしむることとなつた。

○審査委員 紫藤章、中村圓一郎、尾崎伊兵衛、大原重右衛門、藤田政次郎、栗谷喜八、宮本雄一郎、遠藤彌三郎、原

時源作

○実行委員 中村圓一郎、松浦五兵衛、木津慶次郎、原時源作、岡本耕一

次に『中央會議所建築基金積立の件』(六年度特別會計二、三、八、五、四、九、七、錢)を附議原案を決定。尙ほ海外販路擴張事業報告中『桑博日本喫茶店關係者表彰』の件は左記の如く報告された。

大正三、四年ニ互ル米國バナー太平洋萬國博覽會ニ對シ本所經營ノ事業ニ關係功績ヲ舉ゲタ人々ノ表彰ハ大正五年中央會議ノ決議ニ基ヅキ、記念品、慰勞金等ヲ贈リ尙ホ中央會議員及桑博關係者ニ對シ銀製茶器一個ヲ贈呈シタ。即チ左ノ如シ  
 △金盃一個 大谷嘉兵衛、中村圓一郎、尾崎伊兵衛、伊藤六治郎  
 △金盃一個 相澤喜兵衛、伊藤市平、松浦五兵衛 △銀製花瓶一個 大原重右衛門、松野德次郎、栗谷喜八、伊藤仙太郎、伊藤博藏、田中都吉、木津慶次郎、原時源作、柿岡十郎、古谷竹之助、大林雄也 △慰勞金一封 西巖、塚野文之輔、加藤祐義、相澤城之助、西智恵子、西村博、北川民次、岩城久吉、藤田計次郎、竹内哲二、小島一郎、石川實榮、西林太郎、山家謙次郎、大内重吉、仁賀保成人、根生証藏、種田かね

第三十九回定時會

(大正七年二月十六日召集十(八日終了農商務省會議室))

大谷議長開會を宣し『大正五年度経費決算』(收入四一、一六七圓六四錢支出三三、四〇九圓七九錢剩餘金八、七五七圓八五錢)を附議し、伊藤市平氏の動議により、議長指名左記七名の審査委員に附託す。

殿岡巖石、清田文吉、吉永仁藏、原時源作、小森久郎、中村清治、初見周吉

右決算に伴ふ五年度の各種事業の概要も同時に報告し、別途會計の『販路擴張費』(收入五四、七一四圓〇八錢支出三七、九七一圓八一錢剩餘金一六、七四二圓二七錢)及び『同年直營喫茶店決算』(總額二六、一四七圓三四錢)も右と同一委員に附託して審査し、何れも原案を承認した。次で『大正七年度経費豫算』(總額三三、一〇〇圓)を上程、遠藤彌三郎氏の動議により議長指名左記十一名

の審査委員に附託す。

伊藤市平、野呂巖之助、木津慶次郎、岡本耕一、松浦五兵衛、紫田武平、阿部野利春、岡野利兵衛、松野德次郎、園部住藏、伊藤仙太郎

尙ほ『同年度別途會計製茶販路擴張費豫算』(七〇、一四二圓二七錢)も同一委員に附託して審査し、七年度會議所建築基金積立金豫算七、五四八圓一六錢及び左記中央會議員滞在手當並に中央會議所役員旅費日常改正の件をも總て同一委員に附託審査の上二修正可決した。滞在手當、旅費日程の増額は戦時物價の高騰に依るもので七年二月より施行し増加額は豫備費を以て支辨することとした。改正の内容左の如し。

種目	中央會議員		役員及囑託		職員及検査所長検査員		臨時雇及小使	
	既定	改正	既定	改正	既定	改正	既定	改正
滞在手當	三三、〇〇〇	四一、〇〇〇	三三、〇〇〇	四一、〇〇〇	三三、〇〇〇	四一、〇〇〇	三三、〇〇〇	四一、〇〇〇
日當(一日)	一	一	一	一	一	一	一	一
宿泊料(一泊)	一	一	一	一	一	一	一	一
旅費(一里)	〇・〇八	一	〇・〇八	一	〇・〇八	一	〇・〇八	一
車馬賃(一里)	一	一	一	一	一	一	一	一

以上の外『國立製茶試驗場設置建議案』(尾崎伊兵衛氏  
外三十二名提出)は満場一致大正八年度に於て設立せら



れんことを其筋へ請願する事に決し、『鐵道貨物取扱方に關する請願の件』も滿場一致、製茶の輸送を特に敏活ならしむるやう鐵道院に請願することとし、『故所員塚野文之輔氏に祭樂料及慰勞金給與の件』は評議員會に於て決定することとし、役員選舉を行ひ、左の如く當選す。  
△會頭大谷喜兵衛(第二候補大原重右衛門) △副會頭尾崎伊兵衛(第二候補十郎) △理事相澤嘉兵衛(第二候補武平) △評議員大原重右衛門、中村圓一郎、木津慶次郎、松浦五兵衛、栗谷喜八(第二候補市平、伊藤仙太郎、岡野利兵衛、伊藤六治郎、岡部住藏)  
以上は何れも松浦五兵衛氏の動議により議長の指名にて決したものである。

### 第四十回臨時會

(大正七年八月十五日開會農商務省會議室)

本款類の混入を避くる爲め規約の改正を必要とし、臨時會を召集した。先づ中央會議議員の手當その他に關する左記議案を附議決定す。

- 一、中央會議議員、役員及職員旅費規定中追加及改正案
- △中央會議臨時會に於ける中央會議議員の滞在手當として定額金貳拾圓を支給すること(臨時會に支給の道なきため)
- △旅費既定額一里に付金八錢を金拾錢と改む(鐵道賃金其他値上のため)

右に伴ふ七年度追加豫算二千五百四十一圓二十五錢を提

案可決し、規約の改正案に入る。

#### 一、茶業組合中央會議所規約中改正案

(第九條及十三條に改正を施したるもので規約變更に收録)

右は狩野岡八郎氏の動議により議長指名十一名の主査委員に附託してその内容を調査し、一二字句の修正を行ひて決定したが、その後主務省に於て認可の際にも多少の修正が加へられた。主査委員は左の如くであつた。

- 岡本博一、岡部野利恭、岡野利兵衛、栗田武平、初見周吉、野呂巽之助、小森久郎、伊藤市平、伊藤仙太郎、鈴木辰次郎、宮本雄一郎

尙ほ戦時物價騰貴により職員以下の臨時手當支給については七年八月より八年三月まで月額に對し二割の補給をなすことに協定し、鐵道運賃率改正中茶荷物除外方については京都府岡本博一氏より建議あり、議長の採納により請願することになつた。(因にその結果は他に振合があるといふので鐵道院はこれに應じなかつた。)

### 第四十一回定時會

(大正八年二月十日召集十  
二日終了農商務省會議室)

大谷議長開會を宣し、『大正六年度通常經費決算』(收入二八、六九八圓〇四錢支出二七、七九四圓〇二錢八厘剩

餘金九〇四圓〇一錢二厘)及『別途會計製茶販路擴張經費決算』(收入五八、四九五圓一七錢支出四七、三五二圓二四錢二厘剩餘金一一、一四二圓九二錢八厘)を附議し、番外當局の説明ありて伊藤市平氏の動議により議長指名左記七名の審査委員に附託す。

- 中村清治、野呂巽之助、吉永仁藏、小森久郎、溝田文吉、初見周吉、伊藤仙太郎

右決算に附隨せる同年度の内外關係事業(直營喫茶店經費決算二〇、八七五圓八七錢も含む)の概要も之を報告して認定し、『大正八年度通常經費豫算』(歳入出總額三一、五〇四圓〇一錢二厘)及び『別途會計製茶販路擴張費豫算』(歳入出總額六四、五四二圓九二錢八厘)、『大正七年度追加豫算』(家屋買入費一五、〇〇〇圓)等を附議し、遠藤彌三郎氏の動議により、議長指名左記十一名の調査委員に附託す。

- 岡部野利恭、笹野德次郎、岡本博一、大原重右衛門、伊藤市平、木津慶次郎、奥田小太郎、栗谷喜八、松浦五兵衛、栗田武平、岡野利兵衛

右調査委員の調査により原案を決定し、次で農商務大臣の諮問に對する答申に移り、遠藤彌三郎氏の動議により議長指名左記七名の委員に附託して具體案を練る。

宮地鐵治、鈴木辰次郎、大原重右衛門、前岡巖石、井上傳十郎、原時源作、林善之助

委員研究の結果左記の如き答申案を決し、字句の修正を議長に一任して可決した。

諮問案 戦後ニ於ケル製茶ノ生産及貿易ニ關シ特ニ注意スベキ事項如何

(理由) 歐洲ノ戰亂モ目下休戰狀態ニ在リテ平和ノ時機モ近ク來ラントス此ノ時ニ當リ製茶ノ生産上及貿易上ニ關シ官民共ニ之ガ考究ヲ爲スノ必要アリ是レ本案ヲ諮問スル所以ナリ

答 申

(決議ノ内容ヲ會議所ニ於テ左ノ如ク補訂八年三月五日農商務大臣ニ提出ス)

#### 第一、生産

##### (一) 生産額ノ増進ヲ圖ル事

(イ) 茶樹栽培施設改善ノ奨励 近年機械アルツ特ミテ茶リニ硬葉ノ品種、深刈等ヲ敢テシテ茶樹ノ衰耗ヲ來サシメタル事甚シキヲ以テ、本所ハ數々當業者ニ警告ヲ發シテ弊害ノ矯正ニ努メタルモ容易ニ其目的ヲ達スル事能ハズ此ノ弊ノ移ルニ放任スル時ハ生産額ノ減退ヲ見ルノミナラズ茶樹ノ荒廢ニ關スル懼アルガ故ニ今後宜シク官民一致茶園愛護ノ爲メ栽培施設改善ノ途ヲ講ゼザルベカラズ  
(ロ) 開墾ノ奨励 茶樹ヲ移植スベキノ地、所在ノ山野ニ



滿アリ仍ツテ開墾ヲ企圖シテ茶園ノ増殖ヲ圖リ大ニ生産額ヲ増加セシムルヲ要ス

(ハ) 山茶(天然茶) 整理ノ獎勵 九州或ハ四國ノ山間ニ山茶乏シカラズ仍ツテ之ヲ整理培養シテ大ニ生産額ヲ助長スルヲ要ス

(二) 茶芽摘採法ノ改善ヲ圖ル事

貿易ノ盛衰消長ニ係ル製茶品質ノ良否ハ概テ茶芽摘採法ノ適否如何ニ存ス、然ルニ近年戦亂ノ影響ニ因ル貿易上一時ノ好況ハ、晚芽ノ摘採、深刈蓋被、機械ノ濫用ヲ誘致シテ品質ヲ粗悪ナラシメタルノミナラズ頗ル茶樹ニ傷害ヲ與ヘタリ今後斷然是等摘採上ノ惡弊ヲ根絶スルニ非レバ竟ニ生産家ハ其世襲財產ヲ失フニ至ルベク茶商ハ特産ノ餘儀ナキニ至ルベキヲ以テ一般當業者舉ツテ摘採法ノ改善ヲ企圖セセルベカラズ

(三) 手揉製改良發達ノ獎勵

我製茶貿易ハ宇治製(手揉)ヲ以テ論議ヲ拓キ、其具有セシ特色ハ甚ク需用國ノ歡迎スル所トナリ、年々進フテ輸出増加シ、時ニ幾多難關ニ遭遇シタル事アリシニモ拘ラズ當ニ克ク當業者ノ一致協力ニ依リ次第ニ販路ヲ擴張シ來レリ然ルニ最近生産費節減ノ爲機械製ニ移ルモノ頗多シ機械ノ濫用ヲ取テスルニ至レリ古來ノ手揉製ハ之ニ壓倒セラレ今ヤ其跡ヲ絶タントスルノ情勢トナレルハ綠茶ノ將來ニ取リテ誠ニ遺憾トスル所ナリ是ヲ以テ一般當業者ハ銘茶固有ノ

特色ヲ飽滿保存スル上ニ於テ大ニ手揉製ノ改良維持ニ努メザルベカラズ

(四) 機械製改良發達ノ獎勵

製茶ノ經濟上生産費節減ノ點ニ於テ機械ノ使用ハ最早禁止スルコトヲ得ザル時運ニ際セリ然リト雖モ機械ノ濫用ハ粗製濫造ニ陥ツテ製茶ノ本質ヲ失フノミナラズ勢ヒ茶園ヲ荒廢ナラシムル恐アルヲ以テ宜シク機械ノ改良改善用ヲ獎勵セザルベカラズ

(五) 機械ノ研究所ヲ設置スル事

(イ) 懸賞其他ノ方法ニ依ル機械ノ改良試ニ發明ノ獎勵  
(ロ) 機械製茶技術員ノ養成

(六) 生産販賣組合ノ設置ヲ獎勵スル事

生産販賣組合ノ設置ヲ獎勵シテ小生産家ノ便宜ヲ圖ルト共ニ其組合ニ對シ製茶機械ノ貸付又ハ補助ノ方法ヲ講ズルヲ要ス

(七) 原茶検査ノ勵行

原茶ノ市場ニ移入スル場合ハ其検査ヲ勵行スルヲ要ス

(八) 紅茶磚茶ノ製造ニ對シ保護獎勵ノ途ヲ謀セラレタキ事

(九) 農商省ニ茶業ニ關スル專門技術官ヲ設置セラレタキ事

(十) 再製茶業者ニ對シ特ニ工場法施行除外例ノ途ヲ謀セラレタキ事

再製茶業ハ營業期間短ク而モ其間繁忙ヲ極メ且其作業頗ル

(一) 海外販路ノ擴張ヲ圖ル事

從來喫茶店ノ開設、新聞廣告、其他ノ手段ヲ以テ販路ノ擴張ヲ圖リ、アリト雖モ未ダ其目的ヲ貫徹スル事能ハズ仍ツテ保護獎勵ノ途ヲ講セラレタシ

(二) 新販路ヲ開拓スル事

(イ) 綠茶新販路ノ開拓 從來綠茶ノ主ナル需用地ハ北米合衆國若ハ英領加奈陀地方ニ限ラレタルノ觀アリシモ綠茶將來ノ發展上廣ク販路ヲ世界ニ需メザルベカラザルノ時運ニ向ヒタルヲ以テ今後濠洲、南米、墨國、露國、滿洲、蒙古等ニ向ツテ其販路ヲ擴張セザルベカラズ

(ロ) 紅茶、磚茶販路ノ擴張 熟々方令綠茶ノ實況ヲ考察スルニ粗製濫造ノ弊風容易ニ防止シ難ク將來之方販路擴張ハ頗ル至難ノ業ニ屬スルノミナラズ動モスレバ却ツテ需用減退ノ虞アルガ故ニ今後宜シク世界的需用アル紅茶ヲ以テ急ニ備フル所ナカルベカラズ恰モ好シ近年紅茶ノ試驗的製造各地ニ興起シ、漸次好成績ヲ收メ、アルヲ以テ更ニ一段ノ改良工夫ヲ怠ラズンバ我國特産ノ紅茶ヲ製スルコト取テ難キニアラザルベシ、サレバ益々保護獎勵シテ貿易ノ伸

茶業功勞者表彰ニ關スル建議(中村圓一郎氏建議)

張ヲ策スルハ實ニ庶民福源ノ急務ナリト信ズ又近年興起ノ磚茶モ濠洲、滿洲、蒙古等ニ需用廣ク將來有望ノ一事ナルヲ以テ今後大ニ販路擴張ニ努メザルベカラズ仍ツテ之ニ對シ保護獎勵ノ途ヲ講セラレタシ

右の答申は、會議に於て決定せしものと字句に於て相當變化し居るも、答申書としてその力を強むる必要上大谷議長に於て適當に加筆したものである。尙ほ右の外三件の建議案は左の如く決定した。

茶業功勞者表彰ニ關スル建議(中村圓一郎氏建議)

理由ハ本年ガ製茶貿易開始以來六十一年目、組合組織後三十二年目ニ當ルヲ以テ此ノ機ニ於テ茶業功勞者表彰ノ途ヲ講ゼラレタシト云フニアリ、議長一任ニ決ス

再製茶業者ニ對スル工場法施行除外請願ニ關スル建議(中村圓一郎氏建議)

異議ナク決定、中央會議所ニ於テ設置スルコト、ナル

清國北部ニ於ケル本邦製茶販路ノ具體的調査ニ關スル建議(井上博十郎氏建議)

本件ハ熟考ノ餘地アリトシ議長ノ許ニ保留スル事トナル

第四十二回定時會

(大正九年二月二十日召集二) (十三日終了農商務省會議室)

劈頭正副議長の選舉を行ひ、笹野徳次郎氏の指名動議に



議長大谷嘉兵衛氏副議長大原重右衛門氏の重任と決定して議事に入り『大正七年度通常経費決算』(收支總額五四、八七一圓八七錢剩餘金なし)及び『別途會計販路擴張経費決算』(收入六九、九六六圓六〇錢支出六二、二三七圓二九錢四厘剩餘金七、七二九圓三〇錢六厘)を附議し遠藤彌三郎氏の動議により議長指名左記七名の審査委員に附託す。

遠藤彌三郎(委員長) 河波野松太郎、野呂巖之助、吉永仁藏、清田文吉、初見周吉、織田利三郎

右は總て委員會の審査に従ひ他の各種報告案件と共に原案を承認し、次で『大正九年度通常経費豫算』(歳入出總額四九、九四四圓四一錢)及び『別途會計販路擴張経費豫算』(歳入出總額五三、〇八九圓三〇錢六厘)を附議し遠藤彌三郎氏の動議により議長指名左記十五名の調査委員に附託す。

種目	名 稱	中央會議々員		役員及		職員検査所長検査員		臨時雇及小使	
		既定	改正	既定	改正	既定	改正	既定	改正
滞在手當	臨時會	24,000	26,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
日當	臨時會	3,000	3,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
宿泊料	泊	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
旅費	片道百里以上超過里(1里)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
車馬賃	里	1	1	1	1	1	1	1	1

一、本表支給規程ハ大正九年二月十五日ヨリ之ヲ施行シ其ノ増加額ハ大正八年度豫備費ヨリ支出セントス

以上の外、繁田武平氏提出の『茶業組合規則施行停止諸縣解除方請願の件』も一二質問應答の後異議なく決定、中央會議所を経て請願することになった。同會議に於ては、海外派遣員西巖氏、法學博士矢作榮藏氏の報告並に講演があつた。

### 第四十三回定時會

(大正十年二月二十三日召集二十五日終了農商務省會議室)

大谷議長開會を宣し、直に日程に入り『大正八年度通常経費決算』(收支總額二九、三八〇圓八〇錢二厘剩餘金なし)及『別途會計販路擴張経費決算』(收支總額六一、〇四四圓五七錢八厘剩餘金なし)を附議し、當局の説明ありて、伊藤市平氏の動議により議長指名左記七名の審査委員に附託す。

遠藤彌三郎(委員長) 河波野松太郎、吉永仁藏、藤田政次郎、清田文吉、初見周吉、織田利三郎

茶業組合中央會議

伊藤市平(委員長) 中村清治、中村圓一郎、鈴木辰次郎、河部野利泰、笹野徳次郎、大原重右衛門、渡邊辰三郎、木津慶次郎、林嘉右衛門、井上博十郎、繁田武平、原崎源作、岡野利兵衛、加藤彌太郎

右委員の中より更に左記五名の特別委員を選任詳細に調査した。

中村圓一郎、鈴木辰次郎、河部野利泰、渡邊辰三郎、木津慶次郎

委員一同慎重審議、原案に對し一二修正を行ひてこれを可決した。尙ほ規約改正案も右豫算案と同一委員に於て調査の上原案に一二の修正を施して可決し、更に主務省認可の際補正された。(同規約は別項記載の通り)

尙ほ右と同時に提出された議員の滞在費、役員職員以下旅費日當改正案左記の如く可決す。

定したる後豫算案に移り『大正十年度通常経費豫算』(歳入出總額五三、二二三圓)及び『別途會計販路擴張経費豫算』(歳入出總額三三、四〇〇圓)を上程、番外當局より詳細なる説明あり、質問應答の後伊藤市平氏の動議にて議長指名左記十一名の調査委員に附託す。

伊藤市平(委員長) 鈴木辰次郎、笹野徳次郎、渡邊辰三郎、小森久郎、木津慶次郎、岡部住蔵、林嘉右衛門、藤井加之松、繁田武平、岡野利兵衛

右豫算は委員に於て調査の結果原案を承認し、本會議に報告、左記『北米茶聯廣告運動加盟延期案』と共に可決した。該延期案の内容左の如し。

北米合衆國製茶聯盟廣告運動加盟ハ延期セムトス

(理由) 北米合衆國全州ニ亘ル禁酒令ノ實施ヲ好機トシ、各國製茶ノ需用増進ヲ計ルガ爲ニ各産茶國(日本、臺灣、支那、印度、錫蘭、爪哇)聯盟シテ廣告運動ヲナサムトノ合衆國茶商協會ノ提案ニ對シテハ、本所ニ於テモ大體ニ於テ其趣旨ニ賛同ヲ表シタレドモ、之ニ加盟シテ多額ノ資金ヲ提供スルニハ内外茶業ノ情勢ニ鑑ミ極メテ慎重ノ考慮ヲ要スルト同時ニ他産茶國ノ向背如何モ判明セザリシヲ以テ昨年ノ定時會ニ於



テハ單ニ報告ニ止メ提案ヲ見合セタリシガ、其後ニ至リテ該協會及ビ其委囑ニ係ル日本製茶輸出業者側代表委員ヨリ度々事業ノ經過報告ヲ當ラシ本所ノ處決ヲ要請シ來リタルヲ以テ本所ニ於テハ數回役員會ヲ開キ慎重審議ノ結果今期定期時會ニ之ニ關スル豫算ヲ提案スルコトニ盡力スベキヲ約シタリ、然ルニ爾來本邦製茶貿易ノ情勢ハ經濟界ノ世界的發動ノ餘波ヲ受ケ逆轉シテ悲況ノ底ニ沈淪シ、其當時ト全ク事情ヲ異ニスルニ至リ當業者ノ負擔力ノ上ニモ重大ナル變化ヲ來シタルノミナラズ該事業ノ實況調査ノ爲メ紐育ニ特派シタル特派員ノ報告ニヨルモ未ダ各產茶國ノ贊否判明シ居ラザルニ特ニ特派員ノ定期時會ニ之ニ關スル豫算案ヲ提出スルコトハ時機ニアラズト信ズルガ故ニ已ムヲ得ズ本年ハ之ヲ延期セムトス

次に農商務大臣より詰問あり、之れに對する答申に關し會議を繼續、伊藤市平氏の動議により議長指名左記九名の委員に附託して答申案を作製せしむ。

大原重右衛門(委員長) 丸尾文雄、宮地鐵治、中村圓一郎、河部野利恭、野呂興之助、殿岡巖石、原崎源作、加藤彌太郎委員は慎重審議、左の如き詰問答申案を作製これを本會議に報告す。

詰問案

- 一、近時製茶貿易ハ著シク不振ノ狀態ニアリ之ガ原因並之ニ對シ今後採ルベキ方策如何

移入スル製茶ノ検査ヲ嚴ニ勵行スルコト (ニ) 製茶機械ヲ検査シテ不良機械ノ使用ヲ嚴ニ取締ルコト (ホ) 機械使用當事者ハ少クトモ一人ノ手操製法ニ熟練セル者ヲシテ其監督ニ當ラシムルコト (ハ) 米國其他ノ諸國ニ向ツテ各種ノ機關ヲ利用シ新販路ノ開拓ニ努ムルコト

現下ノ不振ニ際シ採ルベキ方策ハ叙上ノ如クナルベシト信ズ、熟々我國茶業ノ歴史ヲ尋ヌルニ内ニ在リテハ日乾製、不正着色、機械混用等ノ弊ニ苦ミ、外販路地ニ於テハ時ニ課税ノ厄ニ遭ヒ、又常ニ生産費ノ低廉ナル他國茶ノ壓迫ニ備マサレ種々ノ迫害ヲ蒙リタレドモ我が茶業組合ハ常ニ之ガ對策ヲ怠ラズ、奮闘努力シ來リタルヲ以テ假令著シキ進展ノ跡ヲ見ズト雖モ、彼ノ支那茶ノ如キ運命ニ陷ル事ナク價ノ他國茶ニ比シ高キニ拘ラズ克ク現狀ヲ維持スルコトヲ得タルハ全ク我が日本茶ノ根柢確固タルガ故ニ外ナラズ然ルニ不幸ニシテ世界的變亂ノ餘波ヲ受ケ今日ノ不況ヲ見タリト雖モ未ダ全ク販路ノ根柢ヲ覆ヘサレタルニアラザレバ當業者トシテハ叙上ノ方策ヲ採ルト同時ニ主務省ニ於テモ他ノ產茶國ガ採ル所ノ保護政策ニ關シ重要國產救濟ノ趣旨ヲ以テ適當ノ補助方法ヲ講ゼラレ官民一致シテ事ニ當ラバ茶業將來ノ振興敢テ難事ニ非ルベシト信ズ

第二問答申

製茶貿易不振ノ原因ハ其主要ナル製茶香味ノ缺乏ニアリ而シテ香味ヲ本位トスル時ハ形狀自ラ整フベキモノナレバ勢力ヲ

茶業組合中央會議

二、製茶生産費削減ノ爲其製造ノ際可成香味ヲ損セザル程度ニ於テ形狀ヲ整フル上ニ多少ノ努力ヲ節約スルノ可否如何

答申

甲、不振ノ原因

一、他動的的原因 (イ) 戦後ニ於ケル世界的經濟ノ變動

(ロ) 需用國ニ於ル紅茶ノ供給過多及之ニ因ル價格ノ低下

二、自動的原因 (イ) 機械ノ混用ニ因ル品質ノ下降 (ロ) 價格ノ騰貴

乙、今後採ルベキ方策

一、目下急務ノ對策 若芽摘ヲ勵行スルコト

二、政府ニ要望スル事項 (イ) 機械製茶法ノ傳習ヲ國立製

茶試驗場ニ於テ適當ノ施設ヲナシ大規模ニ行フコト (ロ)

製茶機械ノ調査研究ヲ國立製茶試驗場ニ於テ適當ノ施設ヲ

ナシ大規模ニ行フコト (ハ) 主務省、國立製茶試驗場、

及寄府縣ノ技術官ヲ派シ各地方ニ出張セシメテ巡回講話ヲ

ナサシメ殊ニ製茶季節中ハ製法ノ巡回指導ニ努ムラレタキ

コト (ニ) 生芽摘採法ノ調査研究ヲ國立製茶試驗場ニ於

テ行フコト (ホ) 海外殊ニ米國、支那、印度、錫蘭、爪

哇等ノ茶況ヲ政府ニ於テモ速速ニ茶業團體ニ報告スル義務

メラレタキコト

三、組合ノ採ルベキ方策 (イ) 共同製造及小組合ノ獎勵助

長 (ロ) 副業トシテノ小生産手採ノ獎勵 (ハ) 市場ニ

節約セムガ爲ニ素リニ緊縮ノ度ヲ省略スルコトヲ得ズ、但シ徒ニ形狀ヲ直針狀ナラシメルノ生産費ヲ増加セシムルガ如キハ或ル特別ノ場合ヲ除クノ外ハ不利ナリ

以上詰問答申の外、左記建議案三件を可決した。

一、製茶貨物鐵道運費等級並取裁ニ關スル建議案(中村圓一郎氏外三名提出)

大正十年一月十一日以降實施ノ鐵道省告示第百十七號國有鐵

道貨物運賃及料金規則改正中、製茶貨物ニ對スル鐵道運賃率

ハ製茶ノ種類ニ依ル等級別ヲ撤廢シテ均シク改正四級品トナ

シ其取扱ヲ急送貨物車(赤札附貨物車)扱トセラル、様本會

議ノ決議ヲ以テ主務省ニ申請セラレムコトヲ望ム(理由略)

(參考) 右建議ニ基キ鐵道大臣ニ申請シタル文書左ノ如シ

大正十年三月八日 茶業組合中央會議所會頭 大谷嘉兵衛

鐵道大臣 元 田 肇 殿

製茶貨物鐵道運費等級並取裁ニ關スル申請

本年一月十一日以降實施ノ御省告示第百十七號國有鐵道貨物

運賃及料金規則改正中製茶貨物ニ對スル鐵道運賃率ハ、製茶

ノ種類ニ依リ等級ヲ二階級ニ類別セラレ候モ製茶貨物荷造ノ

慣例ニ徴スルニ各種茶ヲ通ジ類別ナク概テ箱詰ナルヲ以テ同

一ノ荷造ニシテ貨率等級ヲ異ニスル時ハ發送ノ際勢ヒ内容檢

査ノため頗ル煩雜ノ手数ヲ要スルノミナラズ、其價格ニ於テ

改正四級品中ニハ却ツテ改正三級品中ノ低キモノヨリ高價ナ

ルモノ有之候ヲ以テ改正前ノ如ク種類ニ依ル等級ヲ設ケズ均



シテ改正四級品扱ト被成下度且製茶ハ其性質上停滯時ヲ移セバ濕氣ニ染ミ機ヲ生ジ腐敗シ易キガ故ニ常ニ敏速ニ目的地ニ輸送セラル、事ヲ要シ殊ニ再製茶ノ輸出ニ際シテハ船積ノ機宜ヲ失スルノ恐有之候ヘバコレ亦改正前ノ如ク其ノ取扱ヲ急爲貨物車(赤札附貨物車)扱ニ復舊被成下度此段茶業組合中央會議ノ決議ニ基キ及申請候也

二、茶業組合規則施行停止請願中解除ニ關スル建議案(紫田武平氏外一名提出)

茶業組合規則施行停止中ノ府縣ヲ調査シ之方解除ガ茶業ノ發展上有利ト認ムル場合ニハ特ニ解除セラレムコトヲ其旨ニ建議スルコト

(參考)右建議ニ基キ農商務大臣ヘ申請シタル文書左ノ如シ  
大正十年三月八日 茶業組合中央會議所會頭 大谷嘉兵衛  
農商務大臣 山本達雄殿

茶業組合規則施行停止中解除方申請

全國茶業者ノ結束ヲ望ムシ、内生産ノ増殖、製茶ノ改良統一ヲ圖リ、外輸出茶ノ向上、販路ノ擴張ヲ期スルニ於テ普ク産茶府縣ヲ統一組合ノ下ニ統合スル事ノ必要ハ久シキ以前ヨリ痛感致居候所ニ有之又組合規則施行停止中ノ請願ニアリテニ豫テ九州茶業者ヨリハ九州茶業統一ノ必要上大分、佐賀二縣ノ組合加入ヲ希望シ新潟縣ニ數々加入ヲ希望シ今同中央會議ニ於テ此ノ議上程決議ヲ經候所ニハ何卒御者ニ於テ規則施行停止請願ノ事情御諒考ノ上解除方御取被成下度此段中央

會議ノ決議ニ基キ及申請候也

三、茶業救濟國庫補助ニ關スル建議案(中村圓一郎氏外八名提出)

茶業ヲ救済スル爲メ國庫ノ補助ヲ政府ニ申請セラレムコトヲ望ム

(理由要旨)輸出不振ハ世界的趨勢ナルモ、印度ニテハ茶園稅、輸出稅等ヲ免除シ且ツ資金ノ融通ヲ計リ、臺灣ニテハ大茶園ノ所有者ニ對シ肥料及機械ノ補助ヲナス等說意保護政策ヲ講ジ居レリ、我國ニ在リテハ舊キニ明治三十年ヨリ年々七萬圓ノ補助金ヲ組合ニ交付シ輸出ノ振興ニ力ヲ致サレ、該補助金中概後組合當業者ハ年々約十五萬圓ノ徵收金ニ甘ンジ販路ノ擴張生産ノ改良ニ當リ來レルモ大正八年ヨリノ不況ニテ右徵收金ニモ不足ヲ生ジ、困難ヲ極メ居レバ政府ニ於テ相當ノ補助ヲナシ茶業今日ノ窮狀ヲ救済セラレムコトヲ要望シテコノ建議ヲナス

(參考)右建議ニ基キ農商務大臣ヘ申請シタル文書左ノ如シ  
大正十年三月八日 茶業組合中央會議所會頭 大谷嘉兵衛  
農商務大臣 山本達雄殿

茶業救濟國庫補助申請

近時製茶貿易ノ不振ノ主ナル原因並應急對策ニ就テハ概テ今同御諮問ノ答申ニ叙述スル所ノ如クニ有之候然ルニ大正十年度豫算ハ貿易ノ不振ニ因ル財源緊縮ノ結果尙人豫算ニ大支障ヲ來シ、己ムヲ得ズ別紙認可申請ノ如ク、前年度豫算ヲ踏襲

シテ向ニ尙改善ノ或部分ニ向テ削減ヲ加ヘ候次第ニテ現下茶業界異常ノ大厄難ニ處スル經費トシテハ其内容極メテ貧弱ノモノニ御座候、然モコレ當業者ガ堪エ得ニカラザルヲ忍ンデ負擔スル所ノモノニシテ當業者ノ獨力ヲ以テハ事情コノ上ニ出ヅルヲ得ズ況ヤ稅率ノ昂進ニ依ル増徴ノ如キハ今日全ク不可能ニ屬シ候

事更メテ申述ブル迄ニテ我茶業ハ明治十七年御省組合準則ノ發布ト共ニ本邦組合組織ノ嚆矢トシテ是霜鼓ニ三十八年ヲ閱シ此ノ間内ハ數々日乾、萎枯、摺製等ノ粗製、不正着色、機械適用等ノ弊ニ苦ミ、外ハ時ニ課稅ノ困厄、粗製茶輸入禁止、他國茶及咖啡等ノ壓迫ニ悩ミシモ、當ニ御省ノ厚キ御後援ト組合ノ結束鞏固ナルトニ依リ克ク萬難ヲ排シテ海外貿易上根柢深キ信用ヲ扶植シテ近年ニ迄ビ候事ハ御當局ニ於テ夙ニ御諒承ノ儀ト存候

今ヤ茶業界未曾有ノ不振ハ層一層官民ノ協心戮力ヲ要スルノ秋ニ際會致候、此ノ窮境ニ對シ當業者ノ今後採ルベキ方策既ニ定マルモ志餘リアリテ力コレニ伴ハザルモノニテ此ノ際御省特別ノ保護援助ハ全國當業者ニトリテ實ニ鐵樹ノ急望ニ御座候

何卒茶業救濟國庫補助ノ御裁斷ニ出テラレ度此段中央會議ノ決議ニ基キ及申請候也

更にこの定時會には規約の一部改正案が伊藤市平氏から提出された、それは評議員増員に關するもので、從來の

五名を七名とする案であつた。恰も同年が役員改選期に相當するので、満場一致これを可決し、規約第二十二條第一項第四號の評議員五名を七名に改められ、同時にこれを基準として役員改選が行はれ、會頭以下左の如く決定した。

- △會頭 大谷嘉兵衛(第二候補 大原重右衛門) △副會頭 尾崎元次郎(第二候補 十郎)
- △理事 相澤喜兵衛(第二候補 武平)
- △評議員(改正七名) 中村圓一郎、笹野徳次郎、木津慶次郎、大原重右衛門、栗谷喜八、松浦五兵衛、渡邊辰三郎(第二候補 野利兵衛、伊藤市平、伊藤仙太郎、伊藤大治郎、岡部住藏、鈴木辰次郎、西出伊助)

尙ほ同會議の席上に於て農商務省伊藤農産課長の講演及び本所囑託野呂米三郎氏の印度爪哇に於ける紅茶の視察報告があつた。

第四十四回定時會

(大正十一年二月二十四日召集)  
(二十六日終了農商務省會議室)

開會直に日程に入り『大正九年度通常經費決算』(收支總額四七、七〇九圓三八錢剩餘金なし)及び『別途會計販路擴張經費決算』(收入五四、三二八圓八六錢六厘支出五一、一五七圓九五錢六厘剩餘金三、一七〇圓九一錢)を附議し、當局の説明あり遠藤彌三郎氏の動議により議長指



名左記七名の審査委員に附託す。

遠藤彌三郎(委員長) 渡邊庄次郎、藤田政次郎、清田文吉、岡部源一、初見周吉、織田利三郎  
以上の決算は審査の結果何れも適當に處理され、何等不正又は錯誤を認めず委員は全會一致原案承認に決しこれを本會議に報告し、他の業務報告と共に原案を認定し、續いて『大正十一年通常經費豫算』(歳入出總額五一、七八八圓)及び『別途會計賬路擴張費豫算』(歳入出總額三六、一七〇圓九一錢)を上程し、當局の説明、質疑應答ありて、遠藤彌三郎氏の動議により議長指名左記十一名の調査委員に附託す。

木津慶次郎(委員長) 中村圓一郎、河部野利恭、菅野徳次郎、渡邊辰三郎、小森久郎、林壽右衛門、宮本雄一郎、藤井加之松、紫田武平、岡野利兵衛

委員會に於ては原案に對し多少の修正を加へてこれを本會議に報告決定し、次で規約改正案(別項記載)並に左記建議案及び動議を附議、委員會の調査を経て決定す。

建議案(紫田武平氏外二名提出)

茶業界現下の情勢ハ益々製茶諸機械ノ製作及其ノ使用法ノ徹底的研究ヲ要スルコト急ナルヲ以テ速カニ農商務省茶業試験場ニ於ケル設備ヲ擴張シテ盛ニ諸機械製作ノ研究、機械製茶法ノ研究並ニ傳習ヲ開始スル様主務省ニ請願セラレムコトヲ

望ム

(參考) 右決議ニ基キ農商務大臣へ提出シタル請願書左ノ如シ

大正十一年三月廿日 茶業組合中央會議所會頭 大谷嘉兵衛 農商務大臣 山本 達雄 殿

一、農商務省茶業試験場ニ於ケル製茶諸機械ノ製作及其使用法ノ研究設備擴張並傳習開始ニ關スル請願  
現下茶業更新ノ轉機ニ際シ新業今後ノ死活ヲ制スルモノハ實ニ機械ニ依ル製茶法ニ有之候、即如何ナル方法ニ依ラバ機械力ヲ藉リテ日本製茶固有ノ香味ヲ具備スル品質佳良ノ各種製茶ヲ得ベキカハ斯界當面ニ横ハル緊急切實ノ大問題ニ有之候此ノ難問ヲ解決シテ克ク更新ノ實績ヲ擧ゲ得ルト否トハ速カニ機械製茶法ニ伴フ從來ノ弊害ヲ矯正シ進ンデ機械製茶法並機械具モノ、改良進歩ヲ圖ルコトノ如何ニ有之候  
今ヤ當業者十數年來ノ宿望タリシ官營茶業中央試験場ガ御省所管ノ下ニ設置セラレ候テヨリ既ニ三歳ヲ開シ、諸般ノ研究設備年々進ヒテ整頓シ茶樹ノ栽培、品種ノ試験、製法ノ研究等凡ユル斯業ニ關スル好指針ヲ全國一般ニ垂示シテ、有之候事ハ吾等當業者ノ一大師範、一大後援トシテ甚ダ人意思ヲ強フスル次第ニ有之候  
此ノ秋ニ當リ該問題ノ解決ニ關シ、當業者ノ御省所管茶業試験場ニ期待スル所ハ極メテ急ニシテ且大ナルモノニ有之候、希クハ大正十二年度御省試験場經費豫算ニ金拾萬圓(内譯

進テ練習生募集ノ都合有之候ニ付可成至急御回答被成下度併セテ願上候

記

- 一、講師ハ宮地技師、田邊技師、宮原技師ニ願フコト
- 二、練習生人員二十五名以内
- 三、練習生ノ資格條件ヲ技術優等ニシテ三箇年以上機械製茶場ノ主任技術者又ハ聯合會議所ノ機械製茶指導員タルモノ又ハ之ニ相當シタルモノ
- 四、會期 四月二十八日ヨリ五月四日迄
- 五、製造實習ニ要スル生葉、石炭、木炭等ノ費用並練習生ニ要スル費用ハ本所ニ於テ支辨スルコト
- 六、練習中ハ所員ヲ出張セシメ諸事御協議ノ上處辨スルコト

第四十五回定時會

(大正十二年二月二十四日召集 二十六日終了農商務省會議室)

議員改選後の定時會で野頭正副議長の選舉を行ふ、遠藤彌三郎氏の動議で前回の議長大谷嘉兵衛、副議長大原重右衛門兩氏重任と決定の上議事に入り『大正十年度通常經費決算』(收支總額五一、四五九圓三六錢剩餘金なし)及び『別途會計賬路擴張費決算』(收支總額二七、九一三圓五二錢)を附議し狩野岡八郎氏の動議により議長指名左記七名の審査委員に附託す。

金三萬圓也經費金拾萬圓也臨時設備費、最新式ホイラー乾燥機、一般製茶機械設備、機械製作研究工場設備、傳習工場設備等)ヲ計上シ茶業試験場ニ於ケル製茶諸機械ノ製作及其使用法ノ研究ニ關スル設備ヲ擴張シテ盛ニ諸機械ノ製作、機械製茶法ノ徹底的研究ヲ行ヒ隨時全國當業者ノ據ツテ以テ範トスベキ確手タル方針ヲ指示スルコト同時ニ明年(十二年度)以降ハ毎歲廣ク産茶各府縣ヨリ人ヲ選拔シテ該法ノ傳習ニ依ツニ諸機械製作ノ研究ヲ以テシテ道ノ技術員養成ニ任ゼラレムコトヲ、コレ全國當業者ノ切々タル熱望ニ有之候  
茲ニ第四十四回茶業組合中央會議定時會ノ決議ニ基キ及請願候也

動議 (大原重右衛門君提出)

大正十一年度新茶期ニ於テ農商務省茶業試験場内ニ臨時製茶諸機械ノ研究及機械製茶法ノ講習開催申請ニ關スル件  
(參考) 右決議ニ基キ農商務省茶業試験場長へ差出シタル書面左ノ如シ

大正十一年三月十三日 茶業組合中央會議所會頭 大谷嘉兵衛 農商務省茶業試験場長 宮地鐵治殿

昨年貴場ニ於テ試驗セラレタル機械製茶ニ付其傳習ヲ希望スル當業者多數有之候折柄今回開會後中央會議定時會ニ於テ本年ヨリ直ニ中央會議所經費ヲ以テ製茶機械使用練習生養成方決議我教ニ付テハ午御達悉大要左記各項ニ據リ貴場ニ於テ御練習被成下度御照會旁此段願上候也



遠藤彌三郎(委員長)井上義幸、渡邊庄次郎、藤田政次郎、岡部源一、初見周吉、狩野開八郎

右委員により審査の結果、他の各種業務報告と共に總て原案を認定し、『大正十二年度通常経費豫算』(歳入出總額五五、一六二圓)及び『別途會計販路擴張費豫算』(歳入出總額三五、四四〇圓)を附議し、當局よりその内容を説明し質問應答の後笹野徳次郎氏の動議により議長指名左記十一名の調査委員に附託す。

伊藤仙太郎(委員長)中村圓一郎、笹野徳次郎、野呂巽之助、渡邊辰三郎、木津慶次郎、清田文吉、平野宗三郎、栗谷喜八、野崎傳兵衛、岡野利兵衛

委員會に於ては豫算の内容に對し多少の修正を施し本會議に報告して決定し、農務局長長滿欽司氏臨場して大臣の訓示を朗讀し、農商務大臣の諮問案議事に入る。

諮問案

製茶ノ品質ヲ著シク低下セシムルコトナク其生産費ヲ節減スルニ最適切ナル方法如何

(理由)本邦製茶輸出貿易不振ノ原因ハ主トシテ製茶價格ノノ騰貴ト品質ノ低下トニアリ就中價格ノ騰貴ハ其最モ主要ナルモノト認めラルルガ故ニ茶業ノ振興ヲ圖リ貿易ノ發展ヲ期セムトセバ製茶品質ノ低下ヲ來サザル範圍ニ於テ極力生産費ノ節減ヲ圖リ價格ノ自然的低廉ヲ期セザルベカラズ而シテ製

茶生産費ノ節減ヲ圖ラムトスルニハ、茶ノ栽培、製造及茶業經營方法等各方面ニ亙リテ調査研究シ、最適切ナル方法ヲ定メ、之ガ普及獎勵ヲ圖ラザルベカラズ、之レ本案ヲ諮問スル所以ナリ

右の諮問案に對しては、遠藤彌三郎氏の動議により答申案を練るため議長指名左記十一名の委員に附託す。

大原重右衛門(委員長)田邊實、大林雄也、宮地鐵治、鈴木辰次郎、桑原善助、宮本雄一郎、紫田武平、原崎源作、南崎十藏、加藤彌太郎

右委員に於て慎重審議の結果左の如き答申案を得、本會議に於て之を決定したが、答申書として農商務大臣に提出の際、更に議長に於て其字句を補正した。

答申

時世ノ要求ハ品質ノ改善向上ヲ促スモノナキニ非ズシテ、克ク迅速ニ件ヒ益々品質優秀ナル製茶ノ産出ニ努ムルハ則チ下ノ急務トナサザルヲ得ズ、而モ今次御諮問ニ係ル品質低下ノ程度及適當ナル價格ノ如キハ、之ヲ印度、錫蘭、爪哇、支那等諸外國ノ産茶ト對照シ内外嗜好ノ趨勢ニ就キ充分ノ調査ヲ經テ然後初メテ定マルベキモノナリ、是ヲ以テ當面ニ横ル此ノ至難ノ問題ヲ解決シ進シテ斯業ノ大本策ヲ樹立セムトセバ此際宜シク農商務省茶業試験場ノ規模ヲ一層擴張シテ職員ヲ増員シ、諸般ノ研究設備ヲ整フルト同時ニ、別ニ官民兩方面

ニ就キ斯ノ道ニ堪能ナル人士ヲ網羅スル調査會ヲ新設シ、兩々相俟ツテ鋭意攻究ヲ遂ゲルノ外途ナシト思惟ス  
然レドモ今試ニ最適切ノ方法確立ニ須要ト認めル所ノ諸項ヲ列記シテ姑ク答申ニ代ヘムトス

一、一層完全ナル製茶機械ノ發明ト製茶機械使用方法ノ適當ナル研究及普及

一、適當ナル動力ヲ利用スル茶園耕種機械ノ研究

一、茶葉採集器具ノ研究

一、他ノ産業組合ト氣脈ヲ通ジ低利資金ノ利用、共同購入ノ實行、及共同販賣ノ獎勵

一、其他茶業ノ經營方法ニ關スル適切ナル研究

一、以上ノ實行ヲ監視督勵スル爲、農商務省內ニ督勵官ヲ設ケラレタキコト

御諮問ニ對スル答申ハ概テ前陳ノ如シト雖モ、本所ハ一面不正粗悪茶取締、特ニ輸出茶取締ノ周到ヲ期シ、他面製茶品質ノ向上ヲ圖ル爲其根本ニ懸リテ鋭意茶樹品種ノ改良、茶樹愛護ノ精神ニ基テ栽培法並採集法ノ改善ヲ促シ、居常生産、輸出兩方面ノ検査ニ於テ綿密懇到ナル監視ノ任務ヲ有スルヲ以テ、四時斯ノ道ニ堪能ナル指導員ヲ派シ、茶園ノ状況ヲ巡察シテ懇切ナル注意ヲ與ヘ、製茶工場ヘハ日毎検査員ヲ派出シテ原茶ニ就テモ亦再製茶ニ就テモ嚴密ナル検査ヲ勵行スルコトヲ要ス。

之ヲ要スルニ如上ノ遺憾ナキ實現ヲ期セムニハ少クトモ經費

年額數萬圓ヲ要スベシ、然レドモ自今茶業界ノ經濟状態ヲ以テテハコノ巨額ノ資ヲ抽出スル途ナキニ苦シム。本所ノ經營ニ資スル十二年度豫算ハ是等ノ志ヲ伸ブルニ當ツテ極メテ貧窮ニ過ケルモノコレ當業者ノ堪ヘ得ベカラザルニ堪ヘテ負擔スル所ノモノニシテ當業者ノ獨力ヲ以テハ事情コノ上ニ出ルヲ得ズ、況ヤ賦課増徴ノ如キハ今日全ク不可能ニ屬ス、此ノ故ニ則チ下ノ急務ニ應セムトセバ、唯々官府ノ補助金ヲ仰グノ一途アルノミ。

希クハ重要國産ノ一ニ居ル我製茶ノ改良發達ヲ圖リ以テ生産ノ増加及輸出ノ増進ヲ期スル爲メ國庫ヨリ向後何年カノ間毎歲所定ノ獎勵補助金ヲ下附セラレムコトヲ茲ニ御諮問ノ答申ニ附帶シ全國當業者ノ要望ヲ具シテ及請願候也

右の外、諮問答申委員會より提出せる左記建議案を滿場一致にて可決し、この建議に基き三月九日付會頭名を以て時の農商務大臣荒井賢太郎氏宛機械製茶法傳習所開設實施に關する請願書を提出した。

建議

大正十二年度以降農商務省茶業試験場ニ機械製茶法傳習所ヲ常設シ機械製茶技術及其ノ經營法ニ就キ各府縣ノ希望ニ應ジ之ガ傳習ヲ實施スル様重テテ主務省ニ請願セラレム事ヲ望ム  
(理由)機械製茶技術及其經營法ノ巧拙ガ、製茶品質ニ及ボス影響ノ甚大ナルコトニ就テハ今更ニ鼓説ヲ要セズ。自今製



茶ノ品質改善ヲ圖ル上ニ於テ機械製茶法ノ熟達ヲ期スルヨリ  
急ナルハナシ乃チコノ急務ニ備フル爲メ宜シク次年度以母官  
設茶業試驗場内ニ機械製茶法傳習所ヲ常設シ、毎歲廣ク産茶  
各府縣ヨリ希望者ヲ入所セシメテ感ニ斯ノ道ノ傳習ヲ實習シ  
以テ急進ニ多數ノ模範的技術者養成ニ任セラレムコトヲ望ム  
所以ナリ

第四十六回定時會

(大正十三年二月二十五日召集)  
(二十七日終了生命保險協會)

關東大震災直後ノ事トテ全員緊張裡ニ開會、大谷議長開  
會を宣シ、各種報告の後、『大正十一年度通常經費決算』  
(收入五五、六四一圓六七錢支出五二、一三二圓七二錢剩  
餘金三、五二一圓九五錢) 及び『別途會計販路擴張費決  
算』(收入四六、〇六一圓九九錢支出二九、七三二圓八一  
錢剩餘金一六、三二九圓一八錢)を附議シ、當局の説明あ  
りて、遠藤彌三郎氏ノ動議により議長指名左記七名ノ審  
査委員に附託す。

遠藤彌三郎(委員長) 井上義幸、渡邊庄次郎、藤田政太郎、  
溝田文吉、初見周吉、狩野四八郎

以上の決算は審査の結果、他の業務報告と併せて之を是  
認することに決定し、次で『大正十三年度通常經費豫算』  
(歳入出總額五四、六二二圓九五錢)委員會修正五四、八

二二圓九五錢) 及び『別途會計販路擴張費豫算』(歳入出  
總額五〇、〇二九圓一八錢)委員會修正五〇、五二九圓一  
八錢)を附議シ、當局の説明に對シ議員の質疑あり、伊  
藤仙太郎氏ノ動議で議長指名左記十一名ノ調査委員に附  
託す

伊藤仙太郎(委員長) 中村國一郎、野呂興之助、大原重右衛  
門、渡邊辰三郎、栗谷喜八、松浦五兵衛、井上傳十郎、原崎  
源作、南崎十藏、加藤彌太郎

右委員は慎重調査の結果、事務費、事業費等に於て多少  
の増額修正を試み前記の修正額を本會議に報告してこれ  
に決し、次で『規約全文改正附屬諸規程案』を附議し  
鈴木辰次郎氏ノ動議により議長指名、左記十一名ノ調査  
委員に附託す。

鈴木辰次郎(委員長) 大林雄也、田邊貢、宮地鐵治、濱田隆、  
本津慶次郎、平野全治郎、宮本雄一郎、林士太郎、紫田武平、  
野崎傳兵衛

是等の委員によりて原案に對シ二三字句の修正を施して  
本會議に報告可決した。その規約(別項記載)諸規程左  
の如し。

製茶(削)販路擴張委員會規程

第一條 本所規約第七條ニ依リ施設スヘキ製茶(削)販路擴  
張業務ノ實行方法ニ付キ會頭ノ諮問ニ答フル爲(削)委員

會ヲ組織(設置)ス

第二條 委員ハ十五名以内トシ會頭之ヲ囑託ス

第三條 委員會ノ議長ハ會頭又ハ其代理者之ニ當ル

第四條 委員ノ任期ハ一ケ年トス

第五條 委員ヲ招集シ又ハ他ニ出張セシメタルトキハ旅費ヲ  
支給ス但シ支給額ハ本所旅費規程ニ依ル

第六條 委員會ハ會頭之ヲ招集ス但シ委員半數以上ノ請求ア  
ルトキハ開會スルモノトス

第七條 委員會ハ委員半數以上出席スルニ非レバ開會スルコ  
トヲ得ス

第八條 委員會ノ決議ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第九條 委員中ヨリ常務委員三名ヲ互選ス

第十條 常務委員ハ販路擴張事業(事務)ニ關シ業務(其ノ)  
執行ノ狀況ヲ監査ス

第十一條 本所ノ參事ハ委員會ニ出席シ意見ヲ述フル事ヲ得  
附則 本規程ハ大正十三年四月一日ヨリ施行ス

附帶希望

(第二條ニ對シ) 販路擴張委員ハ中央會議々員ヨリ選定スル  
様理事者ニ於テ考慮セラレタキコト

生産改良調査委員會規程

第一條 製茶ノ生産改良方法及其ノ統一ニ關シ會頭ノ諮問ニ  
答フル爲(本所規約第八條ニ依リ)生産改良調査委員會ヲ  
組織(設置)ス

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

茶業組合中央會議

第二條 調査委員ハ七名以内トシ會頭之ヲ囑託ス

第三條 委員會ノ議長ハ會頭又ハ其代理者之ニ當ルモノトス

第四條 委員ノ任期ハ一ケ年トス

第五條 委員ヲ招集シ又ハ出張セシメタルトキハ本所旅費規  
程ニ依リ旅費ヲ支給ス

第六條 委員會ハ會頭之ヲ招集ス但シ委員半數以上ノ請求ア  
リタルトキハ開會スルモノトス

第七條 委員會ハ委員半數以上出席スルニ非レバ開會スルコ  
トヲ得ス

第八條 委員會ノ決議ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第九條 本所ノ技師ハ委員會ニ出席シテ意見ヲ述フル事ヲ得  
附則 本規程ハ大正十三年四月一日ヨリ施行ス

經費分擔金賦課金徵收規程

第一條 本所規約第五十二條ニ依ル經費分擔金ハ茶業組合ニ  
課シ聯合會所アル府縣ハ其ノ聯合會所ニ於テ之ヲ取  
メ本所ニ納入スルモノトス

第二條 前條ニ依ル經費分擔金ハ左ノ區別ニヨリ賦課ス

一、茶業組合員數割

二、製茶産額割

前二項ノ調査ハ最近統計ノ三ケ年平均ニ依ル

第三條 分擔金ハ毎年九月及三月ノ二回ニ分納スヘシ

第四條 府縣外ニ移出スル製茶荷物ニ對スル賦課金ハ荷物一  
個ノ正味重量ニ依リ左ノ二種ノ荷票ヲ發行シテ之ヲ徵收ス



茶業組合中央會議

但シ一貫六百匁未満ノ茶荷物ニアリテハ賦課金ヲ免除スルコトアルベシ又十七貫六百匁(百十斤)ヲ超エタルモノニハ第二(一)種荷票二枚ヲ貼付セシムルモノトス

第一種 五貫匁以内ノモノ(ヲ超エタルモノ) 一枚ニ付金三(八)錢

第二種 五貫匁ヲ超エタルモノ(以内ノモノ) 同 金八(三)錢

第五條 海外ニ輸出スル茶荷物ニ對スル賦課金ハ(左ノ二種ノ)荷票ヲ發行シ荷物一個ノ正味重量ニ依リ之ヲ徵收ス

(但シ正味重量八十封度ヲ超エタルモノニハ第一種荷票二枚ヲ貼付セシムルモノトス)

一、(第一種)製茶荷物一個ノ正味重量八(四)十封度以内ノモノ、(ヲ超エタルモノ) 金十八錢

二、(第二種)同 八(四)十封度ヲ

超エタルモノ(以内ノモノ) 金三十六(六)錢

第六條 賦課金ハ聯合會議所又ハ茶業組合ニ委任シテ徵收スルコトアルヘシ

第七條 賦課金徵收ノ委任ヲ受ケタル聯合會議所又ハ茶業組合ハ前月分ノ徵收金ヲ毎月十日限本所ニ納入スルモノトス

第八條 賦課金徵收ニ對シテハ一定ノ取扱手續料ヲ交付スルモノトス

第九條 本所規約第五十二條但書ニ依リ左記種類ノ製茶ハ本規程ニヨル賦課金ノ徵收ヲ免除ス

一、紅 茶

二、磚 茶

三、検査員ノ證明アル茶葉原料用茶

第十條 荷票ノ有効期間ハ發行シタル當該年度内トス但シ使用セサル荷票ハ十月三十一日限り請求ニヨリ買戻ヲナスモノトス

附則 本規程ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

旅費規程

第一條 議員、特別議員、委員、職員及囑託員本所ノ用務ニ依リ本邦内ヲ旅行スルトキハ本規程ノ定ムル所ニヨリ旅費ヲ支給ス

第二條 旅費ハ鐵道貨、船貨、車馬賃、日當、宿泊料ノ五種トシ別表ノ定ムル所ニ從ヒ順路ニヨリ之ヲ支給ス但シ公務ノ都合ニ依リ順路ヲ旅行シ難キ場合ニ於テハ其現ニ經過シタル通路ニ依ル

第三條 前條ノ各種ノ旅費ハ經過シタル行程及日數ニ應シテ之ヲ支給ス但シ水路ノ旅行ニハ宿泊料ヲ支給セス

第四條 東京市ノ出張ニハ車馬賃ノ實費ヲ支給スルコトヲ得

第五條 往復陸路六里未満、鐵道四十八哩未満、水路三十哩未満ノ旅行ニアリテハ用務ノ都合ニヨリ宿泊シタル場合ヲ除クノ外其支給スヘキ日當ハ定額ノ半額トス

一旅行ニシテ陸路、鐵道又ハ水路ニ亙ルトキハ鐵道ハ八哩水路ハ五海里陸路ハ一里ト看做シ前項ノ規定ヲ準用ス

第六條 鐵道旅行ニハ鐵道貨、水路旅行ニハ船貨、陸路旅行ニハ車馬賃ヲ支給ス

鐵道又ハ水路ニ依ラサル場合ハ之ヲ陸路旅行トス、鐵道貨船貨ハ公示ノ哩數及航路里程ニ依リ車馬賃ハ郵便線路里程又ハ元標里程ニ依ル

第七條 宿泊料ハ夜數ニ應シ日當ハ日數ニ應シ之ヲ支給ス但シ中央會議ニ出席スル議員、特別議員ノ日當及宿泊料ハ中央會議ノ決議ヲ經テ一定ノ額ヲ支給スルモノトス

第八條 旅費支給ニ關シテハ旅行日數ハ出張地ニ於ケル滞在日數及途中止ムヲ得サル事由ノ爲要シタル日數ヲ除クノ外鐵道旅行ハ二百哩、水路旅行ハ百哩、陸路旅行ハ十二里ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數ヲ超過スルコトヲ得ス但シ一日未満ノ端數ハ之ヲ一日トス

第九條 特別ノ事情ニ依リ定額ノ鐵道貨船貨又ハ車馬賃ヲ以テ其實費ヲ支辨シ難キ場合ニ於テハ實費額ヲ支給スルコト

名	稱	鐵道貨	船貨
議 員、特別 議員		一等貨金相當額	一等貨金相當額
役 員、委 員		同	同
參事、出張所長、検査所長、技師		二等貨金相當額	二等貨金相當額
書記、取給員、技手、検査員		同	同
雇 員		三等貨金相當額	三等貨金相當額

(本規程ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス)

茶業組合中央會議

ヲ得

第十條 車馬賃ハ其ノ里程ヲ合算シテ之ヲ支給ス通算上一里未満ノ端數ヲ生シタルトキハ切捨トス

第十一條 私人ノ爲メ居住地以外ニ滞在スルモノ本所ノ用務ニ依リ滞在在地ヨリ旅行スル場合ニ於テハ滞在在地ヨリ用務地ニ至ル旅費ヲ支給ス

第十二條 新ニ職員ニ任用サレ赴任スル者ニハ相當ノ旅費ヲ支給ス

第十三條 事務引繼務整理ノ爲退職者ニ旅行ヲ命スルトキハ前職相當ノ旅費ヲ支給ス

第十四條 當時連續的ニ出張ヲ要スル職員ニハ月額、日額又ハ特別額ヲ定メ若ハ實費ヲ支給スルコトアルヘシ

第十五條 朝鮮臺灣樺太及海外ノ旅行ニ要スル旅費額ハ別ニ之ヲ定ム

名	稱	車馬賃	宿泊料	日當
議 員、特別 議員		一里ニ付 七〇	一夜ニ付 一四	一日ニ付 一四
役 員、委 員		同	同	同
參事、出張所長、検査所長、技師		六五	七	五
書記、取給員、技手、検査員		六五	六	四
雇 員		五〇	四	三



茶業組合中央會議

慰勞弔慰規程

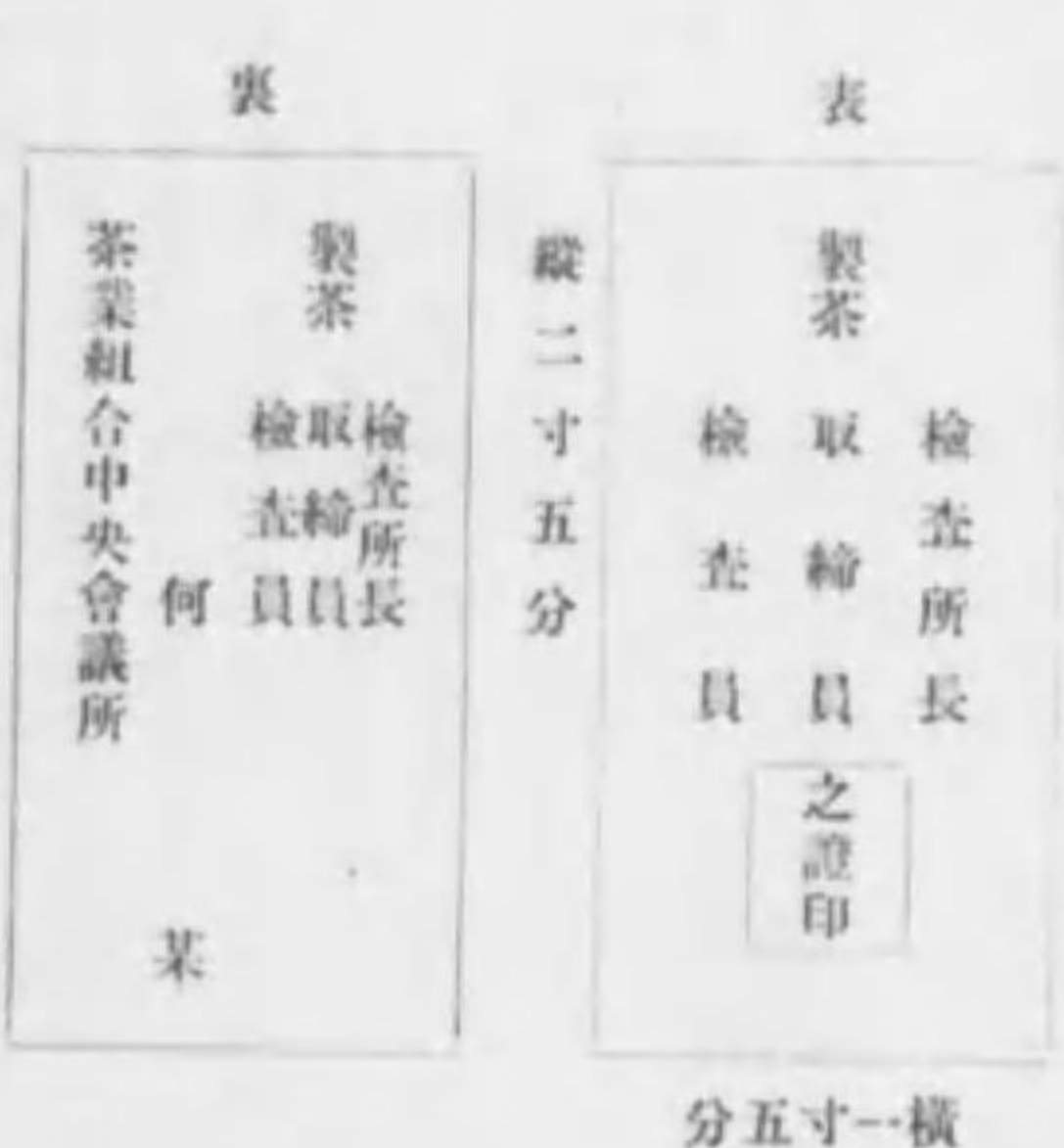
- 第一條 本所職員退職又ハ死亡ノ際ハ本規程ニ依リ慰勞金又ハ弔慰金ヲ贈與ス
- 第二條 本所職員在勤五ヶ年以上ノ者退職ノ場合ハ在職年數ニ應ジ退職當時ノ俸給月額ニ在職年數ヲ乘シタル慰勞金ヲ贈與ス但シ在勤五ヶ年以内ノ者ト雖モ特ニ功績アリタル者ニハ之ヲ贈與スルコトヲ得又本都合ノ行爲アリテ解職セラレタルモノニハ本規程ヲ適用セス
- 第三條 在勤中死亡シタルトキハ弔慰金トシテ第二條ニ準スル額ヲ贈與ス但シ其ノ死亡ノ原因職務ニ依リテ出テタルトキハ之ヲ増額スルコトヲ得
- 第四條 本所ノ役員及囑託員ニシテ退職、解職又ハ死亡シタルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ慰勞金又ハ弔慰金ヲ贈與スルコトヲ得
- 第五條 本所職員及聯合會議所會頭又ハ聯合會議所ナキ府縣ニ於ル茶業組合長ニシテ功績顯著ナル者死亡又ハ退職シタルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ慰勞金又ハ弔慰金ヲ贈與スルコトアルヘシ
- 前項ノ弔慰金ハ既ニ退任又ハ辭任シタル職員及聯合會議所會頭若ハ聯合會議所ナキ府縣ニ於ル茶業組合長ニ之ヲ準用スルコトヲ得

附則 本規程ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施ス

(六二四)

製茶検査施行細則

第一條 本所規程第二十二條ニ依リ製茶検査所長製茶取締員製茶検査員ノ携帶スヘキ證票ヲ定ムルコト左ノ如シ



- 第二條 製茶検査ハ荷物一口毎ニ左ノ割合ヲ以テ検査ヲ行フコトヲ得
  - 拾 個未満 壹個以上
  - 五拾個未満 貳個以上
  - 壹百個未満 參個以上
  - 以上百個又ハ其未滿ヲ加フル毎ニ壹個以上ヲ増ス
- 第三條 本所規程第二十二條各號ノ検査ハ普通製茶審査「リ」

- 「下」式検査、顯微鏡検査若ハ化學的検査ニヨルモノトス
- 第四條 標準茶ト對照シテ検査スル製茶ノ検査ハ左記各項ニツキ之ヲ行フ
  - 一、色 澤
  - 二、水 色
  - 三、香 氣
  - 四、滋 味
  - 五、木炭混在量

- 第五條 規程第十二條第一項但書ニヨリ承認ヲ受ケムトスルモノハ茶業組合聯合會議所若ハ本所検査所製茶取締員又ハ製茶検査員ニ其旨申請スヘシ
- 第六條 前條ノ申請ヲ受ケタルモノ製茶ニ混入ノ虞アリト認メタル場合ハ再ヒ製茶ニ混入ノ憂ナキ様適宜ノ措置ヲ執ルニ非レハ之ヲ承認スルコトヲ得ス
- 第七條 前二條ニヨリ茶素原料トシテ承認シタルトキハ荷物一個毎ニ茶素原料ノ荷札ヲ附シ製茶検査員又ハ製茶取締員其他承認者ノ記名捺印スルモノトス
- 第八條 輸出又ハ移出製茶荷物ノ検査合格表示ニハ荷物ニ貼用セル荷票ニ「製茶検査所長、製茶取締員又ハ製茶検査員」ニ於テ該證明書ヲ交付スルコトアルヘシ
- 第九條 (製茶検査所長)製茶取締員、(又ハ)製茶検査員其他製茶取締ニ關係アル職員(制)ニシテ規約違反ノ製茶

茶業組合中央會議

(六二五)

- 又ハ物件ヲ發見シ差押ヲ必要トスル場合ニ在リテハ所有者(又ハ)保管者其他ノ者(等)ヲ立會ハシメ之ヲ行フモノトス
- 差押ハ荷物一個毎若ハ適宜一括ノ上立會人及差押人ノ封印ヲナシ保管書ヲ徴スルモノトス
- 第十條 本所又ハ製茶検査所ニ於テ茶業組合員ヨリ検査ノ申請ヲ受ケ製茶取締員又ハ製茶検査員ヲ派遣シタル場合ハ其費用ノ一部又ハ全部ヲ申請人ニ負擔セシムルコトアルベシ
- 附則 本細則ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- (以上カワコ内ハ委員會修正報告例及各様式ハ之ヲ略ス)
- 尙ほ大正十二年九月の震災善後處置として評議員會の代決により舊敷地跡に事務所を建築することとなりその爲め「大正十二年度豫算外支出承認を求むる件」を左記の如く提出可決となる。
- ◇収入九、五〇〇圓借入金 ◇支出九、五〇〇圓事務所建築及設備費
- 右ハ大正十二年九月一日ノ震災火災ニテ事務所ハ其災厄ニ罹リ全部島有ニ歸シタルカ當時全國茶業統一上一日モ怠ニスルコト能ハサル故直ニ假事務所ヲ丸ノ内常磐生命保險會社内ノ一室ヲ借り受ケ事務取扱ヲ開始シ各府縣ノ聯絡ヲ保ツコトヲ得タリト雖モ同社モ手狭ニシテ永久的ニ借用スルコト困難ナルト他ニ適當ノ場所ナク依テ此際舊事務所跡ノ借地權利ヲ保有



シアルコトナレハ其所へ必要ナル丈ノ事務所ヲ建築スルコト、シ規約第三十二條第三項ニ據リ評議員會ヲ開キ別記ノ豫算額ヲ臨時支出シ建設スルコトニ決セリ而シテ其收入金ハ借入金ヲ以テ支辨スルコト、セリ依テ之ガ承認ヲ求ムル所以ナリ尙同定時會に報告された、震災による中央會議所の損害は事務所一棟、用具什器、金庫等見積価格五萬圓であつた。最後に販路擴張費國庫補助申請に關する左記建議案を可決した。

海外製茶販路擴張費國庫補助請願ニ關スル建議

(附國營輸出製茶検査請願ニ關スル件)

製茶販路擴張ノ國際的競争激甚ナラムトスル時局ニ當リ、我製茶ノ海外販路擴張費トシテ政府ニ對シ金五拾萬圓ノ國庫補助ヲ請願セムトス

(理由) 我製茶海外市場ノ勁敵タル印度茶業者カ最近政府援助ノ下ニ米國ニ於ル印度茶廣告戰ヲ開始シタルハ米國ヲ海外唯一ノ市場トスル本邦當業者ノ一大脅威ト謂フヘク今ニ於テ之カ對策ヲ講セサルニ於テハ我茶ノ販路領域次第ニ蠶食セラレ、コト火ヲ賭ルヨリモ明カナリ此ノ秋ニ方當業者ノ獨力ノミヲ以テシテハ彼ノ大計畫ニ對抗スルコト頗ル難事ニ屬ス宜シク國庫補助ヲ仰キ官民協力大ニ畫策スル所ナカルヘカラスコレ敢テ本案ヲ提出スル所以ナリ

(參考) 右決議ニ基キ農商務大臣ニ提出シタル請願書左ノ如シ

大正十三年三月廿八日茶業組合中央會議所會頭大谷嘉兵衛農商務大臣子爵 前田利定殿

海外製茶販路擴張費國庫補助並國營輸出製茶検査請願ノ件

一、海外製茶販路擴張費國庫補助請願ノ件

我製茶海外市場ノ勁敵タル印度茶業者カ最近政府援助ノ下ニ米國ニ於ル印度茶廣告戰ヲ開始致候事ハ、米國ヲ海外唯一ノ市場トスル本邦當業者ニトリテ一大脅威ト申スヘク、今ニ於テ之ガ對策ヲ講セサルニ於テハ、我茶ノ販路領域次第ニ蠶食セラレ、コト實ニ火ヲ賭ルヨリモ瞭カニ御座候、此ノ利下ノ難局ニ處シ、彼ノ大計畫ニ對抗シテ遺憾ナキヲ期スルコトハ到底微力ナル當業者ノミノ能クシ得ル所ニ無之、宜シク官民協力一致畫策スル所ナカルヘカラスト信シ申候

閣下、希クハ我茶業ノ危急ヲ救済スルタメ、海外製茶販路擴張費補助トシテ速カニ國庫ヨリ金五拾萬圓支出ノ御裁斷ヲ賜ラムコトヲ

一、國營輸出製茶検査請願ノ件

本件ハ本所多年ノ懸案ニ係リ、數々中央會議ノ議決ヲ以テ請願ヲ重テ候モ未ダ其素志ヲ貫徹スルコト能ハズ在再今日ニ追ビ候次第ニ御座候、然ルニ最近米國ニ於ル我製茶需用減退ノ形勢ハ愈々本件ノ實施一日モ緩フシ難キ危機ニ際會致候、希クハ速カニ國家直營ノ輸出検査ヲ斷行シテ輸出品品質ノ改善ニ努メ、以テ說意對外信用ノ恢復ヲ企圖シ遂ニハ殆ド彼地輸

入検査ノ用ナキ迄ニ到達セシメテマツルコトヲ

右二件第四十六回中央會議ノ議決ニ依リ茲ニ及請願候也

本定時會に於ては、會頭以下役員ノ選舉を行ひ、先づ會頭に就ては、木津慶次郎氏の發議で満場一致、大谷嘉兵衛氏重任に決し、副會頭以下に就ては栗谷喜八氏の發議で議長指名に一任決定した、新役員ノ顔觸左の如し。

- △會頭大谷嘉兵衛(第二候補大原重右衛門) △副會頭尾崎伊兵衛(第二木津慶次郎) △理事相澤喜兵衛(第二繁田武平) △評議員中村圓一郎、笹野德次郎、木津慶次郎、大原重右衛門、栗谷喜八、松浦五兵衛、渡邊辰三郎(第二伊藤仙太郎、鈴木辰次郎、宮本雄一郎、野呂巽之助、桑原善助、岡野利兵衛、井上義幸)

第四十七回定時會

(大正十四年二月十二日召集 十四日終了東京官廳會議所)

開會直に日程に入り『大正十二年度通常經費決算』(收支總額七二、八六九圓七九錢剩餘金なし)及び『別途會計販路擴張費決算』(收入三九、八八二圓九〇錢支出三六、七二二圓五五錢剩餘金三、一六一圓三五錢)を附議し當局説明の後、狩野岡八郎氏の動議により議長指名左記七名の審査委員に附託す。

茶業組合中央會議

谷部理右衛門、初見周吉、遠藤彌三郎

右委員の審査により、他の事業報告書と共に原案を認定し、『大正十四年度通常經費決算』(歳入出總額五一、九〇〇圓)及『別途會計販路擴張費決算』(歳入出總額四六、八〇〇圓)を附議し、當局の説明に對し議員の質問ありたる後、伊藤仙太郎氏の動議により議長指名左記十一名の調査委員に附託す。

- 伊藤仙太郎(委員長) 野呂巽之助、桑原善助、種渡次右衛門、三橋四郎次、平野全三郎、宮本雄一郎、林士太郎、井上傳十郎、繁田武平、田中林藏

委員會に於ては、二三小修正を行ひこれを本會議に報告して可決したが、豫算に關聯して、經費分擔賦課金徵收規程を左の如く改正、是亦可決となつた。

經費分擔賦課金徵收規程改正

第四條ヲ左ノ如ク改ム

府縣外ニ移出スル製茶荷物ニ對スル賦課金ハ左ノ二種ノ荷票ヲ發行シ荷物一個ノ正味重量ニヨリ之ヲ徵收ス

- 第一種 一枚ニ付金八錢
- 第二種 一枚ニ付金三錢

第五條ヲ左ノ如ク改ム

前條ニヨル荷票ノ貼用ハ左ノ重量制限ニヨリ貼用セシムルモノトス但シ一貫六百匁未滿ノ茶荷物ニアリテハ荷票ノ貼



用ヲ免除スルコトアルヘシ

- 正味重量五貫匁以内ノモノ 第二種荷票 一枚
- 同 五貫匁ヲ超エ 第一種荷票 一枚
- 同 十七貫匁以内ノモノ 第一種荷票 一枚
- 同 十七貫匁六匁ヲ超エ 第一種荷票 一枚
- 同 二十貫匁以内ノモノ 第一種荷票 一枚
- 同 二十貫匁六匁ヲ超エタルモノ 第一種荷票 一枚

第六條ヲ左ノ如ク改ム

海外ニ輸出スル茶荷物ニ對スル賦課金ハ左ノ二種ノ荷票ヲ發行シ荷物一個ノ正味重量ニヨリ之ヲ徵收ス

- 第一種 一枚ニ付金十八錢
- 第二種 一枚ニ付金六錢

第七條ヲ左ノ如ク改ム

前條ニヨル荷票ノ貼用ハ左ノ重量制限ニヨリ貼用セシムルモノトス

- 正味重量四十封度以内ノモノ 第二種荷票 一枚
- 同 四十封度ヲ超エ 第一種荷票 一枚
- 同 八十封度以内ノモノ 第一種荷票 一枚
- 同 八十封度ヲ超エ 第一種荷票 一枚
- 同 百二十封度以内ノモノ 第一種荷票 一枚
- 同 百二十封度ヲ超エタルモノ 第一種荷票 一枚

現行第六條以下第十條ニ至ル五個條ヲ各二條宛線下ゲ

以上の外建議案として伊藤悌藏氏より提出された。

『輸出組合法及輸出工業組合法』今期帝國議會ヲ通過シ決定シタル時ハ茶業組合ハ其利害關係ニ付官民共ニ充分研究セムコトヲ期スルノ件』

も付議の結果これを可決した。尙今期定時會に於ては、従來の業務報告の形式を改め、別に財産表を添付することになつた。同財産表には建物備品等詳細に表記されて居る。又大正十四年一月二十八日付農商務省告示第二十八號第二十九號に依る茶業組合中央會議所議員配當數の改正は同年四月一日から施行された。その總數従來の四十七人を四十人に改め一舉七人を減ずるものであるが、これは京都の二人が三人に増加した丈で、三重の五人が三人、静岡の十四人が十三人、横濱市の三人が一人、神戸市の三人が一人に減じ、長崎市貿易茶業組合の一人が削られた結果である。各府縣の新配當數は左の如く發表された。

- 東京一人、京都三人、大阪一人、神奈川一人、兵庫一人、長崎一人、埼玉一人、茨城一人、奈良一人、三重三人、静岡十三人、愛媛一人、岐阜一人、石川一人、岡山一人、和歌山一人、愛媛一人、高知一人、福岡一人、熊本一人、宮崎一人、鹿児島一人、横濱一人、神戸一人、合計四十八人

### 第四十八回臨時會

(大正十四年六月十五日召集)

印度紅茶の對米大廣告戦に促がされ、大正十三年以來緊張裡に費策中の本邦茶業團體は、いよ／＼これに對抗し

て米加兩國に對し、日本綠茶の大宣傳戦を開始することとなり義に政府に對し五拾萬圓の補助金を申請したが實現せず已むなく茶業團體の自力を以てこれを實行することとなり一箇年三十萬圓、五箇年繼續を目標としてこれに當るべく中央會議所は静岡縣聯合會議所と協力してその計畫を進め先づその第一年の財源を十四年度の荷票料に求め、事業は十五年度に於て實施するの案を立て、十四年六月十五日臨時會を召集してこれを語るることになつたものである。同臨時會は新たに選舉された議員により組織され、開會劈頭正副議長の選舉を行ひ狩野岡八郎氏の發議で前議長大谷嘉兵衛、前副議長大原重右衛門氏共に重任と決し、直に『大正十四年度經費追加豫算』(三、九三〇圓、是は臨時會議の費用)を附議し別段議論なく宮本雄一郎氏の動議で原案を即決し次で『大正十四年度別途會計販路擴張費更正豫算』(總額四六、八〇〇圓の中一〇、〇〇〇圓を米加臨時擴張費へ繰入れ更に豫備費増額分から一〇、〇〇〇圓を通常費生産改良費に繰入る)及『同年度臨時販路擴張費豫算』(總額九四、九五〇圓)並に之に伴ふ『經費分擔賦課金徵收規程中改正』『販路擴張資金國庫補助交付請願』等總て對米宣傳運動に關する新議案を一括上程し、當局の痛切なる説明あり、中村圓

一郎氏の動議にて議長指名左記十三名の調査委員に附託して内容調査に當る。

- 松浦五兵衛(委員長) 伊藤悌藏、大原重右衛門、三橋四郎次、中村圓一郎、繁田武平、林勝次郎、種渡次右衛門、木津慶次郎、玉井源次郎、宮本雄一郎、野呂興之助、平野兼三郎

委員は各案を慎重に調査して原案に多少の修正を行ひこれを可決したが、五箇年繼續の第一年たる大正十四年度の臨時販路擴張費豫算は左の如き内容のものであつた。因に十四年度は既に全年の四分の一以上を経過し居るので、收入額の計上もこれに従つて内輪に見積つて居る。

- ◇收入之部 △臨時賦課徵收金八四、九五〇圓(内譯海外輸出茶第一種賦課金四八、〇〇〇圓一個二十四錢二十萬個、海外輸出茶第二種賦課金一、三五〇圓一個一錢一萬五千個、府縣外移出茶第一種賦課金三五、〇〇〇圓一個十錢三十五萬個、府縣外移出茶第二種賦課金六〇〇圓一個四錢一萬五千個) △繰入金一〇、〇〇〇圓(別途會計) △合計九四、九五〇圓
- ◇支出之部 △臨時販路擴張事業費八七、〇〇〇圓(内譯事務費二、〇〇〇圓事業費八五、〇〇〇圓) △荷票及徵收費六、五六二圓 △豫備費一、三八八圓 △合計九四、九五〇圓
- (右提出理由) 本邦茶ノ對外貿易ハ大正七年迄ハ四千萬封度以上ニ達シタルガ大正九年以降ニ於テハ漸次減退ノ運命ニ陥リ大正十年ニハ僅カニ一千六百萬封度ヲ輸出シタルニ過キズ



其後稍恢復シタルガ如キモ未ダ二千五百萬封度ヲ上ラズ是レ  
畢竟需用地ニ於ル經濟關係等種々ナル原因ニヨルベキモ本邦  
茶ノ品質惡シテ高モ價格高ク且ツ廣告宣傳ノ乏シカリシ  
ハ其大ナル原因タルヲ疑ハズ然ルニ印度錫蘭茶ハ此ノ處ニ乘  
ジテ善良ナル品質ト比較的低廉ナル價格ト大規模ニシテ且ツ  
秩序アル廣告運動ヲ開始シ旺シニ日本茶特有ノ販路ヲ侵略シ  
ツ、アリ之ガ直接影響ニル處ハ米國ニ於ル茶價ノ下落トナリ  
輸出ノ減少トナリ將ニ邦茶ノ危機ト言ヒツベシ本所ハ邦茶ノ  
前途ヲ憂慮シ一日之ヲ想ニスル時ハ一日國家ノ損失トナリ此  
機ニ於テ挽回策ヲ講ズルニアラズンバ他日弊ヲ嘆ムノ憾アル  
ヲ深ク信ジ且ツ當ニ邦茶ノ販賣ニ從事セル輸出業者外國商館  
ノ熱誠眞實ナル希望モアリ此際邦茶ノ最大顧客タル米加兩國  
ニ向ツテ一大廣告宣傳運動ヲ起シ邦茶ノ地位ヲ回復シ國益ニ  
資スル爲メ本臨時販路擴張案ヲ提出セル所以ナリ

(右參考)臨時販路擴張費一年間豫算額

- ◇收入一八、〇〇〇圓 (内譯、輸出第一種臨時追加二十六萬個一個二十四錢六二、四〇〇圓 同第二種二萬個一個九錢一、八〇〇圓、移出第一種四十四萬個一個十二錢五二、八〇〇圓、同第二種二萬個一個五錢一、〇〇〇圓)
- ◇支出一一八、〇〇〇圓 (内譯、米加兩國販路擴張費一一三、六四〇圓、荷票及徵收費四、三六〇圓)

(說明)最近米加兩國ニ於ル本邦製茶ノ類勞ハ著シク倍々他國製茶ニ壓倒セラル、ノ憾アリ今ニ於テ之カ挽回ノ方策ヲ講

セザルニ於テハ本邦茶ハ全ク地ニ墜チ再ビ顯ミラザルノ悲境ニ陥リ蓋テ國家貿易ニ甚大ナル影響ヲ及ホスコト諒カナリ仍テ大正十四年度以後ニ於テモ一面政府ノ補助ヲ仰グト共ニ廣告ノ大宣傳ヲ行ヒ内ハ生産ノ改良發達ヲ促シ官民共ニ相呼應シテ之ガ實果ヲ揚ケントスル所以ナリ

右臨時費豫算に伴フ財源ノ提出方法として、左記の如く經費分擔賦課金徵收規程を改正したのである。

經費分擔賦課金徵收規程中改正

- 第四條ヲ左ノ如ク改ム
  - 府縣外ニ移出スル製茶荷物ニ對スル賦課金ハ左ノ四種ノ荷票ヲ發行シ荷物一個ノ正味重量ニヨリ之ヲ徵收ス
    - 第一種 一枚ニ付 金八錢
    - 臨時追加荷票第一種 一枚ニ付 金十錢
    - 第二種 一枚ニ付 金三錢
    - 臨時追加荷票第二種 一枚ニ付 金四錢
  - 第五條ヲ左ノ如ク改ム
    - 前條ニヨリ荷票ノ貼用ハ左ノ重量制限ニヨリ貼用セシムルモノトス但一貫六百匁未満ノ茶荷物ニアリテハ荷票ノ貼用ヲ免除スルコトアルベシ
      - 正味重量五貫匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕
      - 臨時追加荷票第二種 一枚
      - 同 〔五貫匁ヲ超エ七貫 〔第一種荷票 一枚〕
      - 臨時追加荷票第一種 一枚
      - 同 〔六貫匁以内ノモノ 〔臨時追加荷票第一種 一枚〕

同 〔十七貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔二十二貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔二十二貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔二十六貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔二十六貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔三十二貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔三十二貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔三十八貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔三十八貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔四十四貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔四十四貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔五十貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔五十貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔五十六貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔五十六貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔六十二貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔六十二貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔六十八貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔六十八貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔七十四貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔七十四貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔八十貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔八十貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔八十六貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔八十六貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔九十二貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔九十二貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔九十八貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔九十八貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔一百零四貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔一百零四貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔一百一十貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔一百一十貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

〔一百一十六貫六百匁以内ノモノ 〔第二種荷票 一枚〕

同 〔一百一十六貫六百匁ヲ超エ 〔第一種荷票 一枚〕

茶業組合中央會議

本規程ハ大正十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

(附帶決議)府縣外ニ移出スル荷物ニ對シテモ本所規約第五

十三條ノ精神ニヨリ便宜ノ方法ヲ採ル事ヲ評議員會ニ一任ス

販路擴張資金國庫補助交附請願

製茶販路擴張資金トシテ一個年金十萬圓ヲ大正十四年度ヨリ

同十八年度ニ至ル五個年間繼續補助交附ノ儀農林大臣ニ請願

スルモノトス

右については、請願委員として議長より左の五氏を指名

し直に請願運動を起したのである。

中村圓一郎、木津慶次郎、松浦五兵衛、紫田武平、三橋四郎次

第四十九回定時會

(大正十五年三月四日召集)

(六日終了農林省會議室)

正副議長共に病氣缺席の爲め、尾崎副會頭座長となり議事細則第四條により假議長選舉に入り田中林藏氏の動議にて座長より松浦五兵衛氏を指名し、松浦氏議長席に着き日程に入る。大正十三年度經費決算收入六一、九六二圓二五錢支出五六、七二八圓六一錢剩餘金五、二三三圓六四錢)及び「別途會計販路擴張費決算」(收入六五、一一八圓六一錢支出三六、五五四圓四六錢剩餘金二八、五六四圓一五錢)は當局の説明ありて狩野閣八郎氏及笹野徳次郎氏の動議により議長指名左記七名の審査委員に附託す。







- 同 〔十七頁六百包ヲ超エ 第二種荷票一枚
- 同 〔二十二頁六百包以内ノモノ 第二種荷票一枚
- 同 〔二十二頁六百包ヲ超エタルモノ 第一種荷票一枚
- 第六條ヲ左ノ如ク改ム
  - 海外ニ輸出スル製茶荷物ニ對スル賦課金ハ外國(滿洲、關東洲、南洋統治區域ヲモ含ム)ニ輸出スル製茶荷物一個ノ正味重量ニヨリ左ノ二種ノ荷票ヲ發行シテ之ヲ徵收ス
    - 第一種 一枚ニ付 金四拾貳錢
    - 第二種 一枚ニ付 金拾五錢
  - 第七條ヲ左ノ如ク改ム
    - 前條ニヨル荷票ノ貼用ハ左ノ重量制限ニヨリ貼用セシムルモノトス
      - 正味重量四十封度以内ノモノ 第二種荷票一枚
      - 同 〔四十封度ヲ超エ 第一種荷票一枚
      - 同 〔八十封度以内ノモノ 第一種荷票一枚
      - 同 〔八十封度ヲ超エ 第一種荷票一枚
      - 同 〔百二十封度以内ノモノ 第一種荷票一枚
      - 同 〔百二十封度ヲ超エタルモノ 第一種荷票二枚
  - 第八條ヲ左ノ如ク改メ現行第八條ヲ第九條ニ以下順次降下シテ「荷票ハ凡テ本所規約第十七條ニ定ムル製茶荷物ノ正味重量表記ノ側邊ニ貼付スヘシ」
  - 現行第八條第九條中「委任」トアルヲ「囑託」ニ改ム

一、本規程ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二、府縣外ニ移出スル荷物ニ對シ本所規約第五十三條ノ但書ヲ準用スルコトアルヘシ

◇規約改正案(内容ハ別項契約改正變遷中ニ蒐録)

尙ほ溝田文吉氏の發議により「製茶の検査、違約處分及賦課徵收に關する事務の執行を神戸市茶業組合に囑託するの件」を滿場一致可決した。尙ほ對米日本茶廣告運動取極めの爲め渡米した特販幹事宮本雄一郎氏は本定時會に於て左の如き視察報告演説を試みられた。

宮本雄一郎氏演説

大正十四年度の事業として、米加兩國に對する日本茶廣告宣傳の手續を遂げて参りましたから、その経過の要領を御參考に報告いたします。

昨年の臨時會に於て、中央會議所の臨時費の豫算が決定しその金に静岡聯合會議所の同一臨時事業の金を加へて委員會を組織し、事業實施の具體方法に取りかかり、その結果として私が彼方に参り、事業開始の手續きをして参りました。本日は主としてその結果を申上げやうと思ふ。日本茶廣告の方法については、御承知の如く、シカゴに在米委員(米國商人)が四名居り、この委員は昨年静岡の委員會で議めた方針を以て米國に歸りそれ／＼段取りを進めたのである。この委員等はシカゴに於て種々研究の結果、同市に本店を有する廣告業の權威、タムソン商會に對し、日本茶廣告のことを依頼し、

タムソン商會に於ては、この依頼を受けると同時に、廣告の對象たる茶の消費狀態の調査に取りかかりました。この調査方法は廣告の技術であつて向ふでも餘り深くは説明しませんが、兎に角綿密に調査する。申すまでもなく廣告の効果は、その對象物品の消費量が段々増加する。消費量が増加すれば従つて價格が向上して来る。この二つの事が實際に現はれて始めて廣告の効果が上るのであつて、消費量が増加しなければ價格がこれに伴ふて向上しない。だから廣告の目的として消費の増加に重きを置くは自然の理であつて今度の日本茶廣告も、第一に先づ日本茶の飲用量を増加せしむるにある。それから従来の日本茶需用者中その嗜好がコーヒー又は紅茶に移つたものがあるかも知れない、若しそれがあるとするれば、一度日本茶をやめたものに再びこれを用ひさせることこれが第二で、次は全然新らし需用者を作る、この三つが廣告の主たる目的で、第一の消費量増加の問題に關し米加兩國の調査圖表をもつて参りましたから御覽を願ひます。そして廣告の意匠はどんな圖案文案によるか、これが又廣告技術として最も六ヶしい點で、新聞なり雜誌なりへ廣告をすれば、その新聞雜誌を手にする讀者が、その廣告に接する時の心理狀態を統一する、つまり讀者を強力にその廣告に準附けることが一番に必要である。廣告面を見て行つて、一寸變つたものがあると注意する、こゝろいふ直感、即ち心理狀態を捕へて廣告する、ソコデ日本茶の廣告も、飲料として勝れたものだといふ

直感を起させると、そこに讀者の心理が、「日本茶を飲みたい」といふ慾望を引き起す。そんな具合に廣告の意匠を作り上げなければならぬ。サテその廣告の意匠ですが、これはタムソン商會に非常に整備した研究部があつて、そこで意匠、圖案、文案等の各主任が目的達成に適當なる案を立てる、立つた案を研究部がまとめて、一つのものに仕立上げるのである。その意匠、圖案、文案等の内容も色々見て参りました。それが、それ等の事は省略して結論を急ぎます。以上の順序によつてこゝに廣告の案が出来る。それを何れの新聞なり雜誌なりに掲載するが、その選定が、廣告の對象たる物品の消費狀況によつて決るので、圖表にある消費地に賣れて居る新聞雜誌を選ぶ、これは何處でも同じ理屈で別段申上げる必要はありません。

かくして廣告の圖案、文案も大體出来ましたが、愈々掲載するまでには尙ほ研究を積んで、最後案を決定することになつて居ましたが、こゝに二三種の圖案を携へて來ましたから御覽を願ひます、それで右調査研究の結果、前申述べた三つの目的を達成するには、雜誌が最も適當である。雜誌なれば全國的に普及出來ますが、その廣告料が一ヶ年最少限度十七萬五千弗を要する。のみならず、廣告業者が、案を決めていよ／＼掲載する方針になつても、相手の新聞なり雜誌なりのスペースを取るのに相當の暇が要る、私の最初の考へでは、向ふに居る間に總てを決定し、且つその實際に掲載された新



開雜誌をもつて来てお目にかけたいと思つたのですが、それが到底出来ないのは遺憾であります。サテ前に申した廣告料十七萬五千弗といふのは一ヶ年間の契約であつて、茶の廣告の如きは三月や半年の契約はしない、少くとも一ヶ年、これが廣告契約の最短期間になつて居る。然るに大正十四年度の豫算は、中央會と静岡と兩方合せても二十萬圓、これを爲替にすると九萬弗にしかならない、従つてこの年度では雜誌によることが出来ない。私は色々考へまして、幸ひ十五年度の廣告事業豫算が御協賛を得らるゝならば、これに十四年度分を加へ兩年度を一つにして十七萬五千弗を以てこれに充てその金が餘つたら十六年度に向ける。ツマリかうすれば一年遅れることにはなるが満足に十七萬五千弗の支出が出来るといふ考へを持つて居たのですが、あちらで協議の結果、未確定の豫算を以て消費することは繼續費の性質でない限りに於て、到底不可能の事であるから、在米委員とも更に協議を練り直し、十四年度支拂の豫算とするならば、今少し改案しなければならぬといふことで、タムソン商會にも研究の餘地を與へ、その間私は、紐育から、費府の博覽會などを視察し、再びシカゴへ歸つた頃には、タムソン商會では、雜誌廣告を新聞廣告に変更するの方針を以て案を立て、ありました。即ち豫算決議の精神からすれば、十四年度分としては新聞に依るべきであると決定したのである。その新聞名や、契約の内容、計畫方法等は、まだ翻譯が出来ませぬが、その新

聞はシカゴに二つ、デモスネス、デトロイト、ミネアポリス、セントポール、オマハ、トレードの七個所の新聞であります。この地方の新聞を選びましたのは、金の關係と、消費の狀況から、最も有効の方法として決した次第であります。廣告掲載の期間は、掲載新聞のスペースを得るまでに相當の期間を要し、四月六日にならなければ第一回を掲載し得ないのであります。會計經理上の關係がどうなりますか、これは事業委員會を聞き、それに請つて適當に善處したいと考へて居ります。兎に角廣告掲載になるのが四月六日頃からといふことになつて居る。これが大正十四年度の事業としての確定した新聞廣告の概要であります。尙ほこれに關聯して、色々調査したり、聞き込んだりしたことを一二申上げやうと思ふ。先づこの廣告によつて日本茶の消費が増加するかどうか。廣告の二大目的たる消費の増加、其増加につれて價格が向上する見込があるかないか。是れは見込であつて、私の見込が適中するかどうかは分りませぬが、兎に角私の調査した所によりますと、只今アメリカに於て一番勢力を占めて居る茶は紅茶であつて、これ等はリアブトン、オレンヂベコイの二種の商標によつて殆ど總ての紅茶が代表されて居る。この二つの商標が、今日の如き大勢力を得るやうになつたのは、それは廣告の結果であります。現在アメリカに於て、飲料品即ち茶とコーヒの消費量關係は、茶は紅茶を合せコーヒの八分の一である、そして茶の一ヶ年消費は一億二千萬ポ

ンドになつて居て、この中日本茶が僅かに五分の一に過ぎない。アメリカの人口一億二千萬人として、一人一ヶ年の茶の消費量は一ポンドで日本茶は五分の一ポンドといふ勘定で、その數字は二千四百萬ポンドである。尤も現在ではコーヒの需用が段々減退する傾向がある。これは單にアメリカばかりでなく歐羅巴に於ても、幸ひ船中で歐洲視察をして来た人と一緒に色々聴きました。その中には醫者が二人ばかり商人も居た、各方面の人が居て、歐羅巴でも矢張り飲料品は紅茶が非常に盛んで、コーヒは幾分減退の傾向であるとの事でした。その理由を聞きますと、食堂などではコーヒを出すのが商賣であり、お客も樂に飲めるが、家庭コーヒを使ふのは茶よりも非常に手数がかゝる、こんなことが大分原因して居るらしい、他にも原因はあるでせうが兎に角さういふ状態で、コーヒが減つて茶が増えることは頗る喜ばしいが、歐米で消費の増加する茶は紅茶であつて、綠茶でないが残念である。今日紅茶の相場の立つのは英國倫敦で、紐育もシカゴも倫敦の制肘を受ける。倫敦は世界の紅茶の相場を自由にするのです。その裏面にはリアブンティイが大なる權威をもつて居るのであります。かういふ具合に茶の前途には見込がありますが、それは紅茶であつて、綠茶は兎角紅茶に壓倒され勝である、これは紅茶の宣傳が是迄少しも行はれて居なかつた爲めである。私思ふに、何れの商品も廣告によつて成功する、その成功の實例はいくらもある。然るに日本

茶は從來大した顧客がなく、米加兩國にしても別段廣告宣傳をしなかつた。にも拘らず現在全消費量の五分の一の勢力を保つて居ることは、是は多年の歴史的關係によることでありませうか、その根底は随分と深いのでありますから、こゝで新たに宣傳廣告をすれば、日本茶に對する親しみを喚起することは多分に出来やうと思ふ。次にこれは日本茶の消費量増加には關係ないことではありますが、廣告によらなければならぬといふ實例を申上げて置きたいと思ふ。それは、紐育の飲料品商に、エー・エンド・ピ一商會といふのがあつて、一萬二千の小賣店を有つて居り、その最近の施設を聞いて見ると、現在この商會に四千五百萬弗からの積立金の出来たのは、この一萬二千の小賣店の支配人の努力になつたものであるが、これを積立てるに當つて、全部の積立金を一萬二千の小賣店の支配人に分配するといふことを盛んに吹聴した、無論これは將來實現することでありませうが、この吹聴といふことも一つの廣告術であり、同商會の對社會的信用といふものもこれが非常に高まつて居るのである、それからリアブトンの廣告費はこれは秘密になつて居るやうであるが、一ヶ年六百萬弗とかいふことである。又オレンヂベコイといふ名が驛や列車の食堂、その他カフェー等で大分名高い、日本で茶の事を宇治といふやうに、アメリカではオレンヂベコイといへば小賣店では直ぐに紅茶を出して来る程に、一つの代名詞になつて居る。このオレンヂベコイ



の商標を賣り出した人が誰れであるか分りませぬが、この商標が如何にアメリカ中に擴がつて居るかといふことは、實に驚くばかりである。是も矢張り廣告の効果と思はれます。私は日本茶について種々調査を試みましたが、列車とか驛とかの食堂で、日本茶を求むれば大抵の食堂にあることはありますが、献立表には日本茶といふものが書いてない。たゞシカゴに行つた時の汽車の中のみ、日本茶を書き入れた献立表を發見しました。これは澤山注意して見た中でタツタ一つ出會つた汽車中のものであります。グリーンテイといふのは大分ありますが、日本茶といふのは餘り澤山ありません。シカゴ紐育間の汽車中の話によると、日本茶を求める客が四割位はある。そうするとコーヒー紅茶に比して日本茶は四割から賣れて居る譯で、これは割合に多い方になつて居る。それからパーローといふ所の驛の食堂で聴きましたが、こゝでは日本茶が二割五分位といひます。列車や驛の食堂では布の小袋に入れたのを、その儘急須の中に入れて湯を注いで出す、これが一つの商品になつて居る。茶の飲み方については、こんな風にしては無論適當でないと思ひますが、今も申したやうに、コーヒーが飲むまでに手数のかかる理由から需用が減退することから思ひ合せると、今のやうに小袋に入れた日本茶をそのまま急須に入れて湯を注ぐことは本筋でなくとも、口に持つて行くまでに非常に簡單であり、且つ急須を洗ふのにも、茶殻が邪魔にならなくてよい、是等は左程重大な問題

ではないでせうが、紅茶でも、綠茶でもこゝろいふ扱ひにして需用者の要求を充すことに汲々として居る。たゞ茶の香氣、滋味、乾燥等を保持する上から、布の小袋に包むといふことはどんなものか、布では濕氣を含み易いし、布を調製する場合、農分期質を用ゆるのでそれが湯に溶けて茶に混じり、面白くない結果になるといふことも各地で聞いた事でもあります。こゝろいふ弊害の方面が何とかして防げることであれば、廣告と相俟つて、需者を牽きつける上に相當有効であらうと思はれる。

以上廣告の事につけ加へて大體の報告を申上げた次第であります。

### 第五十回定時會

(昭和二年二月二日召集  
四日終了農林省會議室)

開會直に日程に入り「大正十四年度經費決算」(收入八〇、五四五圓四九錢支出七〇、六七四圓六五錢剩餘金九、八七〇圓八四錢)及び「別途會計販路擴張費決算」(收入八五、四〇七圓五八錢支出七五、二七三圓九三錢剩餘金一〇、一三三圓六五錢)「大正十四年度臨時販路擴張費決算」(收入一〇、二〇一八圓五三錢支出九、八五八圓一二錢剩餘金九、一六〇圓四一錢)を附議し、當局より詳細なる説明あり栗谷喜八氏の動議により議長指名左記七名

の審査委員に附託す。

狩野四郎(委員長) 古川精一郎、溝田文吉、岡部源一、初見周吉、野崎傳兵衛、加藤彌太郎

米加兩國特販事業の開始に伴ひ、各會計複雑多を加へ委員は何れも慎重審査を遂げ、之を認定することに決し各種事業報告と合せて認定した。次で「昭和二年度經費豫算」(歳入出總額二〇六、九〇〇圓)を附議す、本豫算中には前年同様、特販事業費十二萬圓を臨時部に計上し從來の販路擴張に關する別途會計は之を廢止した。右案は伊藤仙太郎氏の動議により議長指名左記十一名の調査委員に附託す。

伊藤仙太郎(委員長) 伊藤悌藏、佐藤寛治、三橋四郎次、繁田武平、林勝次郎、田中林藏、山口忠五郎、樋渡次右衛門、玉井源次郎、宮本雄一郎

委員附託となつた昭和二年度經費豫算の内容を見れば左の如くである。

- ◇歳入之部 △徴収金二〇〇、〇〇〇圓(移出茶賦課六八、〇〇〇圓六百八十萬貫、二貫匁二錢、輸出茶賦課一三二、〇〇〇圓二千四百萬貫十匁五錢五厘) △雜收入五〇〇〇圓
- △繰越金六、四〇〇圓 △歳入合計二〇六、九〇〇圓
- ◇歳出之部 △會議所費一三、一五〇圓 △徴収費一九、二〇〇圓 △會議費七、〇〇〇圓 △内地事業費二二、七六〇圓

茶業組合中央會議

△海外事業費一九、八〇〇圓 △退職者給與金積立一、〇〇〇圓 △雜支出一、五〇〇圓 △豫備費二、四九〇圓 △經常部合計八六、九〇〇圓

◇歳出臨時部 △臨時販路擴張事業費二〇、〇〇〇圓 △歳出總計二〇六、九〇〇圓

以上の豫算は左記各議案と關聯し居り委員に於てその内容を調査し多少の修正を加へてこれを可決した。附帶の議案は左の如くである。

自昭和二年度米加兩國販路擴張費總額年及支出方法  
至昭和四年度

一金三十六萬圓也

繼續費總額

(内譯) △金十二萬圓 昭和二年度支出額 △金十二萬圓  
昭和三年度支出額 △金十二萬圓 昭和四年度支出額

#### 經費分擔金賦課金徴收規程中改正

第四條ヲ左ノ如ク改ム

府縣外ニ移出スル製茶荷物ニ對スル賦課金ハ府縣外、臺灣朝鮮、樺太ニ移出スル製茶荷物及茶業組合規則ヲ施行セザル地ノ居住者ニ賣買又ハ譲渡スル製茶荷物一個ノ正味重量ニヨリ二貫匁ヲ金二錢トシ以上二貫匁迄ヲ増ス毎ニ金二錢ノ割合ヲ以テ荷票ヲ發行シテ之ヲ徴收ス

第五條ヲ左ノ如ク改ム  
前條ニヨル荷票ハ左ノ五種トシ製茶荷物一個ノ正味重量ニ



茶業組合中央會議

ヨリ別表ニ定ムル荷票料金を該當スルモノヲ貼用スヘシ

荷票種類	第一種	一枚ニ付	金二錢
	第二種	同	金四錢
荷物一個	正味重量	二貫匁	以內
		四貫匁	以內
		六貫匁	以內
		八貫匁	以內
貼用金額	二錢	四錢	六錢
		八錢	十錢

第六條ヲ左ノ如ク改ム

海外ニ輸出スル製茶荷物ニ對スル賦課金ハ外國(滿洲、關東洲、南洋統治區域ヲ含ム)ニ輸出スル製茶荷物一個ノ正味重量ニヨリ十封度迄ヲ金五錢五厘トシ以上十封度迄ヲ増ス毎ニ金五錢五厘ノ割合ヲ以テ荷票ヲ發行シテ之ヲ徵收ス第七條ヲ左ノ如ク改ム

前條ニヨル荷票ハ左ノ五種トシ製茶荷物一個ノ正味重量ニヨリ別表ニ定ムル荷票料金を該當スルモノヲ貼用スヘシ

荷物一個	正味重量	十封度	以內	二十封度	以內	三十封度	以內	四十封度	以內
貼用金額	五錢五厘	十一錢	十六錢五厘	二十二錢	二十七錢五厘	三十三錢	三十八錢五厘	四十四錢	五十封度

第十二條ヲ左ノ如ク改ム

本所規約第五十二條但書ニ依リ検査員ノ證明アル茶葉原料茶ハ本規程ニヨル賦課金ノ徵收ヲ免除ス

附則 本規程ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔六四〇〕

第三種	同	金八錢
第四種	同	金十二錢
第五種	同	金十六錢

荷票種類	第一種	一枚ニ付	金五錢五厘
	第二種	同	金十一錢
	第三種	同	金二十二錢
	第四種	同	金三十八錢五厘
	第五種	同	金四十四錢

別表	第一種	十貫匁	以內	十二貫匁	以內	十四貫匁	以內	十六貫匁	以內
		十二貫匁	以內	十四貫匁	以內	十六貫匁	以內	十八貫匁	以內

規約改正案 (本件ハ別項規約變更中ニ蒐錄)

事務所改修費基金積立ニ關スル件  
大正十五年昭和元年度及其以降ノ本所經費歲入出決算ニ於テ剩餘金ヲ生ジタル場合ハ其十分ノ五以內ヲ別途會計本所事務所改修費基金トシテ積立ツルモノトス

(右次年度ニ於ル豫算ニ計上スルコト、シ延期スルニ決定ス)

販路擴張補助ヲ政府ニ請願ノ件

豫算委員會ノ決議ニヨリ左記請願ノ件滿場一致可決ス  
委員會決議 本會議ノ決議ヲ以テ海外販路擴張ニ關シ履々主務省ニ請願セルニ拘ラズ何等ノ補助ニ接セザルハ甚ダ遺憾トスル處ナリ然ルニ中央會議所ニ於テハ既ニ二ヶ年多大ノ經費ヲ以テ海外販路擴張ヲ計リツ、アリテ當業者ノ負擔決シテ輕カラズ依テ販路擴張及生産改良ニ充當シ茶業ノ發展ヲ期スル爲メ更ニ徹底的補助ノ申請ヲナシ其目的ヲ貫徹スル標當局ニ於テ努メラレムコトヲ望ム

財産取得及財産管理ニ關スル件

伊藤仙太郎氏ノ發議ニヨリ寄贈者大谷嘉兵衛氏ノ意ヲ諒シ有意義ニ茶園ヲ使用シ又ハ管理スルコトヲ條件トシテ是認スルコトニ決ス  
一、靜岡縣安倍郡有度村大字谷田試驗茶園二町九反一畝十六歩ハ大正四年二月大谷嘉兵衛氏ノ寄附ヲ受領シ試驗研究ニ供シタルが大正十三年度ヨリ右試驗研究ヲ休止シタルニヨリ本來大谷氏ニ還付スベキノ處今回大谷氏ヨリ更メテ無條件ヲ以テ本所ノ財産トセン事ヲ申出アリタルニツキ之ヲ取得シ之ガ管理ノ方法ハ評議員會ニ委任ス

財産處分ニ關スル件

左ノ財産處分ハ狩野、樋渡、佐藤各議員ノ質問ニ對シ當局ノ應答アリテ原案ヲ決定ス

茶業組合中央會議

一、舊靜岡出張所及製茶研究所屬建物全部  
一、舊靜岡出張所及製茶研究所屬備品全部  
一、舊靜岡出張所及製茶研究所屬機械器具全部  
右ハ紅茶研究ニ使用セシムル條件ヲ以テ日本紅茶株式會社ニ無償譲渡スルモノトス

尙ほ『國營輸出製茶検査施行に關する建議』は本會議に於て松浦五兵衛氏外三十三議員連署を以て提出あり、之を日程に加へて附議し、提出者を代表し宮本雄一郎氏の理由説明あり滿場一致可決した。建議の内容左の如し。

建議書

製茶輸出貿易ノ振興ヲ圖ル爲メ輸出製茶検査ヲ農林省ニ於テ施行セラレムコトヲ請願スルコト  
(理由) 海外輸出製茶ノ數量ガ年ト共ニ減退シ其價亦益々失墜シ其販路ヲ印、錫、支那茶ニ壓迫セラレツ、アルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ之レ主トシテ製茶検査ヲ生産ノ一面ニ傾注シ輸出ノ際ニ於ル検査不徹底ノ爲メ輸出茶ノ品質不良、水分過多、木葉混在、粉末過量ノ弊ニ陥リシ爲ナルコトハ何人モ否定スル能ハザル所ナルベシ今ヤ我茶業組合ハ數百萬金ノ巨費ヲ投ジテ對米特別販路擴張事業ヲ計畫實施シ當業者亦重キ負擔ニ甘ンジテ其成功ヲ祈リツ、アリト雖モ輸出製茶検査ノ内容現狀ノ如クンバ到底其實果ヲ奏スル能ハザルハ明カナル事實ナレバ輸出検査ハ之ヲ國營トシ茶

〔六四一〕



業組合生産検査ト相俟ツテ輸出茶進展ノ途ヲ講ビントスルニアリ着シテ輸出製茶ノ検査ヲ官憲ノ手ニ依リ各種ノ障害ヲ排シテ之ヲ斷行スルコトヲ得バ輸出製茶ノ品質潔清ヲ實現シテ海外製茶貿易ノ發展期シテ待ツベシト信ズ

かくて最後に會頭以下の役員選舉に移つたが、組合初期以來連續精根を傾注して茶業のため盡瘁措かなかつた大谷嘉兵衛氏は病軀の爲め前年來辭意固く、今回の改選に際し斷然閑地につくべきことを聲明し、中央會議員一同の切なる懇請を斥け重任を承諾すべき模様なきを以てこゝに已むなく改選を行ふこととなり、繁田武平氏の勳議で、左記詮衡委員五名を挙げ慎重に適任者を詮衡することとを可決した。

伊藤仙太郎(委員長) 繁田武平、溝田文吉、木津慶次郎、宮本雄一郎

是等の委員は協議の結果左記の如く詮衡して之を本會議に報告したが、只理事については尙ほ考慮を要すべき點あり、その推薦を評議員會に一任することとし、本會議に於てもこれを諒とし委員會の意見通り決定した。その顔觸左の如し。

△會頭松浦五兵衛(第二候補者溝田文吉) △副會頭大原重右衛門(第二候補野崎兵衛) △評議員中村圓一郎、尾崎元次郎、木津慶次郎、笹野徳次郎、栗谷喜八、玉井源次郎、

繁田武平(第二候補山口忠五郎、伊藤仙太郎、野呂巽之助、野野間八郎、樋渡次郎右衛門、古川精一郎、田中林蔵)

右の如く松浦新會頭の下に陣容を整備し、特に大谷嘉兵衛、尾崎伊兵衛、相澤喜兵衛の三氏を名譽顧問に推薦すると共に、中村圓一郎氏の希望により、大谷會頭、尾崎副會頭、相澤理事の三氏に對する慰勞表彰の件を新會頭及役員に一任することとして本會議を閉ぢたが、其後理事には三橋四郎次氏就任し次の本會議に之を報告した。因に本定時會の席上、三橋四郎次氏から左の如き『對米日本茶廣告視察談』があつた。

三橋四郎次氏演説

昨中央會及び商工省の委託により米國及歐洲方面に於ける日本茶の販路を視察することになり、昨年七月十三日横濱を出て本年の一月五日歸つて参りました。歸來匆忙未だ材料その他充分に整理が出来ませんから、極く斷片的ではありますがお話して見たいと思ひます。大體のことはお手許にも配布されて居りますが、『米國獨立百五十年記念萬國博覽會製茶出品經過報告』の中に私の私信的報告と意見を掲載してあります。申上げることこの範圍内に止まつて居るのであります。今のこの報告も實は船の中で書いたもので意味の通じない所や誤字などもあるやうであります。

最初柔港につき、それからリプトンの店にも参り、その支

配人に會ひ、日本人の商業會議所に参りました。尙ほ武富領事にも會つて意見を叩き、それからロサンゼルスに到り、日本人商業會議所を訪ひ色々意見を聴取し、領事大橋君にも會し、そこからシカゴに参り、矢張り領事を訪問、チューイングガムのリゲリーの店へ一寸立寄り紐育へ出て、領事館で資本家の原君に會ひ、更に紐育茶業組合の會頭ローパーヒーンさんにも面會しました。尙ほ原君の紹介で、茶の廣告を扱つて居るものにも會ひ、三井の茶業その他日本茶を扱つて居る二三の方とも會談し、更にヒラデルヒヤへ行つて、博覽會を利用した中央會議所の宣傳狀況、及びこちらの補助により經營して居る神宮君の喫茶店、臺灣の喫茶店などを一巡し、ボストンでも二三研究を致して英國に渡り、倫敦に於ける世界茶の集散狀況を研究しました。以上の人々に會ひ自分の眼に映じた處を申上げるのですが、これは私一個の私見で、材料其他は領事から買ふ筈になつて居りますが、それがまだ手に届きませんので正確な數字などは申されませぬ。その點御用檢を願ひます。

日本緑茶の宣傳廣告はシカゴを中心として新聞廣告になつて居る。これはタムソン商會に於て廣告案文をなし、現にシカゴにある茶商の方に依頼して監督して居る。私の見た所によると、この廣告も昨年四月から始めたもので、まだ充分手が届いて居らぬのは已を得ないが、それについて私はかうもしたらどうかと考へて居るのであります。

柔港方面に於て印度茶が色々の廣告をして居るが、これらには皆附廣告をして居る。現に印度茶の扱商人が、印度の大宣傳廣告の下へ自分の店を主にしてお供の廣告をつける。上には印度茶が世界一だ、夏は氷を入れると一段よい、その印度茶を賣つて居るのはこゝだといふやうに巧みにお客をチャームする聯絡のとれた宣傳です。日本茶の廣告にも多少この附廣告があつたやうですが極めて寥々たるものです。商人と廣告とは必ず一致しなければならぬ、この聯絡に今一段の力を加へたら廣告の力が加はるやうに思はれる、これが私の目に映じたことです。只日本茶はこんなものだど廣告しても、その日本茶は何處の店で買ふべきかが示されなくては賣行は思ふやうに行きません。

元來アメリカ人は非常に急性で、婦人が午後一時から町の方へ買物に出る時間が、タッタ一時間、長くても二時間、この短かい時間ですから、假りに新聞に出た廣告で日本茶を欲しいと思つても、その賣店がハッキリして居ないと、わざわざ店を探し廻る時間を持つて居らぬから遂に買はずに歸ることになる、こんなわけで、直接賣る店の附廣告が非常に必要になつて来るのです。それから、日本茶がアメリカのどの方面に消費されて居るかといふに、申すまでもなくシカゴを中心とし、デトロイト、ボストンなどで、これを全米國から見ればホンの一小部分に過ぎない、南部に行くとモウ日本茶は賣れて居ない。だから米國全體に向つて日本茶の販路擴張を



やることは、非常な大掛りで手が出せない。全米廣告となれば先づ二百萬圓はかゝるでせう、日本では二百萬圓は大きい。アメリカではそう大したものではない。従つて是迄多少でも足掛りのある方面を基礎として、先づそこで宣傳し、よく日本茶の理解を求むれば、アメリカは非常に廣い。効能は無論あるでせう。印度茶が全米を相手にして居るのは一應尤もであるが、この印度茶は、リプトン、ホワイトローズ、リジニューエーなどは、年々數百萬圓を投じて全米的に廣告することが出来る。遺憾ながら日本は富士なら富士といふ中心商標をつけて全米を相手にして行くのであるから、その點印度茶と立前が違ふ、こんな譯で日本茶の需用は米國の一部分であるから、宣傳も矢張り部分的にやるがよいかと思ふ。少しばかりの金を廣く撒布するのは効力が少いと私は考へる。

次に雜誌廣告と新聞廣告と何れが有効かといふやうなことも以上申上げた所で結論に達し得ると思ふが、雜誌とても矢張り商人との連絡を講じたならば、決して可けないといふことはない。只考へなければならぬのは商人との連絡の一事である。かのリプトン、ホワイトローズ、リジニューエー等は皆新聞廣告をして居り、單り印度茶のオオチー一つだけ雜誌を利用して居る。これなども日本茶の宣傳上大に研究すべきことかと思はれる。それからこれに關聯してシカゴ在住の日本茶廣告監督問題について茶商の方とタムソン商會との連絡

が稍々充分を缺いて居るのではないかの感がある。どういふ譯かは知らぬが、御承知の如く輪岡に居る西洋人も一己々々から申せば、矢張り商賣敵といふ気分はあるが、必ずしも伸が良くない。その内の一人が立入つてタムソン商會の世話をすると、他の嫌忌を招ぐといふやうなことがあつてそれがために、双方共控へ目にするといふやうなことがありはしないか。タムソン商會へ行つて、八月までの廣告を見た所が、その中にガキタミンの事が書いてない。日本の綠茶にガキタミンのあることは、日本茶として一番大きな力である。ガキタミン、或はカルシュームを盛に攝取するアメリカに於て、このガキタミンの事を廣告に書かないのは怪しからぬ。これは販路擴張委員會で色々議論されて居るに拘らず我在米委員の方は、これについて少しもタムソン商會に注意を興へて居ないといふことである。或商人がカリフォルニア大學で研究したその次には日本の研究を見て、それを廣告に入れたならといふて来たのも一例であるが、タムソンの廣告をして實際に効果的たらしめ、消費者の好奇心と嗜好とを牽附ける上に、在米委員は勿論その他からも忠告し最善の方法を探るべきだと思ふ。このタムソン商會は廣告屋としては實に立派なもので儘かに米國第一流のものである。しかしこの商會は、他の食糧品については充分の理解をもつて居るが、茶に關しては幾分か理解が足らぬ。だから日本茶の廣告案文についても困つて居るのだらうと言ふ人がある。従つて自然印度茶の廣告を

基礎としてそこから考へて起す弊があり、結局印度茶と紛はしいやうなものになるのかと思ふ。紐育で私に言ふた西洋人がある。『日本茶の廣告は印度茶の廣告の下に書いてあるの、日本茶といふ字を普通には見逃して仕舞ふ、日本茶が印度茶の廣告になつて居るが、お前はどうか思ふ』といふのです。いかに慌て者でもこんなに言ふものばかりがアメリカに居るとは思へないが、とにかくさういふ人がある。尙ほ他の方面の批評を聞くとタムソン商會が茶に對して理解が足らぬといふのは、八月の炎暑の廣告に、印度茶ではアイスクリームにする、氷茶にすると言つて居るのに、日本茶の方では、暑い時に熱い茶を飲む、これが銷夏法だといふことを廣告して居る。これは小説家のキツプリングが印度を旅行したことがある。そこからヒントを得たものであらうが、しかし米國はソイダの國、アイスクリームの國なので、そこへもち込んだのであらう。アメリカ人は食事の時に水を呑む人種である。歐羅巴では水を飲む所は少い、そのアメリカ人へ、『熱中有寒』を説いても一寸頭に入らないだらう、その邊がタムソン商會の茶に理解の少し點じやないかと言ふ人もあるのです。そこで日本茶がどんな風に取引され、小賣され、伸縮から各方面へ分配されるかについて彼地の人に聞いて見たが、これは少しも研究されて居ない、これはその方面の事が分らないと、廣告の案文が皆の氣持にピッタリと合ふやうなものが出來ないと思ふ、廣告宣傳と言葉では言ふが、これは一種の戦

争である。向ふでは廣告といふものを表はすにキヤンペーンといふ字を使用して居る。既に戦争であるならば敵情を知り敵の策謀計畫に打勝つやうにしなければならぬ、かういふ場合、タムソン商會にこれをやる人がなければ、實際の廣告戦に打勝つかどうかこの點に遺憾があるやうに思ふ、私の一個の考へとしてどうしたら宜いかと申しますと、廣告も先づ部分的にして、金も全額を用ゐず他の方面に廣告を一段有力にする方法を研究する。その研究も、先づ向ふの眞相を知らなければならぬから、米國に於ける日本茶の動き方、消費者の言ひ分、小賣屋の言ひ分などを充分調査する。その調査をどういふ風にするか。それは現にアメリカに居るか、又は居らなくてもその事情に精通し、英語に堪能なものを各所に派遣し實地について研究したらば澤山の材料が手に入ると思ふ。これは大した金も要らぬ。勿論一萬圓以下で充分と思ふ。その人が各所から得た材料を會議所に送つて來たらば、それを基礎として研究委員會を起す、その委員には、矢張り向ふの事情に通じて居る人、例へば草信、石井、西、神宮といふやうな人、これに領事、商務官などを加へ、尙ほ向ふで實際廣告をする人、現に茶を扱つて居るもの、意見を聴いて細目的に案を立てる。かくすれば色々と名案が實際にふれた名案が三つも四つも出来る。それを本として今度は米國の空気に因はれずに研究する。そこで始めて當らずと雖も蓋し遠からざる名案が浮ぶであらう。その案によつて販路の擴張をす



る、私はこれが最も理想的で確實であると思ふ。勿論これを  
實行するには、充分の経験を有する監督者に向ふに滞留せし  
むる必要がある。これ等の方法によりて廣告すれば、必ず反  
應が現はれる。若し米國人がこの點を充分解してくれれば結  
構だが、今までの様子ではどうもそれが不充分であると思  
ふ。要するにこの廣告宣傳については今一段突込んだ基礎的  
の研究をなし、そして廣告の競争を開始した以上は、戦争の  
中心點をハッキリさせる。今の處では唯タムソソに一切を任  
ておく、これ丈では監督が充分でない。日本茶を扱つて居  
る一米國商人が言ふに、「こゝにいふ仕事を皆でやるなら吾々  
も費用の幾分を負担してもよい」と、その負担が一部分だけ  
のものか、繼續的にか、そこがハッキリせぬが、兎に角費用  
を負担するといふのだ。是は人情の機微といふか、自分のポ  
ケットに關係することは、共に責任を感じるものと見える。  
従つてその邊の事もよく考察する必要があるであらう。  
要するにこの廣告といふものは米國に於て非常に大切であ  
る。現に在育の大學に於ては廣告講座が設けられ、熱心に深  
い研究をしてゐる。丁度私が行つた時に、大阪の成商店から  
派遣されてその講座で研究して居る日本の大學の卒業生があ  
つた。こんな具合に廣告も科學的に研究される程で、その方  
法が學問的で組織的でなければならぬやうになつて来たが、  
更にそこを一步進めると、廣告は心理學である。サイコロヂ  
である。廣告を見る方面の心理といふものを理解してこれ

に當らなければならぬことになる。即ち廣告科學もそこまで  
やつて来て居るのであるから、今の廣告方法に關してはまだ  
研究の餘地が澤山に残されて居ること勿論であります。  
材料がありませんからこの邊で御免を蒙ります。

### 第五十一回定時會

(昭和三年二月二日召集)  
三日終了農林省會議室)

前年の定時會に於て大原副議長が副會頭に選任されたの  
で、本會劈頭副議長の補缺選舉に入り、宮本雄一郎氏の  
動議で、議長指名に決し、松浦議長は尾崎元次郎氏を指  
名し議事に移る『大正十五昭和元年度經費歳入出決算』  
(歳入二二二、四五〇圓九錢歳出一八一、八六五圓八九  
錢剩餘金四〇、五八五圓一〇錢)を附議し、當局の説明あ  
りて栗谷喜八氏の動議により議長指名左記七名の審査委  
員に附託す。

狩野四郎(委員長) 長谷部理右衛門、築山甚四郎、岡部源  
一、野崎傳兵衛、加藤彌太郎、南崎十藏

委員の審査により、他の業務報告對米廣告大宣傳經過等  
と併せて總て原案を認定し、次で『十五銀行本所預金に  
關する件』を附議し、田中林藏氏の動議により左記の如  
く示談承認に決す。

### 十五銀行本所預金二關スル件

本所預金銀行タリシ株式会社十五銀行ヨリ本所預金支拂ニ關  
シ左記ノ如ク示談申出アリタルニ付キ之ヲ承認セムトス

記

(イ) 預金高 △金四萬六千二百二十三圓九十七錢 昭和二年  
四月二十日預金現在高 △金六千八百八十七圓九錢 同上利子  
△合計金四萬六千八百一十一圓六錢

(ロ) 預金返還方法 △金壹萬四千四十三圓三十一錢 開業  
即時拂返還高(預金四萬六千八百一十一圓六錢ノ三割) △金  
三萬二千七百六十七圓七十五錢 年賦償還高(三萬二千七百  
六十七圓七十五錢ヲ二十回ニ分テ無利息ヲ以テ一回ニ殘高ノ  
二分ツ、ヲ返還スルモノトス但シ一回ハ毎年六月毎ニ返還ス  
ルヲ以テ年二回ノ割合トナル)

(右年賦返還金内譯) △昭和三年度一、二九七圓五九錢  
△四年度一、二四六圓二一錢 △五年度一、一九六圓八五錢  
△六年度一、一四九圓四七錢 △七年度一、一〇三圓九五錢  
△八年度一、〇六〇圓二三錢 △九年度一、〇一八圓二四錢  
△十年度九七七圓九二錢 △十一年度九三九圓一九錢 △十  
二年度前半年四五五圓五六錢 △十二年度後半期二二、三二  
二圓五四錢

右終つて『昭和二年度經費歳入出追加豫算』(歳入出總  
額五三、三一一圓六錢)を附議した。これは特別積立金四

萬六千八百一十一圓六錢と前役員慰勞表彰費六千五百圓で  
田中林藏氏の動議により直に原案を可決し、次で『昭和  
三年度經費歳入出豫算』(歳入出總額二二八、一一〇圓)  
及規約改正その他の件を上程し、當局より詳細なる説明  
あり、狩野四郎氏の動議で議長指名左記十一名の調査  
委員に附託す。

山口忠五郎(委員長) 佐藤寛次、田邊實、友近彌平、溝田文  
吉、林勝次郎、中川義太郎、影山滋樹、野呂巽之助、穂波次  
右衛門、宮本雄一郎

臨時部には例の對米廣告宣傳費十二萬圓、御大典記念事  
業費二千圓事務所改築費一萬一千五百圓等を含み居り、  
委員に於て詳細調査の結果多少の修正を行ひ他の規約類  
と共に可決となる。通過せる規約、(別項規約變遷中に  
蒐録)規程その他左の如し。

### 茶業組合中央會議々事細則(改正條項)

#### 第一章 通 則

第一條 議員ノ席次ハ毎改選後ノ初會ニ於テ抽籤ニ依リ之ヲ  
定メ一任期間掬置クモノトス 但シ補缺議員ノ席次ハ前任  
者ノ席次ニヨリ同時ニ一選舉區域ヨリ二名以上アル時ハ抽  
籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 本細則ノ疑義ハ議長之ヲ決ス 但シ議員五名以上異  
議アル時ハ會議ノ決スル所ニ依ル



茶業組合中央會議

- 第三條 議長ハ議事ヲ整理シ會議ノ順序ヲ定メ其日ノ會議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス
- 議長故障アルトキハ副議長之ニ代リ議長及副議長共ニ故障アルトキハ假議長ヲ選舉スヘシ
- 第四條 會議ニ書記ヲ置キ庶務ヲ處理セシム
- 書記ハ議長之ヲ定ム
- 第五條 大祭、祝日及日曜日ハ休會スルモノトス 但シ都合ニヨリ會議ヲ開クノ必要アルトキハ議長ニ於テ豫メ之ヲ宣告スヘシ
- 第六條 會議ハ通常午前十時ニ始メ午後三時ニ終ル、但シ議長之ヲ伸縮スルコトアルヘシ
- 會議ノ開始ハ便宜ノ方法ヲ以テ之ヲ報ス
- 第七條 議長ノ開議宣告前又ハ散會、延會及中止ヲ宣告シタル後ハ何人ト雖モ議事ニツキ發言スルコトヲ得ス
- 第八條 會議中議員ハ互ニ氏名ヲ稱ヘス議長ニ對シテハ議長ト呼ビ議員ニ對シテハ其ノ席次ノ番號ヲ呼フモノトス
- 第九條 議員ハ議事申詰ヲナシ又ハ喧嘩若ハ人身上ノ毀譽衰貶ニ涉リ他人ノ陳述ヲ妨クルコトヲ得ス
- 第十條 本會議ハ公開ス 但シ會頭ノ請求アリタルトキ又ハ會議ノ決議ニ依リ傍聴ヲ禁止スルコトヲ得
- 第十一條 本所役員及會頭ノ命シタル職員ハ會議ニ出席シ説明ヲナシ又ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ其氏名ヲ會議ニ報告スルヲ要ス

第二章 議事日程

- 第十二條 議長ハ議事日程ヲ定メ會議ノ終リニ翌日ノ議事日程ヲ會議及會頭ニ報告スルモノトス
  - 第十三條 議長ハ會頭ノ請求又ハ自己ノ意見ニヨリ緊急又ハ先決ヲ要スル事件ノ爲メ議事日程ヲ變更スルコトヲ得
  - 議長ハ日程ニ定メタル事件ノ議了シタル時ハ日程ノ追加ヲナスコトヲ得
  - 第十四條 議員ハ先決ヲ要スル事件ノ爲メ議事日程變更ノ動議ヲ提出スルコトヲ得 但シ賛成者アルトキハ討論ヲ用ヒス表決ニ付スヘシ
- 第三章 議事
- 第十五條 議事ヲ開クトキハ議長ハ書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシムヘシ 但シ時宜ニ依リ之ヲ省略スルコトヲ得
  - 第十六條 議案ハ第一、第二、第三讀會ヲ經テ確定スルモノトス 但シ議長ノ意見又ハ會議ノ決議ニ依リ讀會ヲ省略スルコトヲ得
  - 第一讀會ニ於テハ議案ノ大體ヲ討論シ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ議決ス若シ第二讀會ヲ開クヘカラスト議決シタルトキハ其議案ハ消滅スルモノトス
  - 第二讀會ニ於テハ議案ノ逐條ヲ審議決定シ否決シタル其條項ハ消滅スルモノトス 但シ議長ハ必要ニ應ジ審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ連ネ又ハ一條ヲ分割シテ審議スルコトヲ得

第三讀會ニ於テハ議案ノ全體ヲ通シ又ハ之ヲ分割シ覆議確定ス

- 第十七條 第一、第二讀會及讀會ヲ省略シタル場合ニ於テ賛成ナキ動議及第三讀會ニ於テ五名以上ノ賛成ナキ動議ハ議題トスルコトヲ得ス 議事日程變更ノ動議ニ賛成ナキトキ亦同シ
- 第十八條 動議成立シタルモノハ會議ノ許可ヲ得ルニアラサレハ之ヲ撤回スルコトヲ得ス
- 第十九條 議員建議案ヲ提出セントスルトキハ十名以上ノ賛成者ノ連署ヲ以テ之ヲ議長ニ差出スヘシ
- 建議案成立シタルトキハ會議ノ許可ヲ得ルニアラサレハ之ヲ撤回スルコトヲ得ス
- 第二十條 否決シタル議案及建議案ハ其會期內ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス
- 第二十一條 發言權ヲ得ントスルモノハ起立シテ議長某番ト呼ビ其番號ヲ呼フヲ俟ツテ發言スヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ二名以上發言權ヲ求ムルトキハ議長ハ先ニ起立セシト認ムル者ヲ指定シテ之ヲ許スヘシ
- 第二十二條 討論ハ議題ノ外ニ涉ルコトヲ得ス
- 第二十三條 議長自ラ討論ニ與ラムトスルトキハ議席ニ着キ副議長ヲシテ議長席ニ着カシメ其問題ノ表決ニ至ルマテ議長席ニ復スルコトヲ得ス
- 第二十四條 議長ハ發言權ヲ求ムルモノアリト雖モ既ニ論旨

茶業組合中央會議

- 盡キタリト認ムルトキハ討論終局ヲ宣告スルコトヲ得 但シ議員五名以上ノ異議アルトキハ討論ヲ用ヒスシテ採決スルモノトス
- 第二十五條 議長表決ヲ採ラムトスルトキハ其ノ問題ヲ宣告スヘシ表決ニ付スヘキ問題ヲ宣告シタル後議員ハ議題ニ付發言スルコトヲ得ス
- 第二十六條 表決ノ順序ハ動議ヲ先ニシ原案ヲ後ニス若シ數個ノ動議アルトキハ原案ノ趣旨ニ最モ遠キモノヨリ順次表決スルモノトス
- 第二十七條 議案ニ付發言ナキトキハ全會異議ナキモノトシテ決ス
- 第二十八條 表決ノ際議場ニ現在セサル議員ハ之ニ加ハルコトヲ得ス又議場ニ現在スル議員ハ表決ニ加ハラサルコトヲ得ス
- 第二十九條 議長表決ニ付スヘキ問題ヲ宣告シタルトキハ其ノ問題ヲ可トスルモノヲ起立セシメ其ノ多少ヲ認定シテ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ
- 議長ノ宣告ニ對シ五名以上異議ノ申立アルトキハ書記ヲ以テ議員ノ番號ヲ點呼セシメ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ
- 議長必要ト認ムルトキハ起立ノ方法ヲ用ヒスシテ記名又ハ無記名投票ヲ以テ表決ヲナサシムルコトヲ得
- 第三十條 會議ニ於テ選舉ヲ行フトキハ其種別毎ニ無記名投票ヲナシ有効投票比較多數ヲ得タルモノヲ以テ當選トス



茶業組合中央會議

得票同數ナルトキハ年長ヲ取り年同シキトキハ議長抽籤ヲ以テ之ヲ定ム 但シ會議ノ議決ニヨリ記名投票又ハ指名推薦ノ法ヲ用フルコトヲ得

第四章 記 録

第三十一條 議長ハ書記ヲシテ會議録及會議速記録ヲ調製セシムヘシ

第三十二條 會議録ニハ出席議員ノ氏名及會議ノ顔末ヲ記載シ之ニ議長及會議ニ於テ選ハレタル議員二名ノ署名ヲ要ス

第五章 委 員 會

第三十四條 會議ノ決議ニヨリ委員ニ附託シテ議案其他ノ調査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十五條 委員ヲ設ケタルトキハ其ノ數ヲ奇數トシ議長ノ指名又ハ議員ノ互選ニヨリ之ヲ定ム

第三十六條 委員ハ互選ヲ以テ委員長一名ヲ定ムヘシ 委員長ハ委員會ノ議長トナリ其會議ヲ整理シ秩序ヲ保持シ且経過及結果ヲ會議ニ報告スヘシ

第三十七條 委員會ハ委員半數以上出席スルニ非レハ會議ヲ開キ決議ヲナスコトヲ得ス

第三十八條 委員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可ク同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依ル

第三十九條 委員ハ其附託ヲ受ケタル事項以外ニ涉ルコトヲ得ス 但シ連繫スル事項ノ調査ヲナスハ妨ケナシ

第四十條 第十一條ノ規定ハ委員會ニ之ヲ準用ス

第四十一條 建議案ノ提出者ハ委員會ニ於テ其主旨ヲ陳述スルコトヲ得

第四十二條 委員會ノ議事ハ傍聽ヲ許サス 附則 本細則ハ次ノ中央會議ヨリ施行ス

茶業組合中央會議所預金銀行ヲ定ムル件

茶業組合中央會議所ノ預金ヲナスヘキ銀行ヲ指定シ又ハ之ヲ變更スルノ權限ヲ評議員ニ委任スルモノトス

販路擴張費國庫補助請願ノ件

左ノ理由ニヨリ政府ニ請願セムトス

(理由) 義ニ米加兩國ニ對スル本邦茶ノ輸出額ヲ挽回シ其販路ヲ擴張セムト期スル處アリ當業者ハ大正十四年度ヨリ年額三十萬圓ノ負擔ニ甘ンシ一大決心ヲ以テ日本茶ノ廣告宣傳ニ着手シ今ヤ漸ク其効果ヲ齎ラスノ曙光ヲ認メツ、アリト雖モ素ヨリ經費ニ於テ競争地内他國茶ノ巨額ナル廣告宣傳費ニ匹敵スヘタモアラスシテ動モスレハ人後ニ落チントスルノ憾ナキニアラス仍テ本所ハ現在施行中ニ屬スル廣告宣傳方法ヲ有効ナラシムル同時ニ更ニ進ンテハ日本茶業ノ根本的發展ニ資獻スル手段及販路タル露國方面其他ノ販路開拓ニ力ヲ致スノ緊急ナルヲ認ムル事切ナルモ當業者ノ實狀ヨリシテ此レ以上ノ負擔ニ堪ヘシムルコト至難ナルニ付右目的ノ經費ニ充當スル爲メ國庫ノ補助ヲ請願セムトスルモノナリ幸ヒニモ我カ綠茶ニハ咖啡、紅茶ニ含有セサル『グキタミン』ノ多量ヲ

保有スル事ヲ發見セラレタルノミナラス米國醫科大學モ亦之ヲ立證セルニ及ヘルヲ以テ此ノ特徴ヲ全世界ノ喫茶民ニ周知セシメハ新舊販路地ニ於テ邦茶ノ消費ヲ増進シ得ヘキハ信シテ疑ハサル所ナリ

グキタミン研究ニ關スル建議ノ件

左記理由ニヨリ農林省茶業試驗場ニ於テ茶ニ含有スル『グキタミン』ニ關シ充分ナル研究ヲナサムコトヲ農林大臣ニ建議セムトス

(理由) 『グキタミン』ハ人體營養上絕對ニ必要トシ食物ノ價值ヲ定ムルニ當リテ最モ重キヲナスモノニシテ文明各國ニ於テハ是カ研究調査ニ日モ亦足ラサルノ有様ナリ

此ノ時ニ當リ理化學研究所ニ於テハ我が綠茶カ頗ル多量ノ『グキタミン』ヲ含有シ他ノ類似飲料タル紅茶、咖啡ハ毫モ之ヲ含マサル事ヲ發見セルハ本邦綠茶ニ極メテ重要ナル意義ヲ加ヘタルモノト稱スヘク海外ノ舊販路擴張並ニ新販路開拓又ハ内地需用ノ換起ニ於テ有利ナル事實トス是カ故ヲ以テ内地ニ在リテハ既ニ盛ンニ之カ宣傳ニ努メ海外販路擴張上ニモ亦將ニ聲ヲ大ニシテ活用セムトスルニ至レリ

茶ノ『グキタミン』ニ關シテハ今後一層ノ研究ヲ加フルアラハ益々茶ノ眞價ヲ發揮スルト共ニ生産ノ改善ニ資スルコト甚大ナリトス

然ルニ從來ノ研究ニ於テハ只大體ノ成績ヲ得タルニ止マリ茶樹栽培法、摘採時期、製造法、再製法、貯藏ノ良否、其他ノ

茶業組合中央會議

事項ニ關シテハ未ダ殆ト研究ヲ遂ケラレス將來茶ニ對スル觀念ノ涵養、國民ノ保健、販路擴張上ノ活用等ニ支障尠少ナラサルニモ拘ラス此ノ重要事項ニ關シ茶業關係ノ研究機關ニ於テ研究ヲ見サルハ頗ル遺憾ト言ハサルヘカラス之ヲ以テ農林省茶業試驗場ニ適當ナル主任者ヲ置キ充實セル設備ヲ施シ速カニ茶ノ『グキタミン』ニ關スル徹底的研究ヲ行ハレムコトハ實ニ我カ茶業ニ取リ焦眉ノ急務ニシテ茶業者一般ノ要望スル所ナリ

次に『役員補缺選舉』は、中村圓一郎氏の動議により左記五名の詮衡委員に會頭及副議長を加へて詮衡をなすことに決す。

中村圓一郎(委員長) 繁田武平、中川幾太郎、樋渡次右衛門、藤田政次郎

かくして詮衡の結果、先に評議員會に一任して詮衡したる理事をも左の如く決定承認す。

△副會頭栗谷喜八(第二候補玉井源次郎) △理事三橋四郎次(第二候補野呂興之助(第二候補加藤太郎))

尚ほ前回の定時會に於て議決を評議員會に一任された、『前役員其他に對する慰勞表彰の件』は、前會頭大谷嘉兵衛氏に對し銀製壽像一基 前副會頭尾崎伊兵衛氏に對し金屏風一雙、前理事相澤喜兵衛氏に對し銀製壽像一基



何れも表彰状を添えて贈呈し、又昭和二年五月九日死去された副會頭故大原重右衛門氏及同年六月十七日死去された評議員故木津慶次郎氏に對し弔文弔料を追贈したる旨を報告全會の承認を得た。

第五十二回定時會

(昭和四年一月三十一日召集) (二月一日終了農林省會議室)

會場は従來通り農林省會議室、第一日一月三十一日午前十時開會、出席議員四十四名、松浦會頭開會を宣し、先づ正副議長の選舉に入る、尾崎元次郎氏より議長を松浦五兵衛氏に副議長は議長指名に決し、松浦議長より繁田武平氏を副議長に指名して議事に移り『昭和二年度經費歲入出決算』(歲入二四三、五六五圓七〇錢歳出同上剩餘金なし)を附議し、笹野徳次郎氏の動議により議長指名左記七名の審査委員に附託す。

初見周吉(委員長) 藤田政治郎、大石仙作、南崎十蔵、池田万藏、岡部源一、道田駒吉

右決算に伴ふ、事業の報告も共に之を認定し、『昭和三年度經費追加更正豫算』(歲入追加三、二六八圓一〇錢、歳出更正經常部減八、二五二圓五三錢臨時部追加一、五二〇圓六三錢)を附議すこれは事務所改築費に屬するも

ので、直に承認決定し、次で『昭和四年度經費歳入出豫算』(歳入出總額二一六、〇七一圓三〇錢)を上程し、當局の説明あり二三質疑應答の後、笹野徳次郎氏の動議により議長指名左記十一名の調査委員に附託す。

種次右衛門(委員長) 佐藤寛次、前田源吉、市川榮治郎、桑原善助、長政次郎、原崎源作、加藤彌太郎、山田實太郎、林勝次郎、山口忠五郎

委員會に於ては豫算の原案を認め只技術員養成費四百八十圓を五百圓に増額すること及び、退職給與金積立規程の設置を希望する旨報告してこれに決し、この外規約の改正(別項規約變遷中に寛録)も同一委員に附託原案を決定。次に左記各種の建議及請願に關する件は繁田武平氏及中村圓一郎氏の動議により四項共満場一致可決し議長指名左記五名の委員に議長を加へ關係當局に對し速かに建議請願することに決定した。

田邊實、繁田武平、中村圓一郎、中川幸太郎、尾崎元次郎

一、紅茶輸入關稅存續ニ關スル建議ノ件

左記ノ理由ニヨリ紅茶ノ輸入關稅ヲ存續セムコトヲ政府ニ建議セムトス

サレツ、アリ

然ルニ最近本邦ニ輸入スル紅茶ハ高率ナル關稅ヲ賦課セラレ居ルニモ拘ラス逐年増加セムトスル傾向ニアルハ統計ノ示ス處ニヨリ明カナリ之ニ對抗セル本邦内紅茶ノ生産量ハ未ダ著シカラスト雖モ暫定改正定率(從價十割)ニヨリ保護セラレ其品質モ漸次改善セラレテ輸入防遏ノ任ニ當レルノミナラズ益々紅茶ニ關スル研究ヲ行ハントスルノ機運ニ向ヘリ若シ現在ニ於ル關稅ヲ改訂撤廢セラレンカ輸入紅茶ニ壓倒セラレ獨リ紅茶ノ内地生産力悲境ニ陥ルノミナラス勢ヒ臺灣紅茶ノ發展ニモ累ヲ及ホシ延テハ本邦人ノ日常品タル綠茶ノ消費ヲ侵害スルハ瞭カナリ又一面ニハ本邦内紅茶現在ノ消費現狀ヲ觀察スルニ外國産紅茶ハ民衆的飲料品トシテ數フヘキ實情ニアラスシテ寧ロ贅澤品ト看做スヘキモノナリトス故ニ紅茶ハ本邦ニ全然産出ナクシテ國産品ニ何等脅威ヲ及ホサ、ル咖啡、カカオ、ノ類ト同一視スヘカラサルモノナリ仍テ本所産業保護國産獎勵ノ見地ヨリ紅茶ニ對スル現在關稅率ノ存續方ヲ政府ニ建議セムトスルモノナリ

二、新踏張費國庫補助請願ノ件

左ノ理由ニヨリ販路擴張費ノ補助ヲ政府ニ請願セムトス (理由) 糞ニ米加兩國ニ對スル本邦茶ノ輸出額ヲ挽回シ其販路ヲ擴張セムト期スル處アリ當業者ハ大正十四年度ヨリ年額三十餘萬圓ノ負擔ニ甘シ一大決意ヲ以テ日本茶ノ廣告宣傳ニ着手シ今ヤ漸ク其効果顯ハレツ、アリト雖モ素ヨリ短日月

茶業組合中央會議

ヲ以テ達成シ難ク又手段方法ニ新計畫ヲ追加樹立スベキ幾多ノ必要ニ切迫セルモ現在ノ經費ヲ以テ能ク目的地内他國茶ノ互額ナル廣告宣傳ニ匹敵スヘクモアラシテ動モスレハ人後ニ落チントスルノ憾少シトセス

仍テ本所ハ現在施行中ニ屬スル廣告宣傳方法ヲ有効ナラシムルト同時ニ更ニ進ンデハ日本茶ノ根本的發展ニ貢獻スル手段及新販路タル露西亞、北アフリカ、南米方面其他ノ販路開拓ニ力ヲ致スノ緊急ナルヲ認ムルコト切ナルモ當業者ノ實狀ヨリシテ此レ以上ノ負擔ニ堪エシムルコト至難ナルニ付右目的ノ經營ニ充當スル爲メ國庫ノ補助ヲ重ネテ請願セムトス

三、輸出補償制度ニ關スル建議ノ件

左記理由ニヨリ輸出補償制度ヲ新設セラレム事ヲ商工大臣ニ建議セムトス

(理由) 本邦綠茶ハ米加兩國以外新ニ大正十四年ヨリソヴエイト聯邦ニ其ノ新販路ヲ開拓シ昭和三年ニハ百四十餘萬封度ノ輸出ヲ見ルニ及ビ將來輸出増進ノ見込渺少ナラス又本所ノ調査スル處ニヨレハ北アフリカ諸國、南米各地ニモ其ノ販路ヲ開發スルコト敢テ難事トセス然レトモ此等ノ新販路地ハ何レモ取引上ノ危險ナシトセザルヲ以テ當業者カ該方面ニ製茶ノ輸出ヲナサムトスルニ當リ越趨遠邁スルノ傾向アルハ邦茶發展ノ爲メ頗ル遺憾トスル處ナリ

此ノ故ヲ以テ本所ハ商工省カ速カニ輸出補償制度ヲ設ケ新開拓地ニ本邦茶ノ商權ヲ獲得スル方法ヲ講セラレム事ヲ建議セ



ントスルモノナリ

四、茶業專任技師設置ニ關スル建議ノ件

左ノ理由ニヨリ農林省ニ茶業專任技師ヲ設置セラレム事ヲ農林大臣ニ建議セムトス

(理由) 茶業ハ本邦主要産業ノ一ニシテ輸出貿易品タルニモ拘ラス政府ノ之ニ對スル施設ハ他ノ産業ニ比シテ大ナル遜色アリト謂ハサルヘカラス

最近我が茶業ハ生産方面ニ於テ大ニ發展セントスルノ機運ニ向ヘルモ行政的專任技術者ノ缺如ニヨリ其指導獎勵上遺憾ノ點尠カラズ

仍テ本所ハ新業發展ノ爲メ主務省ニ茶業專任技師ヲ速カニ設置サレムコトヲ建議セムトスルモノナリ

尙ほ奈良縣林勝治郎氏外十一名より提出された「全國茶業組合の代議員數の改正に關する建議」即ち

一、全國茶業組合ノ代議員數ニ改正ヲ加ヘラレタキコト

(理由) 從來茶業組合施行府縣ノ代表者員數ハ輸出額及ヒ生産額等ヲ標準トシテ之ガ選出ヲ見タルモ茶業ノ消長常ナク現時ノ趨勢ハ大ニ前日ト異ルモノアリ從ツテ既定ノ代表者員數ハ頗ル公平ヲ缺如スルニ至レリ是以テ改正ヲ加フルノ必要ナルヲ認ム

を附議したが、本案は未だ具體的に調査したるものなく且つ主務省にも關係があるので、今後尙ほ充分の研究を

取ぬる要ありとなし宿題として保留するに決し、評議員の缺員選舉については尾崎元次郎氏の動議により議長の指名を以て第一候補者溝田文吉、第二候補者樋渡次右衛門氏に決し、最後に會頭松浦五兵衛氏左記の如き「露國視察談」を試み、一同に深き感銘を與へた。

松浦五兵衛氏演説

私の今度の露西旅行は急に思ひついたことで、既に中央會議所からは露語の出来る關係上西郷參事が出張することに決つて居たし、又静岡でも宮本理事が行かれるので、茶の關係からは特に私が出掛ける必要なく従つて私にその考へもなかつたのでしたが、從來ロシアが革命後どんな模様であるか一向吾々に解つて居らぬのを遺憾に思つた所へ、一昨年からは茶の取引の出来るやうになつたのに日露間には通商條約も出來て居らず、一體外務省ほどの程度まで踏込んで仕事をする積りか、又ロシア政府の人達が、日本に對してどんな考へをもつて居るか、さういふ方面を實地に當つて見たいと思つたし、又大使館には洋山の人も行つて居るし、そこを尋ねたり各地を廻つて來たらば餘程の處までは實際のロシアといふものが解るであらうと思つたし、一面規則づくめの官憲では解らぬことが多いから、民間のものとして一度行つて來たらと熱心に勤めるものもあり、ソコで個人の資格といつたやうな譯で、自由な旅行をしやうといふのと、西郷君も獨り旅は

淋しからうといふやうなことから、兩人で出掛けたやうな次第であります。

行程はシベリアから南の方を廻り北の方も見て來たが、僅かの旅行であり、殊に露西亞については豫備智識が乏しかつたので充分真相に觸れることが出来なかつたし、第一想像もつかぬやうな國柄になつて居たので一層それが困難で觀察にも誤りが多からうと思ひますが、一二感じたことを申述べやうと思ふ。

ロシアは今から十一年前にあの大革命があつて、其後ソヴェート聯邦と稱して政治を行つて居る。この聯邦を組織して居る國は六つある。即ち白露、ウクライナ、カウカサスなどいふのが六つ固まつてこの聯邦となつて居り、政治の建前が共産主義で私有財産や資本を認めない、人間は男女老幼總て平等の立場に立つて、總ての生産、商業、製造、取引は皆國家の手で行ひ、公平に各人間に分配するといふ原則から出發し、六つの聯邦から二人づつ代表即ち全部で十二人の外に聯邦全體から七人都合十九人の委員に於て最高の政府を組織して居る、これを中心とて縣、郡、村、部落の各階級に分れその階級に従つてそれ／＼の執行機關が出來て居る。この共産政府の人達の立場から言ふと、順々に下から上へ積上げるやうに、各階級に應じて公平な人材を擧げ村は村の委員、町は町の委員でやる。是れが眞の國民全體によつて行はれる最も進んだ政治だと彼等は大に自慢して居る。ソコで總ての産業

も國家がやるのであるから、農民などは、これを日本に例へていへば、一戸當り五町歩とか七町歩とかの土地を耕作させる、そして生産品はその家の食糧を差引いて、残りは全部政府が買上げて仕舞ふ、工業製造所の如きは、帝政時代のものは、會社であらうと個人であらうと悉くこれを國家に沒收し、労働者はそのまゝに使つて居るが、課長、支配人、重役級から持主は全部之を没收し、共産黨員、その黨中の悍猛なバルチザン、こんな連中が乗取つて會社、商店、旅館、料理屋など總てのものを經營して居る。これに反し労働者は以前からのものが使はれ、労働條件も相當によくやつて、幸福だと表面は言はれて居るが、實際に於ては、共産黨の主腦部に經驗者が少く、鐵工所長に百姓の亂暴者がなつたり、一労働者が大商店の番頭になつたりするので能率が上らない、多くは従前の會社個人持主がやつたより三分の一位の能率になり、而も労働時間が八時間から六時間になり産業は寧ろ下火のやうであります。一方娯樂の設備などは非常に整つて居り衛生の方面も理窟の上ではよく出來て居るが、餘り實効は擧つて居らぬやうで、それはたゞ規則があるだけのものらしい。従つて工場なども能率が上らないので利益が少く、労働賃金も口では拂ふといふが實際は拂はぬのが多く労働者の天國も案に相違の悲惨な境遇に居る、農民も前述の如く土地を耕作しても、その收穫は食糧を除いて全部政府に安値で買占められる。農民は自分で作つて自分で食べるが、一般労働



者に給するパンは安くなくては共産政治に反するので、パンの原料の小麦を非常に安く買上げる。かく農民は生産物を安く買ひ上げられ、労働者はパンだけは安い、賃金が渡らない。努力も次第に減つて来る。今日では労働者が離散する傾向が非常にある。そこで農民側からいふと、安くても生産物を買上げて買へば金が入る、その金で娯樂も出来、生活上の物資を買ふことも出来る譯だが、今もいふ通り、国内各種の工場が能率減退のため供給が出来ない、のみならず、衣物などにも制限があつて、どうにか着られるものが二着あればよい、それ以上は贅澤だと言はれる、現に外國の旅行者などでも二着以上の洋服を携帯して行くに關稅を取られる、子供が生れても二尺位の金巾を買つてくれるだけで、これで子供の衣物が二枚出来るそうです。それ以上は買ふことが出来ない買はせない賣りたくないといふばかりでなく、實際物が無いのです。こんな譯で理窟は兎に角、實際の生活には困りぬいて居る。所謂男女も老幼も皆同様で、一つ生活の中で、同じ食物を食ふといふ組織はよいが、農民も労働者も皆不便不幸に泣いて居ります。

殊に政治上一つ驚いたことは、自由の不自由といふことです、所謂民衆政治上の共産政治だから、自由が認められて居るかといふと、それは大違ひ、言論集會等極端に制限を加へられ、村落へ行つても五人以上集會すれば、調査か憲兵か、調べに来る。一體ロシアの政治を行つて居る實際の力はザツ

ト六十二萬といはれて居る、赤衛軍の兵隊が三十萬ばかりに調査、憲兵が全國に網を張つて不平も何も言はれぬやうにしてある。是等の手が言論集會を抑壓し、少し怪しい相談でもすれば三日も四日も牢屋に入れられ、新聞雜誌の如きも十二三はあるが政治上の記事は皆な一つで反共産の記事などは一つも書けない、書いても印刷所が國營だから印刷してくれないのみか、書けば直に轉られるといふ譯で實に極端から極端に行くものと見るの外はない。

一口に言へば、憲兵、兵隊、調査の力で固められた一種の探偵政治で、労働者や農民の間には大分不平がある。この不平不満がどういふ方面に擧るかといふと、それは經濟上に大問題を起して来るのではないかと思はれる。御承知の通りロシアは世界唯一の農産國で、その經濟は主として、ウクライナ、北カウカサス邊の莫大な農産物を英國方面に輸出して輸入品の決済に充てるのだが、だん／＼農産物が減つて仕舞つた。これは農民としては折角の作物も、餘計のものは自分の手に入らないのだから、食ふだけのものを作ればよいといふ氣分になつて居る。従つて農産物が非常に減つて、現にカナダや南歐から買つた小麦が一億二千萬ルーブルにも上つたといふ位であるが、後は買ひたくても金がない。こんな狀態で先には穀物を輸出して外國貿易を決済したロシアが今は輸出する所か小麦まで買はなければならぬ有様である。これを政府要路の人に聞くと、成程穀物は買つた。併しそれは、ウク

ライナ、カウカサスの收穫期が八月九月でその頃北方が不足したのでモスクワ、レニングラード等に皆やつた、生憎夏の氣候が悪くて其方面が不作であつた、處がシベリア方面は豊作で、穀物は山のやうに積んであるが鐵道が單線運ぶことが出来ないといふやうな難をいつて居た。

更に經濟上困ることは通貨の問題でせう。一九二四年に紙幣の改革をやつたが、露國では十ルーブル固めたものをチェルレツツといつて英國の一ポンドと同じ金の分量を持つて居るのである。その金貨制度にしてこれに對する紙幣を發行した。しかしこの紙幣は國外に出すことを禁ぜられてゐる。この紙幣の價格が、英國のポンドから計算したのでせうが、一チェルレツツが日本の十一圓二十錢だから、一ルーブルは一圓十二錢になる。最初は金貨も銀貨も銅貨も餘程出したそうです。所がこの補助貨の銀貨銅貨など一度出すと瞬く間に無くなつてしまふ。私も土産にしたいと探したが、停車場などで極く端たの釣銭の時に出る位のもので、紙幣に信用がないから、實貨幣は農民でも労働者でも手に入れば大抵どこかへ藏つてしまふ。そんな具合に紙幣も國外に出されないので、政府の外國貿易は金がないから出来ない、日本の茶の如きも金を拂へば賣つてやるのだが金とれぬので皆躊躇して居るやうな譯である。かく日用品さへ買入れることが出来ない始末で、従つて密貿易が行はれる、それは浦鹽、ハルビン、マンチュリア、ベルシャ、トルコ、ポーランド等の國境で行はれ

るが、露國から持つて来る荷物が無いからルーブルで拂ふ、それが半分から三分の一位は國外に出る、ポーランドでは四分の一、五分の一位でせうが、かうして日用品を買ふ露國民は經濟上にその疲弊極點に達して居る。大きな聲では言へないが、浦鹽ではルーブルの値が上つたり下つたりして居る。日本が露國から買ふ木材とかその他の權利代金など最初ルーブルで定めたものだそうです、安いルーブルを浦鹽で買集めて圓で拂つた。露國の紙幣は國內では法律でやつて居るが國民は信用して居らぬ、南歐地方へ行くと五分の一位になつて居る。かういふ所から重大な經濟破綻が来るのではないかと私は心配して居る。

これについてトロツキーは數年前から、「このやり方はいかぬ、何とか變へなくてはならぬ」と言ひ出した、これに對し有識者が共鳴し始めたといふので、今のチチエリン、一番大將のカラハンなどが一緒になつてトロツキーを排斥し、中丞オデツサの方へ、嚴重な監視付で追ひやつた。トロツキーは毎日囂をしたり、自叙傳や、ロシアの行く道といふ本を書いて居るが、トロツキーがこれを世間に發表したら大騒動が起るだらうとの話でした。私の直感では、こんなことでロシアは何か一騒動が起るではないか、そしてトロツキーはその中心となるであらうと思はれるのでした。ツイ四五日前の新聞に、トロツキー以下反逆を企て國境に追放されたことが書いてあつた、實に露國は今悲觀の状態にある。



私はカラハンヤその他有力な執行委員連に数回會つたが、どうも國內は安定して居らぬやうに思はれた。一體ロシアでは、誰が行つても學校、工場、病院など見せる所は掃つて居る、外へは案内しない、私等はうまく南の方へ行つて見たがカウカサスの方は何れもブルジョアで自ら東洋人と云つて居る。日本から持つて行つた蜜柑とか柿、竹などが非常によく繁茂して居る。茶も洋山出来て居る。日本人を兄貴といふて居る。『吾々は日本人と同じ人種であるが、お前達の方が利巧で偉くなつてしまつた、何でも日本の指導を頼む』と言つた位で相當秘密の所まで紹介してくれた。北の方のモスクワなどは連も何も見せて呉れない。デモ私等は幸ひいゝとと拜見した。共産政治についても、彼等自身も『お恥しいが、今は餘りよくない、こんな筈ではなかつたが、要するに吾々の努力と智慧が見らぬのだ、共産主義は間違なく良い政治だが、最う四五年も待つて最後の成績を見てくれ』といふて居る。一つ感心なのは、共産黨の政治の局に當つて居るものはどんな偉い人間でも三百ルーブル以上の月給を取らぬ、それで生活することに極めて居る。それで衣服といへば、黒いネルのシャツなどを着て平気で宴會にも出て行く、勿論裏面までは分らないが衣食に對して極めて儉素である。彼等は晝夜の別なく時間に構はず働いて居る。日本の大使館の連中に言はせると、あれ等は晝夜なしに働いて大てい肺病で死んでしまふと言つて居るが、實際神經質で病人らしい、一方から言

へば、肺病になつて死ぬ程働く、それ程偉いことではないと思ふ、彼等は人に會ふと『世の中は熱心、努力、希望のこの三つで立つ、吾々は前途に大なる希望を抱き、熱心努力を以てこれを仕上げるのだ』といふ、その意氣込は實に偉いもので、この點實に感心と思ふが、實際は農民や労働者が非常に苦しんで居る。

それから商業國營、これは多數の國民を相手の仕事で連もやり切れない、品物も廻り兼ねる、そこで小賣を許した、是は革命後三年頃から許した、所が昨年は駄目で、一昨年は小賣が大成功で政府の店へは誰も買ひに行くものがない、そこで政府は小賣店を潰してしまつた。現に浦鹽へ上つて直に聞いたことですが、小賣を許されてある町が非常に繁昌しかつた。然るに國庫の收入が減るといふので遂に小賣店は皆重税で潰されてしまつたとの事である。こんな譯で民營の小賣店も潰れ、所謂労働以外の存在が認められず、商工業等は總て國營でやつて居る。

それから今一つ感心するは、學者と技術家を尊敬することである。學者や技術の研究には惜まらず金を使ふ。工場でも會社でも學者と技術を優遇する、所が工場に良技術があつて機械などの設計を作つても、支配人格のものがバルチザンの無學者で思ふやうに認められない。學者や技術家は頭がある丈に労働階級の共産黨に反對だらうといふ邪推を以て、技術家の設計の全部を認めない、博士とか技師とかと餘り強く主張

すると、コイツ政府に惡意をもつて居るのだなどどこかへ非られてしまふ、萬事こんな風だが、現在の労働大臣の如きもとシベリアの百姓だが學歴がないといふので今尙ほ大學に通ひ、過去四年間の勉強で英佛獨の三箇國語を覚えてしまつたといふ例外もある。

以上の國情から見ても、良い處もあるが不都合な事が多くて到底このまゝではすまされまい。大使館の人達に聞いて見ても、一年か二年の内に騒動が起るだらうといふ説と、露國民は非常に辛棒強いから、帝政時代より非常に悪くなつてもこのまゝ動物的に流れて行くのではないといふ説とある。私は思ふに、ロシアを救ふ道は、矢張り或程度まで、個人の私有財産を認め資本を認める處にある、トロツキの考へもこの資本を認めるといふのだ、實際問題として共産黨の連中も仕方なく資本制度を認めるやうになるのではないかと思ふ。

サテ私があちらで茶の話をした時に、日本茶は結構だ、モット買つていゝのだが、一體露西亞でいる丈の茶が日本で出来るのかと地圖を見て日本の地力を疑つて居る。私はこれに對して、成程地圖では小さいが、國柄が違ふ、美田、美畑が至る處にあつて茶は幾らでも出来るといつてやつた、するとデハ買つてもよいが金がない、長期拂ひにしてくれないかといふ。獨逸では、露西亞を相手に大に儲けやうと、二億圓だけの品物を與へた、露西亞はこの二億圓の品物を三年間に段々持つて行つて、一回も金を拂はない、獨逸も之には困つて

今は大喧嘩となつて居る。アメリカは私の行つた頃二百五十萬ドル貸すといふ話だつた、大使館あたりで聞いて見ると、是は五千萬圓を貸すが、それが着いた時に二百五十萬圓拂へ又五千萬圓着いた時に一分二分の利息を貸して債權の利息にするとか何とか面倒な話だつたが、アメリカも獨逸の例を見て躊躇して居るといふことでした。こんな具合でロシアは今外國の資本を入れなければ立行かぬ状態にあつて、革命政府もこゝに氣附かぬ筈はないが、果して相手になる國があるかどうか、或はアメリカ關係がモノになるかも知れないが、兎に角ロシアとしては、外國資本を二億か五億入れて製造工業や農業を解決し、それにつれて政治のやり方もかへたらうまく行くかも知れないと思ふ、若しそうでなかつたら近い内に騒動が起きるだらうと思ふ。

茶の貿易も、品物を貸すのがいゝか悪いか研究もので、或は茶の取引については他に良い方法があるじやないかと言ふ領事などの説もありましたが、一面にはかういふことも露骨に言つて居る。『我露國は貧乏だが茶は飲まなければならぬ君の國から一年拂ひで茶を送つて呉れ、若し不安なら利權を取つてくれ、利權は何がいゝか』といふ、『僕は利權屋じやないから』と手をふれば、それはそうか知らんが、日本には何か利益になるだらうと沿海洲あたりの日本向の利權を暗に圖つて居る。兎に角茶のことに就ては手形の決済方法に多少とも安心すべき途が開けそうに思つて居りますが、是は又、



輸出業者とロシア側との談判の模様にも依り、去年よりモツト樂に行く方法がありはせぬかといふ感じがした。

それから、途上話しのやうなことであるが、ロシアは宗教で國民を支配しやうといつた程の國で、チヨトした都市には必ず立派な寺がある。しかしその寺が今日では皆ぶち壊されて居る。『宗教は人民の阿片なり』とはレンンの言である。だから大きな寺の建物などは革命に際して破壊されてしまつた。役に立つものは修繕して色々な道に使つて居る。オデッサの海岸は有名な避暑地で、海岸一帯はメツと別荘になつて居るが三里も海岸に沿ふて歐羅巴中の金持が来たものだそうです。又一面から言へば色々な意味で不埒千萬な處でもあつたらしかつた。それ等は軒瓦らず壊れ拂つて、焼け残つたものにブルツチヤか何か貼つて労働者が今入つて居る。又各都市にある銅像なども皆壊されてしまつて居る。レンングラードにあるピートル一世の有名な銅像は、是はそのまゝ残つて居るが、その代り『是は吾々國民を虐げたものだ』といふことを彫りつけてある。さうしてその宮殿に行つて見ると中は皆ぶつとろしになつて居る。それから夏の宮といふか、レニングラードの冬の宮から十哩離れた所に昔からある離宮舊帝は主にこゝに住はれた。革命の時に帝は戦線に出かけて行かれたので、皇后と皇子達はこの夏の宮に居られた。その夏の宮をぶつとろしにして二十錢取つて見物させる、現に當時皇后が着られた喪衣だといつてブラ下げてある、子供の

玩具なんかも取り散してそのまゝ見せて居る。その儘まじき破壊の跡を得々として見せるのだから恐れ入る。これとは反對に、レンンは革命の神様だといふので、そのレンン銅像はどこへ行つても建て、あり、どこの店へ行つても飾つてある。少し大きい町になると辻々に素敵に大きいレンンの演説像が出来て居る。レンンの死骸はモスクワの地下室にその儘安置されて居る。實に奇麗なもので安らかに寝て居る、蠟燭工じやないかといふ疑問も起つたがそうじやないらしい。ガラス箱に入れて、その中を眞空にしたものらしい、そして、『足音も静かに、息も静かに、空気が動揺すると死骸に影響する』といふやうなことを記してある。毎日お参りが多い。

露國はかくの如く革命以來十一年にもなるが、どうも結果が面白くない。一方に大衆政治、自由解放のといふが、どうして事實は壓迫政治、探偵政治、憲兵政治そのものである。國民は食物にも缺乏する、モスクワ邊りでも毎朝パンを政府で賣る、家族の人数によつて賣るのだが、一家族半斤、一斤二斤、それ以上は賣らない、是等のパン買人足が、ズツと行列をして居る。それでもパンが買へればよいが、賣切れとなつて買ふことの出来ぬみじめなものもある。こんな状態では日用品、生活上の必需品、或は楽しみにするやうな生活材料は何れも買へない。畢竟ロシアは現在の政治の方法をかへない以上近き將來に何か起るのぢやないかと云ふ風に私は觀て来たのであります。

### 第五十三回定時會

(昭和五年三月十三日召集)  
十四日移了農林省會議室)

松浦議長缺席につき副議長繁田武平氏議長席につき開會  
栗谷副會頭の挨拶あり議長は議事録署名人に池田万藏、  
田中林藏兩氏を指名して日程に入り『昭和三年度經費歳  
入出決算』(歳入一四二、五八一圓三〇錢歳出經常部一三六、二  
八一圓三〇錢臨時部六、三〇〇圓)を附議し、當局の説  
明、質疑應答の後中村四一郎氏の動議により、議長指名  
左記十一名の委員に附託調査することとなる。

山口忠五郎(委員長) 藤田政次郎、志田徳治、市川榮治郎、吉  
田彌吉、桑原善助、道田駒吉

委員審査の結果原案を是認するに決し、他の業務報告等  
と共に本會議に廻附し、次に『昭和五年度經費歳入出豫  
算』(歳入一四二、五八一圓三〇錢歳出經常部一三六、二  
八一圓三〇錢臨時部六、三〇〇圓)を附議し、當局の説  
明、質疑應答の後中村四一郎氏の動議により、議長指名  
左記十一名の委員に附託調査することとなる。

荷物一個正味重量 二貫匁 四貫匁 六貫匁  
貼 用 金 一錢五厘 三錢 四錢五厘 八貫匁  
第六條中『金五錢五厘』トアルヲ『金四錢』ト改ム

茶業組合中央會議

〔六六一〕

藤吉、長政次郎、宮本雄一郎、加藤彌太郎、山田實太郎、林  
勝次郎、樋渡次右衛門

委員會に於ては、事業費の内地販路擴張費三千圓を諸外  
國事業費に振向けるやう修正、その運用を當局に一任す  
ることとし、多少の議論もあつたがこれに決し、次で  
『五年度職員退職給與基金豫算』(歳入出九二六圓七〇  
錢)を附議して決定、爾餘の諸規程、何れも豫算と同一  
委員によりて調査の上左の如く原案を決定した。

#### 經費分擔金賦課金徵收規程改正ノ件

- 第四條中『金二錢』トアルヲ『金一錢五厘』ト改ム  
第五條中荷票種類及別表ノ金額ヲ左ノ如ク改ム
- |     |      |                |
|-----|------|----------------|
| 第一種 | 一枚ニ付 | 金『二錢』ヲ『一錢五厘』トス |
| 第二種 | 同    | 金『四錢』ヲ『三錢』トス   |
| 第三種 | 同    | 金『八錢』ヲ『六錢』トス   |
| 第四種 | 同    | 金『十二錢』ヲ『九錢』トス  |
| 第五種 | 同    | 金『十六錢』ヲ『十二錢』トス |

第七條中荷票種類及別表ノ金額ヲ左ノ如ク改ム

八貫匁	以	十貫匁	以	十二貫匁	以	十四貫匁	以	十六貫匁
六錢	以	七錢五厘	以	九錢	以	十錢五厘	以	十二錢



茶業組合中央會議

荷票種類

第一種 一枚ニ付	金『五錢五厘』ヲ『四錢』トス
第二種 同	金『十一錢』ヲ『八錢』トス
第三種 同	金『二十二錢』ヲ『十六錢』トス
荷物一個正味重量	十封度 二十封度 三十封度 四十封度 五十封度 六十封度 七十封度 八十封度
貼用金額	以內 以內 以內 以內 以內 以內 以內 以內
	四錢 八錢 十二錢 十六錢 二十錢 二十四錢 二十八錢 三十二錢

附則 本規程ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

與金支出ニ充當セサルモノトス

職員退職給與基金積立規程制定ノ件(新制)

- 第一條 本所ハ職員退職給與金ニ充當スル爲メ基金ヲ積立ルモノトス
- 第二條 本基金ハ金二萬圓ヲ目途トシ毎年度左ノ金額ヲ積立ルモノトス
  - 一、一般歳入ヨリ金六百圓以上
  - 二、基金ヨリ生スル收入
- 第三條 本所經費支出ノタメ借入金ヲナス場合ハ其ノ年度ニ限リ中央會議ノ決議ヲ經テ前條第二項第一號ノ積立ヲ停止スルコトヲ得
- 第四條 本基金其目途ノ金額ニ達シタル時ハ第二條第二項第一號ノ積立ヲ停止ス
- 第五條 本基金ハ其目途ノ金額ニ達スルニ非レハ職員退職給與

- 第六條 本基金ハ確實ナル銀行ニ預入レ會頭之ヲ管理ス但シ國債證券ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- 第七條 本基金其ノ目途ノ金額ニ達シタル以後ニ於テ必要アル時ハ中央會議ノ決議ニヨリ基金ノ目途ヲ超過シタル金額ノ一部又ハ全部ヲ本所經費ニ充ツルコトヲ得
- 第八條 本基金ハ特別會計トシ毎年度豫算並ニ決算ハ本所規程第四十七條ニ依リ中央會議ニ附議スルコトヲ要ス
- 附則 本規程ハ昭和五年四月一日ヨリ施行ス
- 第一條 本所職員退職又ハ死亡シタルトキハ本規程ニヨリ慰勞若ハ弔慰金ヲ支給ス
- 第二條 本所職員在職滿五年以上ニシテ退職シタル時ハ左ノ區別ニ依リ慰勞金ヲ支給ス
  - 一、在職滿五年以上ノモノ 在職最終ノ俸給月額ニ在職年

(六六一)

數ヲ乘シタル金額

- 二、在職滿十年以上ノモノ 第一號ニ依ル金額ニ其十分ノ二ヲ加算シタル金額
  - 三、在職滿十五年以上ノモノ 第一號ニ依ル金額ニ其十分ノ三ヲ加算シタル金額
  - 四、在職滿二十年以上ノモノ 第一號ニ依ル金額ニ其十分ノ四ヲ加算シタル金額
  - 五、在職滿二十五年以上ノモノ 第一號ニ依ル金額ニ其十分ノ五ヲ加算シタル金額
- 在勤滿五年以内ノ者ト雖モ特ニ功績アリタルモノ又ハ職務ニ因ル傷病疾病ニヨリ其職ニ堪ヘスシテ退職シタルトキハ之ヲ支給スルコトヲ得
- 在職年數ハ發令ノ日ヨリ起算シ滿數ヲ生シタル時ハ四捨五入計算スルモノトス
- 第三條 本所職員在職中死亡シタルトキハ其ノ遺族ニ對シテ弔慰金ヲ支給ス
  - 第四條 弔慰金ハ在職最終ノ俸給月額三ヶ月分ニ相當スル金額ト第二條ノ慰勞金ニ相當シタル金額トヲ併算支給ス但シ死亡ノ原因職務ニ出テタルトキハ之ヲ増額スルコトヲ得
  - 第五條 本所常任ノ嘱託職員又ハ傭人ニ對シ本規程ヲ適用ス
- 附則 本規程ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 蓋費規程施行ニ關スル件
- 旅費規程施行ニ關シ在ノ決議ヲ求ム

茶業組合中央會議

(決議事項) 『本所規程中ノ鐵道、水路、陸路ガ新制メ一トル法實施ニヨリ之ニ準據スルノ必要ヲ生ジタル時ハ暫定ノ處理トシテ該當事項ニ對シ換算適用スルモノトス』

茶業組合中央會議所規約第六十條ニ據ル事務執行囑託茶業組合追加ノ件

一、製茶ノ検査、運約處分及試課金徴收ニ關スル事務ノ執行ヲ『佐賀縣茶業組合』ニ囑託ス

輸出補償制度ニ關スル建議ノ件

左記理由ニヨリ輸出補償制度ヲ新設セラレム事ヲ商工大臣ニ建議セムトス

(理由) 本邦綠茶ノ輸出ハ米加兩國以外新ニ大正十四年ヨリソヴェート聯邦ニ新販路ヲ開拓シ昭和四年ニハ三百三十餘萬封度ノ輸出量ヲ見ルニ及ビ輸出將來輸出増進ノ見込ミアリ又本所ノ調査スル所ニヨレバ北阿弗利加及近東諸國並ニ南米各地ニモ之ガ販路ヲ開發スル事亦敢テ難事トセズ然リト雖モ新販路地ハ一般ニ本邦トノ貿易關係薄ク爲替ノ便宜皆無ナルヲ以テ何レモ取引上ノ危險少シトセズ之ヲ以テ當業者ガ該方面ニ製茶ノ輸出ヲナサムトスルニ當リ越趨速速スルノ傾向アルハ邦茶發展ノ爲メ頗ル遺憾トスル處ナリ仍テ本所ハ商工省ガ速カニ輸出補償制度ヲ設ケ新販路開拓地ニ本邦茶ノ商權ヲ獲得スル方法ヲ講ゼラレムコトヲ建議セントスルモノナリ

最後に會頭以下ノ役員選舉に移リ、山口忠五郎氏ノ動議により中村藤吉(委員長) 繁田武平、中村圓一郎、宮本

(六六三)



雄一郎、樋渡次右衛門五氏の詮衡委員に議長を加へて詮衡の結果左の如く本會議に於て決定す。

△會頭松浦五兵衛 (第二候補樋渡次右衛門) △副會頭栗谷喜八 (第二候補池田万藏) △理事三橋四郎次 (第二候補宮本雄一郎) △評議員中村圓一郎、尾崎元次郎、笹野徳次郎、玉井源次郎、繁田武平、野呂興之助、溝田文吉 (第二候補原崎源作、山口忠五郎、杉山彦三郎、桑原善助、田中林藏、加藤彌太郎、堤米次)

尙ほ松浦會頭病氣引籠中なるを以て樋渡次右衛門氏の動議により議長指名にて樋渡次右衛門、桑原善助、池田万藏三氏を委員とし本會の決議を以て會頭宅を見舞ふことになつた。

### 第五十四回定時會

(昭和六年二月二十六日召集)  
(二十七日終了農林省會議室)

松浦議長開會を宣し、議事録署名人に池田万藏、田中林藏兩氏を指名し、加藤、西郷兩參事を參與員とする旨を告げて日程に入り、『昭和四年度經費歳入出決算』(歳入出總計二〇八、三六八圓八七錢差引殘金なし)を附議し初見周吉氏の動議により議長指名左記七名の委員に附託審査をなす。

池田万藏(委員長) 大石仙作、西尾安長、丸山徳次郎、岡部

源一、加藤彌太郎、堤米次

右決算は他の各種報告と共に委員會認定通り之を可決し『昭和六年度經費歳入出決算』(歳入一三八、八三一圓三〇錢歳出經常部九四、二〇〇圓九七錢同臨時部四四、六三〇圓三三錢)『職員退職給與基金豫算』(九三五圓四錢)及び規約改正、輸出茶審議會其他の諸規程を附議し、當局の説明、議員の質問ありて長政次郎氏の動議により議長指名左記十一名の委員に附託す。

山口忠五郎(委員長) 岡本英太郎、田邊貢、藤田政次郎、桑原善助、長政次郎、初見周吉、宮本雄一郎、山田實太郎、中西橋治郎、樋渡次右衛門

豫算については、委員會に於て、附記の形式及びシカゴ博出品に關し希望を附し原案を認めたる旨を山口委員長より報告決定した。尙ほ席上、茶でないものに茶の名を附するものに對する取締問題に議論の花を咲かしたが結局これは宿題として研究協議することとなつた。規約規程等の決議されたるもの左の如し。

規約改正案(別項規約變遷中ニ蒐録)

輸出茶審議會規程(新制三月二十七日)

第一條 本所規約第七條第一項但書ニ依り輸出茶審議會ヲ設置ス

第二條 審議會ハ會長一名及委員七名以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事情アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 審議會ノ會長ハ會頭ヲ以テ之ニ充ツ會頭事故アルトキハ副會頭之ニ代リ會頭副會頭共ニ事故アルトキハ會頭ノ指命スル委員之ニ代ル

委員及臨時委員ハ會頭之ヲ囑託ス

第四條 委員ノ任期ハ一ケ年トス

第五條 審議會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、本所規約第十五條ノ二ニ依リ本所ノ輸送ニ依り輸出スル製茶ノ割當ニ關スル事項

二、本所規約第十五條ノ二ニ指定スル地方ニ輸出スル製茶ノ檢査ニ關スル事項

三、本所規約第十五條ノ二ニ指定スル地方ニ對スル製茶輸

出者ノ紹介ニ關スル事項

四、其ノ他本所規約第十五條ノ二ニ指定スル地方ニ對スル販路擴張ノ業務ニ關シ必要ナル事項

第六條 審議會ニ常務委員ヲ置ク

常務委員ハ三名以内トシ委員中ヨリ之ヲ互選ス

第七條 常務委員會ノ職務權限左ノ如シ

一、本議會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スルコト

二、本議會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ急務ヲ要シ會頭審議會ヲ召集スルノ暇ナシト認メタルトキハ審議會ニ代リテ

茶業組合中央會議

議決スルコト

前項第二號ノ決議ハ次ノ審議會ニ提出シ承認ヲ受ケタルコトヲ要ス其承認ヲ經サルトキハ將來ニ向ツテ効力ヲ失フ

第八條 審議會ニ幹事一名ヲ置キ理事ヲ以テ之ニ充ツ幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ職務ヲ掌理ス

第九條 審議會ニ書記若干名ヲ置キ會頭之ヲ命ス

第十條 審議會ハ會頭之ヲ召集ス 但シ委員半數以上ノ請求ニヨリ開會スルコトヲ得

第十一條 審議會ハ委員半數以上出席スルニ非レハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十二條 審議會ノ決議ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第十三條 委員及臨時委員ヲ召集シ又ハ他ニ出張セシメタルトキハ本所旅費規程ニ依り旅費ヲ支給ス

第十四條 審議會ノ會長ハ必要ニ應ジ本所ノ參事、製茶檢査所長、技師及製茶取替員ヲ審議會ニ出席セシメ意見ヲ述ヘシムルコトヲ得

第十五條 審議會ニ關スル規定ハ常務委員會ニ之ヲ準用ス

附則 本規程ハ公告ノ日ヨリ二十日ヲ經テ之ヲ施行ス

本所規約第十五條ノ二ニ依ル輸出茶審議會規程(同上)

第一條 本所規約第十五條ノ二ニ依リ會頭ノ承認ヲ得ムトスルモノハ様式第一號ニ依リ申請書ニ様式第二號ニ依リ作成



茶業組合中央會議

シタル書面若製茶見本ヲ添付シ會頭ニ申請スヘシ  
 本所規約第十五條ノ二ニ依ル届出ハ様式第三號ニ依リ作成  
 シタル書面ヲ以テ爲スモノトス  
 第二條 會頭前條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ遅滞ナク本所  
 ノ斡旋ニ依リ輸出スヘキ製茶ノ割當ニ關シ審議會ニ諮問シ  
 テ之ヲ決定シ直ニ申請者ニ通知スルモノトス  
 第三條 本所規約第十五條ノ二ニ依リ製茶輸出ノ届出アリタ  
 ル場合ニ於テ會頭必要アリト認ムルトキハ審議會ニ諮問シ  
 届出者ニ對シ指示ヲ與フルコトアルヘシ  
 第四條 審議會ノ要求アリタルトキハ會頭ハ關係者ニ對シ其  
 ノ意見ヲ徵シ又ハ製茶見本其他必要ナル書類ノ提出ヲ求ム  
 ルコトアルヘシ  
 第五條 本所規約第十五條ノ二ニ依ル申請書又ハ届出書ハ所  
 屬茶業組合聯合會議所ヲ經由スヘシ但シ聯合會議所ナキ府  
 縣ニ在リテハ所屬茶業組合ヲ經由スルモノトス  
 附則 本規程ハ公告ノ日ヨリ二十日ヲ經テ之ヲ施行ス  
 (様式略)

製茶検査施行細則改正(同上)

第四條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ  
 但製茶、紅茶、磚茶、粉茶、煎茶及炒茶ニアリテハ其全部  
 又ハ一部ヲ除外スルコトアルヘシ  
 第四條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
 前項ノ規定ハ本所規約第十五條ノ二ニ指定スル地方ニ輸出

〔六六六〕

スル製茶ノ検査ニ之ヲ適用ス  
 第四條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ  
 第五條 本所規約第十五條ノ二ニ指定スル地方ニ輸出スル製  
 茶ノ検査ハ左ノ項目ニ付之ヲ行フ  
 一、品位 二、容器 三、荷造 四、量目  
 前項ノ検査ニ於テハ製茶ノ品位ニ依リ之ヲ數等級ニ區分ス  
 検査等級、検査ノ具體的内容及其基準等ニ付テハ審議會ニ  
 諮問シテ決定シ豫メ之ヲ告示ス  
 第六條 本所規約第十五條ノ二ニ依リ輸出茶ノ検査ヲ受ケム  
 トスルモノハ様式第四號ニ依ル申請書ヲ會頭ニ提出スヘシ  
 會頭前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ申請書ニ検査ノ場所  
 及日時ヲ指示シ検査職員ヲシテ之カ検査ヲ爲サシムルモノ  
 トス  
 現行第五條ヲ第七條ニ、第六條ヲ第八條ニ、第七條ヲ第九條  
 ニ改ム  
 現行第八條ヲ左ノ如ク改ム  
 第十條 輸出又ハ移出製茶荷物ノ検査合格表示ニハ其包装面  
 又ハ荷票ニ別ニ定ムル合格證印ヲ押捺ス  
 本所規約第十五條ノ二ニ依ル検査ニ合格シタル輸出茶ニ對  
 シテハ前項證印ノ外其包装面ニ別ニ定ムル等級證印ヲ押捺  
 ス荷主ノ請求アルトキハ製茶検査所長、製茶取締員又ハ製  
 茶検査員ニ於テ前二項ノ證明書ヲ交付スルコトアルヘシ  
 前條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第十一條 受檢者検査ノ決定ニ對シ不服アルトキハ決定通知  
 後十日以内ニ異議ノ申立ヲ爲シ再検査ヲ本所ニ申請スルコ  
 トヲ得  
 再検査ノ決定ニ對シテハ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス  
 第十二條 製茶検査所長、検査取締員又ハ製茶検査員ハ検査  
 済ノ製茶ト雖モ必要ト認ムルトキハ再検査ヲ爲スコトヲ得  
 再検査ニ於テ前検査ノ決定ヲ取消シタルトキハ第十條ノ合

格證印ヲ抹消シ證明書ヲ發行シタルモノニ對シテハ之ヲ返  
 付セシムルモノトス  
 現行第九條ヲ第十三條ニ、第十條ヲ第十四條ニ改ム  
 附則 本則ハ公告ノ日ヨリ二十日ヲ經テ之ヲ施行ス  
 本所旅費支給ニ關スル件  
 本所旅費規程別表ニ依リ支給スル旅費額ヲ當分ノ内左記ノ通  
 リ改ムルモノトス

名	稱	鐵道賃	船賃	車馬賃	宿泊料	日當
議員、特別議員	二等賃金相當額	同	二等賃金相當額	一里ニ付	一夜ニ付	一日ニ付
役員、委員	同	同	同	七〇	八	五
參事出張所長、検査所長、技師	三等賃金相當額	同	三等賃金相當額	六五	七	五
書記、取締員、技手、検査員	同	同	同	六五	六	四
雇員	同	同	同	五〇	四	三

建議書

但本所ノ議員、役員、委員、職員、ニシテ特別ノ必要ニ依  
 リ上級車若ハ船室ニ乗リタル場合ニ於テハ其賃金ヲ支給シ  
 又雇員ヲ除ク本所ノ職員ニシテ四百軒以上ノ旅行ヲナス場  
 合ニ於テハ給車二等賃金相當額ヲ支給スルコトヲ得  
 本件ハ昭和六年三月一日ヨリ施行ス  
 製茶ニ非サル物品ノ販賣取締ニ關シ建議ノ件  
 豫算委員會ノ附帶決議ニ基キ左ノ建議書ヲ主務省ニ提出セリ

近年世界的經濟界不況ノ影響ヲ享ケ各方面共其經營頗ル困難  
 ナルノ秋ニ方リ内外ニ於ケル製茶ノ商況比較的頹調ナルニ乘  
 ジ近時全然茶ニ非ルモノ假令バ松葉茶、桑茶、ハブ茶、昆布  
 茶等ノ如ク製茶類似ノ名稱ヲ冠シ市場ニ販賣スルモノ漸ク  
 多キヲ加ヘ現ニ二十數種ヲ算フルノ勢ヲ示シ其ノ進出賣行ノ  
 實況モ亦侮ルベカラザルモノ有之候此趨勢ヲ以テ放置センカ

茶業組合中央會議

〔六六七〕



將來益々此種ノ如何ハシキモノ、爲メ我ガ製茶ノ販路ハ自由ニ侵害セラレ我ガ製茶ノ聲價ヲモ失墜シ延イテハ新業ノ前途ニ由々シキ結果ヲ招致スルコトナキヲ保シ難ク誠ニ憂慮ニ耐ヘザル儀ニ御座候由テ茶ヲ含マザル他商品ヲシテ製リニ茶ノ名稱ヲ附シ販賣セシメザル様御詮議ノ上至急之ガ防止ノ途ヲ講セラレ度本所第五十四回定時會議ノ決議ニ基キ此段建議候也

昭和六年三月六日 茶業組合中央會議所會頭 松浦五兵衛  
農林大臣 町 田 忠 治殿

### 第五十五回臨時會

(昭和六年五月十三日開會農林省會議室)

本所會頭にして議長である松浦五兵衛氏が三月十二日茅ヶ崎南湖院に於て病歿、會頭正副議長共に缺員となつたので、これが補缺選舉の爲め他の各種の報告を兼ねて臨時會を開會、栗谷副會頭座長となり議長選舉の假議長として年長議員杉山彦三郎氏を推し、宮本雄一郎氏の動議により議長指名を以て左記七名の詮議委員を擧ぐ。

山口忠五郎(委員長) 岡本英太郎、中川幾太郎、宮本雄一郎、池田万藏、野呂巽之助、溝田文吉  
委員は慎重協議の結果議長に尾崎元次郎氏、副議長に樋渡次右衛門氏を推し、山口委員長よりこれを本會議に報

告、滿場一致決定し、尾崎議長就任を承諾、直に議事録署名人に池田万藏、田中林藏兩氏を指名して會議に入り規約改正、輸出茶審議會規程等(前定時會にて決定)の認可報告並に評議員會にて代決せる『製茶検査施行細則改正』(前會記事中に収録す)の承認を求め、臨時會召集による經費及び役員謝勞弔祭費の追加豫算(四、四三五圓)を附議決定す。(故松浦會頭弔祭及笹野評議員退職慰勞一、七〇〇圓)次で、左記『對露製茶輸出補償に關する建議』は宮本雄一郎氏の動議により一二字句の修正を施して決定、商工、農林、外務、大藏各大臣に提出することになつた。

#### 對露製茶輸出補償ニ關スル建議書

大正十四年ヨリ開始シタル對露製茶貿易ハ累年遞増シ昨昭和五年ニ於テハ政府ノ輸出補償法制定ト相俟ツテ輸出數量約六百十五萬封度價額二百四十萬圓ニ達シ申候  
而シテ本年度ニ於ル露國側ノ買付數量ハ昨年度以上ニ及ブ可キ見込ナルモ昭和六年度政府ノ輸出補償額中對露割當額ハ僅カニ金百萬圓ニ過キザルヤニ聽ク從テ製茶ニ振當テラルル補償額モ多キヲ期待シ得ザルノミナラズ昨年度賣買契約セル製茶ニシテ船積時期ノ關係上本年度分ノ適用ヲ受クルノ止ム無キニ至リタルモノ尠カラズ故ニ今年度ニ於ル輸出製茶ニ對シ

テハ其適用ヲ受クルノ餘地甚ダ乏シキノ現状ニ有之果シテ然ラバ對露製茶輸出發展上由々シキ重大事ヲ惹起スルヤ明瞭ナリ依テ政府ハ對露製茶貿易助長ノ爲メ速カニ輸出補償割當額ノ増加若ハ交附公債ノ發行、豫備金制度又ハ輸出補償法ヲ改正シテ特別會計ヲ設ケ殘餘資金ヲ累年積立ツル等適切ナル方法ヲ講究シ本年度ヨリ之ガ實現ヲ期セラレ度茲ニ第五十五回茶業組合中央會議ノ決議ヲ以テ此段及建議候也

右終つて役員の選舉にに入り宮本雄一郎氏の動議により議長指名左記七名の委員を選び詮議することとなつた。  
岡本英太郎(委員長) 中川幾太郎、宮本雄一郎、池田万藏、山口忠五郎、野呂巽之助、溝田文吉  
委員は慎重協議の結果、會頭第一候補に中村圓一郎氏、第二候補に溝田文吉氏、評議員第一候補に山口忠五郎氏第二候補に池田万藏氏を推舉し、これを本會議に報告して滿場一致決定した。

### 第五十六回定時會

(昭和七年二月二日召集三) 日終了赤坂留池三會堂)

是迄毎會農林省會議室で開いた總會を本年は赤坂留池三會堂に變更開會、尾崎議長開議を宣し、參與員を通告し、新議員友近彌平氏を紹介、議事録署名人に池田万藏

田中林藏兩氏を指名し、中村新會頭の挨拶ありて 左記  
山本農林大臣諮問案を附議す。

#### 諮 問 案

製茶ノ輸出促進上茶業改善其他ニ關シ採ルベキ方策如何  
(理由) 本邦茶業ノ現況ニ鑑ミ製茶ノ輸出促進ヲ期セムガ爲ニハ茶業ノ經營及取引方法等ニ付テハ勿論輸出茶ノ改善及増産、商品信用ノ保持、向上並新販路ノ開拓等茶業各般ノ事項ニ亘リテ改善ヲ要スルモノ尠カラズト認ム仍テ之ガ改善ヲ期スルニ有効適切ナル方策ニ付諮問セムトス

右に對し質問應答の後宮本雄一郎氏の動議により、議長指名左記五名の委員に附託研究することに決す  
岡本英太郎(委員長) 佐藤寛次、桑原善助、中村雪之助、原崎源作  
委員は左の答申案を作成し翌日之を本會議に報告、字句の修正は會頭に一任して決定す。

#### 農林大臣諮問ニ對スル答申

製茶ノ輸出促進上茶業ノ改善其他ニ關シ現ニ實行セルモノ、外現狀ニ鑑ミ特ニ左ノ事項ニ對シ適當ナル施設獎勵ヲナスノ要アリト認ム

一、我ガ茶業者ハ從來各方面ノ連絡統一充分ナラズ茶業ノ改善輸出促進上遺憾ノ點尠カラザルヲ以テ其ノ連絡統一ヲ緊密ナラシムルト共ニ輸出茶ノ統制ヲ圖リ確實ナル海外販路



ノ開拓ニ努ムルコト

- 二、二番茶以後ニ於ル製茶品質ノ改善ヲ圖リ又其產額ヲ調節スルニ努ムルコト
- 三、時日ノ経過ニ伴フ變質ノ爲メ海外市場ニ於ル不評ニ鑑ミ輸出製茶ノ製法、貯藏法等ニツキ改良ヲ圖ルコト
- 四、グリ茶ノ生産改善ヲ圖ルト共ニ之ガ内地需用ノ喚起ニ努ム輸出上ニ弾力性ヲ與フルコト
- 五、紅茶、緑茶等ノ新輸出品ニ付テハ其品質ノ改善ニ圖シ徹底的研究ノ促進ヲ爲スコト
- 六、輸出茶ノ検査ヲ勵行シ規約ヲ統一スルト共ニ不正粗悪茶ノ輸出防止ニ努メ以テ商品價値ノ向上ヲ期シ新販路ヲ開拓スルト共ニ輸出先ニ於ケル不正競争ノ防止ヲ圖ルコト
- 七、支那茶ノ實情ヲ調査スルト共ニ海外市場ニ於ル製茶需要ノ狀況ヲ精査シ有効適確ナル販路擴張ノ方策ヲ樹ツルコト
- 八、輸出補償法ニ依ル補償地域及金額ノ増加、補償料金ノ低下並ニ其取扱法ノ簡易化ヲ圖ルコト
- 九、製茶ノ海外販路擴張事業ノ目的ヲ達成セシムル爲メ政府ニ於テ茶業組合中央會議所ニ對シ助成セラレタキコト
- 一〇、國立茶業試驗場ノ設備ヲ擴充シ特ニ輸出茶ノ改善ニ關スル試驗研究ノ促進及其徹底ヲ期セラレタキコト

次で『昭和五年度經費歲入出決算』（歳入一四八、三四六圓五四錢歳出經常部一三一、五五六圓〇三錢同臨時部六、

〇七二圓〇四錢合計一三七、六一八圓〇七錢差引剩餘金一〇、七一八圓四七錢）及財産認定の件を附議し、宮本雄一郎氏の動議により議長指名左記七名の委員に附託審査す。

池田万藏（委員長）藤田政次郎、鈴木繁藏、岡部源一、山中一郎、南崎福一、道田駒吉

右決算は委員の審査により原案を認定することとなり、同時に事業報告等も承認し『昭和七年度經費歲入出決算』（歳入一、一三二、一三二圓三〇錢歳出經常部九六、六三二圓三〇錢同臨時部一五、五〇〇圓）職員退職給與基金豫算』（一、〇二六圓五三錢）其他規約改正案等を附議し宮本雄一郎氏の動議により議長指名左記十一名の委員に附託して調査す。

宮本雄一郎（委員長）田邊貢、樺葉幸藏、加藤彌太郎、中川幾太郎、山澤兵一郎、樋渡次右衛門、友近彌平、森秀一、山田實太郎、長政次郎

右の委員は豫算の外規約改正等諸案の審査をなし、規約中多少字句の修正を施し本會議に報告決定した。

◇規約改正案（別項規約變遷中に蒐録）

經費分擔金賦課金徴收規程改正ノ件

第四條中ニ正味重量ニヨリ二貫匁迄ヲ以下一貫匁五厘ト

シ以上二貫匁迄ヲ増ス毎ニ金一錢五厘ノ割合ヲ以テ荷票ヲ發行シテ之ヲ徴收ス」ヲ「金一錢トシ以上一貫匁迄ヲ増ス毎ニ金五厘ノ割合ヲ以テ荷票ヲ發行シテ之ヲ徴收ス」ニ改ム

第五條ヲ左ノ如ク改正スルモノトス

第五條 前條ニヨリ荷票ハ左ノ五種トシ製茶荷物一個ノ正味重量ニヨリ荷票料金ニ該當スルモノヲ貼用スヘシ

- 荷票種類
  - 第一種 一枚ニ付（二貫匁迄） 金 一 錢
  - 第二種 同 （三貫匁迄） 金 一 錢 五 厘
  - 第三種 同 （八貫匁迄） 金 四 錢
  - 第四種 同 （十二貫匁迄） 金 六 錢
  - 第五種 同 （十六貫匁迄） 金 八 錢
- 第六條中『正味重量ニヨリ十封度迄ヲ以下一貫匁トシ以上十封度迄ヲ増ス毎ニ金四錢ノ割合ヲ以テ荷票ヲ發行シテ之ヲ徴收ス』ヲ『金三錢五厘トシ以上五封度迄ヲ増ス毎ニ金一錢五厘五毛ノ割合ヲ以テ荷票ヲ發行シテ之ヲ徴收ス』ニ改ム
- 第七條ヲ左ノ如ク改正スルモノトス
- 第七條 前條ニヨリ荷票ハ左ノ五種トシ製茶荷物一個ノ正味重量ニヨリ荷票料金ニ該當スルモノヲ貼用スヘシ
- 荷票種類
- 第一種 一枚ニ付（十封度迄） 金 三 錢 五 厘
  - 第二種 同 （十五封度迄） 金 五 錢 二 厘 五 毛

第三種 同 （四十封度迄） 金 十 四 錢

第四種 同 （七十封度迄） 金 二 十 四 錢 五 厘

第五種 同 （八十封度迄） 金 二 十 八 錢

備考 第五條及第七條末尾ノ別表ハ之ヲ削除ス

附則 本規程ハ昭和七年四月一日ヨリ施行ス

旅費規定改正ノ件

旅費規程別表船賃ノ欄中第一、二行ノ『二等』トアルヲ『一等』トシ第三、四行ノ『三等』トアルヲ『二等』ト改ム。

附則 本規程ハ昭和七年四月一日ヨリ施行ス

次で全國茶業記念日設定の件については三橋理事の説明ありて満場異議なく決定した。その内容は左の如くである。

全國茶業記念日設定ノ件

六月二日及十月一日ヲ以テ全國茶業記念日トス

（設定ノ經過） 全國茶業記念日ヲ設定シ之ニヨリテ製茶需用ノ増加ヲ圖ル事ハ從來各所ニ開催セラレタル會頭會議及技術員會等ニ於テ屢々主唱セラレ特ニ昭和六年十一月二十三日京都府茶業組合聯合會議所ニ於テ開催セラレタル本所主催第十回全國會頭會議ニ於テ年二回ノ茶業記念日ヲ設定シ其適當ナル時日ヲ本所ニ於テ選定スベキコトヲ決議セリ

（時日決定ノ理由）

第一、六月二日 我々製茶製造ノ最重要期節タル一番茶ハ全



國各産地何レモ五月中ニ終了スルヲ以テ一番茶終了直後ノ六月初ニ茶業記念日ヲ設クルコトハ妥當ナリト認ム

六月二日ハ安政六年横濱開港ノ日ナリ我々茶ノ輸出ハ横濱開港ノ一時期トシテ大ニ發達シ我國最重要輸出品ノ一トナリ我國ノ製茶産額モ一大躍進ヲナシ其影響ヲ受ケテ内地ノ消費量モ亦大ニ増加セルヲ以テ全國茶業記念日トシテ此日ヲ採用セントス

第二、十月一日 製造後貯蔵セル綠茶ハ秋季ニ入りテ其眞風味ヲ發揮シ其消費量モ之ヨリ大ニ増加セントスルヲ以テ茶業記念日トシテ九月末乃至十月初ノ適當ナル日ヲ選定スルコトハ極メテ適當ナリトス

十月一日ハ絶世ノ英傑豊太閤ガ天正十五年京都北野ニ於テ從前ノ型ヲ破リ國籍ヲ超越シテ貴賤貴富ヲ別タザル空前ノ大衆的大茶會ヲ催シ我々茶道ノ爲大氣燭ヲ吐キタルノ日ナリ將來我々製茶需用ノ大増加ヲ圖ラントセバ積極的發展策ヲ講ゼザル可ラズ故ニ茶業記念日ヲ設定スルニ當リテ此ノ日ヲ記念スルコトハ極メテ有意義ナリトス

(備考) 横濱開港ノ六月二日及豊太閤北野茶會ノ十月一日ハ共ニ大陰曆ナルモ記念ノ爲メニハ太陽曆ニ據ル同日ヲ用ヒテ差支ナカルベシ

右終つて評議員一名の補缺選舉は宮本雄一郎氏の勸議により議長の指名にて第一候補榊葉幸藏、第二候補市村高

彦の兩氏と決定、左記三種の陳情申請の件は宮本雄一郎氏の緊急勸議によりて本會の決議を以て提出することとし陳情委員として伊藤悌藏、尾崎元次郎、山口忠五郎、溝田文吉、粟谷喜八の五氏に加ふるに議長を以てすることに決定した。

國立茶業試驗場擴張ニ關スル陳情書

竊ニ前内閣ニ於テ國立茶業試驗場廢止ノ事ニ御決定相成候處今般同場廢止ヲ中止セラレタル趣拜承仕全國茶業者一同愁眉ヲ開キ候へ共我國茶業ノ大發展ヲ圖ルベキ重要時機ニ於テ同場現在ノ規模ハ甚ダ不満足ニ被存候此際大ニ同場ヲ擴張セラレ他ノ重要事項ト共ニ我々茶業ノ現狀ニ鑑ミ特ニ別記事項ノ研究ヲ行ヒ我々茶業ノ基礎ヲ確立シ農家有利ノ産業ヲ助長シ内ハ國民的飲料トシテ將來益々増加セントスル需用ニ應ズルト共ニ外ハ輸出ノ増進ヲ圖ラレムコトハ全國茶業者ノ懇望スル處ニ有之候間特別ノ御詮議ニヨリ之ガ實現ヲ期セラレ度第五十六回茶業組合中央會議ノ決議ヲ以テ此段陳情仕候也

- 昭和七年二月二十九日茶業組合中央會議所會頭中村圓一郎  
内閣總理大臣 犬 養 毅殿  
大藏大臣 高 橋 是 清殿  
農林大臣 山本 梯二郎殿

(一) 海外新販路向製茶ニ對スル適切ナル研究。 我ガ製茶

ノ露西亞、モロツコ、中央亞細亞、其他ニ對スル新販路ハ將來大ニ有望ナリ然レモ其方面ニ輸出スル所製茶ハ從來ノ製茶トハ著シク其ノ製法ヲ異ニシ研究ヲ要スル處尠カラズ又是ヲ我内地ノ嗜好ニモ適セシメ内外ノ需用ヲ共通ナラシムルコトハ我國茶業ノ發展、輸出増進上極メテ必要ノ事ナリトス

(二) 製茶機械ニ關スル研究。 現在ノ製茶機械ニ關シ改善ヲ要スルモノ尠カラズト雖モ特ニゲリ茶製造機械ノ理想的改造ノ研究ニ至ツテハ前項方針ノ達成ト相俟ツテ焦眉ノ急務ナリト信ズ

(三) 紅茶ニ關スル徹底的的研究。 我國ニ於ル紅茶製造ハ從來全然失敗ヲ繰返シ來レモ近時漸ク曙光ヲ認ムルニ至リタルヲ以テ此際相當大規模ナル施設ノ下ニ徹底的的研究ヲ進メ國産紅茶製造ノ基礎確立ヲ期スル要アリトス

(四) 茶樹品種改善ノ研究。 茶業ノ盛衰ハ茶樹品種ノ良否ニ關スルコト極メテ大ニシテ嘗テ全盛ヲ極メタル支那茶ガ漸次衰頹シ印度、錫蘭、爪哇等ノ茶業ガ益々勃興スルニ至レルハ主トシテ茶樹品種ノ改良ニ起因ス而シテ近時品種改善ノ科學的研究モ亦大ニ見ルベキモノアルニ至レルヲ以テ特ニ此ノ事項ニ對シ一大努力ヲ爲スノ要アリトス

(五) 茶樹ノ病蟲害ニ關スル研究。 茶樹ノ病蟲害ハ常ニ我ガ産茶業者ノ最モ苦痛トスル所ニシテ茶業ノ盛衰ニ重大ナル關係アリ然レモ之ガ驅除豫防ノ研究機關ノ缺如セルハ甚ダ

遺憾トスル所ナルヲ以テ此際適當ナル施設ヲ行ヒ充分研究ヲナスノ要アリ

(六) ヴイタミンニ關スル研究。 理化學研究所ハ我ガ綠茶中ニヴイタミンCヲ多量ニ含有スルコトヲ發見シ壞血病ニ特效アルキヲ發表セリ然ルニ其後同所ニ於テハ其主任者ヲ喪ヒ止ムナク之ガ研究ヲ中止シタルモ我々製茶ノ販路擴張上尙ホ該研究ヲ繼續シ歐洲北河等壞血病多キ地方ニ新販路開拓ヲ圖ルコトモ亦極メテ有意義ナリトス

製茶輸出補償擴張ニ關スル陳情

昭和五年ヨリ實施致サレ居候輸出補償制度ト相俟テ本邦製茶ノソ聯邦及北部阿弗利加等新販路地ヘノ進出モ順調ニ進展致シ居リ最近ニ於テハ近東方面殊ニアフガニスダン地方ノ製茶事情調査研究モ略々成リタルヲ以テ此等新販路地ニ對スル製茶ノ輸出ハ從前ニ比シ果進スル見込充分有之候而シテ對ソ製茶貿易ノ増進並ニ新市場ニ對スル輸出實現ノ促進ハ輸出補償法ノ適用ニ俟フコト甚ダ多ク殊ニソ聯邦ハ其國情一般ト異リ代金決済期間モ年々延長ヲ希望シ居ル事情ニ有之從ツテ對ソ貿易ノ消長ハ補償額ノ多寡、運用如何ニ係ルト謂フモ過言ナラザル現狀ニ御座候故ニ政府ニ於テモ本邦品輸出増進ノ爲メ輸出補償制度ヲ擴張シ金額ヲ増加スルト同時ニ當業者ノ最モ熱望致居候補償料金ヲ可及的低減シ且製茶ニ振當テララル、補償額ヲ増加シ以テ對ソ並ニ新市場ニ對スル製茶貿易ヲ助長セラレ度第五十六回茶業組合中央會議ノ決議ヲ以テ此段及



陳情被也

昭和七年二月二十九日茶業組合中央會議所會頭中村圓一郎  
内閣總理大臣 犬養 毅 大藏大臣 高橋是清殿  
農林大臣 山本佛二郎殿 商工大臣 前田米藏殿

茶業組合役員及議員ノ任期三箇年ヲ

四箇年ニ改正方申請ノ件

從來茶業組合役員及議員任期ノ條農商務省令第二十四條及第  
三十一條ニ三箇年ト制定セラレ居候故之ニ基キ實行シ來リ候  
處右三箇年ニテハ各種事業遂行上短期ニ過キ不便難カラズ候  
ニ付既ニ實行シテ、有之候他ノ公共團體ニ於ル役員其他ノ任  
期ノ如ク同様四箇年ニ延長御改正相成度第五十六回中央會議  
ノ決議ヲ以テ此段申請仕候也

昭和七年二月二十九日茶業組合中央會議所會頭中村圓一郎  
農林大臣 山本佛二郎殿

### 第五十七回定時會

(昭和八年二月一日召集二)  
(日終了大手町中央會議所)

尾崎議長開議を宣し、中村會頭の挨拶あり、參與員とし  
て加藤參事、竹下検査監督員を通告、議事録署名人に宮  
本雄一郎、池田万藏兩氏を指名し、大臣告辭(石黒次官  
代讀)ありて議事に入り「昭和六年度經費歳入出決算」  
(歳入一七五、一五七圓八八錢歳出經常部七九、五一圓

七〇錢同臨時部四七、九二二圓六八錢差引剩餘金四七、七  
二三圓五〇錢)を附議し當局の説明あり宮本雄一郎氏の  
動議により議長指名の左記委員に附託す。

池田万藏(委員長) 加藤彌太郎、志田徳治、關良助、堤米次  
山中一郎、道田駒吉

委員は審査の結果原案を認定するに決定、他の業務報告  
及財産目録等と共に之を認定し、評議員會の代決事項で  
ある七年度追加豫算二萬圓(海外新販路擴張費補助とし  
て農林省より交付あり、北阿近東地方への宣傳事業費に  
振向ける)及び旅費規程の小改正を附議異議なく承認に  
決し、「昭和八年度經費歳入出豫算」(歳入一、一八、一三  
一圓三〇錢歳出經常部一、二二、六三二圓三〇錢同臨時部  
五、五〇〇圓)及「職員退職給與基金豫算」(一、〇一五  
圓六五錢)その他規約改正の件等を附議し、三橋理事の  
説明あり質疑應答の後、宮本雄一郎氏の動議により議長  
指名左記十一名の委員に附託す。

山口忠五郎(委員長) 岡本英太郎、佐藤寛次、藤田政治郎、  
桑原善助、宮本雄一郎、市村高彦、山澤兵一郎、樋渡次右衛  
門、山田實太郎、長政次郎

右委員は慎重調査の結果、豫算は原案を認め、規約は多  
少の修正をなしたる旨山口委員長より報告してこれに決

した。

◇規約改正案 (別項規約變更中ニ見録)

次に會頭以下の役員改選に移り宮本雄一郎氏の動議によ  
り議長を加へたる左記委員に附託して詮衡することとな  
つた。

岡本英太郎(委員長) 尾崎元次郎(議長) 加藤彌太郎、中川  
幾太郎、宮本雄一郎、山口忠五郎、樋渡次右衛門、田中林藏  
委員詮衡の結果左記の如く決定、本會議に報告して異議  
なくこれに決す。

△會頭中村圓一郎(第二候補田中文吉) △副會頭栗谷喜八  
(第二候補長政次郎) △理事三橋四郎次(第二候補宮本雄  
一郎) △評議員松葉幸藏、桑原善助、池田万藏、尾崎元次  
郎、山口忠五郎、野呂興之助、樋渡次右衛門(第二候補山  
道樹、中川幾太郎、市村高彦、鈴木榮藏、杉山彦三郎、藤田  
政次郎、堤米次)

右選舉を終り、宮本雄一郎氏より輸出補償法改正並に製  
茶滿洲國輸出振興に關する左記請願書案を附議して宮本  
氏の説明ありこれを可決した。

請 願 書

輸出補償法並ニ同施行規則改正ノ件

輸出貿易ノ振興ヲ圖ルハ國家經濟上緊要ナル事項ニシテ昭和  
五年法律第六號輸出補償法ハ之ヲ實現ニ資スル方策ニシテ施

茶業組合中央會議

行以來該法ノ適用ニヨリ指定區域ヘノ輸出貨物賣價シテ増加セ  
リト雖モ補償限度ノ割合低率ナルト補償料高率ノ爲メ實施ノ  
趣旨ニ副ハザルノ憾ナシトモ依ツテ政府ハ輸出補償法第一  
條中「百分ノ七十」ヲ「百分ノ八十」ニ第五條二號中「百分  
ノ六十」ヲ「百分ノ七十」ニ改正方ヲ今期六十四回帝國議會  
ニ提案シ本年四月一日ヨリ之ヲ實施スルト同時ニ補償料ノ計  
算ハ手形額面金額ニ依ラズ補償金額ヲ基準トシテ納入スヘキ  
様昭和五年省令第七號輸出補償法施行規則ニ改正被成下度茶  
業組合中央會議ノ決議ヲ以テ此段請願候也

昭和八年二月三日 茶業組合中央會議所會頭 中村圓一郎  
内閣總理大臣 齋藤 實殿 大藏大臣 高橋是清殿  
農林大臣 後藤文夫殿 商工大臣 中島久吉殿

請 願 書

製茶滿洲國輸出振興ニ關スル件

滿洲國ニ於テ消費セラル、製茶ハ最近ノ調査ニ依レバ其數量  
年額實ニ一千萬斤以上ニシテ殆ト支那茶ヲ飲用シ日本茶ノ輸  
入セルモノ極メテ僅少ナルノ狀態ナリ滿洲國ト我國トノ親善  
ハ日々愈厚ク貿易モ亦逐次進展セントスルノ狀勢ニアルハ日  
滿兩國ノ將來定ニ慶賀ニ堪ヘザル所ナリ此時ニ際シ我當業者  
ハ日本茶輸出貿易ノ開始ヲ企圖セシメ滿洲國稅關ハ我輸出茶  
インボイス面ニ記載セル價格ヲ無視シテ高價ニ之ガ査定ヲ行  
ヒ高率ナル從價稅ヲ課シ日本茶ノ輸入ヲ拒絶セムトスルノ態  
度ナルハ獨リ日本茶ノ輸出貿易ニ對シ頗ル遺憾トスルノミナ

〔六七五〕



ラズ他ノ輸出品モ亦同様ノ課税ヲ受ケルモノアルベク斯クテ  
ハ日滿貿易ノ前途實ニ憂慮ニ堪ヘザルモノアリ依ツテ政府ハ  
速カニ其實情ヲ調査シ適當ノ交渉ヲ遂ゲ日本茶ノ滿洲國輸出  
貿易ノ振興ヲ期セラレ度茶業組合中央會議ノ決議ヲ以テ此段  
請願候也

昭和八年二月三日 茶業組合中央會議所會頭 中村圓一郎  
内閣總理大臣 齋藤 實殿 外務大臣 内田康哉殿  
大藏大臣 高橋是清殿 農林大臣 後藤文夫殿  
商工大臣 中島久萬吉殿 拓務大臣 永井柳太郎殿  
駐滿洲國全權大使 武藤信義殿

第五十八回定時會

(昭和九年一月三十日召集三)  
(十一日終了農林省會議室)

尾崎議長開會を宣し、參與員及書記を議場に通告し、岡  
山縣選出議員春名武雄氏を紹介す。中村會頭挨拶の後、  
議長は議事録署名人に宮本雄一郎、池田万藏兩氏を指名  
して議事に移る、『昭和七年度経費歳入出決算』(歳入  
二〇一、五七一圓六八錢歳出經常部一、一、四五四圓八八  
錢同臨時部一五、一三九圓三〇錢差引剩餘金七三、九七七  
圓五〇錢)を附議し宮本雄一郎氏の動議により議長指名  
左記七名の調査委員に附託す。  
山田實太郎(委員長) 池田万藏、山澤兵一郎、關良介、堤米

次、長政次郎、道田駒吉

右委員審査の結果、他の各報告と共に原案を認定し、次  
で評議員會代決による左記各案を宮本氏の動議で承認す  
ることに決定した。

昭和八年度追加更正歳算 農林省ノ海外新販路擴張八年度奨  
助金二萬圓トシカゴ博參加ノ爲メ三井合名會社ノ寄附金二萬  
圓、三菱合名會社寄附金五千圓合計四萬五千圓ヲ以テ新販路  
ノ擴張事業ヲ行フモノデ近東へ三萬圓、北河へ一萬三千七百  
五十圓ヲ振當テ人ヲ派シ特別ノ宣傳ヲ行フモノデアル、尙ホ  
シカゴ博ニ付別ニ四千圓ノ追加豫算ヲ計上シタ。

次で、『昭和九年度経費歳入出決算』(歳入一六〇、〇六  
一圓三〇錢歳出經常部一四二、五六一圓三〇錢同臨時部  
一七、五〇〇圓)及び『同年度職員退職給與基金豫算』  
(歳入出一、〇二四九五錢)その他規約並に規定の改正  
茶業組合創立五十周年記念事業に關する件を附議し二橋  
理事より詳細なる説明をなし、質問應答の後宮本雄一郎  
氏の動議により議長指名左記十一名の委員に附託して調  
査をなす。

山口忠五郎(委員長) 佐藤寛次、加藤彌太郎、中川幾太郎、  
宮本雄一郎、市村高彦、影山滋樹、山中一郎、田中林蔵、溝  
田文吉、南崎福一

委員會に於ては豫算の原案を認め規約並に規程の改正案  
は一二字句の修正を施して是認せることを委員長山口氏  
に代り宮本氏より報告して可決す。その案件左の如し。

◇規約改正案(別項規約變遷中ニ見録)

茶業組合中央會議所製茶検査施行細則改正ノ件

第七條 本所規約第十二條但書ニ依リ承認ヲ受ケムトスル者  
ハ茶業組合聯合會議所(聯合會議所ナキ府縣ニ在リテハ茶  
業組合)ヲ經テ本所會頭ニ申請スヘシ

滿洲國ニ輸出スル目的ヲ以テ製茶ヲ製造スルモノニ在リテ  
ハ様式第六號ニ依リ本所會頭ニ申請書ヲ提出スヘシ

第八條 本所會頭前條ノ申請ヲ受ケタル時ハ製茶検査職員ヲ  
シテ之カ検査又ハ審査ヲ爲サシメ其認否ヲ決スルモノトス  
茶素原料ニ供スルモノニ在リテハ該製茶カ再ヒ他ノ製茶ニ  
混入ノ憂ナキ様適宜ノ措置ヲ執ルニ非レハ承認セザルモノ  
トス

滿洲國ニ輸出スル目的ヲ以テ製造スル製茶ノ承認ニ關シテ  
ハ會頭必要ト認ムルトキハ其製造又ハ輸出ニ付條件ヲ附ス  
ルコトアルヘシ

第九條 茶素原料トシテ承認ヲ受ケタル製茶又ハ滿洲國ニ輸  
出スル目的ヲ以テ其製造ノ承認ヲ受ケ製造マナシタル製茶  
ニ付キテハ荷物一個毎ニ其承認ヲ爲シタル旨ノ證書ヲ附シ  
該製茶ノ検査ヲ爲シタル製茶検査職員記名捺印スルモノト

茶業組合中央會議

(六七七)

ス

附則 本細則ハ昭和九年四月一日ヨリ施行ス

(様式略)

茶業組合創立五十周年記念事業ニ關スル件

一、本所創立五十周年ヲ記念セムカ爲メ左記事業ヲ行ハ  
ムトス

(イ) 茶業功勞者表彰及慰靈 (ロ) 製茶品評會  
(ハ) 記念圖書ノ編纂

右方法ニ付テハ評議員會ニ付議シテ決定スルモノトス  
右各案の外、左記の如く各建議案の提出あり、保留又は  
可決となりそれ〴〵これを處理した。

審茶ノ標準茶設定ニ關スル建議書(研究題目トシ  
我國製茶ノ品質ヲ改善シ内外市場ニ於ル廉價ヲ向上セシムル  
爲從來設ケラレタル標準茶ヲ引上ケテ其品位ヲ高クシ新タニ  
審茶ノ標準茶ヲ設ケテ取締マラレ度此段建議書提出候也

昭和九年一月三十一日

提出者 宮本雄一郎 △賛成者 山口忠五郎、椿葉幸藏  
志田徳治、大石仙作、尾崎元次郎、影山滋樹、鈴木繁藏  
杉山彦三郎、山田實太郎、原崎源作

下級列落シ晚茶ノ製造禁止ニ關スル建議書

茶業組合中央會議ノ決議ヲ以テ下級列落シ晚茶ノ製造禁止ヲ

(前同斷)



爲ス様適當ナル方法ヲ講セラレム事ヲ主務者ニ稟請セラレ度  
右建議ス

(理由) 近年著シク品質低下セル下等茶ノ生産量賣買増加  
セル爲メ業界ヲ悲況ニ陥レツ、アルハ一般ノ認ムル所ナリ加  
之ヲ爲メニ一般消費者ノ喫茶嗜好ヲ逐年減退セシメツ、ア  
ルハ茶葉將來ノ爲害ニ衷心ニ堪ヘス今ニシテ製茶品質ノ向上  
ヲ圖ルハ最モ急務ト認メラル、ヲ以テ先ツ最下級茶ノ製造禁  
止ヲ行フヲ適當ト認メ本書ヲ提出スル所以ナリ

昭和九年一月三十一日

提出者 鈴木繁藏、杉山彦三郎、山田實太郎、大石仙作  
△賛成者 山澤兵一郎、桑原善助、七條七之助、加藤彌  
太郎、中川茂太郎、岡部源一、長政次郎、影山滋樹

日本商品陳列館設置ニ關スル建議書

一、北アフリカ、モロツコ國カサブランカ市及アルゼリア國  
アルヂヤ市ニ日本商品陳列館設置ノ件

右ノ件ニ件左記請願書ヲ政府ニ提出致度建議案提出候也

昭和九年一月三十日

△提出者 宮本雄一郎 △賛成者 山口忠五郎、大石仙  
作、杉山彦三郎、鈴木繁藏、七條七之助、志田徳治、山  
田實太郎、影山滋樹、原崎源作、樺葉幸藏

請願書

北アフリカ、モロツコ國カサブランカ市及アルゼリア國アル  
ヂヤ市ニ日本商品陳列館設置ノ件

昭和九年一月三十一日

△提出者 宮本雄一郎 △賛成者 山口忠五郎、大石仙  
作、杉山彦三郎、鈴木繁藏、七條七之助、志田徳治、山  
田實太郎、影山滋樹、樺葉幸藏、原崎源作

右各建議の外、宮本雄一郎氏の動議により、本所のシカ  
ゴ萬國博覽會参加につきその賛助者及關係者に對する感  
謝、慰勞に關する件は適當なる方法を講ぜらるゝやう會  
頭の裁量に一任することに決定散會した。

第五十九回臨時會

(昭和九年六月二十二日開會農林省會議室)

正副議長の選舉並に規約規程の改正案を附議する爲め開  
會。中村會頭座長となり、假議長に原崎源作氏を指名し  
て議長選舉に入り、宮本雄一郎氏の動議にて、議長を假  
議長の推薦に、副議長を議長の指名推薦にて決すること  
ゝなり左の如く満場一致決定す。

△議長 尾崎元次郎 △副議長 樺葉次右衛門

かくて尾崎議長は議事録署名人に宮本雄一郎、池田万藏  
兩氏を指名して議事に移り「九年度追加豫算」(販路擴  
張費四萬五千圓、臨時會費三千圓、検査費六千圓合計五  
萬四千圓)を附議して即決可決、次に規約、規程等の改  
正は宮本雄一郎氏の動議により、議長指名左記九名の委

茶業組合中央會議

北アフリカ、モロツコ國及アルゼリア國ハ何レモ佛蘭西ノ保  
護領ニシテ近時歐洲ノ文化ニ浴シ進展ノ狀況他ニ其比ヲ見ザ  
ル所ナリ、本邦トハ昭和三年頃ヨリ直接貿易開始セラレ其數  
量ハ未ダ僅少ナルモ將來本邦製品ノ進出可能性多ク、本邦品  
ノ一大消費地トシテ最モ有望ナルハ製茶、綿布、絹布其他一  
般雜貨ノ輸出ニ於テ其實績ヲ見ルヲ得ヘシ然ルニ現在右兩國  
ニ對シ本邦生産品ノ紹介販賣ニ關スル施設ナキハ頗ル遺憾ト  
スル所ナリ、今ヤ本邦各種物資ノ生産狀況ヲ考察スルニ海外  
ニ輸出貿易ノ發展ヲ企圖スルハ焦眉ノ急ニシテ其方策中本邦  
品ノ紹介ヲナスハ最モ効果的ナリト信ス

故ニ右兩市ニ日本商品陳列館ヲ設置シ本邦品ヲ陳列公衆ニ  
覽セシメテ是ヲ宣傳シ以テ販路ヲ擴張シ輸出貿易ノ振興ヲ期  
セラレ度此段請願候也

昭和九年二月 茶業組合中央會議所會頭 中村圓一郎

新販路開拓地ニ對スル輸出統制

確立ニ關スル建議書

新販路開拓地ニ對シ輸出統制ヲ確立スル件  
近時日本製茶ノ海外諸國ニ對シ新販路開拓セラレ漸次輸出數  
量ノ増加セムトスルハ斯業ノ前途實ニ慶賀措ク能ハサル所ナ  
リト雖モ將來價格ノ向上ト輸出ノ進展ヲ企圖スルノ方策ハ是  
カ統制ヲ確立スルニ在リト信ス

依テ是カ實現ニ關シ適當ノ施設ヲセラレムコトヲ望ム  
右建議案提出候也

員に附託調査の上左記の通り決定した。

山口忠五郎(委員長) 岡本英太郎、伊藤悌藏、田中林藏、市  
村高彦、桑原善助、樺葉次右衛門、宮本雄一郎、菅藤太郎

規約改正案 (別項規約改正變遷中ニ蒐録)

茶業組合中央會議所輸出茶審議會

規程中改正ノ件

第二條中「七名」ヲ「九名」ニ改ム

第五條 審議會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

一、本所規約第十五條ノ二ニ依リ輸出スル製茶ノ承認ニ關  
スル事項

二、本所規約第十五條ノ二ニ依リ輸出スル製茶ノ検査ニ關  
スル事項

三、本所規約第十五條ノ二ニ依リ輸出スル製茶ノ輸出者紹  
介ニ關スル事項

四、其他本所規約第十五條ノ二ニ依ル業務施行ニ關シ必要  
ナル事項

第六條第二項中「三名」ヲ「五名」ニ改ム

附則 本規程ハ昭和九年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス

茶業組合中央會議所規約第十五條ノ二ニ依ル

輸出茶審議規程中改正ノ件

第一條第一項中「第十五條ノ二」ヲ「第十五條ノ二第一項」  
ニ改ム

第二條第二項中「第十五條ノ二」ヲ「第十五條ノ二第二項」  
ニ改ム



第二條 會頭前條第一項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ遲滞ナク審議會ニ諮問シテ其ノ認可ヲ決定シ直ニ申請者ニ通知スルモノトス

第三條ヲ削リ第四條ヲ第三條ニ、第五條ヲ第四條ニ改ム

附則 本規程ハ昭和九年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス

茶業組合中央會議所製茶検査施行細則中  
改正ノ件

製茶検査施行細則」ヲ「検査施行細則」ニ改ム

第四條第二項 削除

第五條第一項中「第十五條ノ二ニ指定スル地方ニ輸出スル製茶ノ検査ハ」ヲ「第十五條ノ二第一項ニ依リ承認ヲ受ケテ輸出スル製茶ノ検査ハ前條ニ依ル検査ノ外」ニ改ム

第六條第一項中「本所規約第十五條ノ二ニ依リ」ヲ削リ

第七條第二項中「第六條」ヲ「第五條」ニ改ム

第十條第一項中「輸出又ハ移出製茶荷物ノ検査合格表示」ヲ「検査ニ合格シタル製茶荷物」ニ改ム

同條第二項中「第十五條ノ二第一項ノ承認ヲ受ケタル製茶ニシテ検査ニ合格シタルモノ」ニ改ム

第十三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

製茶検査所長、製茶取締員又ハ製茶検査員ニシテ規約違反ノ茶園又ハ製茶ヲ發見シ茶葉ノ摘採禁止又ハ製茶ノ差押ヲ爲サントスル時ハ耕作主、所有者又ハ保管者等ヲ立會セシ

メ之ヲ行フモノトス

第十三條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

茶葉ノ摘採禁止ハ其ノ茶園一ヶ所毎ニ摘採禁止ノ標識ヲ樹テ且ツ耕作主ヨリ始末書ヲ徴スルモノトス

附則 本則ハ昭和九年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第六十回定時會

(昭和十年一月三十一日召集)  
(二月一日終了農林省會議室)

茶業組合創立五十周年を記念すべき意義ある各種行事を兼ね第六十回定時會は例年の如く農林省會議室に開かる尾崎議長の開會宣言ありて中村會頭五十周年に關する挨拶をなし、副議長及び評議員の補缺選舉に入り宮本雄一郎氏の議長指名動議により尾崎議長は詮衡の上第二日の會議席上左の如く指名す。

△副議長 市村高彦 △評議員 堤米次 (第二候補 南崎福一)

參與員は加藤參事、竹下取締員、書記は石原氏を通告し議員の異動は田中定助氏辭職、橋本要松氏(京都)選任、樋渡次右衛門氏死亡、鯉坂貞盛氏(鹿兒島)選任、春名武雄氏辭職、淺尾富太郎氏(岡山)選任の件を報告、議事録署名人には宮本雄一郎、池田万藏の兩氏を指名して議事に入る、『昭和八年度經費歳入出決算』(歳入二七六、二八〇圓一、八錢歳出經常部一六一、一七二圓四九錢

同臨時部五、〇七九圓五二錢差引剩餘金一一〇、〇二八圓一五錢)及九年度業務報告を附議し、宮本雄一郎氏の動議により議長指名左記七名の委員に附託して調査す。

野野間八郎(委員長) 關良介、橋本要松、吉田彌吉、楠本忠太郎、菅藤太郎、西出長五郎

委員審査の結果原案認定に決し、次に『昭和十年度經費歳入出決算』(歳入二〇三、八一圓三〇錢歳出經常部一九八、三一圓三〇錢同臨時部五、五〇〇圓)及『同年度職員退職給與基金豫算』(一、〇四六圓〇三錢)その他規約規程改正の件を附議し、當局の説明、議員の質問あり宮本雄一郎氏の動議により議長指名左記十一名の委員に附託す。

山口忠五郎(委員長) 岡本英太郎、佐藤寛次、長政次郎、加藤彌太郎、市村高彦、南崎福一、宮本雄一郎、池田万藏、山澤兵一郎、木村松次郎

委員に於て調査の結果、旅費規程一部修正の外何れも原案を認め、第二日の會議に報告可決となる。通過せる諸議案左の如し。

◇規約改正案 (別項規約變遷中ニ蒐録)

茶業組合中央會議所旅費規程改正  
本所旅費規程別表ヲ左ノ如ク改正ス

名 稱

職 責

議長 特別議員 壹等貸金相當額

役員 委員 同

參事、出張所長、検査所長、技師 二等貸金相當額

書記、取締員、技手、検査員 同

附則 本規程ハ昭和十年四月一日ヨリ施行ス

國立茶業試驗場擴張ニ關スル請願書提出建議

(宮本雄一郎氏提出、山口忠五郎氏外九名賛成ノ左記請願書)

國立茶業試驗場擴張ニ關スル請願書 本邦ノ製茶ハ從來是ヲ織茶トシテ内外ノ需要ニ應ジ來レリ。然レドモ織茶ノ需要ハ限定セラレテ販路擴張ニ努ムルモ今後多クノ輸出増加ヲ期待スル能ハズ、是ニ反シテ紅茶ハ世界何レノ國モ是レヲ需要スルガ故ニ其數量ハ織茶ノ十餘倍ニ上ル。サレバ今本邦ノ茶ヲ織茶ノ外紅茶ニ製スレバ其ノ販路頗ル廣ク價格亦高クシテ獨リ茶業者ヲ利益スルニ止ラズ貿易ヲ増進シテ國富ニ貢獻スル所尠ナカラザルモ織茶ノ不釀製茶ナルニ對シ紅茶ハ釀製茶ナルヲ以テ茶樹ノ品種ヨリ栽培製造ニ亙リテ全く其趣キヲ異ニスル爲茶業者ガ試製ニ努ムルモ未ダ品質優良ノモノヲ產出スルヲ得ズ、更ニ滿洲國ニ於テ需要スル製茶ハ年額貳千萬斤以付シタルモノナレバ是亦我方茶業者ノ着手シ得ザルガ故ニ今輸支那茶ノ占有ヲ傍觀スルノ外ナキ現狀ニアリ。故ニ國立茶



業試驗場ヲ擴張シテ從來ノ綠茶ノ外ニ紅茶及滿洲向製茶ニ對スル品種栽培製造ノ試驗研究ヲ爲シ以テ製茶貿易ノ進展ヲ企

圖セラレシコトヲ請願仕リ候也

昭和十年二月 日 茶業組合中央會議所會議 中村圓一郎

## 第二 規約制定及改正の變遷

茶業組合中央會議所規約は、大正二年に於て根本的改正を行ひたる以來、年々其必要に應じて部分的改正を行ひ、越えて大正十三年度に於て、時代に即せる規約の整備を必要とし、同年定時會に提出して全文に亘り大改正を行ひ、爾後組織、取締、販路擴張等の時勢的變遷に應じ、其都度改正を行ひ今日に及んで居るが、右改正の年次の變遷を追録すれば左の如くである。

### 茶業組合中央會議所規約 (大正三年現在)

#### 第一章 總 則

- 第一條 本所ハ製茶外國貿易ノ發展ヲ圖ルノ目的ヲ以テ左ノ事業ヲ執行ス
- 一、海外ニ於ケル製茶販路擴張ノ手段方法
- 二、製茶ノ改良方法
- 三、聯合會議所及聯合會議所ナキ府縣ニ於ケル茶業組合ノ氣脈ノ聯通
- 四、製茶ノ検査
- 五、外國ニ於ケル製茶ノ需用供給ニ關スル調査
- 六、茶業ニ關スル統計年報、月報其ノ他ノ刊行物ノ編纂及配布

#### 七、其他必要ナル業務

- 第二條 本所ハ東京市京橋區宗十郎町十番地ニ事務所ヲ設ケテ之ヲ設置ス
- 第三條 本所ノ事業年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第四條 本規約ハ中央會議ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ同意アルニ非ラサレハ之ヲ改廢スルコトヲ得ス
- 第二章 販路擴張方法
- 第五條 本所ハ海外樞要ノ地ニ出張所ヲ置キ又ハ委員ヲ派スル等ノ方法ニ依リテ第一條第一號及第四號ノ事業ヲ行フモノトス
- 第六條 本所ハ海外販路擴張ノ爲メ新聞雜誌ノ廣告及見本茶ノ

配布ヲ爲スコトアルヘシ

第七條 本所ハ海外ニアル喫茶店其ノ他販路擴張ノ機關タルヘキ者ハ臨時補助金ヲ交附スルコトアルヘシ

#### 第三章 氣脈聯通方法

- 第八條 聯合會議所及聯合會議所ナキ府縣ニ於ケル茶業組合ハ毎年其ノ区域内ニ於ケル左ノ各號ノ事項ヲ調査シ之ヲ本所ニ報告スヘシ
  - 一、五月三十一日現在茶業組合員々數及茶樹作付反別
  - 二、全年ニ於ケル製茶種類別生産數量及價格
  - 三、全年中本邦内地人ノ外國商館ニ賣込ミタル製茶ノ種類別斤量個數及價格
  - 四、全年中本邦内地人ノ外國ニ輸出シタル製茶ノ種類別輸出別別英斤量個數及價格
  - 五、五月中六月中及七月中ニ於ケル製茶取引ノ狀況
  - 六、其聯合會議所又ハ茶業組合ニ於ケル翌年度分經費豫算及前年度分事業成績
  - 七、聯合會議所、聯合會議所ノ区域内ニ於ケル各茶業組合及聯合會議所ナキ府縣ノ茶業組合ニ於ケル規約ノ改廢並規約ニ違反シタル者ニ對スル處分及紛議仲裁ノ事實ノ要領
  - 八、其他茶業上重要ノ事項
- 前項第一號ハ七月三十一日、第二號乃至第四號ハ翌年一月三十一日、第五號ハ其ノ各月ヲ經過シタル後三十日、第六號並第七號中規約改廢ノ事實ノ要領ハ地方長官ノ認可ヲ受ケテ地方

茶業組合中央會議

長官ニ報告シタル後十五日第七號中規約ニ違反シタル者ニ對スル處分及紛議仲裁ノ事實ノ要領ハ其ノ事項ノ終了シタル後三十日ヲ以テ其ノ報告期限トス

#### 第四章 製茶取締及検査

- 第九條 茶業者ハ左ノ各號ニ該當スル製茶ヲ製造又ハ賣買スルコトヲ得ス但シ第五號ニ該當スル製茶ノ(明治四十四年農商務省令第二十號施行ノ際)現存スルモノニシテ人體ニ害ナキモノハ此限ニ在ラス
- 一、他ノ植物ノ葉ヲ製茶ニ擬製シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ
- 二、故ラニ土砂等ヲ混入シテ重量又ハ容量ヲ増加セシメタルモノ
- 三、潮入茶又ハ腐敗茶ニ加工シ若クハ加工セラル、モノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ
- 四、茶葉ニ粘質物又ハ着色料ヲ施用シテ製造シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ
- 五、製茶ニ物料ヲ施用シテ色澤ヲ附シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ
- 六、製茶ノ粉末ヲ「シン」ニ擬製シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ
- 七、火力ヲ用ヒシテ乾燥シタル綠茶又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ
- 八、磚茶ニシテ土砂ノ混入セルモノ又ハ壓搾不十分ナルモノ



九、含有水分量製茶總量ノ百分ノ六ヲ超エタルモノ  
 十、前記各號ニ類似ノモノ  
 第九條ノ二、茶業組合員ハ製茶ノ着色粉色等ニ供用セラルヘキ原料ヲ明治四十五年四月一日以後自己ノ店舗製造場又ハ製茶藏置所ニ存置スルコトヲ得ス  
 第十條 本所ハ中央會議ノ議決ヲ經テ必要ノ場所ニ製茶検査所ヲ設置ス  
 第十一條 臺灣樺太朝鮮以外ノ内國各地ヨリ製茶検査所キ在地ニ搬入スル製茶荷物ハ其荷造ヲ堅固ニシ一割毎ニ皆掛風袋斤量ヲ表記シ皆掛、風袋及正味斤量ヲ一口毎ニ合計記載シタル送狀ヲ添付スヘシ但シ臺入製茶荷物ハ一割毎ニ皆掛、風袋及正味斤量ヲ記載シタル送狀ヲ添付スヘシ  
 第十二條 製茶検査所ハ臺灣樺太朝鮮以外ノ内國各地ヨリ其ノ所在地ニ搬入シタル再製茶以外ノ製茶及外國ニ輸出セムトスル製茶ヲ検査シ毎月其ノ地ニ於ケル製茶ノ市況ヲ調査シテ之ヲ會頭ニ報告スヘシ但シ再製茶ナルコトヲ表示シタルモノニシテ再製茶ニ非ラサル疑アルモノ又ハ第九條ノ各號ニ該當スル疑アル再製茶ハ之ヲ検査スルコトアルヘシ  
 第十三條 製茶検査所ハ第九條ノ各號ニ該當スルモノヲ除ク外其ノ検査シタル製茶ニ對シ檢定證書ヲ交附ス製茶荷物ノ斤量及含有粉末ノ歩合ハ之ヲ檢定證書ニ記載スルコトアルヘシ  
 第十四條 製茶検査所長又ハ製茶取締員第九條ノ各號ニ該當スル製茶ヲ見出シタルトキハ之ヲ差押ヘ其ノ事實及事由ヲ記載

シタル書面ヲ會頭ニ其ノ荷主及所轄聯合會議所又ハ聯合會議所ナキ府縣ニ於ケル茶業組合ニ發スヘシ  
 荷主ニ於テ前項ノ差押ニ異議アルトキハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ異議ノ事由ヲ會頭ニ申出ツヘシ會頭ハ差押ヲ爲シタル製茶検査所長又ハ製茶取締員ニ異議ノ要領ヲ示シ更ニ其ノ意見ヲ徵シタル後相當ノ處分ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ會頭其ノ處分ノ要領ヲ荷主ノ屬スル聯合會議所又ハ聯合會議所ナキ府縣ニ於ケル茶業組合ニ通知スルモノトス  
 第十五條 製茶検査所長又ハ製茶取締員ハ聯合會議所若ハ茶業組合ノ定ムル荷票ヲ貼付セサル製茶荷物又ハ之ヲ再用シタル製茶荷物ヲ見出シタルトキハ之ヲ差押ヘ其ノ事實及事由ヲ記載シタル書面ヲ其ノ荷主及所轄聯合會議所又ハ聯合會議所ナキ府縣ニ於ケル茶業組合ニ發シ其ノ聯合會議所又ハ茶業組合ノ請求ニ依リ之ヲ處分ス但シ荷主若クハ其ノ代理人ニ於テ其ノ荷票ヲ貼付シ製茶検査所長又ハ製茶取締員ノ定ムル違約ニ對スル義務履行ノ保證金ヲ差出シタルトキハ其ノ差押ヲ解除スヘシ  
 製茶検査所長又ハ製茶取締員ハ前項ノ始末書ヲ作り遲滞ナク之ヲ會頭ニ報告スヘシ  
 第十六條 茶業組合聯合會議所及本所ノ役員製茶検査所長製茶検査員其ノ他製茶取締員ニ關スル職員ハ其ノ所轄區域内ニ於ケル茶業組合員ノ所有又ハ保管ニ係ル製茶ヲ隨時臨檢スルコトヲ得 但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證明スヘキ證書ヲ携

帶スヘシ  
 前項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ検査ニ要スル分量ニ限り無償ニテ製茶製茶又ハ製茶ノ着色粉若クハ粉飾ニ供用セラルヘキ原料等ヲ收去スルコトヲ得  
 茶業組合員ハ前二項ノ臨檢又ハ收去ヲ拒ムコトヲ得ス  
 前二條ノ規定ハ本所ノ役員製茶取締員ニ關スル職員カ第一項臨檢ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第十七條 製茶検査所ニ於ケル製茶ノ検査ハ荷物一口毎ニ左ノ割合ヲ以テ按檢査ヲ行フ但シ特別ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス  

十、個	未	滿	一	個
十個以上五十個未滿			二	個
五十個以上百個未滿			三	個
百個以上二百個未滿			四	個
二百個以上百個ヲ加フル毎ニ一個ヲ加フ				

 第十八條 製茶検査施行細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ會頭之ヲ定ム  
 第十九條 製茶検査所ハ其ノ保管スル製茶荷物ニ就キ損害ヲ生スルコトアルモノ其ノ賠償ノ責ニ任セス  
 第五章 役員及職員  
 第二十條 本所ニ左ノ役員ヲ置ク  
 一、會頭 一名 二、副會頭 一名 三、理事 一名  
 四、評議員 五名  
 役員ハ互ニ相兼ヌルコトヲ得ス

第二十一條 會頭ハ本所ヲ統轄シ且之ヲ代表シテ裁判上及裁判外ノ一切ノ行爲ヲ爲ス  
 副會頭ハ會頭ノ事務ヲ補佐シ會頭故障アルトキハ之ヲ代理ス理事ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ諸般ノ事務ヲ掌理シ會頭副會頭共ニ故障アルトキハ會頭ヲ代理ス  
 評議員ハ會頭ノ諮詢ニ應ジ及事務執行ノ狀況ヲ監査ス  
 第二十二條 本所ニ左ノ職員ヲ置ク  

一、出	張	所	長	一	名	
二、製茶	検査	所	長	若	千	名
三、製茶	取締	員	若	千	名	
四、書	記	若	千	名		
五、製茶	検査	員	若	千	名	
六、製茶	検査	所	書記	若	千	名

 前項ノ外中央會議ノ議決ヲ經テ必要ナル職員ヲ置クコトヲ得  
 第二十三條 製茶検査所長ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ所屬製茶検査所ノ事務ヲ處理ス  
 出張所長ハ會頭ノ指揮ヲ承ケテ茶況ヲ調査シ同縣内ニ於ケル本所聯合會議所及茶業組合ノ製茶検査事務ヲ監視シ並ニ同縣ノ内製茶検査所々々在地以外ノ地ニ於ケル本所經費ノ徵收ヲ監視シ若クハ之ニ從事ス  
 製茶取締員ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ一般ニ製茶ノ取締事務ニ從事ス  
 書記ハ會頭ノ指揮ヲ受ケ本所ノ庶務ニ從事ス



製茶検査員ハ會頭及製茶検査所長ノ指揮ヲ承ケ所屬製茶検査事務ニ從事ス

製茶検査所書記ハ會頭及製茶検査所長ノ指揮ヲ承ケ所屬製茶検査所ノ庶務ニ從事ス

第二十四條 職員ハ會頭之ヲ任免ス但シ出張所長製茶検査所長又ハ製茶取締員ノ任免ニ就テハ豫メ評議員ニ諮詢スルコトヲ要ス

第二十五條 役員及職員ニ對スル手當給料及旅費ノ支給額ハ會議ニ於テ之ヲ定ム

第六章 會 議

第二十六條 中央會議ハ定時會議臨時會ノ二種トス  
定時會ハ毎年一回一月之ヲ開ク但シ會頭ハ評議員會ノ議決ヲ經テ其ノ時期ヲ變更スルコトヲ得、臨時會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、會頭必要ト認メタルトキ  
二、評議員三名以上若ハ中央會議キ員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十七條 中央會議ハ會頭之ヲ招集ス少クモ十五日前書面ヲ以テ開會日時及場所ヲ各中央會議キ員ニ通知スルモノトス

第二十八條 中央會議ノ議長及副議長ノ任期ハ三箇年トス

第二十九條 中央會議議員ノ旅費及滞在手當ハ本所ニ於テ支辨シ會議ニ於テ其ノ支給額ヲ定ム

第七章 會 計

第三十條 會頭ハ中央會議ノ議決ヲ經テ毎事業年度ニ於ケル經費ノ收支豫算ヲ定ムヘシ

豫算ノ各款項ハ彼此流用スルコトヲ得ス  
緊急ノ事情ニ依リ豫算外ノ支出ヲ必要トスル場合ニ於テハ評議員ノ議決ヲ經テ之ヲ爲スコトヲ得但シ此場合ニ於テハ議決後直ニ之ヲ農商務大臣ニ報告シ且次ノ中央會議ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第三十一條 本所ハ分擔金及賦課金ヲ以テ其ノ經費ニ充ツ  
分擔金ハ臺灣樺太朝鮮以外ノ内國各地ヨリ製茶検査所々在在ニ輸入シタル製茶荷物及製茶検査所々在在以外ノ地ヨリ外國ニ輸出セントスル製茶荷物ニ賦課ス但シ製茶ノ種類ニ依リ中央會議ノ議決ヲ經テ本條賦課金ヲ徵收セサル事アルヘシ

分擔金徵收ノ標準及製茶荷物一個ニ對スル賦課金ニ付テハ磅茶ニ在リテハ正味百六十斤其ノ他ノモノニアリテハ百十斤ヲ超過スルトキハ二個分ヲ徵收ス

第三十二條 前條輸入製茶荷物ニ對スル賦課金ハ其ノ荷受人カ茶業組合員タル場合ニ於テハ荷受人然ラサル場合ニ於テハ荷主之ヲ納付スヘシ

第三十三條 分擔金ハ製茶ニ於テ納付ノ期日ヲ定ムルモノノ外毎年九月末日及三月末日ノ二回ニ之ヲ納付スヘシ但シ聯合會議所ニ於テ便宜其ノ区域内ニ於ケル組合ノ分擔金總額ニ當ル金額ノ負擔ヲ爲スコトヲ申出テ同一期日迄ニ各其ノ半期ノ分

合會議所又ハ本所ノ收入トス

第九章 雜 則

第三十八條 本所ハ中央會議ノ議決ヲ經テ製茶検査所々在在以外ノ地ニ於ケル聯合會議所茶業組合又ハ茶業組合規則第九條但書ニ依リ農商務大臣ノ認可ヲ經タル團體ニ製茶ノ検査及賦課金徵收ニ關スル事務ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ取扱ハシムルコトアルヘシ

規約更正ニ伴フ決議事項  
第九條ノ但書ハ明治四十五年六月三十日限り之ヲ削除ス  
分擔金ハ第三十三條但書ニ依リテ徵收スルヲ最モ便利トスルカ故ニ聯合會議所ノ規約中ニ左ノ主意ノ規定ヲ加フル事

第三條、本所ハ中央會議所規約第三十三條但書ノ規定ニ依リ組合ノ納入スヘキ中央會議所ノ分擔金ヲ代納ス  
前項ノ代納金ハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵收ス

大正四年度改正 二月八日農商務省會議室に開催の第卅六回定時會に於て、左の如く規約の一部改正を決議、三月四日農商務省の認可を受く。

規約改正・修正事項  
第九條第二號中「故ラニ」ヲ削ル  
第九條ノ二ヲ第十條ニ改メ現行第十條乃至第十二條ヲ順次繰下  
現行第十一條ヲ左ノ通改ム

擔金額ニ當ル金額ヲ提供シテ之ニ代フルコトヲ得

第三十四條 賦課金ハ其ノ地ニ於ケル製茶検査所ヲシテ之ヲ徵收セシメ製茶ニ於テ納付ノ期日ヲ定ムルモノノ外毎月一日ヨリ十五日迄ノ輸入製茶荷物ニ對スル分ハ其ノ月二十日限十六日ヨリ月末迄ノ輸入製茶荷物ニ對スル分ハ翌月五日限之ヲ納付スヘシ

第三十五條 製茶検査所々在在ニ於テ検査ヲ受ケタル製茶ヲ検査後二十日以内ニ臺灣樺太朝鮮以外ノ内國各地ニ轉送スルトキハ製茶検査所ハ前條條ニ依リテ其ノ荷物ニ賦課徵收シタル金額ノ三分ノ一ヲ徵收ス但シ計算上錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキハ四捨五入ヲ以テ錢位ニ止ム

第三十六條 經費決算書及事業成績書ハ次年度ニ於テ中央會議ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第八章 罰 則

第三十七條 第九條、第九條ノ二又ハ第十六條第三項ノ規定ニ違反シタル者アルトキハ本所若ハ所屬聯合會議所會頭又ハ所屬茶業組合ノ組長ハ二十圓以上千圓以下違約金ヲ徵收シ其ノ違反ニ係ル物件ハ棄却又ハ相當ノ處分ヲ爲シ其ノ他ノ規定ニ違反シタル者アルトキハ本所會頭ハ三圓以上五百圓以下ノ違約金ヲ徵收シ尙事情ニ依リ之ヲ告發ス

前項ノ處分ヲ爲シタル會頭又ハ組長ハ連ニ關係茶業組合聯合會議所又ハ本所ニ事件ノ前末ノ概要ヲ通知スルモノトス  
第一項ノ處分ニ依リ違約金ハ其ノ處分ヲ爲シタル茶業組合聯合



第十二條 製茶ヲ製茶検査所々在地ニ搬入スル者ハ其ノ荷造ヲ堅固ニシ一割毎ニ皆掛、風袋斤量ヲ表記シ皆掛、風袋及正味斤量ヲ一口毎ニ合計記載シタル造狀ヲ添付スヘシ但シ會頭ニ於テ必要ト認メタルトキハ汽車又ハ船舶ニ依ラスシテ搬入スル製茶荷物ニ限リ之ヲ適用セサルコトヲ得

現行第十二條ヲ左ノ通改ム

第十三條 磚茶以外ノ製茶ヲ製茶検査所々在地ニ搬入スル者又ハ磚茶ヲ外國ニ輸出セムトスル者ハ其ノ製茶又ハ磚茶ノ検査ヲ受クヘシ但シ再製茶ニシテ直接外國ニ輸出スルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ違反シテ搬入シタル製茶ハ之ヲ收受スルコトヲ得ス

現行第十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加ヘ現行第十三條乃至第三十七條ヲ順次繰下ク

第十四條 製茶検査所ハ其ノ所在地ヨリ搬出スル製茶ヲ荷主ノ希望ニ依リ検査スルコトアルヘシ

前項ノ検査ヲ經タル製茶ハ其ノ仕向地ニ於ケル製茶検査所ニ於テ検査ヲ行ハサルモノトス但シ其ノ製茶検査所ニ於テ特ニ再検査ノ必要ヲ認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

現行第十四條ニ左ノ一項ヲ加フ

第九條ノ各號ニ該當スルモノハ不可抗力ニ因ル場合ト雖本所ノ會頭又ハ其ノ物件ヲ發見シタル地ノ屬スル聯合會議所ノ會頭若ハ茶業組合ノ組長ハ棄却又ハ相當ノ處分ヲ爲ス

現行第十六條第一項中「保管ニ係ル製茶」ヲ「保管ニ係ル製茶其ノ店舗、製茶場又ハ製茶蔵置所」ニ改ム

現行第十六條第三項ヲ削ル

現行第三十一條第三項ヲ左ノ通改ム

試課金ハ外國ニ輸出スル製茶荷物ニ試課ス但シ横濱市、神戸市又ハ長崎市ニ搬入スル製茶荷物ハ全部外國ニ輸出スルモノト見做シ其ノ地ニ搬入シタルトキ之ヲ試課ス

現行第三十一條中第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
製茶ノ種類ニ依リ中央會議ノ議決ヲ經テ本條試課金ヲ徵收セサルコトアルヘシ

現行第三十二條ヲ左ノ通改ム

第三十四條 前條製茶荷物ニ對スル試課金ハ荷主之ヲ納付スヘシ但シ横濱市、神戸市又ハ長崎市ニ搬入スル製茶荷主ニ對スル試課金ハ其ノ荷受人カ茶業組合員タル場合ニ於テハ荷受人之ヲ代納スヘシ

現行第三十四條ヲ左ノ通改ム

第三十六條 試課金ハ製茶検査所々在地ニ在リテハ其ノ製茶検査所、其ノ他ノ地ニ在リテハ聯合會議所又ハ本所ノ指定スル茶業組合ニ於テ之ヲ徵收シ會頭ニ於テ納付ノ期日ヲ定ムルモノノ外毎月一日ヨリ十五日迄ノ製茶荷物ニ對スル分ハ其ノ月二十日限、十六日ヨリ月末迄ノ製茶荷物ニ對スル分ハ翌月五日限之ヲ納付スヘシ

現行第三十五條ヲ左ノ通改ム

第三十七條、第三十三條第三項但書ノ規定ニ依リ試課金ヲ徵收シタル製茶荷物ニシテ其ノ各搬入地ニ於テ消費スルコトノ明ナルヲ認メタル場合又ハ之ヲ試課金徵收後二十日以内ニ其ノ各搬入地以外ニ轉送シタルトキハ其ノ製茶荷物ニ對スル徵收金ハ全部之ヲ返付スルモノトス

現行第三十七條ヲ左ノ通改ム

第三十九條、第九條ノ規定ニ違反シタル者アルトキハ二十圓以上十圓以下ノ違約金ヲ徵收シ其ノ違反ニ係ル物件ハ棄却又ハ相當ノ處分ヲ爲ス未遂又ハ過失ノ場合ニ於テモ亦同シ但シ過失ノ場合ニ在リテハ違約金ヲ徵收セサルコトヲ得

第八章ノ末尾ニ左ノ四條ヲ加フ

第四十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ三圓以上五百圓以下ノ違約金ヲ徵收ス第十條ノ規定ニ違反シタル者ニ付テハ尙其ノ違反ニ係ル物件ハ棄却又ハ相當ノ處分ヲ爲ス

一、第十條第十二條又ハ第十三條ノ規定ニ違反シタル者  
一、第十六條乃至第十八條ノ規定ニ依リ職務ノ執行ヲ拒ミ若ハ妨ケタル者又ハ同條ニ依リ差押ノ爲メニスル封印ヲ破毀シタル者

一、第三十四條ノ規定ニ違反シタル者

第四十一條 茶業組合員ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本規約ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ル、コトヲ得ス

第四十二條 違約處分ハ本所ノ會頭又ハ違約事件ヲ發見シタル地ノ屬スル聯合會議所ノ會頭若ハ茶業組合ノ組長之ヲ行フ

第四十二條 會頭又ハ組長違約處分ヲ爲シタルトキハ連ニ關係茶業組合、聯合會議所又ハ本所ニ事件ノ顛末ノ概要ヲ通知スルモノトス

違約金ハ其ノ處分ヲ爲シタル茶業組合、聯合會議所又ハ本所ノ收入トス

現行第三十八條ヲ第四十四條ニ改ム

大正七年度改正 同年八月十五日開會の臨時會に於て、左の如く改正を行ひ、八月廿九日附農商務大臣の認可を経て施行す。

規約改正

第九條 茶業者ハ左ノ各號ニ該當スルモノヲ製造又ハ賣買スルコトヲ得ス  
一、茶葉ニ粘質物又ハ着色料ヲ施用シテ製造シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ

二、製茶ニ物料ヲ施用シテ色澤ヲ附シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ  
三、火力ヲ用ヒシテ乾燥シタル綠茶又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ

四、製茶ニ土砂等ヲ混入シテ重量又ハ容量ヲ増加セシメタルモノ



- 五、茶樹新芽以外ノ葉枝若ハ之ニ加工シタルモノ又ハ是等ヲ良茶ニ混淆シタルモノ
- 六、潮入茶又ハ腐敗茶ニ加工シ若ハ加工セサルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ
- 七、他ノ植物ノ葉ヲ製茶ニ擬製シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ
- 八、製茶ノ粉末ヲ「ジン」ニ擬製シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ
- 九、磚茶ニシテ土砂ノ混入セルモノ又ハ壓搾不充分ナルモノ
- 十、含有水分量製茶總量ノ百分ノ六ヲ超エタルモノ
- 十一、輸出茶ニシテ第十三條ノニニ規定セル標準茶ニ比シ品質劣レルモノ
- 十二、前記各條ニ類似ノモノ
- 第十三條 製茶ヲ製茶検査所々在在ニ搬入スル者又ハ外國ニ輸出セムトスル者ハ之カ検査ヲ拒ムコトヲ得ス
- 前項ノ規定ニ違反シテ搬入シタル製茶ハ之ヲ收受スルコトヲ得ス
- 第十三條ノニ 外國輸出茶ノ爲メ標準茶ヲ定ム
- 標準茶ハ(北米)合衆國政府ノ標準茶ニ準據シ評議員會ノ決議ヲ經テ會頭之ヲ定ム

**大正九年度改正** 第四十二回定時會に於て規約中一部改正を行ひ、更に主務省認可の際これを補正、同

年三月廿一日認可を受く。改正條項左の如し。

**規約改正**

- 第二條中「京橋區宗十郎町十番地」トアルヲ「芝區芝口貳丁目拾貳番地」ト改ム
- 第十六條ノ次ニ第十六條ノ二トシテ左ノ一條ヲ加フ
- 茶業組合員ハ本所ノ定ムル荷額ヲ粘付スルニアラサレハ製茶荷物ヲ甲府縣ヨリ乙府縣ニ移出シ又ハ茶業組合規則ヲ施行セサル府縣ノ居住者ニ製茶荷物ヲ賣買運送スルコトヲ得ス但シ甲府縣ニ茶業組合規則ノ施行ナキ場合ハ此ノ限ニアラス
- 茶業組合員ハ前項ノ規定ニ違反シタル製茶荷物ヲ收受スルコトヲ得ス但シ情ヲ知ラスシテ收受シタルトキハ其ノ旨茶業組合又ハ茶業組合聯合會議所ニ届出テ其ノ指揮ヲ受クヘシ
- 第十七條製茶検査所長又ハ製茶取締員ハノ下ヘ「本所及」ノ三字ヲ加フ
- 第二十四條第一號トシテ「一參事若干名」ノ六字ヲ置キ以下號數ヲ順次繰下ケ
- 第二十五條第一項トシテ「參事ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ海外製茶販路擴張事務及製茶ノ需要供給ニ關スル調査ヲ爲ス」ノ三十八字ヲ置ク
- 第二十六條中「但シ」ノ下「出張所長」ノ上ヘ「參事」ノ二字ヲ加フ
- 第三十三條第三項中「外國ニ輸出スル製茶荷物」ノ下ニ「府縣外ニ移出スル製茶荷物及茶業組合規則ヲ施行セサル府縣ノ居

- 住者ニ賣買運送スル製茶荷物」ノ四十三字ヲ加フ
- 第三十四條中前條製茶荷物ニ對スル賦課金ハノ下ニ「本所ノ定ムル所ニ依リ現金又ハ荷票ヲ以テ」ノ十九字ヲ加フ
- 第三十六條 賦課金ハ製茶検査所ノ下「」ヲ加ヘ「所在地」以下「聯合會議所」ノ上二十五字ヲ削除ス
- 第四十條、第一號中「第十條、第十二條又ハ第十三條」トアルヲ「第十條、第十二條、第十三條又ハ第十六條ノ二」ト改ム
- 大正十年度改正** 第四十三回定時會に於て、規約中左の如く一部修正、三月十四日農商務大臣の認可を得た。

**規約修正**

茶業組合規則第二十一條ニ據リ、茶業組合中央會議所規約第二十二條第一項第四號評議員五名ヲ七名ト改ム

**大正十一年度改正** 第四十四回定時會に於て、規約一部の改正を可決、三月八日認可を受く、即ち左の如し。

**規約改正**

- 第九條本文但書トシテ「但茶業検査所長、製茶取締員又ハ製茶検査員ノ承認ヲ得テ茶素ノ原料ニ供スルモノハ此ノ限ニアラス」ノ四十四字ヲ挿入シ同第五號但書製茶ノ下「又ハ茶素」ノ四字ヲ削除シ同第六號潮入茶ノ次ヘ「微茶」ノ二字ヲ加フ
- 第三十三條第三項但シ横濱市、神戸市ノ下「又ハ」二字ヲ削リ

- 、」ヲ入レ長崎市ノ下ヘ「又ハ四日市市」ノ六字ヲ挿入ス
- 第三十四條 神戸市ノ下「又ハ」ノ二字ヲ削リ「」ヲ入レ長崎市ノ下「又ハ四日市市」ノ六字ヲ挿入ス
- 大正十三年度改正** 中央會議所に於ては大正十三年度より規約全般に亘り大改正を行ふべく、同年一月三十日より一週間に亘り規約改正委員會、二月十三日より四日間評議員會を開いて原案を決定、第四十六回定時總會に提出審議の上可決、三月六日農商務省の認可を得た。改正の規約全文左の如し。

**茶業組合中央會議所規約 (全文改正)**

**第一章 總則**

- 第一條 本所ハ茶業組合規則ニ依リ茶業組合ヲ以テ組織ス
- 第二條 本所ハ茶業組合中央會議所ト稱シ本所ヲ東京市芝區芝口二丁目十二番地ニ置ク但シ必要ニ應ジ中央會議ノ決議ヲ經テ出張所ヲ設置スルコトヲ得
- 第三條 本所ノ事業年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第四條 本規約ハ中央會議ニ於テ定數ノ議員、三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ之ヲ改廢スルコトヲ得ス
- 第二章 目的及業務
- 第五條 本所ハ製茶貿易ノ發展ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第六條 本所ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ業務ヲ行フ



茶業組合中央會議

- 一、海外ニ於ケル製茶販路擴張
- 二、製茶ノ改良並ニ取引ノ改善
- 三、製茶ノ検査
- 四、茶業ニ關スル警害ノ矯正
- 五、製茶ノ需要供給ニ關スル調査
- 六、聯合會議所及聯合會議所ナキ府縣ニ於ケル茶業組合ノ聯絡
- 七、海外ニ於ケル茶業團體トノ聯絡
- 八、茶業ニ關スル統計其ノ他刊行物ノ編纂及配布
- 九、其ノ他必要ナル業務

第三章 販路擴張及生産改良

- 第七條 海外ニ於ケル製茶販路擴張ニ關スル業務ハ販路擴張委員會ヲ設ケテ之ヲ諮問シテ行フモノトス
- 前項ノ委員會ニ關スル規程ハ中央會議所ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム
- 第八條 製茶生産ノ改善ニ關スル業務ハ生産改良調査委員會ヲ設ケテ之ヲ諮問シテ行フモノトス
- 前項ニ關スル規程ハ中央會議ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第四章 氣脈聯通

- 第九條 本所ハ本所、聯合會議所及聯合會議所ナキ府縣ニ於ケル茶業組合ノ業務ノ聯絡ヲ圖ル爲ニ必要ニ應ジ役員又ハ職員ノ協議會ヲ開クコトアルヘシ
- 第十條 聯合會議所又ハ聯合會議所ナキ府縣ニ於ケル茶業組合

〔六九二〕

ハ茶業ニ關シ別ニ定ムル報告例ニ依リ其ノ區域ニ於ケル調査ヲ爲シ之ヲ本所ニ報告スルモノトス

第十一條 聯合會議所又ハ茶業組合ニ於テ中央官廳ニ上申、建議又ハ請願ヲナサムトスルトキハ其ノ書類ノ寫ヲ本所ニ提出スルモノトス

第五章 製茶取締

- 第十二條 茶業組合員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ製造又ハ賣買スルコトヲ得ス但シ茶素ノ原料ニ供スルモノニシテ製茶検査所長、製茶取締員又ハ製茶検査員ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 一、茶業ニ粘質物又ハ着色料ヲ用ヒテ製造シタルモノ又ハ之ヲ他ノ製茶ニ混シタルモノ
- 二、製茶ニ物料ヲ用ヒテ色澤ヲ附シタルモノ又ハ之ヲ他ノ製茶ニ混シタルモノ
- 三、火力又ハ電熱ヲ用ヒシテ乾燥シタル製茶又ハ之ヲ他ノ製茶ニ混シタルモノ
- 四、製茶ニ他物ヲ混シタルモノ
- 五、潮入茶、酸茶、腐敗茶又ハ之等ニ加工シタルモノ若ハ之ヲ他ノ製茶ニ混シタルモノ
- 六、他物ヲ以テ製茶ニ擬製シタルモノ
- 七、含有水分量百分ノ六ヲ超スタルモノ
- 第十三條 茶業組合員ハ本所ノ定ムル輸出標準茶ニ比シ品位ノ劣リタル製茶ヲ輸出シ又ハ輸出ノ用ニ供スル爲ニ再製若ハ賣買

譲渡スルコトヲ得ス

- 第十四條 茶業組合員ハ本所ノ定ムル移入標準茶ニ比シ品位ノ劣リタル製茶ヲ輸出向再製工場アル府縣へ移入若ハ其ノ目的ヲ以テ賣買譲渡スルコトヲ得ス
- 第十五條 輸出及移入標準茶ハ毎年標準茶設定委員會ヲ設ケテ之ニ諮問シテ會頭之ヲ定ム

前項ノ輸出標準茶ハ北米合衆國政府ノ定ムル標準茶ニ準據スルモノトス

- 第十六條 茶業組合員ハ着色粉飾等ニ使用セラルヘキ原料ヲ自己ノ店舖、製茶場又ハ製茶設置所ニ存置スルコトヲ得ス

- 第十七條 海外又ハ府縣外ニ輸送スル製茶荷造ヲ堅固ニシ一割毎ニ皆掛、風袋、正味重量ヲ表記スヘシ

- 第十八條 茶業組合員ハ本所ノ定ムル荷票ヲ貼付スルニ非レハ製茶荷物ヲ海外ニ輸出シ又ハ府縣外ニ移出シ若ハ茶業組合規則ヲ施行セサル府縣ノ居住者ニ製茶荷物ヲ賣買又ハ譲渡スルコトヲ得ス但シ茶業組合規則ノ施行ナキ府縣ヨリ移出スル場合及第五十三條但書ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 前項ノ荷票ハ之ヲ再用スルコトヲ得ス

- 第十九條 前條ニ違反シ製茶ノ差押ヲ受ケタル場合ニ於テ荷主又ハ荷受人所定ノ荷票ヲ貼付シ相當ノ保證金ヲ提出シタルトキハ其ノ差押ヲ解除スルモノトス

第六章 製茶検査

- 第二十條 本所ハ製茶ノ検査ヲ行ヒ製茶ノ取給及改良ニ資スル

茶業組合中央會議

モノトス

- 第二十一條 本所ハ製茶検査ニ關スル業務ニ付必要ナル場所ニ製茶検査所ヲ設ク
- 前項ノ製茶検査所ヲ設置セムトスルトキハ中央會議ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

- 第二十二條 製茶ノ検査ハ取給上必要アリト認ムルトキ製茶検査所長、製茶取締員又ハ製茶検査員之ヲ行フ
- 茶業者ハ前項ノ検査ヲ拒ムコトヲ得ス

- 第二十三條 製茶ノ検査ニ於テハ其ノ資格ヲ證明スヘキ證書ヲ携帶スヘシ
- 第一項ノ場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證明スヘキ證書ヲ携帶スヘシ

製茶、擬製茶又ハ製茶ノ着色若ハ粉飾ニ供用セラルヘキ原料ヲ検査ニ要スル分量ニ限リ無償ニテ散去スルコトヲ得

- 第二十三條 前條ノ検査ニ合格シタル製茶荷物ニハ一個毎ニ検査合格證ヲ附與シ又ハ検査合格證印ヲ押捺ス

- 第二十四條 役員、參事、製茶検査所長、製茶取締員又ハ製茶検査員ハ第二十二條ノ検査又ハ取給上必要アリト認ムルトキハ茶業組合員ノ店舖、製茶場又ハ設置所ニ隨時臨檢スルコトヲ得

- 茶業組合員ハ前項ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第一項ノ場合ニ於テハ第二十二條第三項ノ規定ヲ準用ス

- 第二十五條 茶業組合員ハ製茶検査所長、製茶取締員又ハ製茶検査員製茶ノ取給又ハ検査ニ關シ製茶ノ見本又ハ書類ヲ必要トスルトキハ之カ提出ヲ拒ムコトヲ得ス

〔六九三〕



茶業組合中央會議

〔六九四〕

第二十六條 製茶検査所長、検査取締員又ハ製茶検査員第十二條、第十三條、第十四條又ハ第十八條ニ違反ノ事實アリト認メタルトキハ其ノ製茶ヲ差押ヘ遲滞ナク其ノ事實及事由ヲ具シ會頭、其ノ荷主及所轄聯合會議所又ハ聯合會議所ナキ府縣ニ於テハ茶業組合ニ通知スヘシ其ノ差押ヲ解除シタルトキ亦同シ

第二十七條 前條ニ依リ差押ヲ受ケタル製茶荷主其ノ差押ニ異議アル時ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ事由ヲ具シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 茶業組合員ノ差押ヘラレタル製茶ヲ製茶検査所長製茶取締員又ハ製茶検査員ノ許諾ナクシテ開封、賣買、讓渡又ハ輸送スルコトヲ得ス

第二十九條 製茶ノ検査又ハ差押ノ爲ニ生スル損害ニ對シテハ本所ハ其ノ賠償ノ責ニ任セス

第三十條 製茶検査施行細則ハ中央會議ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第七章 役員及職員

第三十一條 本所ニ左ノ役員ヲ置ク  
一、會頭 一名  
二、副會頭 一名  
三、理事 一名  
四、評議員 七名  
役員ハ互ニ相兼ヌルコトヲ得ス

リ定員倍數ノ候補者ヲ選定シ農商務大臣ノ認定ヲ請フモノトス但シ時宜ニ依リ組合員外ノ者ト雖モ選舉スルコトヲ得

第三十三條 役員ハ名譽職トス但シ中央會議ノ決議ニヨリテ報酬又ハ職務ノ爲ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

第三十四條 會頭ハ本所ヲ統轄シ之ヲ代表ス  
副會頭ハ會頭ヲ補佐シ會頭故障アルトキ之ヲ代理ス  
理事ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ諸般ノ事務ヲ掌理シ會頭、副會頭共ニ故障アルトキ會頭ヲ代理ス  
評議員ハ評議員會ヲ組織シ會頭ノ諮問ニ應シ又ハ業務ノ執行ヲ監査ス

第三十五條 本所ニ左ノ職員ヲ置ク  
一、參事 若干名  
一、出張所長 一名  
一、製茶検査所長 若干名  
一、技師 若干名  
一、製茶取締員 若干名  
一、書記 若干名  
一、技手 若干名  
一、製茶検査員 若干名  
前項ノ外中央會議ノ決議ヲ經テ必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

第三十六條 參事ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ海外製茶販路擴張事務及製茶ノ需要供給ニ關スル調査ニ從事シ若ハ製茶ノ検査及取締ニ關スル事務ヲ監督ス

出張所長ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ出張所ニ於ケル本所ノ事務ヲ掌理ス

製茶検査所長ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ所屬製茶検査所ノ事務ヲ掌理ス

技師ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ製茶技術ニ關スル事務ニ從事ス

製茶取締員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ製茶検査員ヲ監督シ製茶取締ノ事務ニ從事ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ關スル事務ニ從事ス

技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ製茶技術ニ關スル事務ニ從事ス

製茶検査員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ製茶検査ニ關スル事務ニ從事ス

第三十七條 職員ハ會頭之ヲ任免ス但シ出張所長、製茶検査所長ハ時宜ニ依リ適當ナル者ニ囑託スルコトヲ得

參事、出張所長、製茶検査所長、技師ノ任免又ハ囑託ニ就テハ豫メ評議員ニ諮問スルコトヲ要ス

第三十八條 職員ニ對スル手當、給料及旅費ノ支給額ハ中央會議ニ於テ之ヲ定ム

第八章 會議

第三十九條 中央會議々員及中央會議特別議員ヲ以テ中央會議ヲ組織ス

中央會議特別議員ハ議員定數ノ五分ノ一以内ニ於テ農商務大臣之ヲ命スルモノトス

第四十一條 中央會議々員ノ定數及其ノ配當ハ農商務省告示ニ定ムル所ニ依ル

第四十二條 中央會議所ノ會頭、副會頭及理事ハ議員ノ資格ヲ以テ中央會議ニ列スルコトヲ得

第四十三條 中央會議ハ議員半數以上出席スルニ非レハ議事ヲ開クコトヲ得但シ議員半數以上ノ缺席三日以上ニ涉ルトキハ半數以内ト雖モ議事ヲ開クコトヲ得

第四十四條 中央會議ハ之ヲ定時會、臨時會ノ二種トス  
定時會ハ毎年一回一月之ヲ開ク但シ會頭ハ評議員會ノ決議ヲ經テ其ノ時期ヲ變更スルコトヲ得  
臨時會ハ會頭必要ト認メタルトキ又ハ評議員三名以上若ハ中央會議々員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第四十五條 中央會議ハ會頭之ヲ招集ス  
前項ノ場合ニ於テハ會議ノ十日日前ニ其ノ日時及場所ヲ示シ書面ヲ以テ中央會議々員ニ通知スルモノトス

第四十六條 中央會議ノ正副議長ハ議員中ヨリ之ヲ互選ス

第四十七條 中央會議ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ  
一、經費豫算及經費賦課徵收ニ關スル件  
二、經費決算及業務成績報告認定ニ關スル件  
三、官廳ノ諮問ニ對スル答申又ハ建議請願ニ關スル件

〔六九五〕

茶業組合中央會議



茶業組合中央會議

- 四、規約並ニ重要ナル規程ノ制定又ハ改廢ニ關スル件
  - 五、役員選舉ニ關スル件
  - 六、借入金ニ關スル件
  - 七、財産ノ處分及取得ニ關スル件
  - 八、評議員會ニ委任スヘキ事項
  - 九、其他必要ナル事項
- 第四十八條 評議員會ハ評議員及會頭ヲ以テ之ヲ組織ス議長ハ會頭ヲ以テ之ニ充ツ
- 第四十九條 評議員會ハ必要ニ應ジ會頭之ヲ召集ヘ
- 第五十條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ
- 一、會頭ノ諮問ニ對シ意見ヲ述フルコト
  - 二、中央會議ニ附スヘキ議案ヲ審査スルコト
  - 三、經費豫算決算及業務成績報告ヲ査定スルコト
  - 四、中央會議ニ屬スル事項ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スルコト
  - 五、當該年度内ニ償却スヘキ一時借入金ニ關シ議決スルコト
  - 六、中央會議ノ權限ニ屬スル事項ニシテ急務ヲ要シ會頭之ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキ中央會議ニ代リテ議決スルコト
  - 七、法令ノ結果ニ依ル豫算更正ニ關シ議決スルコト
  - 八、業務施行ヲ監査スルコト
- 前項第六號ノ決議ハ次ノ中央會議ニ提出シ承認ヲ受ケタルコトヲ要ス其ノ承認ヲ經サルトキハ將來ニ向テテ効力ヲ失フ

第九章 會計

- 第五十一條 經費豫算ハ歲入歲出ニ分チ款、項、目ニ依リ之ヲ定ム但シ款項ハ彼此流用スルコトヲ得ス
- 第五十二條 本所ノ經費ハ分擔金及賦課金ヲ以テ之ニ充ツ
- 分擔金ハ茶業組合ニ對シ之ヲ賦課ス
- 賦課金ハ海外ニ輸出スル製茶荷物、府縣外ニ移出スル製茶荷物及茶業組合規則ヲ施行セサル府縣ノ居住者ニ賣買譲渡スル製茶荷物ニ賦課ス但シ製茶ノ種類ニ依リ中央會議ノ決議ヲ經テ本條ノ賦課金ヲ徵收セサルコトアルヘシ
- 分擔金及賦課金ノ賦課及徵收ニ關シテハ別ニ規程ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五十三條 前條製茶荷物ニ關スル賦課金ハ本所ノ定ムル所ニ依リ荷票ヲ以テ荷主之ヲ納入スヘシ但シ海外ニ輸出スル製茶荷物ニ限リ其ノ正味重量ニ對シ一定ノ割合ニ依リ現金ヲ以テ納入セシムルコトアルヘシ
- 第五十四條 本所ノ會計年度ハ事業年度ニ據ル但シ出納締切ハ翌年度六月三十日トス
- 第十章 罰則
- 第五十五條 違約處分ハ本所ノ會頭之ヲ行フ但シ聯合會議所又ハ茶業組合ニ於テ其ノ規約ニ依リ違約處分ヲ行ヒタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第五十六條 本所及聯合會議所又ハ茶業組合ニ於テ違約處分ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其罰末ヲ本所及關係聯合會議所若ハ

茶業組合ニ通知スルモノトス

- 第五十七條 第十二條、第十三條又ハ第十四條ニ違反シタル者ハ二十圓以上千圓以下ノ違約金ヲ課シ其ノ違反ニ係ル物件ハ沒收、燒棄其ノ他必要ト認ムル處分ヲ爲ス未達又ハ過失ノ場合ニ於テ又同シ但シ過失ノ場合ニ於テハ違約金ヲ課セサルコトヲ得
- 第五十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三圓以上五百圓以下ノ違約金ヲ課ス第十六條ニ違反シタル者ニ就テハ尙其ノ違反ニ係ル物件ハ沒收、燒棄又ハ必要ト認ムル處分ヲ爲ス
- 一、第十六條、第十七條、第十八條、第二十八條又ハ第五十三條ニ違反シタル者
  - 一、第二十二條、第二十四條、第二十五條又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル職務ノ執行ヲ拒ミ若ハ妨ケタル者
  - 一、製茶取締員又ハ製茶検査員ヲ欺罔スルノ目的ヲ以テ検査ニ關シ不正ノ手段ヲ用ヒタル者
- 第五十九條 茶業組合員ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本規約ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス
- 第十一章 雜則
- 第六十條 本所ハ中央會議ノ決議ヲ經テ聯合會議所又ハ茶業組合ニ製茶ノ検査及賦課金徵收ニ關スル事務ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ委任スルコトアルヘシ

茶業組合中央會議

附則

- 本規約ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- (第二十三條ニ對スル附帶希望)
- 第二十三條ノ適用ハ、一度検査ヲ終了シテ合格證ヲ附與シ、又ハ合格證印ヲ押捺シタル茶荷物ニハ特別ノ必要ナキ限り、再検査ヲ爲ササル様取扱ハレタキコト
- (第四十一條ニ對スル附帶希望)
- 中央會議々員ノ定數及其ノ配當ハ明治四十二年ノ公布ニ係ル農商務省告示ノ定ムル所ニ依ルモノナルモ、爾來十數年製茶ノ生産並貿易狀況著シク變遷シタルヲ以テ其ノ定數及配當ヲ改正スル様主務省ヘ建議セラレタキコト
- 大正十四年度改正 第四十七回定時會に於て、規約第六十條中一部改正を決議し、更に主務省當局と本所評議員と協議の上、本條末文の字句を修正し同年三月十七日認可となる、條文左の如し。
- 規約改正
- 第六十條「製茶ノ検査」「及賦課金徵收云々」ノ間ニ「違約處分」ノ四字ヲ挿入シ、本條末文ノ「事務」ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ「下」委任「トアル」ヲ「職証」ト改ム
- 大正十五年度改正 第四十九回定時會に於て、規約の一部に左の如き改正を行ひ同年四月一日より施行した。



規約改正

第三十二條中『本所ノ役員ハ中央會議議員』ノ次ニ『會議』ノ  
二字ヲ加フ

第四十條第一項中『聯合會議所議員』ヲ『聯合會議』ニ『委員』  
ヲ『委員會』ニ改ム

第三十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ  
第三十八條ノ二 本所ハ中央會議ノ推選ヲ以テ名譽顧問ヲ置ク  
コトヲ得

第六十一條 本規約及經費分擔金賦課徵收規程ノ改廢ハ其ノ都  
度官報ニ之ヲ公告スルモノトス

昭和二年度改正 第五十回定時會に於て左の如  
く改正、三月三日農林省より認可さる。

規約改正

第十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十二條ノ二 茶業組合員ハ本所會頭ノ承認ヲ得ルニ非レハ製  
茶ニ非ルモノヲ製茶トシテ又ハ製茶ニ紛ハシキ名稱ヲ附シテ  
賣買譲渡スルコトヲ得ス

第十八條『茶業組合員ハ本所ノ定ムル荷票ヲ』ノ次ニ『本所經  
費分擔金賦課金徵收規程ニ規定スル貼附方法ニヨリ』ノ二十  
六字ヲ加ヘ『テ府縣ノ居住者ニ』ノ次ノ『製茶荷物ヲ』ノ五  
字ヲ削ル

第五十七條中『第十二條』ノ次ニ『第十二條ノ二』ノ六字ヲ加フ

附 則

本規約ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
〔備考〕第十二條ノ二ニハ中央會議ノ決議ト一致セザルトコロ  
アルモ農林大臣ヨリ訂正命令アリタルニ因ルモノナリ

昭和三年度改正 第五十一回定時會に於て規約  
第四十七條に一頂を加ふることを決議し四月十四日農林  
省より認可さる。

規約改正

第四十七條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第四十七條ノ二 議事ニ關スル細則ハ中央會議ノ決議ヲ經テ之  
ヲ定ム

昭和四年度改正 自動車輸送増加により無荷票  
違反を防ぐ爲め第五十二回定時會に於て左の如く規約改  
正、二月十五日農林省の認可を受く。

規約改正

第十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十八條ノ二 茶業組合員ニシテ前條ニ違反シタル製茶荷物ノ  
送付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク本所又ハ所屬茶業組合若ハ聯  
合會議所ニ届出ツヘシ

第十九條中『前條』トアルヲ『第十八條』ト改ム

第五十八條 第一號中第十八條ノ次ニ『第十八條ノ二』ヲ加フ  
昭和六年度改正 第五十四回定時會に於て改正

四月八日農林省より左の如く修正認可となる。

規約改正

第七條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第十五條ノ二ニ指定スル地方ニ對スル業務ハ輸出茶審議  
會ヲ設ケ之ニ諮問シテ會頭之ヲ行フ

第七條第二項中『委員會』ノ次ニ『及審議會』ヲ加フ

第十五條ノ第二項ヲ削除ス

第十五條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十五條ノ二 茶業組合員ニシテ製茶ヲ小亞細亞、イラン、亞  
刺比亞、阿弗利加、南亞米利加、ソヴエト露國及英國ノ諸地  
方ニ輸出セントスルトキハ別ニ定ムル規程ニ據リ本所ノ幹旋  
ニ依リ輸出スル者ニ在リテハ其ノ輸出品ニ付本所會頭ノ承認  
ヲ受ケ其ノ他ノ者ニ在リテハ據メ本所會頭ニ届出ツルコトヲ  
要ス、前項ノ諸地方ニ輸出スル製茶ニ付テハ本所ノ検査ヲ受  
クルニ非サレハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス

第五十七條中『第十三條又ハ第十四條』ヲ『第十三條、第十四  
條又ハ第十五條ノ二』ニ改ム

附 則

本規約ハ公告ノ日ヨリ二十日ヲ經テ之ヲ施行ス  
更に同年十月二十日評議員會に於て右第十五條中に一部  
の改正を行ひ、同月廿四日農林省の認可を經、同月廿九  
日公布す、即ち左の如し。

規約改正

第十五條ノ二中『小亞細亞、イラン、亞刺比亞、阿弗利加、南  
亞米利加、ソヴエト露國及英國ノ』ヲ削除シ更ニ、『製茶  
ヲ』ノ次ニ『中華民國、英領印度、ソヴエト聯邦及歐羅巴、  
小亞細亞、イラン、亞刺比亞、阿弗利加、南亞米利加ニ於ケ  
ル』ヲ挿入シ又『届出ツルコトヲ要ス』ノ次ニ『但シ中華民  
國ニ輸出スル者ニ在リテハゲリ茶ノミニ適用ス』ヲ加フ

附則 本規約ハ公告ノ日ヨリ二十日ヲ經テ施行ス

昭和七年度改正 第五十六回定時會に於て、左  
の如く改正、同月九日農林省より認可され、四月一日實  
施した。

規約改正

本所規約第十二條中左ノ如ク改正スルモノトス

規約第十二條第四號『製茶ニ他物ヲ混シタルモノ』ヲ『製茶ニ  
不純物料ヲ混シタルモノ』ニ改ム

昭和八年度改正

第五十七回定時會に於て一部  
改正、二月九日附農林省認可、同月十五日官報に公告す  
改正條項左の如し。

規約改正

本所規約第二條及第十五條ノ二中左ノ如ク改正ス

一、本所規約第二條中『本所ヲ東京市芝區芝口二丁目十二番地  
ニ置ク』ヲ『本所ヲ東京市芝區新橋二丁目二番地三ニ置ク』



ニ改ム

二、本所規約第十五條ノ二本文中「中華民國」ヲ「滿洲國、中華民國」ニ、同條但シ書中「中華民國」ヲ「滿洲國及中華民國」ニ、「ケリ茶」ヲ「玉綠茶」ニ改ム  
附則 本規約ハ公告ノ日ヨリ施行ス

昭和九年度改正 第五十八回定時會に於て次の如く改正二月七日農林省認可。

規約改正

茶業組合中央會議所規約中左ノ如ク改正ス

第十二條但書ヲ左ノ如ク改正ス

但シ茶葉ノ原料ニ供スルモノ又ハ滿洲國ニ輸出スル目的ヲ以テ他物ヲ混シテ製造スル製茶ニシテ豫メ本所會頭ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十三條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ滿洲國ニ輸出スル製茶ニシテ第十二條但書ノ承認ヲ受ケテ製造シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十五條ノ二中「英領印度、ソグイェト聯邦及歐羅巴、小亞細亞、イラン、亞利比亞、阿弗利加、南亞米利加」ヲ「佛領印度支那、暹羅、馬來聯邦、海峽殖民地、英領印度、イラン、小亞細亞、亞利比亞、比律賓群島、爪哇、スマトラ、ボルネオ、セレベス其ノ他ノ馬來諸島、ソグイェト聯邦、歐羅巴、阿弗利加、南亞米利加、オーストラリア聯邦及ニュージーランド」ニ改ム

ノ下ニ改ム

第十五條ノ三、茶業組合員ニシテ製茶ヲ外國ニ輸出スル場合ハ様式第五號ニ依リ本所會頭ニ届出ツヘシ但シ本所規約第十五條ノ二ニ依リ承認ヲ受ケ又ハ届出ヲナシタルモノハ此ノ限ニ在ラス  
附則 本規約ハ昭和九年四月一日ヨリ施行ス  
同年六月二十二日開會の臨時會に於て一部を改正二十八日農林省認可となりたる規約左の如し。

茶業組合中央會議所規約中左ノ通改正ス

第七條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ第十五條ノ二ニ關スル業務ハ輸出茶業議會ヲ設ケ之ヲ行フ

『第五章 製茶取締』ヲ『第五章 取締』ニ改ム

第十二條中第二號ヲ第三號トシ以下順次繰下ゲ左ノ一號ヲ加フ  
二、硫酸鉛其ノ他硫酸ヲ含有スル藥劑ノ附着シタル茶葉ヲ以テ製造シタルモノ又ハ之ヲ他ノ製茶ニ混シタルモノ

第十三條 茶業組合員ハ別ニ定ムル規程ニ依リ本所ノ行フ輸出検査ニ合格シタル製茶ニ非ザレバ之ヲ外國ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ滿洲國ニ輸出スル製茶ニシテ第十二條但書ノ承認ヲ

受ケテ製造シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十五條ノ二 茶業組合員ニシテ製茶ヲ外國ニ輸出セントスルトキハ其ノ輸出量及仕向先ニ付別ニ定ムル規程ニ依リ豫メ本所會頭ノ承認ヲ受ケタルコトヲ要ス但シ北米合衆國、英領加奈陀、ソグイェト聯邦及滿洲國ニ輸出スル製茶ハ此限ニアラズ但書ノ製茶ハ其ノ輸出ニ際シ別ニ定ムル規程ニ依リ本所會頭ニ届出ツヘシ

第十五條ノ三 削除

『第六章 製茶検査』ヲ『第六章 検査』ニ改ム

第二十條 本所ハ茶園及製茶ノ検査ヲ行ヒ茶葉ノ取締及改良ニ資スルモノトス

第二十二條第一項中『製茶』ヲ『茶園及製茶』ニ改メ同條第四項ヲ左ノ如ク改ム

製茶検査所長、製茶取締員又ハ製茶検査員、検査上必要アリト認めタルトキハ茶生葉、製茶、製製茶、茶樹病害蟲除菌預防用藥劑又ハ製茶ノ着色若ハ粉飾ニ供用セラルベキ原料ヲ検査ニ要スル分量ニ限リ無償ニテ收去スルコトヲ得

第二十四條第一項中『第二十二條ノ検査又ハ取締上必要アリト認めタルトキハ茶業組合員店舖』ヲ『本規約違反ノ事實アリト認めタルトキハ茶業組合員ノ茶園、店舖』ニ改ム

第二十五條、製茶検査所長、製茶取締員又ハ製茶検査員茶園又ハ製茶ノ検査又ハ取締上必要アリト認めタル時ハ茶生葉、製茶ノ見本又ハ書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

茶業組合員ハ前項ノ命令ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十六條 製茶検査所長、製茶取締員又ハ製茶検査員第十二條、第十三條ノ三、第十四條、第十五條、又ハ第十八條ニ違反ノ事實アリト認めタルトキハ其ノ製茶ノ差押又ハ其ノ茶園ノ茶葉摘採禁止ヲ爲シ遲滞ナク其ノ事實及事由ヲ具シ會頭、茶園耕作主、製茶荷主及所轄聯合會議所又ハ聯合會議所ナキ府縣ニ在リテハ茶業組合ニ通知スベシ其ノ差押又ハ摘採禁止ヲ解除シタルトキ亦同シ

茶業組合員ハ前項ノ差押又ハ摘採禁止ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十七條中『ヲ受ケタル製茶荷主其ノ差押』ヲ『又ハ摘採禁止ヲ受ケタル製茶荷主、茶園耕作主其ノ差押又ハ摘採禁止』ニ改ム

第二十八條 茶業組合員ハ差押ヘラレタル製茶又ハ摘採禁止ヲ受ケタル茶園ノ茶葉ヲ製茶検査所長、製茶取締員又ハ製茶検査員ノ許諾ナクシテ開封、摘採、賣買、譲渡又ハ輸送スルコトヲ得ズ

第二十九條 茶園ノ検査、茶葉摘採禁止又ハ製茶ノ検査、差押ニ因リ生シタル損害ニ對シテハ本所ハ其ノ賠償ノ責ニ任セス

第三十條中『製茶』ヲ削ル

第三十六條第一項中『製茶ノ検査及取締』ヲ『茶業取締』ニ、同條第八項中『製茶検査』ヲ『茶園及製茶ノ検査取締』ニ改ム

第五十七條中『第十三條、第十四條又ハ第十五條ノ二』ヲ『第十二條ノ三、第十三條、第十四條又ハ第十五條ノ二第一項ニ』



ニ改ム

第五十八條第一號中『第十六條』ヲ『第十五條ノ第二項、第十六條』ニ改ム

第六十一條 削除  
附則 本規約ハ昭和九年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十年度改正 第六十回定時會に於て左の如く一部を改正、二月十六日農林省認可となる。

規約改正

茶業組合中央會議所規約中左ノ通改正ス  
第十二條第二號中『証券』ノ次ニ『又ハ鉛』ヲ加フ  
第十二條ノ三中『証券』ノ次ニ『又ハ鉛』ヲ加フ  
附則 本規約ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

現行規約 以上の如く年々改正し來り、昭和十年四月一日施行の現行規約は左の如くである。

茶業組合中央會議所規約

(大正十三年三月六日)  
(農商務省指令農第一九七七號)

改正認可 大正十四年三月第四三六五號、十五年三月農林省指令農第二七三〇號、昭和二年三月第一四七一號、三年二月第一三二七號、四年二月第一四五九號、六年四月第三五七一號、六年十月第一七三三號、七年二月第一七三七號、八年二月第一五三六號、九年二月第一四六三號、九年六月第九一七九號、十年二月第一五〇一號

第一章 總 則

第一條 本所ハ茶業組合規則ニ依リ茶業組合ヲ以テ之ヲ組織ス  
第二條 本所ハ茶業組合中央會議所ト稱シ本所ヲ東京市芝區新橋二丁目二番地三ニ置ク但シ必要ニ應ジ中央會議ノ決議ヲ經テ出張所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 本所ノ事業年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第四條 本規約ハ中央會議ニ於テ議員定數三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ改廢スルコトヲ得ズ

第二章 目的及業務

第五條 本所ハ製茶貿易ノ發展ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
第六條 本所ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ業務ヲ行フ

- 一 海外ニ於ケル製茶販路擴張
- 二 製茶ノ改良並ニ取引ノ改善
- 三 製茶ノ検査
- 四 茶業ニ關スル弊害ノ矯正
- 五 製茶ノ需要供給ニ關スル調査
- 六 聯合會議所及聯合會議所ナキ府縣ニ於ル茶業組合ノ聯絡
- 七 海外ニ於ケル茶業團體トノ聯絡
- 八 茶業ニ關スル統計其他刊行物ノ編纂及配布
- 九 其ノ他必要ナル業務

第三章 販路擴張及生産改良

メ本所會頭ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 茶葉ニ粘質物又ハ着色料ヲ用ヒテ製造シタルモノ又ハ之ヲ他ノ製茶ニ混ジタルモノ
- 二 硫酸鉛其ノ他毒素又ハ鉛ヲ含有スル藥劑ノ附着シタル茶葉ヲ以テ製造シタルモノ又ハ之ヲ他ノ製茶ニ混ジタルモノ
- 三 製茶ニ物料ヲ用ヒテ色澤ヲ附シタルモノ又ハ之ヲ他ノ製茶ニ混ジタルモノ
- 四 火力又ハ電熱ヲ用ヒズシテ乾燥シタル綠茶又ハ之ヲ他ノ製茶ニ混ジタルモノ
- 五 製茶ニ不純物料ヲ混ジタルモノ
- 六 潮入茶、微茶、腐敗茶又ハ之等ニ加工シタルモノ若ハ之ヲ他ノ製茶ニ混ジタルモノ
- 七 他物ヲ以テ製茶ニ混製シタルモノ
- 八 含有水分量百分ノ六ヲ超ヘタルモノ
- 九 第十二條ノ二 茶業組合員ハ本所會頭ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ製茶ニ非ザルモノヲ製茶トシテ又ハ製茶ニ紛ハシキ名稱ヲ附シテ賣買譲渡スルコトヲ得ズ
- 第十條 茶業組合員ハ茶樹病害蟲除防ノ爲メ硫酸鉛其ノ他毒素ヲ含有スル藥劑ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 第十一條 茶業組合員ハ別ニ定ムル規程ニ依リ本所ノ行フ輸出検査ニ合格シタル製茶ニ非ザレバ之ヲ外國ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ滿洲國ニ輸出スル製茶ニシテ第十二條但書ノ承認ヲ受ケテ製造シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

ニ改ム

第五十八條第一號中『第十六條』ヲ『第十五條ノ第二項、第十六條』ニ改ム

第六十一條 削除  
附則 本規約ハ昭和九年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十年度改正 第六十回定時會に於て左の如く一部を改正、二月十六日農林省認可となる。

規約改正

茶業組合中央會議所規約中左ノ通改正ス  
第十二條第二號中『証券』ノ次ニ『又ハ鉛』ヲ加フ  
第十二條ノ三中『証券』ノ次ニ『又ハ鉛』ヲ加フ  
附則 本規約ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

現行規約 以上の如く年々改正し來り、昭和十年四月一日施行の現行規約は左の如くである。

茶業組合中央會議所規約

(大正十三年三月六日)  
(農商務省指令農第一九七七號)

改正認可 大正十四年三月第四三六五號、十五年三月農林省指令農第二七三〇號、昭和二年三月第一四七一號、三年二月第一三二七號、四年二月第一四五九號、六年四月第三五七一號、六年十月第一七三三號、七年二月第一七三七號、八年二月第一五三六號、九年二月第一四六三號、九年六月第九一七九號、十年二月第一五〇一號

第七條 海外ニ於ケル製茶販路擴張ニ關スル業務ハ販路擴張委員會ヲ設ケ之ニ諮問シテ行フモノトス

但シ第十五條ノ二ニ關スル業務ハ輸出茶審議會ヲ設ケ之ニ諮問シテ會頭之ヲ行フ

前項ノ委員會及審議會ニ關スル規程ハ中央會議ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第八條 製茶生産ノ改善ニ關スル業務ハ生産改良調査委員會ヲ設ケ之ニ諮問シテ行フモノトス

前項ノ委員會ニ關スル規程ハ中央會議ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第四章 氣脈聯通

第九條 本所ハ本所、聯合會議所及聯合會議所ナキ府縣ニ於ケル茶業組合ノ業務ノ聯絡ヲ圖ル爲必要ニ應ジ役員又ハ職員ノ協議會ヲ開クコトアルベシ

第十條 聯合會議所又ハ聯合會議所ナキ府縣ニ於ケル茶業組合ハ茶業ニ關シ別ニ定ムル報告例ニ依リ其ノ區域ニ於ケル調査ヲ爲シ之ヲ本所ニ報告スルモノトス

第十一條 聯合會議所又ハ茶業組合ニ於テ中央官廳ニ上申、建議又ハ請願ヲナサントスルトキハ其ノ書類ノ寫ヲ本所ニ提出スルモノトス

第五章 取 締

第十二條 茶業組合員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ製造又ハ賣買スルコトヲ得ズ但シ茶葉ノ原料ニ供スルモノ又ハ滿洲國ニ輸出スル目的ヲ以テ他物ヲ混ジテ製造スル製茶ニシテ豫



第十四條 茶業組合員ハ本所ノ定ムル移入標準茶ニ比シ品位ノ劣リタル製茶ヲ輸出向製茶再製工場アル府縣へ移入シ若ハ其ノ目的ヲ以テ賣買譲渡スルコトヲ得ズ

第十五條 輸出及移入標準茶ハ毎年標準茶設定委員會ヲ設ケ之ニ諮問シテ會頭之ヲ定ム

第十五條ノ二 茶業組合員ニシテ製茶ヲ外國ニ輸出セントスルトキハ其ノ輸出量及仕向先ニ付別ニ定ムル規程ニ依リ豫メ本所會頭ノ承認ヲ受ケルコトヲ要ス但シ北米合衆國、英領加奈陀、ソガイエト聯邦及滿洲國ニ輸出スル綠茶ハ第十二條但書ノ承認ヲ受ケテ製造シタモノヲ除クハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ綠茶ハ其ノ輸出ニ際シ別ニ定ムル規程ニ依リ本所會頭ニ届出ヅベシ

第十六條 茶業組合員ハ着色粉飾等ニ使用セラルベキ原料ヲ自己ノ店舗、製茶場又ハ製茶藏置所ニ存置スルコトヲ得ズ

第十七條 海外又ハ府縣外ニ輸送スル製茶荷物ハ荷造ヲ堅固ニシ一側毎ニ皆掛、風袋、正味重量ヲ表記スベシ

第十八條 茶業組合員ハ本所ノ定ムル荷票ヲ本所經費分擔金賦課金徵收規程ニ規定スル貼附方法ニヨリ貼附スルニ非ザレバ製茶荷物ヲ海外ニ輸出シ又ハ府縣外ニ移出シ若ハ茶業組合規則ヲ施行セザル府縣ノ居住者ニ賣買又ハ譲渡スルコトヲ得ズ但シ茶業組合規則ノ施行ナキ府縣ヨリ移出スル場合及第五十三條但書ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ荷票ハ之ヲ再用スルコトヲ得ズ

第十八條ノ二 茶業組合員ニシテ前條ニ違反シタル製茶荷物ノ送付ヲ受ケタル時ハ遲滞ナク本所又ハ所屬茶業組合若ハ聯合會議所ニ届出ヅベシ

第十九條 第十八條ニ違反シ製茶ノ差押ヲ受ケタル場合ニ於テ荷主又ハ荷受人所定ノ荷票ヲ貼附シ相當ノ保證金ヲ提出シタルトキハ其ノ差押ヲ解除スルモノトス

第六章 檢 査

第二十條 本所ハ茶園及製茶ノ檢査ヲ行ヒ茶業ノ取締及改良ニ資スルモノトス

第二十一條 本所ハ製茶檢査ニ關スル業務ニ付必要ナル場所ニ製茶檢査ヲ設ケ

前項ノ製茶檢査所ヲ設置セントスルトキハ中央會議ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第二十二條 茶園及製茶ノ檢査ハ取締上必要アリト認ムルトキ製茶檢査所長、製茶取締員又ハ製茶檢査員之ヲ行フ

茶業者ハ前項ノ檢査ヲ拒ムコトヲ得ズ

第一項ノ場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證明スベキ證票ヲ携帯スベシ

製茶檢査所長、製茶取締員又ハ製茶檢査員、檢査上必要アリト認ムルトキハ茶生葉、製茶、製茶、茶樹病害蟲除藥防用藥劑又ハ製茶ノ著色若ハ粉飾ニ供用セラルベキ原料ヲ檢査ニ要スル分量ニ限り無償ニテ收去スルコトヲ得

第二十三條 前條ノ檢査ニ合格シタル製茶荷物ニハ一側毎ニ檢

查合格證ヲ附與シ又ハ檢査合格證印ヲ押捺ス

第二十四條 役員、參事、製茶檢査所長、製茶取締員又ハ製茶檢査員ハ本規約違反ノ事實アリト認ムルトキハ茶業組合員ノ茶園、店舗、製茶場又ハ藏置所ニ臨時檢査スルコトヲ得

茶業組合員ハ前項ノ臨時檢査ヲ拒ムコトヲ得ズ

第一項ノ場合ニ於テハ第二十二條第三項ノ規定ヲ準用ス

第二十五條 製茶檢査所長、製茶取締員又ハ製茶檢査員茶園又ハ製茶ノ檢査又ハ取締上必要アリト認ムル時ハ茶生葉、製茶ノ見本又ハ書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

茶業組合員ハ前項ノ命令ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十六條 製茶檢査所長、製茶取締員又ハ製茶檢査員第十二條、第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條ニ違反ノ事實アリト認メタルトキハ其ノ製茶ノ差押又ハ其ノ茶園ノ茶葉摘採禁止ヲ爲シ遲滞ナク其ノ事實及事由ヲ具シ會頭、茶園耕作主、製茶荷主及所轄聯合會議所又ハ聯合會議所ナキ府縣ニ在リテハ茶業組合ニ通知スベシ其ノ差押又ハ摘採禁止ヲ解除シタルトキハ亦同ジ

茶業組合員ハ前項ノ差押又ハ摘採禁止ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十七條 前條ニ依リ差押又ハ摘採禁止ヲ受ケタル製茶荷主茶園耕作主其ノ差押又ハ摘採禁止ニ異議アル時ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ事由ヲ具シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 茶業組合員ハ差押ヘラレタル製茶又ハ摘採禁止ヲ

受ケタル茶園ノ茶葉ヲ製茶檢査所長、製茶取締員又ハ製茶檢査員ノ許諾ナクシテ開封、摘採、賣買、譲渡又ハ輸送スルコトヲ得ズ

第二十九條 茶園ノ檢査、茶葉摘採禁止又ハ製茶ノ檢査、差押ニ因リ生ジタル損害ニ對シテハ本所ハ其ノ賠償ノ責ニ任ゼズ

第三十條 檢査施行細則ハ中央會議ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第七章 役員及職員

第三十一條 本所ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會 頭	一 名
二 副 會 頭	一 名
三 理 事	一 名
四 評 議 員	七 名

役員ハ互ニ相兼ヌルコトヲ得ズ

第三十二條 本所ノ役員ハ中央會議議員會議ニ於テ全國組合員中ヨリ定員倍數ノ候補者ヲ選定シ農商務大臣ノ認定ヲ請フモノトス但シ時宜ニ依リ組合員外ノ者ト雖モ選舉スルコトヲ得

第三十三條 役員ハ名譽職トス但シ中央會議ノ決議ニヨリテ報酬又ハ職務ノ爲ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

第三十四條 會頭ハ本所ヲ統轄シ之ヲ代表ス

副會頭ハ會頭ヲ補佐シ會頭故障アルトキハ之ヲ代理ス

理事ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ諸般ノ事務ヲ掌理シ會頭、副會頭共ニ故障アルトキ會頭ヲ代理ス

評議員ハ評議員會ヲ組織シ會頭ノ諮問ニ應ジ又ハ業務ノ執行



茶業組合中央會議

ヲ監査ス

第三十五條 本所ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一 參事 若干名
- 一 出張所長 一名
- 一 製茶検査所長 若干名
- 一 技師 若干名
- 一 製茶取締員 若干名
- 一 書記 若干名
- 一 技手 若干名
- 一 製茶検査員 若干名

前項ノ外中央會議ノ決議ヲ經テ必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

第三十六條 參事ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ海外製茶販路擴張事務及製茶ノ需要供給ニ關スル調査ニ從事シ若ハ茶葉取締ニ關スル事務ヲ監督ス

出張所長ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ出張所ニ於ケル本所ノ事務ヲ掌理ス

製茶検査所長ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ所屬製茶検査所ノ事務ヲ掌理ス

技師ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ製茶技術ニ關スル事務ニ從事ス

製茶取締員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ製茶検査員ヲ監督シ茶葉取締ノ事務ニ從事ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ關スル事務ニ從事ス

技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ製茶技術ニ關スル事務ニ從事ス

〔七〇六〕

製茶検査員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ茶園及製茶ノ検査取締ニ關スル事務ニ從事ス

第三十七條 職員ハ會頭之ヲ任免ス但シ出張所長、製茶検査所長ハ時宜ニ依リ適當ナル者ニ囑託スルコトヲ得

參事、出張所長、製茶検査所長、技師ノ任免又ハ囑託ニ就テハ豫メ評議員會ニ諮問スルコトヲ要ス

第三十八條 職員ニ對スル手當給料及旅費ノ支給額ハ中央會議ニ於テ之ヲ定ム

第三十八條ノ二 本所ハ中央會議ノ推薦ヲ以テ名譽顧問ヲ置クコトヲ得

第八章 會 議

第三十九條 中央會議議員及中央會議特別議員ヲ以テ中央會議ヲ組織ス

第四十條 中央會議議員ハ聯合會議、聯合會議所ナキ府縣ニ於ケル茶業組合ノ委員會及農商務大臣ノ指定スル茶業組合ノ委員會ニ於テ茶業組合員中ヨリ選舉ス

中央會議特別議員ハ議員定數ノ五分ノ一以內ニ於テ農商務大臣之ヲ命ズルモノトス

第四十一條 中央會議議員ノ定數及其ノ配當ハ農商務省告示ノ定ムル所ニ依ル

第四十二條 中央會議所ノ會頭、副會頭及理事ハ議員ノ資格ヲ以テ中央會議ニ列スルコトヲ得

第四十三條 中央會議ハ議員半數以上出席スルニ非ザレバ議事

第四十七條ノ二 議事ニ關スル細則ハ中央會議ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第四十八條 評議員會ハ評議員及會頭ヲ以テ之ヲ組織ス議長ハ會頭ヲ以テ之ニ充ツ

第四十九條 評議員會ハ必要ニ應ジ會頭之ヲ招集ス

第五十條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ

- 一 會頭ノ諮問ニ對シ意見ヲ述ブルコト
- 二 中央會議ニ附スベキ議案ヲ審査スルコト
- 三 經費豫算決算及業務成績報告ヲ査定スルコト
- 四 中央會議ニ屬スル事項ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スルコト
- 五 當該年度内ニ償却スベキ一時借入金ニ關シ議決スルコト
- 六 中央會議ノ權限ニ屬スル事項ニシテ急施ヲ要シ會頭之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキ中央會議ニ代リテ議決スルコト
- 七 法令ノ結果ニ依ル豫算更正ニ關シ議決スルコト
- 八 業務施行ヲ監査スルコト

第九章 會 計

第五十一條 經費豫算ハ歲入歲出ニ分チ款、項、目ニ依リ之ヲ定ム、但シ款項ハ彼此流用スルコトヲ得ズ

ヲ開クコトヲ得ズ但シ議員半數以上ノ出席三日以上ニ涉ルトキハ半數以內ト雖モ議事ヲ開クコトヲ得

第四十四條 中央會議ハ之ヲ定時會、臨時會ノ二種トス

定時會ハ毎年一回一月之ヲ開ク但シ會頭ハ評議員會ノ決議ヲ經テ其ノ時期ヲ變更スルコトヲ得

臨時會ハ會頭必要ト認メタルトキ又ハ評議員三名以上若ハ中央會議議員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第四十五條 中央會議ハ會頭之ヲ招集ス

前項ノ場合ニ於テハ會議ノ十日前ニ其ノ日時及場所ヲ示シ書面ヲ以テ中央會議議員ニ通知スルモノトス

第四十六條 中央會議ノ正副議長ハ議員中ヨリ之ヲ互選ス其ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第四十七條 中央會議ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

- 一 經費豫算及經費賦課徵收ニ關スル件
- 二 經費決算及業務成績報告認定ニ關スル件
- 三 官廳ノ諮問ニ對スル答申又ハ建議請願ニ關スル件
- 四 規約並ニ重要ナル規定ノ制定又ハ改廢ニ關スル件
- 五 役員選舉ニ關スル件
- 六 借入金ニ關スル件
- 七 財産ノ處分及取得ニ關スル件
- 八 評議員會ニ委任スベキ事項
- 九 其他必要ナル事項

茶業組合中央會議



- 第五十二條 本所ノ經費ハ分擔金及賦課金ヲ以テ之ニ充ツ分擔金ハ茶業組合ニ對シ之ヲ賦課ス
- 賦課金ハ海外ニ輸出スル製茶荷物、府縣外ニ移出スル製茶荷物及茶業組合規則ヲ施行セザル府縣ノ居住者ニ賣買譲渡スル製茶荷物ニ賦課ス但シ製茶ノ種類ニ依リ中央會議ノ決議ヲ經テ本條ノ賦課金ヲ徵收セザルコトアルベシ
- 分擔金及賦課金ノ賦課及徵收ニ關シテハ別ニ規程ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五十三條 前條製茶荷物ニ對スル賦課金ハ本所ノ定ムル所ニ依リ荷票ヲ以テ荷主之ヲ納入スベシ但シ海外ニ輸出スル製茶荷物ニ限リ其ノ正味重量ニ對シ一定ノ割合ニ依リ現金ヲ以テ納入セシムルコトアルベシ
- 第五十四條 本所ノ會計年度ハ事業年度ニ據ル但シ出納締切ハ翌年度六月三十日トス

第十章 罰 則

- 第五十五條 違約處分ハ本所ノ會議之ヲ行フ但シ聯合會議所又ハ茶業組合ニ於テ其ノ規約ニ依リ違約處分ヲ行ヒタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第五十六條 本所及聯合會議所又ハ茶業組合ニ於テ違約處分ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ請求ヲ本所及關係聯合會議所若ハ茶業組合ニ通知スルモノトス
- 第五十七條 第十二條、第十二條ノ二、第十二條ノ三、第十三條、第十四條又ハ第十五條ノ二第一項ニ違反シタル者ハ二十

- 圓以上千圓以下ノ違約金ヲ課シ其違反ニ係ル物件ハ沒收、燒棄其ノ他必要ト認ムル處分ヲ爲ス未遂又ハ過失ノ場合ニ於テ亦同ジ但シ過失ノ場合ニ於テハ違約金ヲ課セザルコトヲ得
- 第五十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三圓以上五百圓以下ノ違約金ヲ課ス第十六條ニ違反シタル者ニ就テハ尙其ノ違反ニ係ル物件ハ沒收、燒棄又ハ必要ト認ムル處分ヲ爲ス
- 一 第十五條ノ二第二項、第十六條、第十七條、第十八條、第十八條ノ二、第二十八條又ハ第五十三條ニ違反シタル者
- 一 第二十二條、第二十四條、第二十五條又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル職務ノ執行ヲ拒ミ若ハ妨ゲタル者
- 一 製茶取締員又ハ製茶検査員ヲ欺罔スルノ目的ヲ以テ檢査ニ關シ不正ノ手段ヲ用ヒタル者
- 第五十九條 茶業組合員ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本規約ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十一章 雜 則

- 第六十條 本所ハ中央會議ノ決議ヲ經テ聯合會議所又ハ茶業組合ニ製茶ノ検査、違約處分及賦課金徵收ニ關スル事務ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ囑託スルコトアルベシ

附 則

本規約ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

茶業組合中央會議議事細則

第一章 通 則

- 第一條 議員ノ席次ハ毎改選後ノ初會ニ於テ抽籤ニ依リ之ヲ定メ一任期間設置クモノトス但シ補選議員ノ席次ハ前任者ノ席次ニヨリ同時ニ一選舉區域ヨリ二名以上アル時ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二條 本細則ノ疑義ハ議長之ヲ決ス但シ議員五名以上異議アルトキハ會議ノ決スルコトコロニ依ル
- 第三條 議長ハ議事ヲ整理シ會議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ會議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス
- 議長故障アルトキハ副議長之ニ代リ議長及副議長共ニ故障アルトキハ假議長ヲ選舉スベシ
- 第四條 會議ニ書記ヲ置キ庶務ヲ處理セシム
- 書記ハ議長之ヲ定ム
- 第五條 大祭、祝日及日曜日ハ休會スルモノトス但シ都合ニヨリ會議ヲ開クノ必要アルトキハ議長ニ於テ豫メ之ヲ宣告スベシ
- 第六條 會議ハ通常午前十時ニ始メ午後三時ニ終ル但シ議長之ヲ伸縮スルコトアルベシ
- 會議ノ開始ハ便宜ノ方法ヲ以テ之ヲ報ズ
- 第七條 議長ノ開議ヲ告前又ハ散會、延會及中止ヲ宣告シタル後ハ何人ト雖モ議事ニツキ發言スルコトヲ得ズ

茶業組合中央會議

第八條 會議中議員ハ互ニ氏名ヲ稱ヘズ議長ニ對シテハ議長ト呼ビ議員ニ對シテハ其ノ席次ノ番號ヲ呼ブモノトス

第九條 議員ハ議事中公語ヲナシ又ハ喧嘩若ハ人身上ノ毀譽毀貶ニ涉リ他人ノ陳述ヲ妨グルコトヲ得ズ

第十條 本會議ハ公開ス但シ會議ノ請求アリタルトキ又ハ會議ノ決議ニヨリ傍聽ヲ禁止スルコトヲ得

第十一條 本所役員及會議ノ命ジタル職員ハ會議ニ出席シ説明ヲ爲シ又ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ氏名ヲ會議ニ報告スルヲ要ス

第十二條 議長ハ議事日程ヲ定メ會議ノ終リニ翌日ノ議事日程ヲ會議及會頭ニ報告スルモノトス

第十三條 議長ハ會頭ノ請求又ハ自己ノ意見ニヨリ緊急又ハ先決ヲ要スル事件ノ爲メ議事日程ヲ變更スルコトヲ得、議長ハ日程ニ定メタル事件ノ議了シタル時ハ日程ノ追加ヲナスコトヲ得

第十四條 議員ハ先決ヲ要スル事件ノ爲メ議事日程變更ノ動議ヲ提出スルコトヲ得但シ賛成者アルトキハ討論ヲ用ヒズ表決ニ付スベシ

第十五條 議事ヲ開クトキハ議長ハ書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシムベシ但シ時宜ニ依リ之ヲ省略スルコトヲ得

第十六條 議案ハ第一、第二、第三讀會ヲ經テ確定スルモノトス

第三章 議 事



ス但シ議長ノ意見又ハ會議ノ決議ニ依リ讀會ヲ省略スルコトヲ得

第一讀會ニ於テハ議案ノ大體ヲ討論シ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ議決ス若シ第二讀會ヲ開クベカラズト議決シタルトキハ其ノ議案ハ消滅スルモノトス

第二讀會ニ於テハ議案ノ逐條ヲ審議決定シ否決シタル其ノ條項ハ消滅スルモノトス但シ議長ハ必要ニ應ジ審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ連ネ又ハ一條ヲ分割シテ審議スルコトヲ得

第三讀會ニ於テハ議案ノ全體ヲ通ジ又ハ之ヲ分割シテ覆議確定ス

第十七條 第一、第二讀會及讀會ヲ省略シタル場合ニ於テ賛成ナキ動議及第三讀會ニ於テ五名以上ノ賛成ナキ動議ハ議題トスルコトヲ得ズ議事日程變更ノ動議ニ賛成ナキトキ亦同ジ

第十八條 動議成立シタルモノハ會議ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ撤回スルコトヲ得ズ

否決又ハ撤回シタル動議ハ其ノ讀會ニ於テ再提出スルコトヲ得ズ

第十九條 議員建議案ヲ提出セントスルトキハ十名以上ノ賛成者ノ連署ヲ以テ之ヲ議長ニ差出スベシ

建議案成立シタルトキハ會議ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ撤回スルコトヲ得ズ

第二十條 否決シタル議案及建議案ハ其ノ會期內ニ於テ再ビ提出スルコトヲ得ズ

第二十一條 發言權ヲ得ントスルモノハ起立シテ議長某番ト呼ビ其ノ番號ヲ呼ブヲ俟テ發言スベシ

前項ノ場合ニ於テ二名以上發言權ヲ求ムルトキハ議長ハ先ニ起立セシト認ムル者ヲ指定シテ之ヲ許スベシ

第二十二條 討論ハ議題ノ外ニ涉ルコトヲ得ズ

第二十三條 議長自ラ討論ニ與ラントスルトキハ議席ニ着キ副議長ヲシテ議長席ニ着カシメ其ノ問題ノ表決ニ至ルマデ議長席ニ復スルコトヲ得ズ

第二十四條 議長ハ發言權ヲ求ムルモノアリト雖モ既ニ論旨盡キタリト認ムルトキハ討論終局ヲ宣告スルコトヲ得但シ議員五名以上ノ異議アルトキハ討論ヲ用ヒズシテ採決スルモノトス

第二十五條 議長表決ヲ探ラントスルトキハ其ノ問題ヲ宣告スベシ表決ニ付スベキ問題ヲ宣告シタル後議員ハ議題ニ付キ發言スルコトヲ得ズ

第二十六條 表決ノ順序ハ動議ヲ先ニシ原案ヲ後ニス若シ數個ノ動議アルトキハ原案ノ趣旨ニ最モ遠キモノヨリ順次表決スルモノトス

第二十七條 議案ニ付キ發言ナキトキハ全會異議ナキモノトシテ決定ス

第二十八條 表決ノ際議場ニ現在セザル議員ハ之ニ加ハルコトヲ得ズ又議場ニ現在スル議員ハ表決ニ加ハラザルコトヲ得ズ

第二十九條 議長表決ニ付スベキ問題ヲ宣告シタルトキハ其ノ

問題ヲ可トスル者ヲ起立セシメ其ノ多少ヲ認定シテ可否ノ結果ヲ宣告スベシ

議長ノ宣告ニ對シ五名以上異議ノ申立アルトキハ書記ヲシテ議員ノ番號ヲ點呼セシメ可否ノ結果ヲ宣告スベシ

議長必要ト認ムルトキハ起立ノ方法ヲ用ヒズシテ記名又ハ無記名投票ヲ以テ表決ヲナサシムルコトヲ得

第三十條 會議ニ於テ選舉ヲ行フトキハ其ノ種別毎ニ無記名投票ヲナシ有効投票比較多數ヲ得タルモノヲ以テ當選トス

得票同數ナルトキハ年長ヲ取り年同ジトキハ議長抽籤ヲ以テ之ヲ定ム但シ會議ノ議決ニヨリ記名投票又ハ指定推薦ノ法ヲ用フルコトヲ得

第四章 記 事

第三十一條 議長ハ書記ヲシテ會議録及會議速記録ヲ調製セシムベシ

第三十二條 會議録ニハ出席議員ノ氏名及會議ノ細末ヲ記載シ之ニ議長及會議ニ於テ選バレタル議員二名ノ署名ヲ要ス

第三十三條 會議速記録ハ速記法ニヨリ議事ヲ記載ス

第五章 委員 會

第三十四條 會議ノ決議ニ依リ委員ニ附託シテ議案其ノ他ノ調査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十五條 委員ヲ設クルトキハ其ノ數ヲ奇數トシ議長ノ指名又ハ議員ノ互選ニヨリ之ヲ定ム

第三十六條 委員ハ互選ヲ以テ委員長一名ヲ定ムベシ

委員長ハ委員會ノ議長トナリ其ノ會議ヲ整理シ秩序ヲ保持シ且経過及結果ヲ會議ニ報告スベシ

第三十七條 委員會ハ委員半數以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開キ決議ヲナスコトヲ得ズ

第三十八條 委員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可非同數ナルトキハ委員長ノ決スルコトニ依ル

第三十九條 委員ハ其ノ附託ヲ受ケタル事項以外ニ涉ルコトヲ得ズ但シ連繫スル事項ノ調査ヲナスハ妨ゲナシ

第四十條 第十一條ノ規定ハ委員會ニ之ヲ準用ス

第四十一條 建議案ノ提出者ハ委員會ニ於テ其ノ主旨ヲ陳述スルコトヲ得

第四十二條 委員會ノ議事ハ傍聽ヲ許サズ

### 第三 中央會議の大臣訓示

中央會定時會には毎年國務大臣臨席一場の訓示を與ふるを例とし、古くより一定の行事の如く繰返されて居る。今記録に残されたる是等歴代の主管大臣、總理大臣又は代理官の訓示及演説を蒐録すれば左の如くである。



齋藤(修一郎)農務局長演説 (明治二十四年一月五日定時會、陸奥農商務大臣代理) 別段茶業に關し御咄し申す程の事も無いが本官は、只今陸奥農商務大臣閣下の御意向を諸君に御傳へ申すことに止むる次第である。昨日私は終日この茶業會議を親しく拜聴しましたが、諸君は何れも、個人としての利害、又各自その地方としての利害等々相關する所大なるも、是等は總て第二段に措き、只管國家的經濟に重きをおくの觀念を以て、萬事に注意せらるゝといふ熱誠の實狀を、役所に歸り大臣に報告したる所、大臣に於ては甚だ満足の意を表せられ、尙本官をして諸君に對し、この満足の意を傳ふるやうの御命令であります。實は大臣に於ても一度是非諸君に面會し、色々諸君の意見も聴き、又大臣の所懐をも申述べられたき希望を抱かれて居りますが、頃日来御病氣のため、こゝに御臨席相成りかねる次第で大臣も非常に遺憾に思召してお居て居りますが、何れ其内には御面會の機會があらうと存じます。本官はこゝに之を諸君に御傳へするの喜びとするものであります。諸君はこの會議に於て決定せられたる重要事項を、茶業の實際に及ぼし一段の御盡力あらんことを希望して止まない次第であります。

前田正名氏懇話 (明治二十五年二月五日第一懇話、二月十日第二懇話定時會) 【第一懇話】 正名暫時本席を拜借し諸君の高慮を煩はし度件あり、一昨二十三年春政府より下賜せられたる金二十萬圓は其目的一會社の營業確實を計らんとし附與せしにあらざ、茶業者年來の衰弊困憊を憫んで分頭惠與せしにあらざ、只日本製茶そのもの、發達改良を促し販路開通の資に供せんとせしに外ならず、其當時はこれを受けたるもの、政府御趣旨の存する所を知得し謹んで計畫する處ありしが、授受其間一年に滿たざるに其機關として備へたる日本製茶會社に雖も解散を告げ同時に下賜金も亦返納せざるを得ざる場合に立至りたる事は正名今尙ほ之を憾みとして忘るゝ能はず、蓋し諸君も其感一様なるべし、去りながら正名は心竊かに彼の二十萬圓を返納せしめたる後、否返納したる後には定めて之に代るべき明策他にあることならんと爾來日々夜々に樂みたる甲斐もなく、今日只今に至るまで、敢て後の計を講ずるものあるを聞かず、只々失望落膽といふの外なく、然らば茶はこのまゝ自然の成行に放任せんか、發達改良を促すべき點なきか、新販路開通の要なきか、是等諸問題に對するの說、或は種々あるべしと雖も、正名は目下の場合人に意見を問ふの違あらず、茶夫れ自身は日々夜々に吾人を賣めて今は放任猶豫すべきの時にあらず、速に前途の策を講究せよと物品自身の云ふ處は蓋し至誠なり眞摯なり、當業者諸君の存念之を知らず、當業者以外の正名は日夜憂慮忘るゝ時なし、胸中常に起きよ、懶け、眠りを醒せと呼ぶものあり、故に日本製茶會社解散の後、一個人に對しても、又一縣下に對しても、足下は速かに卒業せよ、本邦製茶の爲めに盡せよ、或は貴下當業者は一致結合茶業團體を組織せよと勸誘せざることをなし、幸にして其後九州、四國、近畿の當業者は同盟結合進んで茶業義會なるものを形成し、已に本年新茶の季節より着々業務の端緒を開かんとす、續いて關東にも小團體設置

の企望ありしと、正名は國家のため諸君に對し、又諸君と共に喜ばざるべからず、得難く是人類の常なり、正名尙ほこの上希望する所ものは前段組織成就の各團體を結合し全國百二十萬當業者大團體を形成せんことを切望して己まざることは獨り正名のみならず蓋し諸君も其然るべきを確信す、幸にして這回は遠路遙々上都の場合なれば宜しくこの機を利用し今回出席諸君中より十名なり七名なり委員を選定し、正名と共に協議する所あらしめ、正名の希望諸君の本意を事實の上に現出せしむる様、深く望む處なり、終りに尙ほ一言す、凡そ人事萬般一事を經營せんとして先づ當初考ふべき事は、第一この事は出来得べき事なるか、將出來ざる事か、第二この事は善き事か、將た悪しき事か、第三爲すべき義務あるか、將た義務なきかの三點なるべし、而して今回將に計畫せんとする茶業新團體組織の事は以上三點に當らざるあるか、只諸君の忠實なる御高慮に訴ふる次第也。

【第二懇話】 余は明治十年佛國博覽會の事務官に任ぜられて親しく出品上の件につき經驗あれば其の談話を試むべし、余は之に依つて明年開設せらるべき米國大博覽會の出品及び喫茶店の方法に對して本會議員諸君に望む處なり、一方は米國に於ける日本茶の信用を恢復することに注意すること、又一方は茶業者出品の實況に反省して將來の方針を定め、以て誘導すること是れなり、而して是れ等の事は長談に渉るを以て茲に之を略するも、先づ喫茶店の事については、第一茶店は珍しきが爲めに客を誘致するか、第二利益を得んが爲めにするか、第三は日本茶の將來を謀るが爲めに之を設くるか、議員諸君は以上の三點につき如何の點を選びて着手するの計畫なるや、諸君よ、直接に利益を得ると、間接に我々を利するとの孰れが將來に利あるかを注意せざるべからず第一及び第二は一個人の爲すべき事にして余は決して中央會議の企つる處にあらずと信ず。

余がこの三點について感ずることは左の如し、第一は徒らに奇異の感觸を彼の外客に與ふるのみ、彼等は日本茶の純粹なる處を玩味するに至らずして單に外觀の奇を感ずるに止まらん、第二の利得に重きを置くことは最も考究を要す、是れ素より商賣上に關することにして喫茶店を以て此の目的に對し満足の結果を見ること甚だ困難なり、何となれば茶を飲用したる客は單にその價格の高下適否を品評するに止まるを以て甚だ面白からず、加之其飲用茶は到底彼等の日常飲用する茶よりも劣等の感を抱かれん。抑も喫茶店の如きは客を接待するに多數の人を要するは勿論にして、茶店に来る客も亦日々多數に上らん、これを以て其間種々の不都合混雜を來すは明瞭なることにして或は接待人員の不足は客に不満足を與へ或は缺損せる器物なども使用するに至り徒らに顧客の信用感觸を害するに至らん、以上の二點は余のこの喫茶店計畫に向つて取らざる所なり、其第三は即ち余の特に希望する所にして喫茶店に對する客人は特に之を招待すべく又招待すべき人は日本茶に關係最も深き茶商外交官、高名なる割烹店主、旅館主、醫師、豪農商其他縁故を有する人々とす。而して之を變應するには純粹なる日本茶を以てし、その傍ら本邦製茶沿革及製造の方法を説明



し、或は日本茶が支那印度の製品と大に趣きを異にする所以を明かにし、最も親切に彼等の納得するやう解説し、又他面彼の需用地の状況を調査し、その流行慣習等を茶席の中より審きに看取し、尙ほ本邦には既に茶業組合等の組織あり之を統ぶるに中央會議所を以てする茶業行政方面の整備を傳へて將來彼我通信の便を開き以て日本茶の販路擴張上に機會を作るにあり、さればこの博覽會を以て、僅少なる製茶の販賣によつて目前利益を貪り又は單に日本茶の眞味を知らしむるに止め、他の重要な大販路擴張の方法を捨て、顧みざるが如きは余の性質として黙止する能はざる所なるを以て、一言諸君の注意を喚起せんと欲する次第也。

**金子(堅太郎)農商務次官訓示** (明治二十七年二月十五日定時會) 諸君、私は本日茶業會議を終了して夫々歸郷されやうとする時、會頭の御話によりこゝに罷り出ました。私もまだ新任早々ではあり、茶業の事に就ても是といふて別に纏まつた意見もありませんが、茶は國家經濟上に重要な關係を有するものであるから、幸ひこの席に於て諸君に御目にかゝつておくことは最も意義あることに思ひ、會頭の言に従ひこの席を汚す次第です。實は茶業に關しては多少愚見がない譯ではない、先日紅葉館に於ても陳述致しましたが、將來諸君と共に充分力を盡し、日本の國産中、生絲に次ぐ多額の輸出品として大に之を發達せしめなくてはならぬ諸君が祖先傳來とも申すべき茶樹を愛し之を發達せしむることは、是れ諸君の爲めばかりでなく洵に國家全體の爲めであつて、私は切に諸君の努力を望む次第である。されば諸君は茶業に従事するに當りては、この國家といふ事を念頭に於て大にやつて頂きたい。その國家觀念についても一々申せば多々ありますが、先日紅葉館に於ても申せし如く、茶の國家に對する重要性は、それが内地支の關係でなく外國貿易中の要部を占めて居り、且つ支那印度と共に世界に對する茶の供給國となつて居る所にあります。然し今日の如く時勢が進んで来ると、從來の如き流義にては、貿易上充分の望を達することが出来ない。即ち各國の貿易に對する状態、及びその順序方法、取引の機關等を研究する必要がある、日本の貿易は僅か三四十年来の事であるが、諸外國では數百年の經驗を重ねて今日の發達を來して居る。されば日本に於ても宜しくこの時勢に照し、内に在りては各團體の統制を圖りて製品改良に盡し、外は各國の事情を調査研究してよくこれに順應することが必要である。諸君が各々その地方にありて、茶畑の中に立つ時もこの考へだにあれば、日本の茶業も大に發達すべき筈である。殊に今日外國の進歩の度合と、日本のそれとをよく比較研究し、慎重なる考慮を加へて斯業に従事するに於ては、日本茶の前途には寧ろ洋々たるものがあるであらう。他日諸君と膝を交へ充分協議する時もあるであらうが、本日諸君が會議の重任を果し歸郷せんとするに際し、この一言を饒けとする次第である。

**大隈(重信)農商務大臣演說** (明治三十年四月九日臨時會) 私は諸君も御承知の如く先月二十九日農商務大臣に任ぜられ、在職日尙ほ淺く茶業關係の事についても、僅かに農務局長よりその一端を聴取したる位で、是迄にも本邦製茶の海外輸出について深く

調査したる所なく、突然諸君に御話し申上げる程の材料も持ち合せて居らぬが、幸ひ此度び政府より年額七萬圓の補助金を中央會に交付することゝなつたので、これについて聊か一言を試みやうと思ふ。製茶が我國産中重要な地位を占め居ることは今更申すまでもなく、又日本國民は貧富の別なく日々茶を好飲するの習慣がある。平生餘り習慣的に用ゆるので左程大切とは思つて居らぬやうだが、生活上衛生的に重要なものであつて、飲料としては實に食物に次ぎ、今日にては最早一日も一刻もなくてはならぬものになつて居る。茶は日本に於て随分古くから行はれ、神佛に捧げたり、宴會の席にも缺かさず、抹茶茶道の如き日本固有の特徵を發揮するやうになつた。實に社交上必要の地位を占めて居る。安政の昔日本が外國貿易を開始するや、茶は眞先に輸出された。當時未だ太平洋航路開けず、米國太平洋鐵道もなく、又スエズ運河もなく、従つて日本茶の輸送には、亞弗利加の南端喜望峯を廻り先づ英國に送り、それから米國へもつて行つた。支那は日本より先に貿易を開いたが、日本茶としては右の如く安政の前後英國に行つたのが一番の嚆矢である。その後各方面の航路が開け、明治に入り米國へも直接送るやうになつた。勿論當時日本茶は未だ世界に知られず、支那茶の中に混ぜ、支那茶として外國に行つた、米國でも最初は支那茶より外に知らず、スエズ運河の開通や、太平洋鐵道の運轉により始めて日本茶の時代が作られたものである。かくて日本綠茶は米國市場に大に歡迎せられ支那茶を凌駕するやうになつた。この時代は日本茶の競争相手は支那茶であつて、日本は品質の精良を以て遂に勝利を得た、かくて支那茶を壓倒せる日本茶は、次に紅茶を敵として戦ふことになつた。近年は更に臺灣茶とも競争するやうになつた。然るに印度錫蘭の紅茶が勃然として起るやうになり、歐洲の天地を席捲し、更に米國に進出して、こゝに盛んに日本茶支那茶の領域を侵すやうになつた。是れ誠に恐るべきの強敵である。この形勢を前にして、日本茶の貿易については、諸君の御盡力により防戦且つ進撃を策せられるけれども、當業者の獨力では到底足をはばかぬといふので、政府の補助を要求され、その結果として七ヶ年繼續年額七萬圓の補助が實現することになつた譯である。だがこれでは未だ少額で、印度錫蘭の強敵に對抗して充分とは云はれない。故に諸君は、諸君の力を以てこの補助金を最も有効に活用しなければならぬ。

更に退いて栽培製造について見るに、私は全くこの方面に不案内だが、兩方面共に改善を要すべき點が多々あるやうに思ふ。即ち栽培に於ては品種を統一して増收を圖り、製造に於ては品質を向上せしむる一方生産費の節約に考慮の要がある。私の論は座上の論に過ぎないかも知れないが、日本と印度とは、生活の程度が略ぼ同じく、勞働者農民の賃銀など印度の方が低廉といふ譯ではない。只薪炭の供給などは却つて日本の方が豊富であるのに、生産費は印度の方が低い。これはどうしても諸君の指導により一般當業者の盡力に俟たなくてはならぬ。然らば日本茶の生産費に節減の餘地なきかといふに決して然らず。之が改善の方法大にあり



と信ずる。爰に於て私は諸君に勸告する。印度茶との競争に打勝つために生産費の低廉を計り、良茶を安くといふ建前で、國費七萬圓の補助金を大に生かして使つて欲しいのである。補助金は少額だが、併し當業者自ら奮起すれば大に有効とならん、若し當業者の自奮力にして缺けたりとせば、いかに多額の補助金を投ずるもその効なく、米國市場の人氣を獲得するなどは思ひも及ばぬことであらう。切に諸君の發奮を希望する。

尙ほ販路は、獨り米國のみならず、支那の北部、西比利亞、露國の市場など随分と世界的に廣大である。又英領加奈陀から、中南米方面にも茶の消費者を求むることは敢て難くはない。ソコで日本茶の品質のことだが、世界的に日本茶の批評を聞くといふ一般にどうも力がないといふ、香氣が少く出が悪く、色が變るなどと云ふ、是は諸君の方が精しく知つて居らるゝ筈だ。氣候の故か、地味の爲めか、將又人力の到らざるに依るか、我日本茶貿易に於て他の競争に打勝つには、人力を以て天恵を補ひ、香味水色の充分なるものを供給するにある。これは理屈ではない實際である。諸君の熱誠は克くこの境地を開拓することが出来るであらう。勿論かくして世界的の地位を確保するまでには一朝一夕ではいかぬ、随分これは困難に對する覺悟が必要であらう。支那の一部、臺灣爪哇、印度、錫蘭の如き一年中霜の降らぬ地方と競争するのだから非常の覺悟はいるが、しかしそれを忍んで熱心に之に當れば不可能といふことはなく日本茶の運命も自然に開けるであらう、どうかこの品質の精良を期し生産費を低めて、世界に市場を廣むるやう御注意御盡力を切望する。

會補(荒助)農商務大臣訓示 (明治三十三年三月二十一日定時會美濃部秘書官代讀) 諸君が業務の多論に拘らず遠路當地に來集

し幾多の時間を費して斯業の爲めに經營熱誠せられたるの勞を多とす。

回顧すれば明治三十年中本邦製茶をして一層外國の競争に堪え大にその販路を擴張せしむるの必要を感じ其目的を達するため帝國議會の協賛を経て同年以後三十六年に至る迄年々七萬圓の補助金を茶業組合中央會議所に交付し因つて以て海外販路を擴張せんことを期せり、蓋し本邦製茶は近く印度錫蘭の強敵あるのみならず海外市場に於ては常に咖啡其他の類似用品の爲めに有力なる競争を受け其前途や甚だ困難なりとす。是れ製茶販路擴張補助の己むべからざるに到りたる所以なり。然るに其後時々主任者より聞く處によれば茶業組合の事業たる本邦製茶販路の擴張上尙ほ往々にして遺憾とする所あるが如し、補助金の下付は明治三十年に始まりたるものにして本年に至り既に三星霜を關し尙後僅かに四年を剩すのみ、然るに今年に至り未だ充分の成績を擧ぐるに至らざるは甚だ遺憾と云はざるべからず、斯の如くにして七年を経過せんか、其後再び補助を繼續するは到底望むべきにあらず、何を以てその事業を承ぎ永遠に販路擴張の目的を達するを得んや、今日は既に補助金下付年限の半ばを経過せり宜しくその期を終りたる後

の善後處分につき充分の對策を立つべきの時機既に到來せり、是れ敢て諸君の一言を乞はんとする所以なり、思ふに諸君は既に夫々腹案ある可し、果して然らば宜しく速かに之を實にして着々其實行を期せんことを希望す、今諸君に告ぐるに此事を以てするは或は杞憂なりと云はん杞憂なりとせば是れ洵に幸なり、顧みれば西比利亞の販路未だ充分其精に就かず、而して米國市場も亦前途尙茫莫たり、今日は本邦茶業に取り一日も安堵すべきの時機にあらず、是れ敢て憚る所なくしてこの言を爲す所以なり、諸君一層奮勵して補助金を充分に利用して各種適當の方策を立つるは勿論補助金廢止の曉獨立獨行能く永遠に販路の擴張を圖るの方案を今日より講究せんことを希望に堪えず、一言諸君の勞を謝すると同時に予が諸君に期待する處を述べて一省を乞ふ。

藤田農商務總務長官訓示 (明治三十四年三月十二日定時會) 前日來茲に會議を開かれ其模様は日々臨場の者より略ぼ承れり、

就ては私よりも茶業の將來につき一言述ぶる所あらん。我國茶業と最も關係深きは北米合衆國なり、然るに同國は高き海關稅を布き、諸君は定めし之が爲め多大の困難を感じ居るならん、本省に於ても何とかして、之が廢止を實現せしめんと苦心し居れり、即ち我々としても、この廢稅につき昨年春より種々方策を講じ、所管責任者を督勵する一方、諸君にも年々人を米國に派せしめ廢稅の運動を繼續せしめたり、願くは今後も尙ほ委員を派し、他くまで目的を貫徹するやう活躍せられんことを望む。

由來我國には生絲の如き多額の輸出品あるも同業者の團結極めて弱く常に憂ひとしつゝあるも獨り茶業に於ては諸君の團結極めて固く且つ事業の擴張に對して頗る熱誠なり、是れ誠可喜ぶべく、諸君は尙ほこの上にも協同一致の力を以て製品の上販路の擴張に努め、一方廢稅運動に向つて最後の努力を試みられんことを渴望して止まざる次第也。

平田(東助)農商務大臣訓示 (明治三十五年三月十二日定時會) 今日全國茶業組合中央會議の開會に際し、諸君の會合せられたるを機とし茲に一言所思を陳べ以て諸君の参考に供せんとす。願ふに我が製茶貿易は海外に於て優勢なる競争品を有するのみならず咖啡の如き勁敵のあるあり、頻年困難に遇れるを以て政府は明治三十年以來毎年一定の保護金を下付して海外販路の擴張を助けたるも我が製茶唯一の華主たる北米合衆國に於て三十一年米西戦争の結果苛重なる戰時輸入税を賦課し且つ外國競争茶の打撃亦猛烈にして爲めに我が製茶貿易は益々不振を招きたり、是れ本業のため將た國家經濟のため甚だ遺憾とする所なり、然るに當業者は斯の如き逆境に在るに拘らず銳意之が挽回を計り一面一致の力を固うして茶稅廢止の運動に努め今や米國當業者の同情を得て廢稅の機運稍々熟し該法案成立の好望ありと、斯業回復の策を講ずるに於て大にその餘地を得べしと雖も、若し進んで大に需用供給上の改良をなし需用者に満足を與ふることを努むるに非れば、我茶業は一層窮地に陥るなきを保せず故に當業者今日の急務は需用地の嗜好及經濟的事情に鑑み我生産を改良し以て供給の増進需用の便益を圖るにあるのみ、殊に保護金の下付は明治三十六年度限り



にて、今後僅かに二星霜を以て満期となるが故に此際特に國家保護の責を擧ぐるを期せざるべからず、即ち畫策經營其宜しきを  
得て萬遺算なきを努むるは當業者則下の責務なりと信ず、而して現今製茶貿易の不振は獨り日本茶のみならず印度錫蘭茶亦  
實に然るなり、當業者たるもの決して今日の不振に落膽阻喪するを要せず、益々銳意奮進して製茶の改良と生産費の節約を講じ以  
て海外需用者の嗜好に適し其便利を進むるあるのみ、則ち今日の不振は反つて他日の達運となるも亦知るべからず、諸君希くはこ  
の意を體し益々拮据盡力あらんことを。

清浦(奎吾)農商務大臣訓示 (明治三十八年三月八日定時會) 此節茶業家諸君が御會合になつたについて一言諸君に御挨拶した  
くこの席に出たのであります。

製茶は我國の主要輸出品の一であつて其額も多大の金額に上つて居ります。然るに又一方を顧みれば、印度錫蘭茶など我が製茶に  
向つて對抗する強敵がある、夫れについては當業者諸君が、この競争場裡に立つて勝利を制する上には多大の力を盡さなければな  
らぬ、政府に於ても其必要を認めて、今年七萬圓の補助金を交付したるが、既に其期限も経過したる次第であります。併し  
昨年如きは前年に於ける豫算成立の結果七萬圓の半額即ち三萬五千圓の補助金を出し得たのであります。

御承知の如く我國は世界の強國たる露國と競争を開き多大の費用を要するため、政府は行政事務を始めとし種々の經費を削減し、  
又事業の繰延をなす等削減し得るものは充分之を削減し以て軍費の供給を満足にしたいと、一方には國民に向つて苦痛なる増税を  
なす次第なれば一般政費に於ても種々の事業に於ても思ふべからざるを忍び削減したのであります。

これが爲め我製茶の如き頗る強敵が貿易の前途に横はつて居るけれどもも豫算に計上し議會の協賛を求むることが出来なかつたの  
であります。豫備費支出を求むることは會計法規の許さざる處で將來益々製茶の貿易を多大ならしむる點に於ては實に遺憾な  
事でありました。

さりながら補助金がないからとて將來益々擴張せねばならぬ事業が多いのであるから、其方法を缺くことありては遺憾千萬なれば  
單に政府の補助に依頼せず有力なる諸君は自治自營の力を奮つて、而して前年に劣らざる成績を挙げられんことを希望致します。

松岡(康毅)農商務大臣訓示 (明治三十九年三月十二日定時會) 此度は諸君は遠方より懇々御集會になりまして茶業について色  
々御協議があり、茶業の前途についても定めて有益なる御協議があつたことと思ひますが、茶は重要な輸出品となり居りますか  
ら今後尙舊に倍して御盡力あらんことを希望致します。

時間がありますれば色々御考の筋も承り度と思ひますが、何分用事輻輳の際でありまして其意を得ませんのは頗遺憾であります。

今日は突然にて別に腹案もありませんから卒爾ながら是で退席いたします

押川(則吉)農商務次官訓示 (明治四十二年十一月二十五日臨時會) 本年五月農商務大臣は本邦製茶貿易の大勢に鑑み全國茶業  
組合の活動を計らんか爲め省令を以て茶業組合規則改正の實行をせられました。其後關係當事者各位の熱誠なる御盡忠によりまし  
て各地共に大に夫々必要なる規定の改正を了し爰に本日を以て無事全國茶業組合中央會議の開會に至りましたのは深く満足  
する所にして且つ感謝の意を表する處であります。抑も全國茶業組合中央會議所は全國茶業組合を聯絡する一大團體でありまして  
其區域の廣大なる本邦組合中稀に見る處にして從つて其の責任も重大なる次第であります。

今熱々本邦製茶貿易の趨勢を觀察するに製茶輸出額の大部分を占むる級茶に在りましては咖啡及び印度錫蘭茶の激烈なる競争のあ  
るあり又世界有数の喫茶國にして一ヶ年の喫茶額一億萬斤以上に達すると稱せらるる露國に對しては殆ど輸出の見るべきものなく  
今後製茶貿易の發展に際しては特に茶業組合中央會議所の活動に期待する處頗る多しとす。

これ茶業組合規則改正の主旨にして本官亦其主旨を遂行し毫も遺憾なからんことを望んで止まぬ。尙この機會に當り滿場の諸君に  
對し全國製茶組合中央會議所の計劃上特に重要と認むる二三の事項に付き本官の希望を述べん。

一、改正茶業組合規則第七條に於て明示する如く全國茶業組合中央會議所設置の目的は専ら對外製茶貿易の發展を計るに在り之を  
以て組合事業中内國的製茶改良事業に關しては各地の製茶組合若しくは茶業聯合會議所をしてこれが經營に當らしめ、茶業組合中  
央會議所は特に對外製茶貿易の發展に向つて極力盡忠する處あらんことを希望する次第であります。

二、改正規則に於ては會議副會理事其他責任ある役員の設置を規定してあります。抑も法は死物で、之を運用するは人である、  
其人の當を得ざらんか、規則改正の如き何の效果もないので御座います。各位は宜しく中央會議所の責任の重且つ大なるを考察  
し、私を抑へ情實を拂し適材を適所に置くの意志を以て役員選舉の如き最も慎重厳正ならんことを希望するのであります。

改正規則に於て役員は茶業組合員以外の者と雖も役員に選舉することを得せしめたるが如き蓋し其趣旨に外ならぬのであらうと  
思ふ、尙ほ役員に關し爰に附言を要するは中央會議所にのみ理事を設置したることでありませぬ。

抑も茶業組合中央會議所は前既に述べました如く其區域頗る廣大にして全國の茶業組合を聯絡し其責任の大なること全國組合中  
稀に見る處なるを以てこれが事務の中心たるべきものに對しては相應の經費を支出し、充分なる適材を常置するの必要を認め  
るを以て特に理事を設置したる次第である。

三、又改正規則に於ては特別議員の制度を特定し且つ其議決權をも明記した、これ蓋し直接間接茶業に關係ある天下の名士に議員



を囑託し其の意見を傾聴し亦議決の數に加へ以て本邦製茶貿易の發達を期せしに外ならぬのである。以上の外茶業組合規則申改正を加へたる點多しと雖も今安には一々之を説明するの煩を避く、要するに、茶業組合規則改正の主旨は本邦製茶貿易の發展を計る主旨に外ならざるを以て各位は宜しく其主旨に基き製茶貿易の爲め誠心誠意盡瘁せられんことを望みます。終りに臨み中央會議特別議員各位を紹介せん。(氏名略)

今回農商務大臣より中央會議特別議員を囑託せられたる是等の方々は、何れも直接間接本邦製茶界に學識經驗ある名士で御座います。本省より曩に之が承諾を求めたるに何れも快諾せられました。爰に深く感謝の意を表し尙ほ更に進んで之を其他の方々に御紹介致します。滿堂の各位、宜しく共に意見を交換し國家のため討究努力あらんことを。

押川(則吉)農商務次官訓示 (明治四十四年二月六日定時會) 諸君、…茶業のことは我國の貿易から云ふも將た産業上から申すも、重きをおくべきことは申す迄もない事で實に生絲に次ぐ處の重要品であります。

從來政府に於きましても同業者諸君に於ても種々なる方策を施して居り現に行ひつゝあるので御座います。然るに海外に輸出する製茶の状況が他の貿易に引かへ比較的振はない、決して茶業は衰へたといふ統計は出て居ないが、併し進んだとは申されない、甚だ遺憾なことである。此事は官民相合して考慮し研究せねばならぬことと思ふ、然るに世界の有様を見るに日本茶の輸出先なる米國に於ては、飲料を用ふる人口が、益々増加し飲料の消費が従つて多くなつて居る…紅茶は…他國の産出に係るものは増して居るが日本茶…緑茶は進んで居らぬ、動もすれば他の飲料の爲めに壓倒せんとする傾きがある。

之を救ふには海外に於ける販路擴張の方法、取引の方法について考へねばならぬことと思ふ、切に當業者の大英斷を以て大計畫を立てねばならぬ時機であると思ふ、内に在りても生産に心を用ひ充分なる製法を講ぜねばならぬ、茲に最も注意したきことは茶の價が高くなつたが、品位は悪くなつたといふことである。それが爲めに今回諮問案を提出したのであります。本會は全國の茶業に關係ある重立ちたる諸君の會合でありますから、貿易生産のことについて其研究を乞ひたいのである。近來着色茶といふことを耳にするのであるが、この場合に於て茶の本質が悪くなるやうでは貿易上甚だ大事である、大打撃であると思ふ、緑茶が逐年下落するのは勞銀が騰貴するとか、費用が増加するとかの爲めであらうと思ふのであるが、此の場合生産費の節約を計るといふことも必要であるが、貿易を犠牲にするといふことは如何なるものであらうか、官民共に餘程重きを置いて考へねばならぬ、此際諸君の方でも充分研究を重ね當業者に於ても探るべき方針を能く調べて買いたい、政府當局者に於ても必要なることに就ては充分盡力する

積りであります。

先刻大谷君の話の通り多忙なる身で殊に昨今議會の閉會中で寸暇もない位で、遺憾ながら詳しいことが申上げられないので…尙ほ技術師も臨席して居りますから篤と御相談を願ひます。

○明治四十三年は宴會の席上大浦農相が演説して居る。

押川(則吉)農商務次官訓示 (明治四十五年二月十四日第三十三回定時會) 皆さんが昨今茶業の事で御會同になり御熱心に茶業上の重要な事を議するに當り大臣が親しく臨席して御意見を聴き、所見を開陳する筈でありましたが、私が代つて一場の御話を申上げることになりました。

諸君も御承知の如く本邦製茶はその輸出額一千三百萬圓にして且つこれに内地の需用を合するときは、實に二千萬圓の多きに達するのであります。而して本邦製茶の輸出先が何處かと云へば先づ大部分米國でありまして…又米國は世界で最も多く珈琲を嗜用する國でありますが、製茶の需用も亦決して少からぬのであります。偶々製茶は明治三十一年以後五ヶ年間課税の爲めに多大の影響を受けたが、課税の廢せらるゝに従ひ漸次増加の趨勢を示して居るのであります。又米國では緑茶以外に紅茶も存するのであるが、緑茶は紅茶より優勢の地位を占めて居るのであつて其綠茶の重なるものは日本茶である。日本茶は正しく米國に於て綠茶輸入額の六割内外を占めて居るのであります。何故かと云へば日本の綠茶は各國の綠茶の眞似の出來ない特長を有するのであります。頗る有望の地位に立つて居るのである。又加奈陀に於ても大に販路擴張の餘地ありと信ずる。即ち北米合衆國及び加奈陀に對し日本の茶業當業者が今後一層奮勵せられて進歩する講究努力を重ねられましたならば、大に見るべきものあるは疑を容れぬ所で大奮發を望むのであります。

昨年米國に於て着色茶禁止問題が起りました、我日本に於ては一方ならぬ影響を受けたので官民共に大に憂慮したのであります。が、支那茶は依然として着色を改めず、遂にその輸入を禁止せらるゝの不幸を見たのでありまして我々遑早く着色を禁止し、中央會議所を初め地方聯合組合も非常に御盡力になり純良なる無色茶とし立派なる生産品として輸出しました結果、需用の數量も著しく増加し豫期以上の効果を収めたのは所謂禍を轉じて福となすもので大に慶賀に堪えぬ次第であります。

前申しました通り、今日は販路擴張に於て、又となき絶好の機會で、今後内に在りては管戒取締を嚴にし、着色、不正、粗悪茶の出荷を防ぎ、進んで一般製品の品質向上と経費の節減を圖り外に在りては、この絶好の機會を利用し販路擴張計畫の遂行に努むるは最も緊急なることであるから、中央會議所及び聯合會議所等の事業計畫上是等の點につき充分の考慮を重ねられんことを希



望するのであります。今日御會同に際し殊に諸君の御注意を願ひたきは製茶そのもの改良と産出の増加を計ることであり、製茶の改良は有力なる販路擴張の方法で、誠に必要なることとあります。若し萬一不正阻害なる製茶の屢々輸出せらるゝことあらば、如何に勉めても製茶貿易の大發展は期待すべからざることとあります。故にこの際特に希望するは四國九州等の粗製茶生産地として公評ある地方にありては勉めて品質改良に力を入れるやうに願ひたいのであります。

又製茶の産額増加は製茶貿易の趨勢及人口増加に伴ふものであります。近來の趨勢として人口は益々増加するに産出の増加の之に伴はざるものあるは甚だ遺憾の次第であります。

一時製茶に關しては悲觀説を唱ふるものもありました。山間僻地及傾斜地等比較的現在生産力の少き耕地を利用して茶樹を栽培し農家の副業的經營を以て營むに於ては、製茶業は今後に於ても有利の事業たるを疑はぬのであります。故に茶業に適當する地方に於ては茶の生産増加に對しても相當御盡力あらんことを希望するのであります。

終りに臨み一言するは先日諮問案として提出したる事項は、極めて重要なものと思惟するを以て慎重審議施設の參考上適當なる答申を望みます。

因に同定時會に提出された牧野農相の諮問案は左の三項であつた。

一、茶業組合中央會議所に於て製茶の輸出検査を行ふの得失及び必要ありとせばその方法如何。

二、本邦製茶の産額を増加するに適切な方法如何。

三、全國を通じて日乾製茶の製造及賣買を禁止する得失及び禁止を必要とせば其の適當なる實行方法如何、又日乾製茶以外製造賣買を禁止するを必要とする粗製茶ありとせば其種類及適當なる禁止實行方法如何。

**下岡(忠治)農商務次官訓示** (大正二年二月二十二日第三十四回定時會) 只今大谷會頭より御話しのありました通り實は大臣が臨場して親しく御話する筈でありましたが、御承知の如く今回の改定のため其意を得ることの出来ませんのは甚だ遺憾の次第であります。就きましては私に於て大臣に代り一片の所見を開陳いたしたいと思ひます。

此度例會として中央會議を御開きになり皆さんが御參集の上斯案につき討究審議を重ねられまはるは其勞太だ多とする所でありませぬ。私は農務局長在任中度々御諸君に御目にかゝり今亦次官として諸君と本會場に相見ゆる、實に茶業界とは密接なる面かも最も親しき關係を有する一人でありますから、私も腹藏なく申見を吐露し、亦諸君に於ても思惟なく御意見のある所を陳述せられ矯正すべきは矯正し改良するといふことにつき、斯案の爲め御討究あらんことを希望するのであります。私も其積りを以て此席に立ち

ましたので御座います。

現在製茶の輸出高は本年度に於て其數量より申し申すと、三千萬斤に達し又其金額より申し申すと約一千四百萬圓に達して居るのであります。全體我國の輸出貿易品の各種と比較して見ますに、一千萬圓を越ゆるものは甚だ少いのであります。茲に一千四百萬圓の輸出高を示すものは貿易上の一大重要品と見ることが出来るのであります。而してこの一大貿易品たる製茶は我國の如き傾斜地の多い山岳の起伏する土地に於ては地勢の上より見ても適當なるものであり、又狭い土地より多い收入を求むるといふ主義よりしても將又副業的生産品と云ふより見ても誠に適して居るものでありまして歴史に於ても古來より發達して居る物産であります。今後屈せず撻まず奮勵せらるゝに於ては其生産増加を圖るは敢て難事にあらざることと思惟するのであります。

貿易を見ますと昨年度に於ては減りはせぬ、然し増加したとも云はれぬのである。金額に於ては左程減りはせぬのであるが兎に角斤量に於て三千萬斤といふ數では減つて居る。誠に嘆はしいこととあります。これは當業者の怠慢といふ譯でもなく、亦販路擴張方法の宜しきを得ざる事でもなく、一に生産費の増加に因ることと海外に於ける賣口の面白く無いのも確かにこゝに存する事と思ふのであります。一に生産費は高くなつて居る、この高くなつて居る生産費を以て品質の良いものを安く賣るといふことは實は無理な話で、價格に於て増加をなすか若くは品質に於て粗悪に陥るは理に於て已を得ぬこととあります。然らば生産費を安くする方法はなきや、賣るものを高くするといふことが考へものだとすれば、生産費を安くして良品を得るより外に途はないのであります。甚だ六ヶしい問題であります。私の素人觀を以てすれば其餘地ありと信じ得らるゝので、一掃同その他の状況により綜合して見ましても努力節約の方法、品質の改良の方法は他にあらざるやうに思はれるので、要するに研究の足りない結果であらうと思ふ、果して研究の餘地ありとすれば、素人眼にも若干の餘地を發見するのでありますから、専門家を於ては何とか御奮發せられて器械の改良とか、若くは其の他の方法によりて努力節約の御研究を重ねられんことを希望するのであります。

政府に於ても試験場設置の必要を認めて居りますことと、一生懸命これに力を入れる筈なのであります。財政必道の爲め多年の宿題でありながら未だその目的を遂行する機會に接することの出来ないのは、甚だ遺憾の次第に思つて居るのであります。當業者諸君に於ても政府に依頼することなく、自覺的に講究の途を開いて頂きたいのであります。元來中央會議所は能く仕事をして居る、他の組合其他の團體は餘り仕事はして居らぬが、中央茶業組合は形式上に於ても實體上に於ても克く活動して居る、一例を申しますれば着色茶問題の如き或は又未だ残つては居りますが、運賃問題の如き、皆重大なる案件でありましたが、皆是れ本組合の自覺的活動によりて解決せられたのであります。本組合の團體としての活動は實に充分なりと申さねばなりません。この秩



序ある團體的自覺の活動と、大谷會頭始め諸君が協同一致して事に當らるゝならば茶業の前途敢て悲觀するに及ばぬのであります。何卒一層の御奮勵を切に希望する次第であります。

**山本(達雄)農商務大臣訓示** (大正三年二月二十五日定時會) 諸君、この度は中央組合の定時會を開くに當りまして、この席に於て諸君と御目に掛ることの出来ましたのは私の甚だ欣ぶ處であります。

それにつきまして一言御挨拶を申述べたいと思ひます。この茶業の輸出は申迄もなく我が輸出貿易中に於て最も重要視せられ又内地に於ても巨大なる需用がありまして産業上に於ては實に重大なる關係を有するのであります。今過去十數年の産額を見ますと總額に於ては餘り大差はないが、然し外國に輸出さるゝ高に於ては、この一兩年を除いては價格の上では増加したるも數量の上には幾分の減退を見るのは誠に遺憾に存する次第であります。是等の現象は如何なる譯かと云ふことにつきまして諸君と共に考慮し研究するはこの趨勢上極めて急務であらうと思ひます。それについて一二の所見を申述べたいと存じます。

第一には外國に於ける販路を擴張することであり、これは今日我が茶を嗜好する米國に於て常に年一年と競争して争つた印度錫蘭茶に對して如何にして勝つことが出来るかといふことについて御考へを願ひたいのであります。

第二は品質の改良であります。これは益々著しき改善を見ねばならぬに拘らず、動もすると反對に悪くなりかねかと云ふ憾みがある、これは生産費が高騰したとか、或は又販賣者が徒らに低價に賣らうとする爲めに餘儀なく粗悪なる製茶を輸出するといふ弊風が起つたのではあるまいかと思ふ、しかし我が製茶が外國に於て廉價の低いといふ所以のものは品質の良好なる點にあるのでございまして實に特有なる立脚點を有するのである。この品物にして漸次悪しからんか、その品質の立脚點を失ふことになるのであります。近時製茶が紅茶に壓せらるゝ傾きのあるのはその方法の巧拙にもよるのであります。主として品質の粗悪に歸因するものと申さねばなりません。

第三は不正粗悪茶の改良について検査を勵行することであり、從來組合に於ても地方聯合會と聯絡を通じてこの方針を以て専ら規約の勵行をなすつゝあるので御座います。動もすると情實に牽制せられて知らず知らずの間に不正粗悪なる着色茶を輸出することになるのは誠に信を内外に失する惡因をなすものでありまして、僅かの情實、僅かの事柄から製茶の大體にも關係を及ぼすことになるのであります。規約の勵行については一層の御注意を希望する次第であります。

農商務省に於ても、この後とも充分なる監督を加へて行きたいと思ふのであります。諸君に於ても組合の上に立つ中央會及地方

聯合會と聯絡を取られ結束して不斷の御注意を拂はれるに於ては、この狀況をして有益ならしめ、販路の擴張を見ることは敢て不能ならずと信ずるのであります。

斯の道に於ては御懇練なる諸君の事であり、どうか農商務省と手を取り合はして一致して益々發展せられんことを希望する次第であります。

**大隈(重信)首相の演説** (大正四年二月八日定時會)

この中には多分に年老つた方も居られるから、先年お目に掛つたことを覺

へて居られるだらうと思ふ。丁度それは明治三十年、私が當局の時代に茶業の事について一場の演説を試みたことを私は記憶するのである。それ以來この會は繼續して茶業の改良に、或は販路を求むるために、或は紅茶の製造に、種々御盡力になつて居るが、實は日本茶は氣候の爲めか他の競争が烈しい爲めか無論その時代に比べると進歩したるには相違なきも、他の産業が漸次長足の進歩を遂げたにも拘らず、しかも特有物産の茶は其進歩が遅々として鈍いやうに思はれるのは甚だ遺憾である。

惟ふに何等か一種の興奮劑は人生必ず必要とするものであつて、茶、紅茶、咖啡、酒といふやうに人は飲料なしに一日も生存出来るものでない。野蠻人にまれ、文明人にまれ、等しくこれを用ふるのであつて、殊に茶は精神を爽快にし、神經を興奮させ、消化を助ける、故にこれを衛生の上から見ても是非必要とするのである。建仁寺の榮西禪師は喫茶養生論などを書いた位である。初め茶は藥に用ひたのかも知れぬ、それが段々食後飲むやうになり飲むに従つて終には處世上の必需品となつた。生活が高まれば高まる程品質の好いものを選ぶやうになつて来る。全體比例からいへば、日本が五十六年前初めて貿易を開いた時、茶は盛んに賣れたので、和蘭へ生絲がドシ／＼賣れたやうに茶も凄まじい勢いで賣れたものである。故に日本貿易の前途は生絲と茶が輸出品の第一であらう、又我國の風土上將來大に發展すべきものとして、この兩者は當時多大の望みを殘されたが、生絲が長足の進歩を遂げたやうに茶はこれに伴はなかつた。是は無理もない事で、勿論生絲は概ね上流社會に需用さるゝもので貴澤品でもあり、隨て價格も高いのであるから貿易額に相違を見るは、一應尤もであるが、しかし飲料は貧富を問はず、階級の高下を論せず、總てにしかも毎日用ゐらるゝので實に必要欠くべからざるものであるから、やりやうによつては生絲を凌駕することも出来やうと思ふのである。我國がアメリカと初めて茶の貿易を開いた時、即ち五十年前のアメリカの人口は三千萬しかなかつたのが、一億萬に殖へ、富

の増加は世界に冠絶して來た。そうして人口は約三倍に暴進して富の程度も四倍にも五倍にもなつて居る、それにも拘らず米國を唯一の顧客とする我が製茶の輸出額は一向増進しない。



茶を多く含む國はアメリカを初めとして、カナダ、イギリス、それからロシアといふ順序で是等の國の人は何れも茶を愛用するのである。その中でアメリカに續いて一番人口増加の速いのは露國である。初めは五千萬位だったが今はもう一億五千萬以上になつて居る。而して到る處盛んに茶を用ゆる國である。處がその大部分は紅茶ばかりのやうだ、カナダの如きも随分茶を呑むがそれは半ば紅茶である、併しながら綠茶獨特の風味も又格別で、殊に臺灣の烏龍茶の如きは、その濃郁とした香氣と優れた風味は人をして垂涎欲く罷はざらしむる逸品である。諸君が是まで販路の擴張に多大の費用を費して年々研究されて居る處へ、吾々傍觀者が突然来て言ふ意見は陣痛で決して珍らしくないかも知れないが、併し如何に改良し如何に苦心しても歐羅巴人をして綠茶を呑ませることは中々困難である。然らば茶の將來は綠茶よりも、歐羅巴人の嗜好に適した紅茶が必要でないか、實に紅茶の將來は有望である。先年來この紅茶製造の研究に大分骨を折つて居られるやうで、從つて今は相當の價値を現はして居るやうであります。まだ不完全を免れないやうである。是は氣候風土に基因するの、又は印度支那のやうに製造術が熟練しない爲めその技術が幼稚なのであらうか。

茶は彼岸過ぎてから一ヶ月か一ヶ月半で摘むのが最も適當な時期であつて、その時分に來る強烈な光線は、茶に芳烈な香氣を含蓄させるものであつて、この時期といふことが實に大切なものであり、又耕作の仕方、肥料の工合、培養の方法といふやうに色々關係する處があるが、吾輩が思ふには、これらのものよりも其の製造の仕方によりて大に風味が違ふと思はれるのである。固より以上の栽培や時期を忽略し附しても悪いが、宇治の茶と言ふても茶に違ひはないので、其の製法によりて煎茶のやうなものも出來、又抹茶、玉露と言ふやうに價の貴いものが出来るのだから決して印度、錫蘭、支那南方で製造する茶に劣るものでない。然らば芳烈な香氣を發して歐羅巴人に賞美される紅茶の製造を決して不可能でないと斷言し得るのである。

富は生活の向上を促がすものであつて、人生必須なる飲料たる茶の供給は今日のやうに一千萬圓や、一千二三百萬圓位に止まるものでない。世界の富は増進し人口は増加したが、茶の需用高はこれに伴はぬといふことは甚だ理屈の合はぬことで、こゝが即ち諸君の反省を促さねばならぬ處である。

茶は初めは一億萬圓になるだらうと思ふた希望は、今では最早昔の夢と消えたやうだ、生絲と共に重要貿易品として囑望された茶は、已に桁が違つて來た、生絲は二億の巨額に上つたが、茶は二千萬圓に及ばぬのである。是は人力に於て缺けて居るためか、又は氣候の加減か、實に世界の需用者は口を開けて待つて居るのに拘らず、何故に日本の製茶業者は彼等の期待に反くのであらうか。天然が許さぬならば已む、併しそうではなからう、若しも天然が許さぬならば、なぜ天然を征服することに努めないのである。

か、畢竟これは製茶の術が幼稚なる爲めに原因するのであらうと思ふ。諸君が販路擴張について苦心して研究されて居ることは甚だ喜ばしいことで、傍觀者としても諸君の努力を感謝するものであるが、同時に製茶術の研究も今一步、歩を進めて貰いたいのである。印度へでも、支那へでも盛んに人を派遣して熱心に研究して欲しいものである。無論今迄には人も派遣されたらうが、どうもまだ研究が充分でないと思はれる。

凡そ物は動ともすると、現状に安んずる風がある、茶業ばかりでなく社會の上にも政治の上にもそうである……憲法は文明を進め富の増進を計り、そして國力を發展せしめる難有いものだが、是れも慣れるに従つて國民は只政治の争ひの爲めに、政友會だの、同志會だのといふやうな黨派を生じて軋軋し争闘するから憲法の運用も阻害されて其の憲法政治を得ることが出来なくなるのであつて、是等の爲め豫期した程賣法も難有くなくなつた。茶業も矢張り現状に満足すると進歩が止まるのであるから、大に研究を怠つてはならぬのである。

全體日本人は茶と離れられない系統的習慣を以つて居るので、冠婚葬祭共に茶を用ゆるのであるから、社會の風俗が茶で出来て居るといふて差支ない。來客があれば茶、旅行するにも茶、坊さんが佛事を行ふにも點茶といふ式がある。實に茶は社交上一日も必要缺くべからざるものだから、この茶によりて禮儀も備はり、『今日は』といへば『先づ御茶一杯なりとも』と言ふ。食事と食事中の中間には必ず茶を呑む楽しい團體集會なども皆この茶を中心として開かれるので、朝起きてから夜寝るまで、茶の斷續的連續によりて生活が繋がれてるのである。珈琲は英人『アンクルサクソン』『ストラブ……ストラブニツク』も呑むが、佛蘭西人のやうに呑まぬ。實に世界中佛蘭西人程珈琲を多量に呑む種族は他にない、この珈琲を呑む佛蘭西人は禮儀に流れて頻りに遊戯法などやるものだから人口が減少する。これは由々數大事で國家の衰亡も是れから始まるのだ。ゲルマン民族も珈琲は呑むが、決して佛人程多量でない、是れは又その代り麥酒を呑む、麥酒を呑むから元氣が好い。強い國民たる今度の戰爭などでも四面敵を受けて東防西戰して居るが一步たりとも自國の領土に敵の足跡を印せしめないやうに力戦して居る國民である。併し麥酒の元氣は一寸強いやうだが決して永久性のものでない、近來禁酒の傾向が大分熾んになつて來たやうである。根本正君などは年々この説を衆議院へ持出して熱心にやつて居る（笑聲起る）そして英吉利でも露國でも兵士に向つて禁酒令を發した。成程酒も一時は非常に興奮して元氣付くやうだが、永續しないから、其の反動として、疲勞を誘發し却つて志氣を阻喪せしむるやうである。サア、そらなると呑むものがなくなる。こゝに於て益々茶が有望といふことになつて來る。（笑聲起る）

販路の擴張、それも忽せには出来ないが、それよりも目下の急は、紅茶の製造に力を入れるといふことが必要ではあるまいか、印



度なり、支那なり、錫蘭へでも何處へでも頼りに人を遣つてこの製法を熱心に研究させさへすれば必ず覺える、それでもまだ出来なければ向ふから職人を招くなり、又派遣員自ら印度や支那の職工と一緒になつて、……其技術を習得し、熱練さへすれば、必ず出来るのである。實に製茶需用の前途は人口と共に無限であるから、そうなるに開港當時即ち五十年前生絲と併稱された茶が再び絲茶と囑目されて肩を並べることが出来るので、國家のためこれに越した事はないのである。

是は一に諸君の努力に待つのであるが、實に農家の副産物として茶は氣候風土の關係上最も適當な産業である、それから發達すれば地方の風俗も善良に發達して、怠慢遊惰の惡風も漸次無くなり、酒飲む處かお茶一杯で済むやうになる。従つて恒心ある者も増し恒産あるものも多くなり盛んに産業の發達を促して天然の富を開發し人力を應用したなら、益々國富み家榮へるといふことになるのである。

私は老爺だから只昔のやうに生絲と茶の時代を望んで己まないものであつて、この希望よりして一言申上げたのであるが、經驗もない傍觀者の陳腐な一場の話として捨て、貰つてもよいのである。……が産業の上から見ても貿易の上から見ても紅茶を製造する事が將來有望で漸次増加することは間違ないと思ふ。今日は突然案内を受けて久しぶりで十八九年目か来たから、その當時の事や昔の事を思ひ出して一寸お話ししたのである。多少の御参考にもなれば甚だ幸願である。

**河野(廣中)農商務大臣訓示** (大正四年二月八日定時會) 諸君不肖をもちまして拙らざるも今回農商務大臣の天命を辱ふ致しましたのは誠に恐懼に堪えぬ次第であります。不學短才殊にこの農商務の事務は別して不心得でありますから、將來は諸君の御注意を以て御指導あらんことを望むのであります。

さて今回は茶業組合第三十六回の定時會を開かるゝに當りまして、諸君と一堂に御會見するの機會を得ましたのは深く本大臣の満足する處であります。

今や全國一般國富の増進につき均しく努力苦心を怠るべからざる須要の時期に際會して居るのであります。殊に製茶の如きは我國重要な貿易品の一にして之が消長は我が貿易の盛衰に關するものでありますから尙ほ一層の御注意を乞ふのであります。どうか充分この點に留意して努力せられんことを希望するのであります。又昨年は歐洲大戦について製茶の貿易も亦之が影響を受けて少からず打撃を蒙むるか案じた程のこともなく、幸に豫想外の好結果を得ましたのは欣喜に堪えぬ所でもあります。此の機會に於て、當業者諸君が尙一層奮勵努力せられ製茶貿易の發展を圖られると言ふことは、實に急務中の急務と申さねばならぬと考へられます。今爰に製茶改良につきまして、二三の所見を述べ諸君の留意研究を望む次第であります。

その第一は着色茶の取締であります。申すまでもなく貿易の發達を圖りますには、製品の精良を期せねばならぬのは論を俟たぬ次第であります。回顧すれば明治四十四年北米合衆國に於て不正着色茶取締法の制定せらるゝや本省は當業者諸君と諮り所謂官民協力して着色茶の取締を嚴重にした結果、略ぼ市場にも其の影を絶ち且つ此の北米合衆國に於ても輸入を拒絶せらるゝ様の事は先づないと申してよいのであります。

然るに昨年に至り突如として、二三の主要産地につきこの不正着色茶を發見したるは、製茶貿易の發展上實に痛嘆する次第であります。抑も斯の如き粗製粗造なる製品を生ずるときは其弊の赴く所、前々として惡風を馴致するに至り、回復すること能はざる困難に陥るのであります。此の際中央會議には辛先して其の弊を革め、其惡を矯正して回復を計らるゝは勿論尙地方とも熱議の上萬遺漏なからんことを庶幾するのであります。

第二は生産の改良であります。品位の良好を計ると共に、價格の低廉を計るは製茶業目下の緊要事と思ふのであります。茶の栽培に關しては肥料の適否、深耕の實際、虫害の豫防等を講じて品位の良好を計り一方には製茶業を専ら農家の副業として努力の過剰を利用せば隨つて生産費の節約を計る事も出来、尙ほ進んで當該者の意見を交換するとか、或は農事試験場と相諮るとか相當の改良を謀らんことを希望するのであります。

第三は製茶機械使用上の改良であります。勞銀の騰貴に伴ひ、機械の使用を圖るは必要上尤もの次第であるが、近來廣く製茶機の普及するに従ひ機械を濫用するが故に手工を過度に省き若くは機械を利用せず、否な機械を顧みとするが故に生葉を大きくして製造するの弊がありまして、之が爲め折角良好ならんとする品質を粗製のために劣惡ならしめ品位を失ふのは本邦製茶業の將來に向つて深く戒心せねばならぬことでもあります。總て粗製品、劣惡品を除くといふ事に充分御警戒を希ふのであります。

第四は議員選舉の公正を望むのであります。本茶業組合は産茶地方に於ては聯合會議所があり、之が中樞機關としては中央茶業組合會議所が設立してある以上茶業の發展に付て此等の團體があるから敢て遺憾なきも、團體の活動は組織の規にあらざして、是を運用する人物に在ることは申すまでもないことでもあります。今年中央會議所を始めとして府縣の聯合會議所の役員選舉に際會したてであります。勿論是迄と申しましても役員選舉に關しては、充分公平無私の考を以て公共の利益を専らとして居らるゝことは疑ひないが、其中心人物たる統率機關にあるから慎重の態度を以て圓滿なる發達を遂げられんことを希望するのであります。本大臣が今日、諸君と御會見の始めに以上述べはるは、只所懐の一論に過ぎないのであります。從來本省大臣から屢々訓示せられたる筈でありますから此の意味を以て充分實行せられんことを望むのであります。



終りに臨み茶業に關する二三の諮問案が提出してありますから、其内容を宜しく審議の上御答申あらんことを望みます。今日この會議に當り諸君に御目にかゝるの光榮を有したる機會を幸に一言申述べた次第であります。どうぞ諸君に於かせられても充分なる御注意と綿密なる思慮を以て御攻究あらんことを偏に希望するのであります。

**河野(廣中)農商務大臣訓示** (大正五年二月十五日定時會) 今回茶業組合中央會議所定時會開會に際し全國に於る有力なる茶業者及中央會議所特別議員各位に對しまして、茲に一言するの機會を得ましたのは本官の深く欣幸とする所であります。一昨年歐洲に於ける戰亂勃發以來、本邦製茶貿易に及ぼす影響に關しましては甚だ憂慮する所がりましたが、幸に事實は豫想に反しまして製茶貿易は却つて順調となり、昨年の輸出額は一千五百萬圓を超え、本邦未曾有の價格に達したるが如きは諸君と共に邦家の爲め慶賀に堪えない所であります。

思ふに國産を奨励し輸出貿易の隆盛を圖るは戰後經營として我國民の最も留意せざるべからざるは論を俟たないのであります。隨つて製茶の如く一ヶ年の輸出額一千三四百萬圓の多きに上る物産につきましては之が改良發達に關しては今後一層留意せなければなりません。

茶業の改善に關しましては施設すべきことが多いのでありませうが、粗製濫造の防止を圖るが如き最も重要な事項の一であることは疑ひのない所であります。前既に述べました如く、昨年製茶貿易の旺盛でありましたのは頗る喜ぶべき現象であります。然し只懸念に堪えませんが多量なる下等茶の輸出であります。若し下等茶の一時的需用の爲めに製茶器械の濫用、茶葉の晩季摘採其の他粗製濫造の弊を助長しまして日本茶の本領とする品質の精良に對する信用を毀損しましては、將來に於ける製茶貿易の發展上影響する所が少からざること、信じます。是等の點に關しては貿易事情に精通せらるゝ各位に於て特に慎重なる考慮を廻らし相當攻究せられんことを望みます。

尙茲に茶業團體について希望を述べますれば茶業に關しては、本省に在りましても明治二十年特に茶業組合規則を發布しまして主要産地には茶業組合及其の聯合會議所を設置し全國を通じては茶業組合中央會議所を設置し産業上の團體としては其組織の比較的完備せるものでありまして本邦茶業の改善はその活動に俟つ所が頗る多いのであります。茲を以て茶業團體當事者は或は冗費を省き或は積弊を除去し或は検査の勵行を圖り其の他内容の改善に努めて茶業組合規則制定の趣旨を貫徹するに努められんことを望みます。

又今回の定時會に際しまして茶業に關し特に緊要と認めまする二三の事項につき諮問案を提出しましたから各位は慎重審議の上答

申あらんことを望みます。

終りに臨みまして從來特別議員として此の會の爲めに御盡力下さつた方々に深く御禮を申し上げ、更に特別議員に任命せられました御方に茶業の發達を助けられんことを希望する次第であります。

**仲小路(廉)農商務大臣訓示** (大正六年二月十七日定時會) 今回は中央會議の大會に就て茶業に關係ある方々が御集會になり連日各種の點につき審議せられつゝあるを承知致しましたが、私は農商務大臣として大に喜ぶ所であります。

我輸出貿易品中に於て極めて重要な關係を有つて居る茶業は實に明治の初年より海外貿易を開始せられ我産業貿易の未だ進歩せざる時代に於て國際的關係を開かれ、殊に比較的組織立ちたる貿易關係を開始せられたといふことは國家の爲め甚だ喜ぶ所でありまして大谷會頭初め多年茶業の爲め盡忠せられたる諸君に對し深く感謝の意を表するものであります。

實に我が製茶の産額は近年に至り毎年二千五百萬圓以上に達するのであります。其中一千四百萬圓は輸出されることになつて居る。尤も貿易の高よりすれば我輸出品中に於ても數千萬圓のものもあり、或は値を以て數ふるものもあるのであるが、然し是等は原料を外國に仰ぎ之に加工するとか、又材料を取寄せて精製するとか、或は未製品のまま輸出するものもあるであります。然るに我が製茶事業は幸ひにして我國の氣候風土に最も適し、栽培精製兩つながら我手にあるところの新製品として久しき以前より唱へらるゝ貴重なる國産でありまして、早くより組織的に秩序的に團體の力によりて益々發展しつゝあるは甚だ喜びに堪えぬ次第であります。只今も申述べた通り製茶の輸出のみは帝國内に於て産出し我國内に於て加工精製するのであつて、始めより終りまで全部我が國に於て出来上るのであるから一千四百萬圓といふものは全く實益になるもので、他の物産中原料や材料を取寄せ加工して單にその價格の多きを唱ふるものとは同一に見ることの出来ぬ極めて重んずべき事業であると信ずるのであります。

特に近年製茶事業の隆盛は商工業に對して好影響を與ふること少からざるものであります。實に我が製茶事業は生絲と等しく農産に工業に商業に及ぼす影響利益と云ふものは之れ亦多大なることを信ずるのであります。實に我が製茶事業は生絲と等しく農産に工業に商業に、各種の間に位して三方四方に好影響を及ぼしつゝあるものであります。

故に私は我が製茶は國際的貿易の爲め商工業の爲め將又農村の爲め益々繁榮隆盛を希望して已まぬのであります。只製茶は前述の如く明治の初年より發達し其創業の早かつたに拘らず他のものに比して進歩の著しからざるは誠に遺憾に存するのであります。尤も時勢の進歩變遷上已むべからざるものがあつたではありませうが、どうか今日の狀勢に甘んずることなく、或は販路擴張に、或は生産の改良に、内外相應じて益々發展を期せられんことを切望する次第であります。政府に於ても私は勿論省員



一同此目的の爲め出来得る限り都合と便宜とを圖り時勢に應ずる適當の計畫を立て國家社會の進運に供したいと存するが故に、諸君に於ても精進精勵、一層の努力を重ねられむことを深く希冀致します。

尤も各種法規上の關係より多少事業の上には障害ともなるべきこともありませうが、これは一面社會的關係上已むを得ぬことであるのでありますから、又是等の故障については成るべく之を緩和し之を排して大方計の遂行に努め、以て國家の進歩發展を計らんとする積りであります。故に諸君に於ても能くこの趣旨を諒承せられて、益々事業の爲めに盡心盡力されむことを冀望するのであります。茲に諸君の御守同を禮とし敬て所懐の一端を述べた次第であります。

仲小路(廉)農商務大臣訓示

(大正七年二月十六日 道茶業局長代讀) 今回茶業組合中央會議所定時會開會に際し中央會議所特別議員及び全國に於る有力なる茶業者各位に對し茲に一言するの機會を得たるは本官の頗る欣幸とする所なり。

製茶は本邦重要輸出貿易品の一にして最近三ヶ年間平均の輸出年額一千七百萬圓の多きに達し、其の消長は國民經濟と至大の關係を有するを以て之が改良發達を企圖するは現下の一大要務と謂はざるべからず。

歐洲戰亂勃發の當初に際しては製茶貿易の前途に關し甚だ憂慮する所ありしも、幸に事實は豫想に反し貿易は未曾有の順調となり昨大正六年の輸出額の如き二千百萬圓を越ゆるの盛況を呈するに至り諸君と共に深く慶賀に堪へざる所なり、然れども製茶貿易今日の盛況は主として戰時の影響に基く一時の現象に外ならざるを以て、可成製茶貿易の盛況を永久に維持する爲め此の機會に於て特に各位の慎重なる攻究を切望せざるを得ず。

今熟々内地茶業界の大勢を觀察するに栽培及製法の改良、適切なる機械の應用、共同經營事業の普及資本の合同、取引上の弊害矯正等の普及發達を計り以て生産費を削減し品質を精良にし販賣上の冗費を削減すると共に、海外販路の擴張に努むるが如きは最も注意すべき事項たらすべからず、其の他本年の製茶貿易に關しては粗製濫造の防止を固くは特に注意すべき事項の一たるを疑はず、前既に述べたるが如く昨年製茶貿易の旺盛なりしは頗る喜ぶべき現象なるも、唯懸念に堪えざるは多量なる下等茶の輸出なりとす。若し下等茶の一時の需用の爲めに製茶機械の濫用、茶葉の晩年摘採その他粗製濫造の弊を助長し、日本茶の本領とする品質の精良に對する信用を毀損するに於ては將來に於る製茶貿易の發展上影響する所少からざるを信ず、之等の點に關しては貿易事情に精通せらるゝ各位に於て特に慎重なる考慮を起らし、相當攻究の上適當なる措置を探られんことを望む、尙懸に臨み一言せんと欲するは本會は最も有力なる茶業者諸君の集會にして容易に得られざる機會なるを以て、此機に際し本邦茶業の前途に關し施設經營することあらば十分慎重なる討議考究を行ひ製茶貿易の發展に關し遺憾なきを期せられんことを望む。

道茶(齊)農務局長訓示

(大正八年二月十日) 今回茶業組合中央會議定時會に際し全國に於る有力なる茶業者各位の會同せらるゝ、席上に於て一言するの機會を得たるは本官の頗る欣幸とする所なり。

茶業は我國に於る重要な産業の一に屬し之が生産物たる製茶は本邦主要貿易品の一なり、故に之が消長は直接に本邦貿易の盛衰に關するものなるを以て一層之が注意を怠るべからざること固より言を俟たざる所なり、今や歐戰の戦亂も休戦状態に在りて平和克復の時機將に近きに在らんとす、回顧すれば開戦以來四星霜以上を亘り我製茶貿易に對する時局の影響は頗る好調を示し、開戦前に比し著しき好成績を得たるは各位と共に欣喜措く能はざる所なり、然りと雖もこの好影響に伴ひ動もすれば粗製濫造の弊を生じ本邦製茶の品位を劣悪ならしむるの事實あるは大に警戒を要する所なり、殊に近年勞銀の騰貴は製茶機械の普及を促し従つて之を濫用して過度に手工を省略し且製茶を過長せしめ以て徒らに産額を増さんとする者少からざるに至り、爲めに北米合衆國に於ては本邦輸出茶中木炭其他雜物存在の理由により其の輸入を拒絶したるものあるに至りたるが如きは、本邦茶業の發展上頗る痛嘆に堪えざる所なり、今や戦局の終期に當り我茶業の競争國も將に翼を張らんとしつゝあるの際、特に警戒を嚴にするの要あること敢て論を俟たず、中央會議所は幸先之が改善に着手するは勿論地方茶業團體とも充分協議を遂げ、対策上遺憾なきを期せられんことを望む。然して本邦茶業の前途に關し今後特に注意を要すべき事項については、官民共に大に考究を要するものあるを以て今回の定時會に際し本省大臣より特に右に關する諮問案を提出せられたるを以て各位宜しく慎重審議の上答申せられんことを望む。

(九年、十年、十一年は大正の訓示なし)

荒井(實太郎)農相告辭

(大正十二年二月二十四日 長瀬農務局長代讀) 茲に第四十五回茶業組合中央會議を開催せらるゝに當り本邦茶業界に於て最も有力なる各位に對し、茶業に關する希望の一端を述べざるを得ず、本大臣の頗る欣幸とする處なり。

今や我國は戦後の經營に専心し産業の振興、貿易の發展に全力を傾倒しつゝあるの状況なれば、今後の經濟戦は一層激烈の度を加ふるに至るべきや敢て言を要せず、從て我國に於ても一層國産を奨励して民力の増進を圖り貿易の伸張を期するは實に刻下の急務にして製茶の如き重要輸出品に就ては官民相協力して之が改良發達を圖り以て生産の増加及輸出の増進を期せざるべからざる也。

續つて戦後に於ける本邦製茶輸出貿易の趨勢を大觀するに、大正七年頃迄は毎年の輸出額大率三千萬斤を超過せしに、其後逐年著しく不況に陥り大正八年より十年に至る三ヶ年平均に於ては僅かに千八百萬斤に過ぎざるが如き状況にして、三四十年以來未だ嘗て見ざる不況を呈するに至れり。然るに昨年に於ては貿易漸々恢復の傾向を呈し二千萬斤の輸出を見るに至り、之を前年に比すれば八割強の増加なりしも、俄然昨年二番茶以後に於て一部富業者間に粗製濫造を行ふものあり、爲に製茶の品質は著しく下落し米



國に於ては品質不良の爲め其の輸入を拒絶せられ本邦茶の信用を害せしこと夥からざりしは遺憾に堪えざる所なり。由來本邦製茶輸出貿易不振の主なる原因は本邦製茶價格の騰貴と品質の低下とにあることは既に世間周知の事實なるに、漸く輸出の恢復の兆を認めたる今日早くも前述の如き粗悪茶の輸出するが如きことありては、本邦製茶貿易の將來に及ぼす影響は蓋し甚大なるものあるを以て本省は關係地方長官と充分協議し嚴密なる取締を行ふべきは勿論なるも、不正粗悪茶の取締は茶業組合中央會議所、同聯合會議所、及び茶業組合の重大なる使命の一に外ならざるのみならず、特に輸出茶の取締は中央會議所の主たる任務なるを以て卒先規約の勵行を圖らるゝは勿論聯合會議所及茶業組合等と聯絡を保ち取締の周到を期し、若し違反者ある場合は速かに嚴重なる處分を行ひ、以て不正不良茶の撲滅を圖り貿易不振の一大原因の禍根を絶たれんことを望む。

次に製茶價格の低下に關しては種々の方策あるべきも、生産費の節減を最も必要なりと認むるを以て、本省に於ても茶樹品種の改良摘採方法の改善、機械製茶に關する研究及機械製茶技術の發達並に共同製造、共同販賣其の他茶業の經營方法等に關し調査研究を行ふと共に其の適切なるものは各茶業團體等と協力して一層之が普及發達に努めんとす。

如斯にして品質價格共に相當なる茶を生産すると共に一方販路の擴張に努力するに於ては、我が製茶貿易の前途は敢て悲觀するを要せざるべく、加ふるに製茶の内地需用も人口の増加及生活程度の向上等に伴ひ年々増加すべきを以て、一面茶業に適當なる地方を擇び適當なる方法に依り、茶園の増加を圖るに於ては我が茶業の發達は決して難事にあらずべしと信ず。

前田(利定)提相告辭

(大正十三年二月二十五日長滿農務局長代讀) 茲に第四十六回茶業組合中央會議の開催せらるゝに當り本邦茶業界に於て最も有力なる各位に對して所懐の一端を述ぶるの機會を得たるは本大臣の類る欣幸とする所なり。戰後著しく不況に陥りたる我製茶貿易も大正十年度を最低として其の後は稍恢復し、大正十一年及十二年の輸出額は何れも二千萬斤を超え十年度の輸出額一千二百萬斤に比するときは八割餘の増加にして、聊か懸念を聞くに足ると雖も之を戰前の輸出額三千餘萬斤に比すれば尙ほ及ばざること甚だ遠し、而して不況の原因は一二に止まらずと雖も主として本邦製茶價格の騰貴と品質の低下とにあることは既に各位の熟知せらるゝ所にして、官民一致適切なる方策を講じこの缺點を免除するに非れば、製茶輸出貿易の發

展は之を進展し得べきにあらず、惟ふに産業振興の要諦は機械製茶の普及を圖り製茶技術の傳習を行ひ、以て生産量の増加と共に極力生産費を低減し一面に於ては嚴に粗製濫造を戒め、以て品質の向上を期するに外ならず而して之が實行に當りては當業者の自治的活動に俟つこと甚だ大なるものあり。

高橋(是清)提相告辭

(大正十四年二月十四日石馬農務局長代讀) 茲に第四十七回茶業組合中央會議を開催せらるゝに方り、本邦茶業界に於て最も有力なる各位に對し茶業に關す希望の一端を述ぶるを得るは本大臣の欣幸とする處なり。最近に於ける本邦製茶の輸出は甚だ不振にして年額二千萬斤内外に過ぎず、之を戰前の三千萬斤に比すれば著しき減少なりと云はざるべからず、而して其不況の原因としては生産の不足、價格の騰貴及品質の低下は其の最たるものと認むべく、今に於て之が對策を講ずるにあらざれば、我が製茶輸出貿易の恢復は蓋し至難なりと云はざるべからず。然りと雖も官民一致適當なる方策を講じ品質の改善と生産の増加を圖り以て需用者の嗜好に適應する製茶を廉價に供給することに努むると共に、他面從來の販路の維持及擴張を圖り更に進んで新販路の開拓に努むるに於ては、我が製茶輸出貿易の前途は敢て悲觀の要なかるべく、又内地製茶の需用は近年著しく増加したるが人口の増加、生活程度の向上に伴ひ將來益々増加すべく殊に日露國交の恢復と茶に關する科學的研究の進歩及器具機械の利用は更に本邦茶業の將來に光明を與ふるものと言はざるべからず。

早達(整爾)提相告辭

(大正十五年三月四日河部事務次官代讀) 本邦茶業の現状を見るに斯業の經營は機械製茶法の普及發達により最近著しく有利となり、漸く發展の趨勢を示せりと雖も製茶の輸出貿易は尙未だ不振の域を脱するに至らず、今後更に一段の努力を要するものあり。



茶業組合中央會議所は茲に見る所あり、静岡縣茶業組合聯合會議所と協力して大正十四年度より五ヶ年計畫を以て米加兩國に對し日本茶の大宣傳を開始し機宜しきに處せんとす、惟ふに本邦製茶輸出貿易の不振は優良なる製品を潤澤に供給すること能はざるに基因すること尠からざるを以て、該事業の効果を收めんが爲めには内に於ても極力生産の改良増殖に努め、品質の向上と供給の潤澤を期し以て内外相呼應して所期の目的を達成するに努めざるべからず。

本邦輸出製茶の販路擴張については米加兩國に其主力を注ぐべきや固より論なしと雖も、販路の安全と將來一層の發展を企圖する爲めには更に進んで他の方面に新販路を開拓するの要あり、新販路の開拓は取引方法及商習慣の相違等に依り相當大なる困難を伴ふは免れずと雖も、慎重なる調査研究を遂げ徐に其の發展を策するに於ては必ずしも不可能に非ず、殊に對露貿易の如き大正十四年に於て既に八十萬封度に近い輸出を見たるが如き實情にして今後の努力如何によりては將來有望なる販路たるを信じて疑はず。本會議に列席せらるゝ各位は多くは地方茶業界の重鎮なるを以て、中央會議所の事業に力を致さるゝと共に各其地方の茶業の改良發達に一層の努力を致し以て中央地方相協力して本邦茶業の振興に盡せられんことを望む。

第四十九回茶業組合中央會議の開催せらるゝに當り一言所懐を述べて告辭とす。

町田(忠治)農相告辭

(昭和二年二月二日河部事務次官代讀) 本邦内地に於る製茶貿易の趨勢を觀察するに輸出額は其盛時に於ては約四千萬斤に達したるも戦後著しく不振に陥り、最近僅かに二千萬斤内外を示すに過ぎず之が挽回の策を講ずるは我が國貿易の進展に對しては、勿論農家の重要産業たる茶業振興上の見地よりするも、朝下の喫緊要務と謂はざるべからず。

製茶輸出の増進を期する方法多々あるべしと雖も、海外に於る嗜好の實狀に鑑み優良なる製茶の産出に留意すると共に製品の種類に關しても亦研究の歩を進め、新なる需用の喚起に努むるが如きは最も必要なる事項なりと信ず、然るに本邦製茶生産の實況に徴するに、茶業經營方法の如きは時運の進歩に伴ひ相當改善の實を挙げつゝあるも、製茶の品質に重りては寧ろ低下し爲めに海外市場に於ける不評を招き、需用減退の因を爲せるを見るは甚だ遺憾とする所にして、此の點に關しては深く考察を加へ之が改善を期するの覺悟なかるべからず、斯の如きは從來屢々口にせらるゝ所にして敢て異とするに見らずと雖も、眞理は古く且つ常に新なるものなるを以て茲に當業者の猛省を促さむとする所以なり。

第五十回茶業組合中央會議の開催せらるゝに當り一言所懐を述べて告辭とす。

山本(佛二郎)農相告辭

(昭和三年二月二日河部事務次官代讀) 本邦茶業界の現狀を見るに茶業の經營は機械製茶法の普及發達に依りて大に有利となり新業發展の機運漸く顯はれたりと雖も製茶の貿易に至りては最近甚だ不振の狀況にして其輸出額二千萬斤

内外に下り之を戦前の三千餘萬斤なりしに對比するときは著しき減退と謂はざるべからず。

製茶貿易の發展については國內に於る生産方法の改良の如き固より急務に附すべからずと雖も海外に於ける本邦製茶の需用狀況の眞相を究め販路開拓上適切なる方策を講ずるが如き、或は取引組織、販賣方法及荷造包装の點に關し時勢の進退に應じて改善を加ふるが如き亦最も緊要なる事項なりとす。

茶業組合中央會議所は専ら製茶海外貿易の發展を圖らんが爲に設立せられ、多年其の事業に努力し來りたるものなるを以て上述の諸事項については最も能く通曉し、且つ其の改善の衝に當るべき唯一の團體なりとす故に今後之等諸問題に關しては特に充分なる考慮を拂ひ改善の實を挙げ製茶貿易の堅實なる發展を期せられんことを望む。

又茲に列席せらるゝ議員各位は多くは地方に於る茶業界の重鎮なるを以て、中央會議所の活動を助くると共に各其の地方に於る茶業の改良發達に力を盡し、以て本邦製茶業の振興に寄與せられんことを冀ふ。一言述べて告辭とす。

山本(佛二郎)農相告辭 (昭和四年一月三十一日河部事務次官代讀) 我國に於る製茶の生産は其製法の機械化に依り最近著しく發展の實を挙げつゝありと雖も之が輸出貿易に至りては前途相當好望なるものあるにも拘らず、大勢に於ては今尙不振の域を脱せざるは甚だ遺憾とする所なり。

惟ふに製茶輸出貿易の振興に就ては生産の改良増殖取引方法の改善廣告宣傳の方法等、其の調査を要するもの尠からざるべしと雖も就中本邦製茶輸出貿易の現狀に鑑する時は、新販路の開拓と紅茶碾茶等の輸出につき調査するを以て最も緊要のこととなさざるべからず、彼の對露輸出開始の如きは其量に於て未だ甚だ多からずと雖も、之が爲め從來沈滞の傾向にありし我製茶輸出貿易上一派の生氣を添え、當業者の發奮を促したるの效果に至りては蓋し甚大なるものあるを信ず、故に益々之が伸張を圖ると共に夙に綠茶の消費地として知らるゝ佛領阿弗利加等への輸出を企て又南米其他本邦製茶産出の餘地ありと認めらるゝ諸地方に對しても周密なる調査研究を遂げ以て新販路の開拓に努むるは製茶輸出貿易刷新上の急務なりと謂はざるべからず、紅茶及碾茶の輸出については未だ其生産の改良増殖に付試験研究を要するもの尠からざるを以て、差當り本省に於て明年度豫算より相當の經費を計上し之が研究を行はしめんことを期しつゝあり、關係當事者並當業者に於ても亦能く思を致し今にして速かに本邦製茶輸出貿易の進展上必要なる準備を整へ、以て時勢の要求に應ずるに於て遺憾なきを期せざるべからずと信ず。

以上は製茶貿易の刷新上特に留意すべき要點にして固より之が實現は官民一致の協力に依る異常の努力に俟たざるべからず、而して茶業組合中央會議所は新業發展の衝に當るべき本邦唯一の中央團體なるを以て、特に其の活動を期待するは勿論、又茲に列席の



各位は何れも地方に於ける我茶業界の重鎮なるを以て、單り中央會議所の事業としてのみならず、各其地方の茶業改良發達に盡瘁し以て中央地方相呼應して本邦茶業の振興、貿易の發展に資せられんことを望む。

第五十二回茶業組合中央會議の開催に當り一言所感を述べて告辭とす。

町田(忠治)農相告辭

(昭和五年三月十三日松村事務次官代讀)

茶業の改良發達を圖り製茶輸出貿易の發展を期するは常に我國農村經濟の振興上必要なるのみならず、國際貨價の改善上にも亦極めて緊要なる事項なりと謂はざるべからず、惟ふに茶業の改良

については近時長足の進歩を見たる機械製茶法の應用等に依り、經營の合理化を以て其の目的を達成し得べしと雖も、製茶輸出貿易の發展にありては製品及其の包装の改良、取引の改善、廣告宣傳等其攻究を要すべき事項極めて多く、就中輸出茶の品位の向上及び包装の改善等の如きは輸出貿易發展の基調をなすべき事項に屬し、之が改善の實を擧ぐると否とは事業の消長に重大なる關係を有するを以て今後は是等に付適切なる方策を講ずる處なかるべからず。

海外販路の擴張については米國、カナダ等舊販路の維持擴張に主力を注ぐべきや固より論を俟たずと雖も、輸出貿易の現狀に鑑みるときは新販路の開拓に付一段の努力を加ふるの要あるべし、彼の對露輸出の如きは開始後日尙淺きに拘らず既に相當の成果を收め、我が製茶輸出貿易に一脈の生氣を添へ當業者の發奮を促したる効果に至りては蓋し甚大なるものあり、故に之が進展を圖ると共に更に他の製茶消費地に對しても、亦本邦茶の輸出を企圖し以て輸出貿易促進の途を講ぜざるべからず。

以上は茶業の振興上特に攻究すべき要點にして、之が實現は官民一致の協力に依らざるべからずと雖も、特に製茶輸出貿易の發展を圖るを以て其の重要使命となせる茶業組合中央會議所の活動に俟たざるべからざるものなるを以て各位の自重を望むや切なり。

第五十三回茶業組合中央會議の開催に當り一言所感を述べて告辭とす。

町田(忠治)農相告辭

(昭和六年二月二十六日松村事務次官代讀)

茶業の振興を圖り製茶輸出貿易の發展を期するは常に農家經濟を改善する上に於て必要なるのみならず、現下農村不況の對策として亦極めて緊要なりと謂はざるべからず。

惟ふに茶業の振興を圖るには科學の應用と、機械力の利用とに依りて其經營を合理化すると共に、複雑多岐に亘れる製茶取引の方法を改善するを以て最も重要な事項とす。又製茶輸出貿易の發展を期するには本邦製茶の特殊性を利用して海外に於ける之が需用を喚起促進し、以て新販路の開拓を策するを最も必要なりとす。之が爲めには紅茶及緑茶に付ても考慮を要するものありと雖も是等は目下試驗研究の過程に在るを以て暫く措き、當面の問題としては既に相當量の輸出を見つゝある特殊緑茶につき攻究する所なかるべからず。即ち是等の製茶は生産技術未だ幼稚にして其品質に於て需用者の嗜好に適せざるものあり、價格に於ても生産費

低廉なる支那茶に對抗すること困難なる實情にあり、今後之が生産技術の向上を圖り良品廉價供給の途を講ずるは方に焦眉の急務なりと謂ふべし、而して新販路として將來を矚目せられつゝある地方、ソ聯邦を除くの外概して未だ本邦との通商關係薄く爲めに取引慣行等も評かならざるものあり、宜しく完全なる調査を遂げ確たる販路の開拓に努力する所なかるべからず。以上は茶業の振興、製茶輸出貿易の發展上採るべき方策中當面の重要事項の一端を述べたるに過ぎず、更に攻究を要すべき事項多々ありと雖も是等に付ては昨秋茶業組合中央會議所主催全國茶業技術員協議會に於て研究討議の結果得たる、各種の方策の如き採て以て參考となすべきもの夥しとせず、頗らく各地方の事情に應じて適當に之を採擇し其實現を期するに於ては、寄與する所蓋し鮮少なからざるものあるべし。茲に第五十四回定時會に當り聊か所感を述べて告辭とす。

山本(佛二)農相告辭

(昭和七年二月二日小平農務局長代讀)

本邦の茶業は近時機械製茶法の普及發達に依り其生産技術に於て相當進歩の認むべきものあるのみならず、製茶の輸出貿易に在りても最近ソヴェト聯邦、モロッコ等との取引開始に依り茶業

發展の機運を醸成しつゝあるは慶賀に堪えざる所なり、然りと雖も誠つて茶業の内容を省察するに其經營乃至取引の方法に於て時勢の進運に伴はず改善を要するもの尠からざるのみならず、輸出貿易の方面に在りても缺くる所多きを以て是等につき充分の研究を遂げ適當なる改善の方策を樹つるの要あり、然りと雖も元來産業の眞の發達は當業者の自發自前に俟つ所多し、茶業組合存立の趣旨亦實に茲に存し其の活動の如何は茶業の振興に關する所大なるものあり、冀くば今後益々内容の整備充實に努むると共に一層純潔を鞏固にし以て組合及會議所本來の使命達成上遺憾なきを期せられんことを、第五十六回茶業組合中央會議の開催に當り一言所感を述べて告辭とす。

後藤(文夫)農相告辭

(昭和八年二月一日石原農林次官代讀)

茶業は古來本邦農業の重要な一部門を爲せるのみならず製茶は輸出品として亦輕視すべからざる地位を占むるを以て、斯業の發達を圖るは農家經濟の作興上尙又國際貨價の改善上急務に附すべ

からざるは言を俟たず、爰を以て政府は從來斯業の振興に關し各種の施設を爲し來れりと雖も、現下各般の事情に鑑み本年度に於て新に若干施設する所ありたり。即ち茶業組合中央會議所に於て施行し來れる販路擴張に關する事業を助成して、製茶の海外新販路開拓に一段の進展を期し、又海外新販路向製茶として最近額に増進し來れる玉緑茶に關する地方研究事業を助成して、其製法の改善に努め尙製茶の改良及生産費の節減に資するの目的を以て、最も有効適切なりと認めらるゝ共同機械製茶場の設置を奨励して其普及を圖ることとせり、之等施設は本邦茶業の振興及製茶輸出貿易の進展上速かに實施を要すと認め善手したるものなるが、今後と雖も必要に應じ更に進んで施設する所あらんとす、然れども凡そ産業の振興は關係當事者の自發的活動に俟つ所大にして、茶



業組合設立の趣旨亦實に之に外ならず、實くは益々鞏固なる統制の下に内容の整備充實を圖り以て組合本来の使命の達成に努められんことを。

茲に第五十七回茶業組合中央會議の開催に當り一言所懐を述べて告辭とす。

後藤(文夫)農相告辭

(昭和九年一月三十日石黒農林次官代讀)

本邦茶業の振興に關しては相當成績の見るべきものありと雖も

近時我が茶業が農産經營上占むる地位の益々重きを加ふるに至りたるに鑑み、之が改善に關し更に一段の考慮を希望せざるべからざるものあり。即ち製茶の嗜好は時勢の變遷及び各種飲料の出現に因り變化を來し、又海外新販路の開拓に依り輸出茶の仕向地著しく廣汎となり製茶の種類及品質亦多岐に亘りたるを以て、是等内外に於ける複雑なる需用に應せんが爲めには、製茶の方法は單に舊慣を墨守し得ざるものあり、更に茶園の状態を觀るに其大部分は往時の手摘手製を以てする經營に即して造成せられたるものにして、今日の如く進歩せる機械製茶法に依る經營法に適應したるものと認め難き實狀にあり、以上の外製茶生産費の低減、生産及販賣の統制等速かに解決を要すべき問題極めて多し、茶業關係者は此の際右の諸問題に付慎重なる考慮を拂ふと共に、茶業全般に亘り再検討を加へ以て斯業の面目を一新し一段の飛躍を期する所なかるべからず。

茲に列席の各位は我國茶業界の先達なり實くは各位宜しく茶業の大勢を察し、速かに適切なる方策を樹て以て更生期に於ける本邦茶業の前途を諒らざらむことを、茲に第五十八回茶業組合中央會議定時會に方り一言所懐を述べて告辭とす。

昭和十年度の定時會は、茶業組合創立五十周年記念の各種行事に際し外務、農林、商工各大臣の告辭、祝辭あり、爲めに定時會に對する大臣告辭は遂に發せられなかつた。

第十二章 中央會議所各種委員會

本會議所に於ける各種委員會は、議員總會の代行機關たる評議員會の外、販路擴張、生産改良、標準茶設定の各委員會及び輸出茶審議會、米加兩國製茶販路擴張聯合特別委員會があり、それらの機能に於て活躍して居るが、右の内、審議會に於ける毎年の會議は別項審議會記事中に収録し、特販委員會の内容經過は海外販路擴張事業中に之を叙述し、

こゝには評議員會外三委員會の經過を収録するに止めた。

第一 中央會議評議員會

中央會議所評議員會は、役員機關中の最重要なる地位を占め、與へられたる權限に於て、豫算其他の重要案件を處理し議員總會に代つて決議する外、會議所に於ける各種施設事業に對し立案協賛等の使命を果して居る。歴年の主なる會議内容左の如し。(評議員會の組織及職務權限に關する規定は規約中にあり)

大正五年

△三月廿三日、日本貿易協會に開會、前日

開會の販路擴張委員會に附議せる諸案につき打合せの後横濱、神戸、長崎、四日市に配置する各一名の製茶検査員は議長の指名に一任し、生産改良委員には京都を加へて各一名宛を囑託することに決定した。

大正六年

△九月十九日を以て静岡縣聯合會議所内に開會。

大谷、尾崎の正副會頭以下中村圓一郎、笹野徳次郎(静岡) 大原重右衛門(滋賀) 柿岡十郎(三重) 栗谷喜八(大阪) の各評議員及伊藤六治郎(三重) 岡野利兵衛(横濱) 相澤喜兵衛(東京) 海野孝三郎、北川米太郎(静岡) の諸氏出席

京都に開設の第二回全國製茶品評會囑託費豫算一千圓に對し、出品八百餘點に達するの盛況に鑑み、三百圓の追加を議定したる後、大谷翁銅像建設常務幹事會に移りそ

中央會議所各種委員會

の除幕式日取を十一月十五日と決定、當日の招待者及式

順を協議し一同清水山公園の銅像工事を視察した。

大正七年 △一月卅一日東京事務所に開會。大谷會頭

尾崎副會頭、相澤理事、栗谷、大原、柿、笹野の各評議

員出席、二月開會さるべき全國茶業者大會、並に大正七

年度豫算の原案作成、其他二三事項につき協議した。

△六月十五日、静岡縣聯合會議所に開會。大谷、尾崎正

副會頭、相澤理事、海野出張所長、中村、栗谷、大原、

笹野、木津の諸氏出席、二十日開會さるべき全國茶業者

大會準備につき協議した。

大正十一年 △四月二十一日東京會議所に開會。左の

三件を附議す。

△各府縣茶業組合聯合會議所會頭の會議に提出する諮問事項の件。 △大正十一年度海外販路擴張費に關する件。 △故



中央會議所各種委員會

柿岡十郎氏に對する弔慰に關する件。
柿氏の弔慰料は三百圓と決定、他は原案を承認す。
十一月十一日靜岡縣聯合會議所に開會、大原重右衛門(滋賀)...

大正十二年 十一月五日震災後の假事務所丸の内常
盤生命會館に開會。大谷、尾崎正副會頭、相澤理事、大
原重右衛門(滋賀)...

大正十三年 十一月十四日、三重縣山田市千秋樓に開
會。大谷、尾崎正副會頭、相澤理事、松浦、中村、笹野、
大原、栗谷、木津各評議員、西郷、加藤兩職員列席、左
記問題を附議決定した。

(七四二)

△全國會議所議案。△中央會事務所新築追加豫算の
件。△伊藤市平氏死亡につき弔慰の件。△中央會議の日報
及場所の件。△爪哇世界茶業共進會加入の件。
△一月三十日より二月六日迄規約改正原案作成の爲の委
員會に参加し草案を得たので二月十三、十四、十九、二
十の四日間正式に評議員會を開き、第四十六回定時中央
會議に提出す可き規約改正案、十三年度豫算案等を審議
決定した。△三月十八日日本所の新築事務所に開會。大
谷、尾崎正副會頭、相澤理事、松浦、中村、栗谷、笹野、
大原の諸氏出席、左記問題を附議決定した。

△農商務省へ國庫補助及國貨輸出検査請願の件。△製茶模
範事業獎勵補助規程の件。△検査員服務規程の件。△報
酬給與支給規程の件。△標準茶設定委員選定の件。△生
産改良調査委員選定の件。△農事兼取組員選定の件(各府
縣を巡視するもの)。△臨時検査員派遣該當府縣選定の件。
△退職者慰勞手當配給の件。△古田試験園委託條件。
△四月十日京都商業會議所に開會、尾崎副會頭、松浦、
中村、笹野、大原、渡邊、木津、栗谷の各評議員及び靜
岡、三重、京都の二會頭臨席、左記事項を附議決定した。
△米國雜誌記者ユーカーズ氏數待法に關する件。△茶商招待
に就き西商務官提案に關する件。△臨時調査部に關する件。
△五月七日東京會議所に開會。大谷、尾崎正副會頭、中

村、栗谷、木津の諸氏及び相澤理事等出席左記事項を協
議した。

△ユーカーズ氏來朝經過報告の件。△米國茶商招待延期に
關する件。△本年六月爪哇に於て開催の茶業大會(森雅司、
植田亮三兩氏の出席を囑託するの件。△本所火災保險見舞
金額に關する件。

△十一月五日京都市終屋に開會。大谷、尾崎正副會頭、
松浦、中村、大原、笹野、栗谷、渡邊、木津の各評議員西
郷、加藤兩參事、藤田取組員出席、左記事項を協議した。

△佛國巴里に開催する可き萬國裝飾美術工藝博覽會内日本現
茶店開設に關する件。△ユーカーズ氏に提供す可き本邦茶
業資料の翻譯料支出に關する件。△米國茶商協會より西商
務官を経て申込みありたる茶業教科用小冊子編纂費五百圓寄
附に關する件。△會頭會議に提出す可き協議並指示事項に
關する件。△主務者より諮問ありたる解改正に關する件。
△關西二府六縣茶業組合頭會議の決議に依り主務大臣へ宛
てたる茶業に關する請願、並に本所宛建議案報告の件。△
商務官存続運動に關する件。

大正十四年 三月十二日東京事務所に開會。大谷、
尾崎の正副會頭、相澤理事、木津、大原、栗谷、笹野の
諸氏出席、久木元農商務局、加藤、西郷兩參事参加、左
記問題を議定した。

中央會議所各種委員會

△規約第六十條中字句訂正に關する件。(規約第五十條第四
項の評議員會職務權限により第四十七回中央會議の委任を受
けたるもの)。△第四十七回中央會議に於て議決されたる事
項中の字句訂正に關する件。(規約第五十條第六項の職務權
限により代決するもの)。△各府縣に囑託す可き検査員の配
置並に手當支給額決定に關する件。△囑託検査員服務規定
制定に關する件。△規約第六十條により各府縣聯合會議所
に囑託す可き製茶の検査、違約處分及賦課金徵收に關する事
務施行の範圍決定に關する件。△事業補助規程に關する件。
△全國製茶品評會開催に關する事項決定に關する件。△廣
告補助規程制定に關する件。△ウキタミ研究技師選任に
關する件。△第五回全國會議日時及場所決定報告の件。
右の内決定せる各規程次の如し。

囑託検査員服務規程

- 第一條 本所囑託ノ製茶検査員ハ指定地管内ノ製茶ノ検査及
取締ノ事務ニ從事スルモノトス
第二條 製茶検査員ハ本所交付ノ證書ヲ常時携帯ス可シ
第三條 製茶検査員ハ指定地ノ聯合會議所又ハ茶業組合ト協
力提携シ本所規約規程ノ履行ニ努ム可シ
第四條 製茶検査員ハ本所規約第十條ノ報告例ニ定メタル各
項ノ報告ヲ完全ニ履行スル爲聯合會議所又ハ茶業組合ト協
力ス可シ
第五條 前各條ニ定ムルモノノ外本所ヨリ臨時命令スル事項

(七四三)